

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 6 月27日
【計算期間】	第17期（自 平成25年 1 月 1 日 至 平成25年12月31日）
【ファンド名】	ダイワ外貨MMF (Daiwa Gaika MMF)
【発行者名】	エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド) リミテッド (SMT Fund Services (Ireland) Limited)
【代表者の役職氏名】	取締役 ピーター・キャラハン (Peter Callaghan) 取締役 カール・マケネフ (Karl McEneff)
【本店の所在の場所】	アイルランド共和国、ダブリン 2、ハーコート・ロード、 ハーコート・センター、ブロック 5 (Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 中 野 春 芽
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 中 野 春 芽 弁護士 十 枝 美紀子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

- (注 1) 本書において、アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)、オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。)、カナダ・ドルおよびニュージーランド・ドルの円貨換算は、平成26年 4 月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1 米ドル = 102.61円、 1 豪ドル = 95.26円、 1 カナダ・ドル = 93.70円および 1 ニュージーランド・ドル = 87.94円)による。
- (注 2) ダイワ外貨MMFは、アイルランド法に基づいて設定されているが、ファンド証券は、米ドル建て、豪ドル建て、カナダ・ドル建てまたはニュージーランド・ドル建てのため、以下の金額表示は、別段の記載がない限り、米ドル、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルをもって行う。
- (注 3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。
- (注 4) 本書中、会計年度とは 1 月 1 日に始まり、12月31日に終わる 1 年を指す。ただし、初年度は平成 8 年 7 月 22日から平成 9 年12月31日までを指す。

第一部 【ファンド情報】

第１ 【ファンドの状況】

１ 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ダイワ外貨MMFは、ユニット・トラスト法に基づきアイルランド中央銀行の認可を受けた、ユニット・トラストとして設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。ダイワ外貨MMFは、受託会社、管理会社およびすべての受益者を拘束する信託証書に基づき1996年7月5日に設定された。ダイワ外貨MMFに対する投資は、ポートフォリオ受益証券の購入により行われる。ポートフォリオ受益証券1口は、当該ポートフォリオの資産の未分割の持分1口の実質的な所有権を表章する。

ダイワ外貨MMFは、一または複数のクラス証券を発行することができる複数のポートフォリオから成るアンブレラ型ファンドである。各ポートフォリオのクラスの受益証券は、あらゆる点においてそれぞれ同等のものと位置付けられるが、通貨、ヘッジ戦略(特定クラスの通貨に適用される場合)、配当方針、課される手数料および費用のレベル、申込・買戻手続、適用ある最小保有額または最低申込額等において異なることがある。各ポートフォリオの資産は、各ポートフォリオの投資目的および方針に従い、各ポートフォリオのために別個に維持される。各ポートフォリオの別個の監査済財務書類が、ダイワ外貨MMFの年次報告書に記載される。

各ポートフォリオの受益証券の発行および買戻しは、該当ポートフォリオの取引日においてのみ行われる。

各ポートフォリオは、ポートフォリオ自体の債務を負担するが、他のポートフォリオの債務に対して責任を負わない。

各ポートフォリオの基準通貨は、別紙に記載されている。本書の日付現在、ダイワ外貨MMFが設定しているポートフォリオおよびクラス証券の基準通貨は、以下のとおりである。追加のクラス証券は、アイルランド中央銀行の事前の承認を得た上で管理会社が発行することができる。

ポートフォリオ	基準通貨
USドル・ポートフォリオ	米ドル
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ	豪ドル
カナダ・ドル・ポートフォリオ	カナダ・ドル
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ	ニュージーランド・ドル

信託金の限度額に制限はない。

ファンドの性格

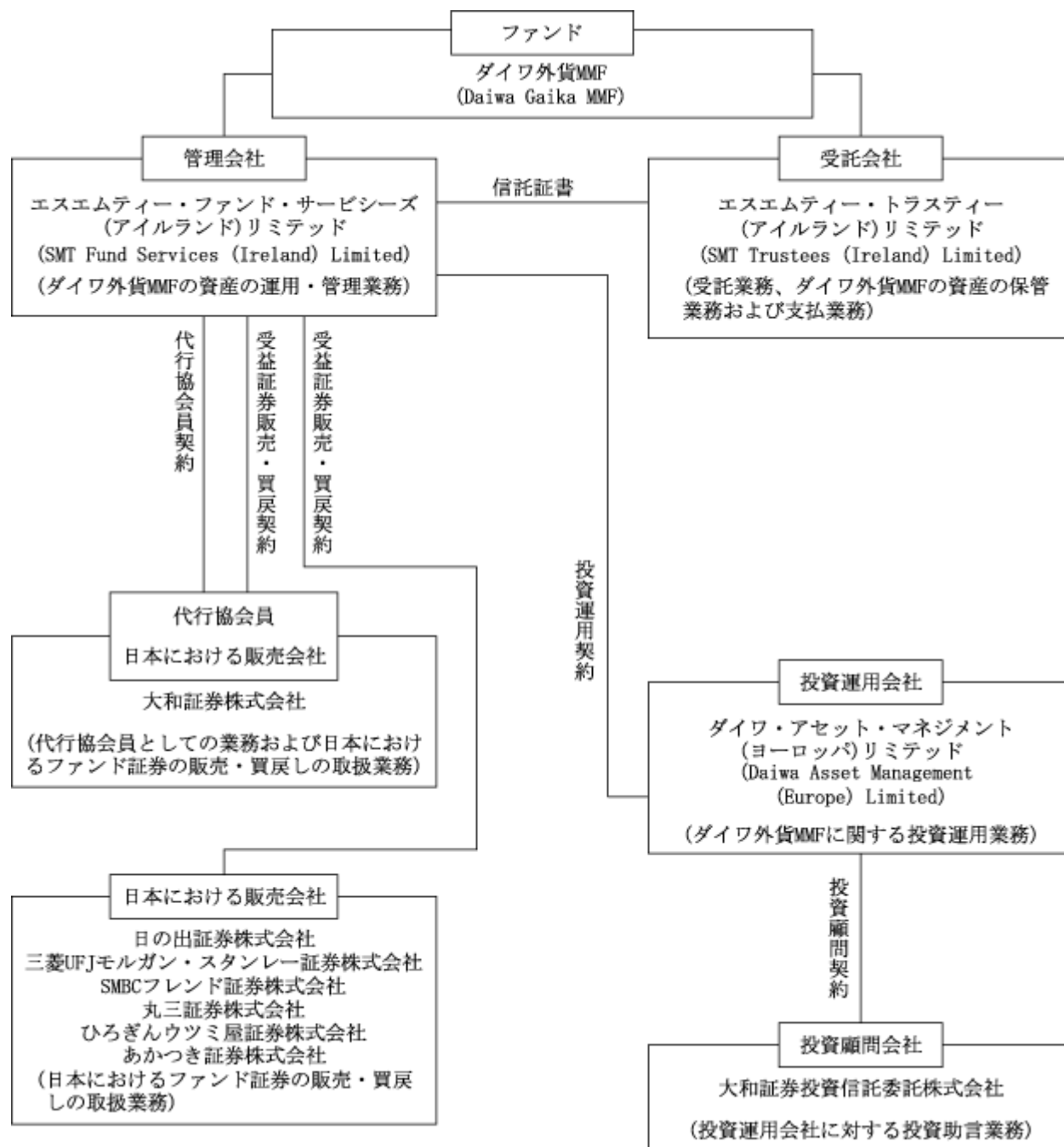
ファンドの投資目的は、別紙Gに定義される公認の証券取引所において取引される優良な固定利付債券および変動利付債券に投資することにより、投資元本を維持し、高い流動性を保ちつつ、インカム収益を確保することである。

(2) 【ファンドの沿革】

1995年 4 月25日	管理会社の設立
1996年 7 月 5 日	ダイワ外貨MMF信託証書締結
1996年 7 月17日	ダイワ外貨MMF第一補足信託証書締結
1996年 7 月24日	USドル・ポートフォリオおよびオーストラリア・ドル・ポートフォリオの運用開始
1999年 1 月19日	ユーロ・ポートフォリオの運用開始
2000年 9 月25日	ダイワ外貨MMF第二補足信託証書締結
2003年 5 月23日	ダイワ外貨MMF第三補足信託証書締結
2003年 6 月11日	カナダ・ドル・ポートフォリオの運用開始
2004年 6 月30日	ダイワ外貨MMF第四補足信託証書締結
2004年 7 月23日	ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの運用開始
2005年 9 月29日	ダイワ外貨MMF第五補足信託証書締結
2006年 6 月22日	ダイワ外貨MMF第六補足信託証書締結
2008年 6 月16日	ダイワ外貨MMF第七補足信託証書締結(2008年 6 月20日付で効力発生)
2012年10月31日	ユーロ・ポートフォリオの償還

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人との名称、ファンド運営上の役割及び契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
エスエムティー・ファンド・サービ シーズ(アイルランド)リミテッド (SMT Fund Services (Ireland) Limited)	管理会社	1996年7月5日に受託会社との間で締結されたファン ドの信託証書(1996年7月17日付第1補遺、2000 年9月25日付第2補遺、2003年5月23日付第3補 遺、2004年6月30日付第4補遺、2005年9月29日付 第5補遺、2006年6月22日付第6補遺および2008年 6月16日付第7補遺(2008年6月20日付で効力発生) により改正済)は、ダイワ外貨MMFの資産の運用・管 理、ファンド証券の発行・買戻し、ダイワ外貨MMF の終了等について規定している。
エスエムティー・トラスティー(ア イルランド)リミテッド (SMT Trustees (Ireland) Limited)	受託会社	1996年7月5日付の管理会社との間で締結された信 託証書(1996年7月17日付第1補遺、2000年9月25 日付第2補遺、2003年5月23日付第3補遺、2004年 6月30日付第4補遺、2005年9月29日付第5補遺、 2006年6月22日付第6補遺および2008年6月16日付 第7補遺(2008年6月20日付で効力発生)により改正 済)は、受託業務、ダイワ外貨MMFの資産の保管業 務、支払代行業務等について規定している。
ダイワ・アセット・マネジメント (ヨーロッパ)リミテッド (Daiwa Asset Management (Europe) Limited)	投資運用会社	2004年6月30日付(ニュージーランド・ドル・ポ ートフォリオ)および2004年7月30日付(ニュージー ランド・ドル・ポートフォリオ以外のポートフォリ オ)で管理会社との間で締結された投資運用契約 (注1)は、ダイワ外貨MMFに関する投資運用業務に ついて規定している。
大和証券投資信託委託株式会社	投資顧問会社	2004年6月30日付(ニュージーランド・ドル・ポ ートフォリオ)および2004年7月30日付(ニュージー ランド・ドル・ポートフォリオ以外のポートフォリ オ)で投資運用会社との間で締結された投資顧問契 約は、投資運用会社に対して投資助言業務を提供す る。
大和証券株式会社	代行協会員	1996年7月5日付、1998年12月16日付、2003年5月 23日付および2004年6月21日付で管理会社との間で 締結された代行協会員契約(注2)は、代行協会員 としての業務について規定している。

(注1) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、投資方針および投資制限に従ってダイワ外貨MMFの資産の日々の運用を行うことを約する契約である。

(注2) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が、ダイワ外貨MMFに対し、ファンド証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに決算書類およびその他の書類の日本証券業協会に対する提出等代行協会員事務を提供することを約する契約である。

管理会社の概況

(イ)設立準拠法

管理会社は、アイルランド1963 - 2013年会社法(以下「アイルランド会社法」という。)に基づき、アイルランドにおいて1995年4月25日に設立された有限責任会社である。アイルランド会社法は、設立、運営、株式の募集時期・条件等会社に関する基本的事項を規定している。

管理会社は、アイルランド中央銀行により投資信託を管理することが認可されている。

(ロ)事業の目的

主目的は、投資信託等の管理業務を行うことである。管理会社は、ダイワ外貨MMFのためにファンド証券の発行および買戻し、ダイワ外貨MMFの資産の管理・運用を行う義務がある。

(ハ)資本金の額

授權株式資本は、1株当たり1スターリング・ポンドの普通スターリング・ポンド株式40万株および1株当たり1ユーロの普通ユーロ株式5,000万株である。2014年4月末日現在、払込済株式資本は、40万スターリング・ポンド(約6,907万円)および2,350万ユーロ(約33億3,089万円)である。

(注) スターリング・ポンド(以下「英ポンド」という。)およびユーロの円貨換算は、平成26年4月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=172.67円、1ユーロ=141.74円)による。以下同じ。

(ニ)会社の沿革

1995年4月25日設立。

(ホ)大株主の状況

(2014年4月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
スミトモ・ミツイ・トラスト(アイルランド)リミテッド (Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited)	アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5、レベル3 (Level 3, Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)	普通英ポンド株式 400,000株 および 普通ユーロ株式 23,500,000株	100%

(4)【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ダイワ外貨MMFの設定準拠法は、ユニット・トラスト法である。

準拠法の内容

(イ)ユニット・トラスト法にはユニット・トラストの認可、管理および規則に関する規定がある。ユニット・トラスト法は、2003年欧州共同体(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。))規則(改正済)(以下「UCITS規則」という。)に基づき認可されたUCITSには適用されない。

(ロ)アイルランドにおけるユニット・トラストの認可

(a) ユニット・トラスト法3、4および5条はアイルランド内のユニット・トラストの認可要件を規定している。

() ユニット・トラストは有価証券またはその他のあらゆる資産の取得、保有、管理または処分により生じる利益および収益をトラストに基づき受益者である一般公衆が享受するために、可能な仕組みを提供する場合、ユニット・トラストは、アイルランド中央銀行から認可を受けることを要する。

() ユニット・トラスト法に従わないユニット・トラストは認可を拒否、または取消されることがある。当該決定に対し不服がある場合には、第一審裁判所(高等法院)に訴えることができる。許可の拒否または取消の決定が効力を発生した場合、当該ユニット・トラストは解散される。

(b) アイルランド中央銀行の権限と義務は、ユニット・トラスト法に定められ、同規則第3および4条によりユニット・トラストの監督権がアイルランド中央銀行に付与されている。

(c) ユニット・トラスト法による要件

ユニット・トラスト法15条は、第75条を含む多数のUCITS規則が反映されており、投資信託に、年次報告書および半期報告書の公表を義務付けている。

UCITS規則第76、78、80、81および82条は上記書類に関する要件に対しても適用され、以下のように定めている。

- () ユニット・トラストは年次報告書および半期報告書をアイルランド中央銀行に提出しなければならない。
 - () 直近の年次報告書および以後発行された半期報告書は、契約締結前に無料で投資者に提供されなければならない。
 - () 年次報告書および半期報告書は、目論見書に特定される場所で一般公衆に入手可能とされなければならない。
 - () 年次報告書および半期報告書は、要求があった場合、無料で受益者に提供されなければならない。その該当期間の終了から、年次報告書は4か月以内に、監査済または未監査の半期報告書は2か月以内に公表されなければならない。
- (d) ユニット・トラスト法によるその他の要件
- () 公募または売出しの申請
ユニット・トラスト法第9条は、ユニット・トラストはアイルランドで活動を行うためにはアイルランド中央銀行の認可を受けなければならない旨規定している。
 - () 信託証書の事前承認
ユニット・トラスト法第4条は、ユニット・トラストは、アイルランド中央銀行が信託証書を承認した場合にのみ許可される旨規定している。
 - () 信託証書の変更
ユニット・トラスト法第7条は、ユニット・トラストの信託証書の変更またはユニット・トラストの名称の変更は、アイルランド中央銀行の承認なくして変更できない旨規定している。
 - () 目論見書の記載内容
管理会社により発行される目論見書は、投資者が提案された投資についての的確な情報に基づいた判断を行えるようにするための必要情報、少なくともアイルランド中央銀行のNON-UCITS通達に記載される情報を含まなければならない。
 - () 財務状況の報告および監査
UCITS規則第83条は、ユニット・トラスト法第15条に基づくユニット・トラストにも適用され、年次報告書に記載される財務情報はアイルランド会社法に従い監査を授権された一もしくは複数の監査人による監査を受けなければならない旨、監査報告書は、少なくとも財務情報がユニット・トラストの資産および負債の状態を正しく記載していることを認証する旨、ならびに監査人はアイルランド中央銀行に対して、監査人が認識すべきすべての点についてのアイルランド中央銀行が要求する情報および証明を提供しなければならない旨規定している。
 - () 財務報告書の提出
UCITS規則第100条は、ユニット・トラスト法第15条に基づくユニット・トラストにも適用され、アイルランド中央銀行が、当該認可が関係する事業に関する情報およびアイルランド中央銀行がその法的機能の適正な履行のために必要とみなす情報の提供をユニット・トラストに対し要求できる旨規定している。

() 罰則規定

ユニット・トラスト法第18条に基づき、ユニット・トラスト法に基づく違反により有罪となった場合、12か月以下の禁固刑もしくは1,270ユーロ以下の罰金刑またはその両方の略式判決および5年以下の禁固刑もしくは12,700ユーロ以下の罰金刑またはその両方で処断される。

(5) 【開示制度の概要】

アイルランドにおける開示

(イ) アイルランド中央銀行に対する開示

アイルランドにおいてまたはアイルランドから公衆に対しファンド証券を公募する場合は、アイルランド中央銀行の承認が要求される。いずれの場合でも、かかる公募に関する目論見書、説明書、年次財務報告書および半期財務報告書等をアイルランド中央銀行に提出しなければならない。さらに、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、アイルランド中央銀行により承認された独立の監査人により監査されなければならない。ダイワ外貨MMFの独立の監査人は、プライスウォーターハウスクーパース(PricewaterhouseCoopers)のダブリン事務所である。ダイワ外貨MMFは、アイルランド中央銀行諸通達に基づき、アイルランド中央銀行に対して、月次報告書を提出することが要求されている。

(ロ) 受益者に対する開示

ダイワ外貨MMFの年次財務報告書および未監査半期財務報告書は受益者の登録上の住所に郵送され、さらに管理会社の営業上の住所においても閲覧に供される。

信託証書の全文(改訂を含む。)およびアイルランド中央銀行の諸通達は受託会社の営業上の住所においてこれを閲覧することができる。

監査済年次報告書および未監査半期報告書は受益者に対しそれぞれ会計年度末後4か月以内および半期末後2か月以内に無料で郵送され、管理会社の営業上の住所(アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5)で閲覧に供され、管理会社から交付される。ダイワ外貨MMFに関する主要な契約は、ユニット・トラスト法、アイルランド中央銀行の通達および信託証書の写しと共に管理会社の営業上の住所において閲覧に供される。

年次および半期報告書には、各ポートフォリオのそれぞれの単独の監査済みおよび未監査の会計報告書が記載される。ダイワ外貨MMFの連結報告書は作成されない。

信託証書のコピーは、書面による要求があれば、手数料50米ドルで受託会社が受益者に送付する。

通知は受益者に対して交付され、以下のように受領されたものとみなされる。

交付方法	受領されたとみなされる時
手渡し	交付の日
郵送	郵送後7営業日
テレックス	テレックスの終了時にアンサー・バックを受領した時
ファックス	交信確認書を受領した時
電子的通信	電子的送信が受益者の指定する電子情報システムに送付された日

日本における開示

(イ)監督官庁に対する開示

()金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)(以下「金融商品取引法」という。))に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において閲覧することができる。

ファンド証券の販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。))を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。))を交付する。管理会社は、財務書類等を開示するために、各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ日本国財務省関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

()投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、ファンド証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。)(以下「投信法」という。))に従い、ダイワ外貨MMFにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ダイワ外貨MMFの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ダイワ外貨MMFの資産について、ダイワ外貨MMFの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ)日本の受益者に対する開示

管理会社は、ダイワ外貨MMFの信託証書を変更しようとする場合であって、その内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のダイワ外貨MMFの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

(6)【監督官庁の概要】

ダイワ外貨MMFはアイルランド中央銀行の監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

認可の届出の受理

ユニット・トラスト法の下でアイルランドに所在する認可投資信託(以下「認可投資信託」という。)(即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の投資会社の登記上の事務所がアイルランドに所在する場合)は、アイルランド中央銀行の監督に服し、アイルランド中央銀行の認可を受けなければならない。

認可の拒否または取消

管理会社、投資会社または受託会社の役員が義務の履行に必要な信用を十分に有しない場合または義務の履行に必要な経験を欠く場合は、投資信託の認可申請が拒否される。

アイルランド中央銀行が、（ ）認可投資信託の認可要件が満たされなくなったと判断する場合、（ ）投資信託としての認可の存続がファンド証券の受益者もしくはファンド証券の申込人の利益にとって望ましくないと判断する場合、または（ ）（前記（ ）に反することなく）認可投資信託の管理会社、投資会社もしくは受託会社がユニット・トラスト法の条項に違背し、かかる条項に従って、アイルランド中央銀行に対して不実、不正確、もしくは誤解を招くこととなる情報を提供し、またはユニット・トラスト法により課される禁止事項もしくは要求に違背したと判断する場合、認可は取り消されることがある。アイルランド中央銀行は管理会社もしくは受託会社の請求により認可投資信託の認可を取消することができるが、アイルランド中央銀行が認可取消に先立ち、認可投資信託に関する事項の調査が必要と判断する場合または取消が受益者にとって不利益と判断する場合は、認可の取消しを拒否することができる。

認可が拒否または取消された場合、届出人は、アイルランド第一審裁判所（高等法院）に訴える権利がある。

目論見書の届出の受理

ファンド証券の販売に際し使用される目論見書は、アイルランド中央銀行に提出されなければならない。

ダイワ外貨MMFの財務状況およびその他の情報に関する監督

認可投資信託の財務状況ならびに投資者およびアイルランド中央銀行に提供されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。監査人および受託会社は、ユニット・トラスト法に従い、情報に不一致がある場合には、その旨をアイルランド中央銀行に報告しなければならない。同様にして監査人は、アイルランド中央銀行が要求するすべての情報をアイルランド中央銀行に提出しなければならない。

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

各ポートフォリオの特定の投資目的および投資方針は、後記別紙に記載され、各ポートフォリオの設定時に管理会社が策定する。

ポートフォリオの投資目的は変更することができず、適式に招集され開催されるポートフォリオの受益者集会における受益者の過半数の承認なくしてポートフォリオの投資方針の重大な変更を行うことができない。重大な変更とは、ポートフォリオの資産の種類、信用度、借入限度額またはリスク・プロファイルを大幅に変更することをいう。ポートフォリオの投資目的および／または方針を変更する場合、当該ポートフォリオの受益者は、当該変更が実施される前に保有する受益証券を買い戻すことができるよう、当該変更について合理的な通知を受ける。

効率的なポートフォリオ運用

管理会社は、別紙Fに定めるアイルランド中央銀行による規定および制限に従い、各ポートフォリオのリスク・プロファイルを考慮したうえ、各ポートフォリオのために、効率的なポートフォリオ運用(コストおよびリスクの削減、適切なリスクレベルでのポートフォリオの元本もしくは収益の増加を含む。)を行うための技法および手段を採用することができる。かかる技法および手段には、先物、オプション、スワップ、先渡し、レボ、逆レボ契約および株貸付契約を含むがこれらに限られない。

効率的なポートフォリオ運用および/または為替リスク対策に用いられる主な技法および手段の概要は、以下のとおりである。

先物

ポートフォリオは、収益をロックインすることによるリスク管理にかかる効率的、流動的かつ有効な対策および/または先物価格の下落対策として通貨または金利の先物を売却することができる。また、ポートフォリオは、証券のポジションを獲得するため費用面で効率的かつ効果的な手法として通貨または金利の先物を購入することもできる。

オプション

ポートフォリオは、(専ら効率的なポートフォリオ運用目的として)自らが保有するかまたは投資を行うことができる証券および通貨のカバー・コール・オプションおよびプット・オプションを売却することにより、当期リターンを増加するためにオプションを活用することができる。

先渡し

通貨先渡しは、関連するポートフォリオの基準通貨以外の通貨建ての証券の通貨エクスポージャーをヘッジし、ポートフォリオに影響を及ぼす可能性のある金利および為替レートをヘッジするために利用することができる。

スワップ

トータル・リターン・スワップ契約は、原証券または先物契約を通じてエクスポージャーを得ることが不可能であるかまたは実利的でない場合、特定の証券または市場に対するエクスポージャーを得るために利用することができる。

レボ/逆レボ契約および株貸付契約

通達に定める規定および制限に従い、ポートフォリオはレボ契約、逆レボ契約および/または株貸付契約を利用し、ポートフォリオの収益を増加することができる。レボ契約は、一方の当事者が他方当事者に対して証券を売却すると同時に買戻契約を締結し、当該証券のクーポン率と連動しない市場金利を反映する価格を定めて将来の一定の日にこれを買戻す取引である。逆レボ契約は、ポートフォリオが証券を購入し、同時に当該証券を互いに合意した日に合意した価格で当該証券の売主に売却することを約束する取引である。株貸付契約は、借主が貸主から証券を借入れ、予め決められた期間を経た後、借入証券と同等の証券を貸主に返還する契約をいう。

投資家は、本書の「3 投資リスク リスク要因」の項ならびに「為替変動リスク」および「デリバティブならびに技法および手段のリスク」の項のリスクに関する記述を熟読すべきである。

ヘッジされたクラス

管理会社は、効率的にポートフォリオを運用する目的で、特定のクラスに帰属するポートフォリオの資産の為替エクスポージャーを当該クラスの通貨にヘッジするために一定の通貨に関連する取引を行うことができる（ただし、義務ではない。）。一または複数のクラスにつき当該戦略を実行するために用いられる金融商品は、ポートフォリオ全体の資産／負債であるが、関連クラスに帰属し、かつ当該金融商品の損益および費用は、専ら当該クラスに計上される。各クラスの為替エクスポージャーは、ポートフォリオの他クラスと統合または相殺することができない。各クラスに帰属する資産の為替エクスポージャーは、その他のクラスに配分することができない。各クラスは為替ヘッジ取引の結果としてレバレッジがかけられない。

管理会社の意図ではないものの、ダイワ外貨MMFの支配できない事由によりオーバーヘッジまたはアンダーヘッジ・ポジションが生じる場合がある。オーバーヘッジ・ポジションは、関連するクラスの純資産価額の105%を上回らないものとする。ヘッジされたポジションは、オーバーヘッジ・ポジションが関連するクラスの純資産価額の105%を上回らないように監視される。かかる監視はまた、関連するクラスの純資産価額の100%を大幅に上回るポジションが毎月繰り越されないことを確保する手続にもなる。

(2) 【投資対象】

上記「(1)投資方針」を参照のこと。

(3) 【運用体制】

投資運用体制

ダイワ外貨MMFの運用体制は、以下のとおりである。

投資運用会社のポートフォリオ・マネジャーがダイワ外貨MMFを運用する。マネージング・ディレクターとコンプライアンス・オフィサーを含めたりスク管理者は、ダイワ外貨MMFの運用業務を監視する。投資顧問会社は、ダイワ外貨MMFを監視し、組入証券に関する助言を投資運用会社に提供する。

投資運用方針の意思決定プロセス

各ポートフォリオの投資運用方針は以下のプロセスにより決定される。

投資運用会社は、投資ポートフォリオについて定期的に議論を行い、月次の会議に向けた月間戦略を策定する。投資運用会社は、必要があれば短期戦略をいつでも変更することができる。投資運用会社は、かかる戦略を投資顧問会社に提示し、投資顧問会社との月次定例会議において意見を交換する。投資顧問会社は、リスク管理部門を加えて、各ポートフォリオの組入証券とリスクを監視し、ポートフォリオの組入証券に関するコメントと提案を行う。投資運用会社は、これらのプロセスを経て、最終的な投資決定を行う。

職務および権限

各ポートフォリオの運用に関わる意思決定機能を有する部署または役職を備えた運用部門では、各部署または役職の主要な職務と権限は社内規則に従い以下のとおり定められている。

ポートフォリオ・マネジャーがほとんどの投資決定を行う。ポートフォリオ・マネジャーは債券利回りと市場を精査して予測を立てる。ポートフォリオ・マネジャーは、ブローカーに対し証券に関わる預託を行い、売買注文を発し、また管理会社に対し取引の報告を行う。ポートフォリオ・マネジャーはまた、年次報告書と半期報告書を作成する。

会議

投資運用会社は、ポートフォリオ・マネジャーとマネージング・ディレクターが参加する月次戦略会議を開催する。同会議では、議論の上で各ポートフォリオの債券利回り予測に基づいた月間戦略が設定される。ダイワ外貨MMFのリスクと運用成績は定期的な監視を受ける。ポートフォリオ・マネジャーは、市場の変動を理由に必要があれば、月次戦略会議で決定された短期投資戦略を是正することができる。また投資運用会社は、コンプライアンス問題の監視のための定例会議を開催する。

エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド

ダイワ外貨MMFに関して管理会社の職務を監視する各機関について以下に述べる。

管理会社は、ダイワ外貨MMFに関する一任運用機能の執行を投資運用会社に対し、または受益証券の販売を日本における販売会社に対し全面的に委託している。

下記の各機関がダイワ外貨MMFの管理事務に関わる機能を監視する。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスク・マネジメントは、管理会社の特別プロセスの管理と運用リスク委員会との協調に責任を負う。オペレーショナル・リスク・マネジメントはビジネス・コンティニュイティとの協調にも責任を負う。

内部監査

監査・コンプライアンス委員会の指示するところに応じて、内部監査は管理会社のすべての事業運営機能に及ぶ監査上の精査を計画し実行する。

内部監査は、内部監査報告書を通じて提案を行い、監査・コンプライアンス委員会はかかる提案の妥当性を査定し、提起された問題に対応して管理事務担当幹部が適時に措置を講じることを確保する。

コンプライアンスおよびAML

コンプライアンス部門は、管理会社がすべての適用法令を遵守していることを確保し、特に、ダイワ外貨MMFに参加する全投資家のすべての身元がマネーロンダリング禁止の目的上確認済みであることを確保する。本事項は、関係するマネーロンダリング禁止の検査を実行する規制対象の主体によってダイワ外貨MMFを購入した全投資家が紹介されていること、または管理会社がかかる検査を社内的に実行することを確保することにより成し遂げられる。

ファンド・コンプライアンス

ファンド・コンプライアンス部門の主たる機能は、ファンド文書および欧州連合とアイルランド政府の発する法令に規定される投資制限／方針のダイワ外貨MMFによる堅守を監視することである。ダイワ外貨MMFがその投資制限と方針制限に違反していないことを確保することについての主たる責任は、投資運用会社に委託されている。

(4) 【分配方針】

管理会社は、各ポートフォリオの取引日に当該ポートフォリオの分配を宣言する。分配は、当該ポートフォリオの1口当たり純資産価格が取引日における当該ポートフォリオの基準価格を超えた場合に限り宣言される。分配可能な額は、各取引日に管理会社により計算される1口当たり純資産価格により決定される。各ポートフォリオの1口当たり分配額は、分配により、分配日の1口当たり純資産価格が関連ポートフォリオの基準価格となるような金額である。分配は、当該取引日の評価基準時(各取引日においてポートフォリオの投資対象の価額が決定される時刻を意味し、各ポートフォリオにつき、アイルランド時間午後4時または管理会社が随時決定する時点である。)の直前に宣言されたものとみなされる。

1口当たりの分配額は、小数以下第8位を切り捨て第7位まで計算される。受益者に支払われる合計額は関係通貨のセントの単位に切り捨てられる。すべての調整額は、関連ポートフォリオに帰属する。

分配は、当該ポートフォリオの純収益(すなわち、利息または分配金から生じる収益、純実現・純未実現売買益から発生費用を差引いた額)から支払われる。各ポートフォリオの受益証券の各受益者は、そのポートフォリオの分配可能総額に対し、その受益者が保有する当該ポートフォリオ受益証券口数に応じて分配を受ける権利を有する。

分配は、投資者から申込金の支払があった日から日々発生する。したがって、投資者は、決済日に宣言された分配に対する権利を有する。管理会社が受益者から書面をもってこれと異なる指示を受けない限り、関連するポートフォリオの各暦月の最終取引日の直前の取引日(以下「分配再投資日」という。)に、分配再投資日まで(当日を含む。)に宣言され、発生済みで未払いのすべての分配金は、(アイルランドおよび受益者が居住するその他の国において支払が要求される源泉税およびその他の税金(もしあれば)を控除後)自動的に再投資され、分配再投資日に決定される1口当たり純資産価格で受益証券が発行される。再投資のための申込金の決済は、翌取引日に効力を生じる。分配金の再投資においては、手数料は支払われない。受益証券の端数は発行されない。

分配再投資日以前に受益証券の買戻しを請求した受益者に対しては、買戻しの対象となった受益証券に関し、受益証券が買い戻された日まで(当日を含む。)に宣言された分配金が、現金で買戻代金と共に支払われる。暦月の最終取引日に買戻しを請求した受益者に関しては、受益証券(受益者の請求により買い戻された受益証券に関する分配金によって直前の分配再投資日に発行された受益証券の部分を含む。)が買い戻され、買戻代金と共に当該取引日に宣言された分配金が支払われる。

(注) 前記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

(5) 【投資制限】

各ポートフォリオ資産の投資は、アイルランド中央銀行の要件を遵守することを要する。管理会社は、各ポートフォリオに対して更なる規制を課すことができる。信用格付を得ているポートフォリオは、かかる格付を維持するために関連する格付機関の要求にも従う。ダイワ外貨MMFおよび各ポートフォリオは、以下の投資制限に拘束される。

- (a) ポートフォリオは、その純資産総額の10%を超えて公認の証券取引所に公式上場または取引されていない証券に投資することができない。
- (b) ポートフォリオは、欧州連合加盟国の政府またはその地方公共団体、欧州連合非加盟国もしくは一または複数の欧州連合加盟国が加盟している国際機関、欧州連合加盟国ではないOECD加盟国(当該証券が国際的な格付機関により投資適格として格付される場合)、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州評議会、アフリカ開発銀行、世界銀行、米州開発銀行、欧州連合、学生ローン・マーケティング組合(サリーメイ)、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシーバレー・オーソリティにより発行または保証される譲渡性のある証券、および連邦住宅抵当公庫(ファニメイ)、連邦住宅金融抵当金庫(フレディマック)、連邦政府抵当金庫(ジニメイ)等のアメリカ合衆国の信用力に裏付けられた証券にポートフォリオの純資産総額の100%を上限として投資することができる。
- (c) ポートフォリオの純資産総額の10%を超えていかなる一機関の預託金に投資することができない。ただし、本制限は、以下の機関への預託金、以下の機関により発行される預託金に裏付けられる証券または保証された証券については30%までとする。() 欧州経済地域(EEA)加盟国(欧州連合加盟国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)で認可された金融機関、() EEA加盟国以外の1988年7月のバーゼル自己資本比率規制合意の調印国(スイス、カナダ、日本、アメリカ合衆国)によって認可された金融機関、または() ジャージー島、ガーンジー島、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドにて認可された銀行、() 受託会社。
- (d) ポートフォリオは、一発行会社のいかなる種類の証券についても、その10%を超えて保有することができない。かかる制限は、オープン・エンド型の集団投資スキームへの投資には適用されない。
- (e) ダイワ外貨MMFまたは管理会社が運用するすべてのポートフォリオに関連して行為する管理会社は、発行体の経営に重大な影響を行使できることとなるような議決権株式には投資することができない。
- (f) ポートフォリオは、以下の要件に従って、その他のオープン・エンド型集団投資スキームの受益証券を取得することができる。

ポートフォリオは、当該スキームの純資産額の20%を超えて投資することができない。

ポートフォリオは、規制されていないスキームの純資産額の10%を超えて投資することができない。

ポートフォリオが、同一管理会社または関連会社により運用されている集団投資スキームの受益証券に投資する場合、投資が行われる当該スキームの管理会社は、通常課金される事前/当初/買戻し手数料を放棄しなければならない。

ポートフォリオの管理会社が、その他の集団投資スキームの受益証券の投資対象について手数料を受領する場合、かかる手数料はポートフォリオの資産に組み入れられなければならない。

- (g) アイルランド中央銀行は、通達および本書に定める欧州連合加盟国以外で認可を受け、または設立された、当該国の法令に基づき、当該国に登録上の事務所を有する発行体の証券に投資を行う、他の集団投資スキームまたは会社に投資を行うポートフォリオに対する制限の緩和を認めることができる。これは、ポートフォリオが当該証券に最も効果的に投資できる方法である。
- (h) アイルランド中央銀行は、ポートフォリオが有限責任会社またはその他のコンジット・ピークルの株式を全株保有し、アイルランド中央銀行が受益者の利益となると十分に判断する理由により、通達をもって許可される投資対象に投資する権限を付与することができる。
- (i) ポートフォリオは、アイルランド中央銀行が定める条件および制限の範囲内において、ポートフォリオの効率的な運用を目的とし、また、為替リスクを回避するための技法および手段を採用することができる。
- (j) ポートフォリオは、譲渡性のある証券について、所有していない場合には、当該証券を売却することができない。
- (k) ポートフォリオは、ポートフォリオの純資産総額の5%を超えて、公認の証券取引所で取引されまたは取り扱われている譲渡性のある証券にかかるワラントに投資することができない。
- (l) ポートフォリオは、ポートフォリオの純資産総額の5%を超えて、A1またはP1を下回る格付を取得している銀行以外の企業の債務証券に投資することができない。
- (m) ポートフォリオの純資産額の50%以上は、常時日本の金融商品取引法上の有価証券の定義に該当する有価証券に投資される。
- (n) 投資は、満期までの残存期間が397日以内の債務に対してのみ行うことができる。

投資制限は、投資対象購入時に適用されるものとみなされる。各ポートフォリオの支配できない理由により、または引受権の行使の結果として、各制限の比率を超えた場合、ポートフォリオは受益者の利益を考慮の上、優先的にかかる事態を是正しなければならない。

ポートフォリオは、リスク分散原則を遵守する限りにおいて、その設定日から6か月間、かかる投資制限から逸脱することができる。

借入制限

- (a) ポートフォリオは、ポートフォリオの純資産価額の25%を上限として借入れを行うことができる。ポートフォリオは、ポートフォリオの資産に当該借入れの譲渡担保、質権または担保を設定することができる。
- (b) ポートフォリオは、バック・ツー・バック・ローン契約により外貨を取得することができる。かかる手法により取得された外貨は、上記(a)に定める借入制限の目的において借入れには該当しない。ただし、相殺される預託金は、
 - () ポートフォリオの基準通貨建てで、かつ
 - () 外貨ローン残額以上であることとする。

投資制限および借入制限の変更

ダイワ外貨MMFは、（アイルランド中央銀行の事前承認に基づき）ダイワ外貨MMFによりまたはダイワ外貨MMFに代わり、本書の日付現在、通達により制限または禁止されている証券、デリバティブ商品、その他の投資対象に投資することを認める通達に記載される投資制限および借入制限の変更を行う権限を有することが企図されている。

3 【投資リスク】

リスク要因

概要

本書に記載するリスクは、ポートフォリオに投資を行う際に投資を行おうとする者が考慮すべきリスクをすべて網羅するものではない。投資を行おうとする者は、ポートフォリオへの投資が随時異なるその他のリスクに晒される可能性があることに留意すべきである。ダイワ外貨MMFへの投資はリスクを伴う。ポートフォリオおよび/またはクラス毎に異なるリスクが存在する。本項に記載されるリスク以外の特定のポートフォリオまたはクラスにかかるリスクについては、それぞれの別紙に詳述される。投資を行おうとする者は、本書の全体を熟読し、受益証券の申込みを行う前に、自らの専門的金融アドバイザーに相談すべきである。受益証券の価額および当該受益証券にかかる収益は上昇または下落する可能性があるため、投資家は、投資元本が取り戻せない可能性があり、かかる損失に耐え得る者のみが投資を行うべきである。ダイワ外貨MMFまたはポートフォリオの過去の実績は、これらの将来の実績を示すものではない。ダイワ外貨MMFへの投資は、中長期的視点で検討されるべきである。投資を行おうとする者は、ダイワ外貨MMFへの投資に関連する税務上のリスクに注意すべきである。後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」の項を参照されたい。ダイワ外貨MMFが投資する証券および商品は、通常の市場変動リスクおよび当該投資対象に内在するその他のリスクを伴い、これらの価値が増加する保証はない。

ポートフォリオの投資目的が実際に達成されたとの保証はない。

市場リスク

ポートフォリオの投資先となる市場のなかには、先進各国の市場よりも規制の厳しさが低いものもあり、非流動的、流動性が不十分、またはその時々で変動性が高いことがある。このことが、ポートフォリオが買戻請求またはその他の資金調達要求に応じるためにポジションを換金する価格に影響することがある。

政治、規制、決済および副保管によるリスク

ポートフォリオの資産の価額は、国際政治の展開、政府方針の変更、税制の変更、外国投資および本国への送金に対する制限、通貨変動、および投資先の各国の法律および規制のその他の発達等の不確実な要因に影響されることがある。さらに、投資先の一定の諸国の法的インフラならびに会計、監査および報告基準が、主要な証券市場で一般に適用されるのと同程度の投資家保護または投資家向け情報を提供するとは限らない。ポートフォリオが、取引、決済および保管システムが十分に発達していない市場に投資することがあるため、そのような市場において、取引され、副保管会社に委託されている組入証券は、受託会社が責任を負わない状況でリスクにさらされることがある。

流動性リスク

ポートフォリオにより投資される組入証券のすべてが上場されまたは格付を付与されるわけではなく、その結果、流動性が低いことがある。さらに、一部の投資対象の買集めおよび保有の処分は、時間がかかる可能性があり、望ましくない価格で行われなければならないことがある。ポートフォリオはまた、流動性不足を招く低調な市況により、公正価格で資産を処分することが困難になることもある。

信用リスク

ポートフォリオが投資する証券またはその他の証書の発行体が、当該証券または証書に投資された金額または当該証券または証書について期限の到来している支払の一部または全部の損失となる信用困難にさらされないことは保証できない。ポートフォリオはまた、ポートフォリオが取引を行いまたは金融派生(デリバティブ)商品における取引に関してマージンもしくは担保を設定している取引相手方に関する信用リスクにもさらされ、取引相手方の不履行のリスクを負う場合がある。

為替変動リスク

ポートフォリオの資産が基準通貨以外の通貨建ての場合があり、基準通貨と資産の表示通貨との間の為替レートの変動が、基準通貨により表示されるポートフォリオの資産の価額を低下させることがある。そのような為替レート・リスクをヘッジすることはできないかまたは実際的でないことがある。ポートフォリオの投資運用会社は、金融商品を活用してかかるリスクを緩和することができる(ただし、義務ではない。)。

ポートフォリオは、随時、現物決済でも為替先渡契約を買うことによって、為替取引を締結することができる。現物取引も先渡為替契約もポートフォリオの組入証券の価格もしくは外国為替レートにおける変動を排除するものではなく、また、このような組入証券の価格が下落した場合に損失を防ぐものでもない。ポートフォリオの運用実績は、ポートフォリオが保有する通貨ポジションが保有組入証券ポジションと必ずしも対応していないため、外国為替レートの変動により強く影響を受けることがある。

ポートフォリオは、特定の証券取引または予定された証券取引の取引日と決済日の間の為替レートまたは金利の変化に起因するポートフォリオ・ポジションの相対価値の変動に対する保護を追求するため、為替取引を締結しならびに／または技法および手段を使うことができる。このような取引は、ヘッジ対象通貨の価額下落による損失のリスクを最小限化することを意図しているが、それらはまた、ヘッジ対象通貨の価額が増加すれば実現すると思われる潜在的な利益も制限する。関連する契約金額と関係する組入証券の価額の正確な適合は、当該証券の将来の価額が、関連する契約が締結される日と満期になる日の間の当該証券の価額の市場変動の結果変化するので、一般的には不可能である。投資対象の内容に厳密に適合するヘッジ戦略の実行の成功は保証できない。一般に予想される為替または金利の変動に対して、当該変動に起因するポートフォリオ・ポジションの価額の予想された値下がりから資産を保護するのに十分な価格でヘッジすることが可能とは限らない。

受益証券の通貨指定リスク

ポートフォリオの受益証券のクラスは、ポートフォリオの基準通貨以外の通貨建てに指定されることがある。基準通貨とかかる指定通貨間の為替レート変動の結果、指定通貨建ての当該受益証券の価額が下落することがある。ポートフォリオの投資運用会社は、前記「為替変動リスク」の項に記載される金融商品を利用してかかるリスクを軽減することを試みることができるが、これは義務ではない。また、いかなる場合も、かかる金融商品はポートフォリオの受益証券の当該クラスに帰属する純資産価額の105%を上回らないものとする。投資家は、かかる戦略により指定通貨が基準通貨および／または当該ポートフォリオ資産の表示通貨に対して下落した場合、当該クラスの受益者の利益が著しく制限される可能性があることに留意すべきである。かかる状況において、当該ポートフォリオの受益証券の当該クラスの受益者は、関連する金融商品の損益および費用を反映する受益証券1口当たり純資産価格の変動に晒されることがある。かかる戦略を実施するために用いられる金融商品は、ポートフォリオ全体の資産／負債である。ただし、当該金融商品の損益および費用は、専ら該当するポートフォリオの受益証券のクラスに計上される。

債券投資

債券への投資は、金利、セクター、証券、および信用のリスクにさらされる。このような証券に伴う低い信用力および高い不履行リスクを補うため、格付の低い組入証券は、通常、格付の高い組入証券よりも高い利回りを提示する。格付の低い証券は一般に、先ず金利の一般水準に反応する格付の高い証券よりも大きく、短期の会社および市場の発展具合を反映する傾向がある。格付の低い証券に対する投資家は少数であり、そのような証券を最適な時期に売買するのはより難しいことがある。

一定の国際債券市場において遂行される取引量は、米国等の世界的に最大規模の市場よりもかなり少ないことがある。それにより、そのような市場におけるポートフォリオの投資対象は流動性が低く、それらの価格は、取引量のより多い市場での証券取引における同程度の投資対象よりも変動し易いことがある。さらに、一定の市場における決済期間は、他のものよりも長い場合があり、そのことがポートフォリオの流動性に影響することがある。

金利の変動

受益証券の価額は、金利のかなり不利な変動に影響されることがある。短期金利が下降している期間において、受益証券の継続発行からの当該ポートフォリオに対するネットの新規資金の流入額は、当該ポートフォリオの組入証券の残額よりも低い利回りを生じる投資対象に投資される可能性が高く、それにより、ポートフォリオの現在の利回りが減少することがある。金利が上昇している期間は、その逆が当てはまる。

償却原価法

ポートフォリオの投資対象の一部または全部は、償却原価で評価されることがある。

評価リスク

ポートフォリオは、資産の一部を非流動的かつ／もしくは非上場の証券または商品に投資することができる。かかる投資対象は、管理会社またはその代行会社により、見込換金価額について投資運用会社と協議の上誠実に評価される。かかる投資対象は、元来評価が難しく、相当程度の不確実性を免れない。評価プロセスから生じた見積りが当該証券の実際の販売価格または「手仕舞い」価格を反映するという保証はない。

会計、監査および財務報告基準

ポートフォリオの投資先である各国の多くの会計、監査および財務報告が米国および欧州連合諸国に適用されているものほど広範でないことがある。

マネー・マーケット・ファンドについてのリスク要因

ポートフォリオに対する投資は、保険で保護されておらず、また、政府、下部機関もしくは機構または銀行保証ファンドにより保証されてもいない。ポートフォリオの受益証券は、銀行の預金もしくは債務ではなく、または銀行により保証もしくは承認されておらず、受益証券に投資された金額は、上昇することも下降することもある。管理会社は、安定的な受益証券1口当たり純資産価格の維持に努めるが、安定的な純資産価格の維持は保証されていない。ポートフォリオへの投資は、元本損失の可能性を含む一定の投資リスクを伴う。

デリバティブならびに技法および手段のリスク

概要

先物およびオプション価格を含むデリバティブ商品の価格は変動性が高くなっている。先渡契約、先物契約およびその他のデリバティブ契約の価格変動は、特に、金利、変化する需給関係、政府の貿易、会計、金融ならびに為替管理のプログラムおよび方針、ならびに国内外の政治的・経済的事由および政策の影響を受ける。さらに、政府は、随時、直接および規制により、一定の市場、特に通貨および金利関連先物およびオプションの市場に介入する。かかる介入は、しばしば、価格に影響を与えることを直接意図しており、他の要因と相俟って、特に金利変動により、かかる市場全体を同じ方向に急速に変動させる。技法および手段の使用もまた、以下を含む一定の特別なリスクを伴う。（ ）ヘッジされている証券の価格の変動および金利の変動を予測する能力への依存、（ ）ヘッジ手段とヘッジされている証券または市場セクターの間の不完全な相関関係、（ ）このような手段を使うのに必要とされる技能がポートフォリオの組入証券を選択するのに必要とされるものと異なるという事実、（ ）特定の時期に特定の手段のための流動性のある市場が存在しない可能性、ならびに（ ）効率的なポートフォリオ運用または買戻しに応じる能力に対する障害の可能性。

先渡取引

先渡契約およびそのオプションは、先物契約とは異なり、取引所で取引されず、規格化されていない。むしろ、銀行およびディーラーが、このような市場で本人として行動し、個別に各取引を交渉している。先渡しおよび「現金」取引は、実質的な規制がない。1日当たりの価格変動について制限はなく、投機的なポジション制限は適用されない。先渡市場で取引を行う本人は、自己が取引する通貨または商品について市場を形成し続けることを要求されず、このような市場は非流動的な期間(時には相当の期間となる。)を生じる可能性がある。市場の非流動性または途絶は、ポートフォリオにとって多大な損失となるおそれがある。

証券貸付リスク

いかなる与信活動においても、遅延および回収のリスクがある。組入証券の借主が財政的に破綻し、または証券貸付取引に基づくいずれかの債務を履行しなかった場合、当該取引に関連して提供された担保は実行される。担保の価値は、譲渡された証券の価額につき同額か上回るよう維持される。しかし、担保が譲渡証券の価額を下回ることがあるというリスクがある。さらに、ポートフォリオは、アイルランド中央銀行により定められた条件に従いかつ制限以内に、受領した現金担保を投資できるため、かかる担保は、関連する証券の発行体の倒産またはデフォルトなど、当該投資対象に伴うリスクにさらされる。

債務証券一般

債務証券は、発行体が債務についての元利金支払に対応できないリスク(信用リスク)にさらされ、また、金利への感応度、発行体の信用度についての市場認識、および一般的な市場の流動性(市場リスク)などの要因にもさらされることがある。投資運用会社は、ポートフォリオのための投資決定を行う際には、信用リスクと市場リスクの双方を考慮する。

仕組債に関しては、より単純な証券よりも変動性が高く、流動性が低く、および正確に価格付けすることがさらに困難である。債務証券における売買取引のタイミングは、債務証券の価額が一般に現行金利と逆に変化するため、元本の増減を招くことがある。

モーゲージ・バックおよびアセット・バック証券

ポートフォリオは、モーゲージのプールの持分を表章する証券(「モーゲージ・バック証券」)、および、適用法に従い、クレジット・カード債権またはその他の種類のローンのプールの持分を表章する証券(「アセット・バック証券」)に投資することができる。対象ローンについての元利金支払は、証券の存続期間を通じて当該証券の保有者にパススルーされる。大部分のモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券は、元本の期限前返済(金利が下がっている期間中は加速されると予測される。)に左右される。かかる期限前支払は、通常、市場でその時点で現行の低い利回りでのみ再投資が可能である。したがって、金利の下降期間中、かかる証券は、他の確定利付債務と比べて価額が上がる可能性は低く、かつ、特定の利回りを固定するのにあまり効果的ではない。他方で、モーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券は、他の確定利付証券と同様に、金利の上昇期間中の値下がりリスクを相当に伴う。

アセット・バック証券は、モーゲージ・バック証券には該当しない一定の信用リスクを示す。なぜなら、アセット・バック証券は一般に、モーゲージ資産に匹敵するほどの担保権への利益を有していないからである。場合によっては、取戻担保についての回収額が、このような証券についての支払をまかなうことができないことがある。

預金保護と同等の投資保証はない

ポートフォリオに対する投資は、性質上、銀行口座への預金ではなく、政府、下部機関または銀行預金口座の所有者を保護するために利用可能なその他の保証の仕組みにより保護されていない。

その他

各ポートフォリオは、発行日取引ベース、固定ベース、またはスタンドバイ・コミットメント・ベースにより証券を購入できる。発行日取引ベース、固定ベースまたはスタンドバイ・コミットメント・ベースにより購入された証券が、交付前に時価が下落または上昇することがある。

各ポートフォリオは、信用リスクおよび流動性リスクを含む一定のリスクを伴うローン・パーティシペーションに投資することができる。

リスク要因の不完全性

本書は投資リスクを完全に網羅するものではなく、投資を行おうとする者はダイワ外貨MMFまたはポートフォリオに対する投資が随時異なるリスクに晒されることがあることを認識すべきである。

リスクに対する管理体制

ファンドのリスクは、投資運用会社であるダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッド、投資顧問会社である大和証券投資信託委託株式会社、および管理会社であるエスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドにより管理され監視されている。投資運用会社は、組入証券の信用格付、ポートフォリオ全体のリスク(金利感応度、格付および残存期間の分散、キャッシュフローなど)を日々モニタリングしている。また、投資運用会社は、各ポートフォリオの投資方針や投資制限に沿った運用が行われているか、投資家に不利益を与えないような運用が行われているかについて審査している。投資顧問会社も各ポートフォリオのリスク審査を行っている。また、管理会社においても、各ポートフォリオがその投資方針や投資制限に沿って運用が行われているかについて審査している。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

海外における申込手数料

海外における申込手数料は徴収されない。

日本における申込手数料

日本国内における申込手数料は徴収されない。

(2) 【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されない。

日本における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されない。

(3) 【管理報酬等】

管理会社、投資運用会社、投資顧問会社、代行協会員および日本における販売会社の報酬

管理会社は、関連する別紙に明記されるとおり、関連するポートフォリオの資産から報酬を受け取る権利を有する。管理会社の報酬は、毎日発生し、各四半期末に後払いされるが、投資運用会社に支払われる管理会社の報酬分に関しては除外され、かかる報酬分は毎日発生し、各四半期につき2回支払われる。管理会社は、その受領した報酬から、投資運用会社、代行協会員および日本における販売会社に対する報酬を支払う。投資運用会社は、その受領した報酬から、投資顧問会社に対する報酬を支払う。代行協会員および日本における販売会社は、関連するポートフォリオの管理費用から、自らの立替費用の払戻しを直接受ける。かかる報酬に加え、管理会社は、関連するポートフォリオから管理会社に支払われる管理費用の全額を受領する権利を有する。

2013年12月31日に終了した会計年度中に各ポートフォリオが支払った管理報酬は、以下のとおりである。

USドル・ポートフォリオ	1,973,500米ドル
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ	9,377,845豪ドル
カナダ・ドル・ポートフォリオ	188,163カナダ・ドル
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ	3,870,723ニュージーランド・ドル

受託会社の報酬

受託会社は、関連する別紙に明記されるとおり、関連するポートフォリオの資産から報酬を受け取る権利を有する。受託会社の報酬は、毎日発生し、各四半期末に後払いされる。受託会社は、関連するポートフォリオから副保管者の報酬および立替費用を含む受託会社の経費の返済を受ける権利を有する。

2013年12月31日に終了した会計年度中に各ポートフォリオが支払った受託会社報酬は、以下のとおりである。

	受託会社の報酬	副保管者の報酬
USドル・ポートフォリオ	59,492米ドル	119,295米ドル
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ	251,120豪ドル	502,240豪ドル
カナダ・ドル・ポートフォリオ	5,109カナダ・ドル	10,218カナダ・ドル
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ	99,386ニュージーランド・ドル	198,772ニュージーランド・ドル

(4) 【その他の手数料等】

各ポートフォリオは、訴訟に関して各ポートフォリオに発生した費用またはダイワ外貨MMFに発生した費用のうち、各ポートフォリオの割合に比例した費用について責任を負う。信託証書の規定に従い、ダイワ外貨MMFによる、またはダイワ外貨MMFのための訴訟に関して発生した支出および費用の発生を含む一定の場合、ダイワ外貨MMFは受託会社に対しこれを補償する。管理会社はダイワ外貨MMFもしくは当該ポートフォリオによる、またはダイワ外貨MMFもしくは当該ポートフォリオのための訴訟に関して管理会社に発生した支出および費用をダイワ外貨MMFもしくは当該ポートフォリオから回収する権限を有する。

管理会社が負担する諸経費以外のすべてのダイワ外貨MMFの諸費用、またはすべての諸費用のうち、場合に依りて、特定のポートフォリオに帰属しない費用のうちポートフォリオの純資産価額の割合に比例した費用が各ポートフォリオにより支払われ、したがって、投資者が間接的に負担することとなる。各ポートフォリオが支払う費用(またはその割合に比例した費用)には以下のものが含まれる。

- (イ)監査人および会計士の報酬
- (ロ)弁護士報酬
- (ハ)当該ポートフォリオ証券の販売代理人または販売人に支払われる報酬
- (ニ)商業銀行、ストック・ブローカーまたは企業財務手数料(借入金利息を含む。)
- (ホ)関係当局が課す公租公課その他の課徴金
- (ヘ)当該ポートフォリオ証券に係る一切の報告書、証明書、購入確認書およびファンド証券の受益者に対する通知書の作成、翻訳および配布のための費用
- (ト)当該ポートフォリオ証券の公認の証券取引所への上場認可または認可の申請および上場規制の遵守に関して生じる手数料および費用
- (チ)他の地域での当該ポートフォリオの認可の取得または登録に関して生じる手数料および費用
- (リ)保管および譲渡のための費用
- (ヌ)受益者集会の費用
- (ル)保険料
- (ヲ)当該ポートフォリオ証券の発行または買戻しに伴う事務的費用を含むその他の費用
- (ワ)当該ポートフォリオまたは当該ポートフォリオ証券の募集を管轄する一切の関係当局(各地の証券業協会を含む。)に対する信託証書ならびに届出書、目論見書、説明書、年次報告書、半期報告書および臨時報告書等ダイワ外貨MMFに関するその他の書類を必要とされる言語により作成、印刷しまたは届け出るための費用、およびファンド証券の受益者に対する上記文書の配布費用
- (カ)当該ポートフォリオ証券の販売に関する広告費用
- (ヨ)関連する地域における地方紙による通知の公告費用

上記にはいずれも付加価値税が加算される。上記の費用はすべて、当該ポートフォリオが当該ポートフォリオ証券の募集を管轄するアイルランド、日本その他の国においてこれを支払う。

かかる費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができない。

2013年12月31日に終了した会計年度中に各ポートフォリオが支払ったその他の費用は、以下のとおりである。

USドル・ポートフォリオ	533,189米ドル
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ	263,633豪ドル
カナダ・ドル・ポートフォリオ	26,764カナダ・ドル
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ	114,613ニュージーランド・ドル

上記の手数料等の合計額については、投資者が受益証券を保有する期間等に応じて異なるので、表示することができない。

(5) 【課税上の取扱い】

日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(イ)国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(ロ)国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、源泉分離課税となり、20.315%(所得税(復興特別所得税を含む。以下同じ。))15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了するが、この場合、支払調書は提出されない。

(ハ)日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。))または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。

(ニ)受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

<平成28年1月1日以後の課税上の取扱いについての注記>

平成28年1月1日以後、公募外国公社債投資信託については、以下のような課税上の取扱いとなる。

(イ)受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(ロ)国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(ハ)国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、平成28年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。Iにおいて、以下同じ。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

(二)日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(平成50年1月1日以後は15%の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。

(ホ)日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、平成28年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(ヘ)日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。

(ト)日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(イ)受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(ロ)国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(ハ)国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)。平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。において、以下同じ。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

(二)日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(平成50年1月1日以後は15%の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。

(ホ)日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の株式等の譲渡損益(上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。)および一定の上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金に限る。)との損益通算が可能である(注：平成28年1月1日以後は、一定の他の上場株式等(平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下、カッコ内において同じ。)の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。)。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(ヘ)日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。

(ト)日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

アイルランド

管理会社は、ファンドが課税目的上アイルランドの居住者であることにより、ファンドおよび受益者の税務上の地位が以下の通りであると知らされている。

(イ)ファンド

ファンドの受託会社が税務上アイルランドの居住者とみなされる場合、ファンドは税務目的上アイルランドの居住者とみなされる。管理会社は、ファンドの業務が税務目的上アイルランドの居住者であることを確保する方式で遂行されることを意図している。

ファンドが、租税統合法第739条Bに規定する投資会社としての資格を有する旨管理会社は助言を受けている。現行のアイルランドの法律および実務の下で、ファンドは、その所得や利益に対するアイルランドの税金を課されない。

しかし、ファンドにおける「課税対象事由」の発生に応じ税金が生じることがある。課税対象事由には、受益者に対する分配金の支払または受益証券の換金、買戻し、消却、譲渡もしくはみなし処分が含まれる。課税対象事由の発生時にアイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない受益者に関する課税対象事由についてファンドに税金は課されない。ただし、適切な申告書が提出されており、かつ当該申告書に記載される情報が実質的に正確ではなくなっていることを合理的に示唆する情報をファンドが所有していないものとする。適切な申告書のない場合、当該投資者はアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者と想定される。課税対象事由には以下は含まれない。

- 受益者に対し何ら支払が行われない商業ベースの取引により執行されるファンドの受益証券とファンドの他の受益証券との受益者による交換
- アイルランド国税庁の命令により指定された公認の決済機関に保有される受益証券に関連する(別途課税対象事由となり得る)取引
- 一定の条件による配偶者と前配偶者との間の受益証券に対する権利の受益者による譲渡
- 別の投資会社とのファンドの(租税統合法第739条Hに規定されている)適格性を有する統合または再編の際に生じる受益証券の交換

課税対象事由が発生した場合においてファンドが税務会計処理に責任を負うことになる場合、ファンドは、適正な税金相当額を課税対象事由に関し生じる支払額から控除するか、および/または適用ある場合、当該税額の充足に必要とされる受益者または受益証券の実質所有者が保有する受益証券の口数を充当または消却することができる。かかる控除、充当、または消却が行われない場合、関係受益者は、課税対象事由の発生に応じファンドが税務会計処理に責任を負うことになるとの理由によりファンドに生じる損失についてファンドに対し補償し、補償されるようにする。

ファンドがアイルランド株式への投資により受領する配当金は、標準所得税率(現在20%)でのアイルランドの配当源泉徴収税の対象となることがある。ただし、ファンドは、アイルランドの配当源泉徴収税を控除することなくかかる配当金を受領する資格をファンドに付与する、配当金の受益的受領権を有する投資信託である旨支払人に対し申告することができる。

ファンドの受益証券の発行、譲渡、買戻しまたは償還に関して、アイルランドにおいて印紙税の支払義務はない。受益証券の買付または買戻しが有価証券、地所またはその他の資産の現物譲渡により充足される場合、かかる資産の譲渡に対してはアイルランドの印紙税が生じることがある。

株式もしくは流通証券の移譲または譲渡に関して、ファンドによるアイルランドの印紙税の支払義務はない。ただし、かかる株式または流通証券はアイルランド国内で登記された会社によって発行されていないものとし、またかかる移譲または譲渡は、アイルランド国内の不動産、またはかかる不動産に対する権利もしくは権益、またはアイルランド国内で登記されている会社(租税統合法第739条Bに規定する投資信託会社である会社を除く。)の株式もしくは流通証券に関連していないものとする。

（ロ）受益者への税金

受益者への支払または公認の決済機関が保有する受益証券の現金化、買戻し、解約もしくは譲渡は、ファンドにおいては課税対象となる事由にはならない。したがって、ファンドは、受益証券がアイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である受益者に保有されているか否かにかかわらず、または非居住者の受益者が適切な申告書を作成したか否かにかかわらず、かかる支払についてアイルランドの税金を控除する必要はない。ただし、アイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である受益者またはアイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもないが自らの受益証券がアイルランドの支店または代理店に帰属する受益者は、かかる受益証券の分配、現金化、買戻しまたは譲渡についてアイルランドの税金を納める責任を負う可能性がある。

課税対象事由の発生する時点で受益証券が公認の決済機関に保有されていない場合に限り、課税対象事由には以下の税効果が生ずる。

（ ）アイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない受益者

(a)受益者がアイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもなく、(b)受益者が適切な申告書を提出しており、かつ(c)当該申告書に記載される情報が実質的に正確ではなくなっていることを合理的に示唆する情報をファンドが所有していない場合、ファンドは、受益者に関する課税対象事由の発生に応じ税金を控除することを要しない。適切な申告書のない場合、受益者がアイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもないとの事実に関わらず、ファンドにおける課税対象事由の発生に応じ税金が生じる。控除される税金は以下に記載されるとおりである。

アイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない者を代理する仲介者として受益者が行為する限りにおいて、課税対象事由の発生に応じファンドは税金を控除することを要しない。ただし、当該仲介者は当該者を代行しているとの適切な申告書を提出しており、かつ当該申告書に記載される情報が実質的に正確ではなくなっていることを合理的に示唆する情報をファンドは所有していないものとする。

アイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもないが、適切な申告書を提出している受益者であって、かかる申告に関し当該申告書に記載される情報が実質的に正確ではなくなっていることを合理的に示唆する情報をファンドが所有していない受益者は、その受益証券からの収益およびその受益証券の処分による利益に関しアイルランドの税金を課されない。ただし、アイルランド居住者ではなく、かつアイルランド国内の取引支店もしくは代理店によるまたはそのため受益証券を直接、間接的に保有する法人受益者は、その受益証券からの収益およびその受益証券の処分による利益に関しアイルランドの租税を課される。

受益者によりファンドに対し適切な申告書が提出されていないことに基づきファンドが税金を源泉徴収する場合、アイルランド法には、アイルランドの法人税の課税対象内にある会社、一定の行為無能力者に対してのみ、またその他一定の限定的場合にのみ税金の還付が規定されている。

()アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者

受益者がアイルランド免税投資家(上記に定義されている。)であり、その旨の適切な申告書を提出しており、かつ当該申告書に記載される情報が実質的に正確ではなくなっていることを合理的に示唆する情報をファンドが所有していない場合を除き、または受益証券が司法サービスにより購入される場合を除き、ファンドは、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者に対する分配金(支払が毎年またはより高い頻度で行われる場合)から標準所得税率(現在20%)の税金を控除することを要する。同様に、ファンドは、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者による受益証券の換金、買戻し、償還または譲渡の際に受益者(適切な申告書を提出しているアイルランド免税投資家を除く。)に生じるその他分配金または利益から標準税率に3%を加算した税率(即ち、現在23%)の税金を控除しなければならない。

加えて、2006年財政法により、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者に対し、関連期間終了時に当該受益者がファンドについて保有する受益証券に関し自動キャピタルゲイン課税が導入された。かかる受益者(会社および個人の両者)は、かかる関連期間満了時にその受益証券を処分したとみなされ(以下「みなし処分」という。)、また、購入時または前回の自動キャピタルゲイン課税の適用時のいずれか遅い方の時点以降の受益証券の増加額(もしあれば)に基づき発生するみなし利益(物価スライドによる控除の恩恵を受けることなく算出される。)について、所得税の標準税率に3%を加えた税金(即ち現行23%)を課される。

その後の課税対象事由(翌関連期間終了時または支払が一年かそれよりも短い間隔で行われる場合に発生する課税対象事由を除く。)について追加の税金が発生する場合、算出を行う目的で、通常、これまでのみなし処分は最初に除外され、適正な税金が算出される。かかる追加の税金の算出を行う場合、これまでのみなし処分の結果支払われた税金のため、かかる追加の税金について直ちに支払が行われる。その後の課税対象事由について発生する税額がこれまでのみなし処分について発生した税額を上回る場合、ファンドは、その差額を控除する。その後の課税対象事由について発生する税額がこれまでのみなし処分が発生した税額を下回る場合、ファンドは、(i) 受益者が、その後の課税対象事由が善意の理由により発生し、その主要目的または主要目的の一つがこれまでのみなし処分について発生する税金の回収である取引の一部を形成しないことを確認する申告書を提出した場合、および(ii) ファンドが、かかる申告書に記載される情報が実質的に正確ではないことを合理的に示唆する情報を保有していない場合に限り、当該超過分を受益者に償還する。

アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者(それぞれの税金上の立場による。)は、その受益証券の現金化、買戻し、解約または譲渡の際に生ずる分配または利益について税金または追加の税金を納めることを要求されることがある。また、当該受益者は、課税対象事由についてファンドにより控除された税金の全部または一部の払戻しを受ける権利を有することがある。

（ハ）2007年財政法

2007年財政法は、投資対象において受益証券を保有するアイルランド居住者個人またはアイルランド通常居住者個人の租税制度に関する新たな規定を導入した。新たな規定により、個人ポートフォリオ投資対象（以下「PPIU」という。）の概念が導入された。基本的に、投資対象は、投資対象が保有する財産の一部または全部の選択に影響を与えることができる特定の投資家に関連するPPIUとみなされる。個別の状況により、投資対象は、幾人か、ゼロかまたはすべての個人投資家に関連するPPIUとみなされることがある（即ち、当該投資対象は、選択に「影響」を与えることのできる当該個人のみに関するPPIUとなる。）。課税対象事由の発生に関与した個人に関するPPIUであり、かつ2007年2月20日以後生ずる投資対象に関する課税対象事由について発生する利益には、標準税率に23%を加えた税金（現行43%）が課される。投資された財産が広く販売され一般入手が可能となった、または投資対象により実施された非財産への出資に使用された場合には、特別な免除が適用される。

（二）資本取得税

受益証券の処分はアイルランドの贈与税または相続税（資本取得税）の課税対象となることがある。ただし、ファンドが（租税統合法第739条Bに規定する）投資会社の定義に該当する場合、受益者による受益証券の処分について、(a)贈与日または相続日現在、受贈者または相続人はアイルランド国内に所在せず、通常居住もしておらず、(b)当該処分日現在、受益証券を処分する受益者はアイルランド国内に所在せず、通常居住もしておらず、または当該処分がアイルランド法に服しておらず、かつ(c)当該受益証券は、当該贈与日または相続日および評価日現在当該贈与または相続に包含されている場合、資本取得税は課されない。

資本取得税の目的でアイルランドの税務上の居住国に関して、アイルランド以外に居住する者には、特別な規制が適用される。以下の場合を除いて、アイルランド以外に居住する受贈者または処分者は、関連する日においてアイルランドの居住者または通常居住者とはみなされない。

- ）かかる者が、当該日の属する評価年の直前に5年以上継続してアイルランドに居住している場合、および
- ）かかる者が、当該日においてアイルランドの居住者または通常居住者である場合。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

資産別及び地域別の投資状況

USドル・ポートフォリオ

(2014年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
譲渡性預金証書	イギリス	398,910,788.25	14.41
	日本	382,976,511.71	13.83
	オーストラリア	324,898,463.95	11.73
	カナダ	132,998,834.17	4.80
	シンガポール	19,992,070.94	0.72
	小計	1,259,776,669.02	45.50
コマーシャル・ペーパー	フランス	262,932,858.45	9.50
	フィンランド	133,947,279.00	4.84
	イギリス	132,456,884.77	4.78
	オランダ	117,985,813.26	4.26
	シンガポール	112,958,407.91	4.08
	日本	60,973,674.88	2.20
	ニュージーランド	59,973,054.15	2.17
	ノルウェー	56,998,356.55	2.06
	スウェーデン	37,993,732.46	1.37
	アメリカ合衆国	34,989,311.20	1.26
	カナダ	29,988,729.69	1.08
	オーストラリア	21,991,380.88	0.79
	小計	1,063,189,483.20	38.40
社債	アメリカ合衆国	7,178,638.47	0.26
	オランダ	4,502,104.60	0.16
	国際機関	3,262,623.43	0.12
	小計	14,943,366.50	0.54
政府債	カナダ	1,930,004.96	0.07
定期預金	アメリカ合衆国	428,852,480.98	15.49
現金およびその他の資産 (負債控除後)		-9,129.56	0.00
合計(純資産総額)		2,768,682,875.10 (約284,095百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ポートフォリオの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(2014年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (豪ドル)	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	フランス	175,270,101.49	14.57
	オーストラリア	111,569,125.73	9.27
	ドイツ	96,838,817.33	8.05
	ノルウェー	59,884,191.38	4.98
	シンガポール	58,828,769.62	4.89
	イギリス	56,624,301.58	4.71
	日本	51,889,668.87	4.31
	フィンランド	39,743,085.12	3.30
	小計	650,648,061.12	54.09
譲渡性預金証書	オーストラリア	165,201,000.00	13.73
	オランダ	20,002,384.00	1.66
	小計	185,203,384.00	15.40
社債	イギリス	62,000,000.00	5.15
	ドイツ	48,334,154.04	4.02
	オーストラリア	20,772,330.96	1.73
	国際機関	18,501,625.38	1.54
	スウェーデン	5,520,151.54	0.46
	オランダ	4,075,855.29	0.34
	小計	159,204,117.21	13.23
変動利付債	オーストラリア	4,999,569.51	0.42
定期預金	オーストラリア	200,692,000.00	16.68
現金およびその他の資産 (負債控除後)		2,259,759.93	0.19
合計(純資産総額)		1,203,006,891.77 (約114,598百万円)	100.00

カナダ・ドル・ポートフォリオ

(2014年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (カナダ・ドル)	投資比率 (%)
社債	カナダ	7,531,027.16	15.72
	オランダ	5,641,752.97	11.78
	国際機関	3,603,926.56	7.52
	小計	16,776,706.69	35.03
銀行引受手形	カナダ	9,089,907.39	18.98
政府債	カナダ	5,560,949.54	11.61
変動利付債	カナダ	5,087,606.60	10.62
譲渡性預金証書	日本	3,498,065.33	7.30
定期預金	カナダ	7,336,352.07	15.32
現金およびその他の資産 (負債控除後)		545,660.19	1.14
合計(純資産総額)		47,895,247.81 (約4,488百万円)	100.00

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(2014年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (ニュージーランド・ドル)	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	オーストラリア	84,676,727.21	21.66
	ドイツ	39,960,902.08	10.22
	オランダ	29,902,563.62	7.65
	日本	19,969,190.78	5.11
	シンガポール	19,953,697.22	5.10
	カナダ	19,917,300.86	5.09
	ノルウェー	18,883,089.87	4.83
	フランス	17,890,081.17	4.58
	小計	251,153,552.81	64.23
譲渡性預金証書	オーストラリア	19,990,467.99	5.11
	イギリス	19,944,026.02	5.10
	小計	39,934,494.01	10.21
社債	イギリス	18,000,000.00	4.60
	スウェーデン	7,558,905.07	1.93
	国際機関	5,052,105.26	1.29
	オランダ	2,395,017.56	0.61
	小計	33,006,027.89	8.44
政府債	スウェーデン	8,701,848.54	2.23
定期預金	ニュージーランド	57,944,026.13	14.82
現金およびその他の資産 (負債控除後)		256,284.27	0.07
合計(純資産総額)		390,996,233.65 (約34,384百万円)	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

USドル・ポートフォリオ

(2014年4月末日現在)

順位	銘柄	種類	発行国	利率 (%)	償還日	名目保有高	簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資 比率 (%)
							単価	総額	単価	総額	
1	SUMITOMO MITSUI TRUST CD	譲渡性 預金証書	イギリス	0.22	2014年6月30日	110,000,000	1.00	110,000,000.00	1.00	110,000,000.00	3.97
2	POHJOLA BANK PLC CP	コマーシャル ・ペーパー	フィンランド	0.19	2014年7月16日	100,000,000	1.00	99,959,908.10	1.00	99,959,908.10	3.61
3	RABOBANK AUS CD	譲渡性 預金証書	オーストラリア	0.17	2014年6月17日	90,000,000	1.00	89,980,033.66	1.00	89,980,033.66	3.25
4	BANQUE FED. CRED. MU CP	コマーシャル ・ペーパー	フランス	0.21	2014年7月10日	73,000,000	1.00	72,970,207.51	1.00	72,970,207.51	2.64
5	UNILEVER NV CP	コマーシャル ・ペーパー	オランダ	0.20	2014年5月7日	70,000,000	1.00	69,997,667.46	1.00	69,997,667.46	2.53
6	OCBC CP	コマーシャル ・ペーパー	シンガポール	0.21	2014年7月15日	70,000,000	1.00	69,969,391.28	1.00	69,969,391.28	2.53
7	SHIZUOKA BANK CD	譲渡性 預金証書	日本	0.21	2014年7月3日	60,000,000	1.00	60,001,049.46	1.00	60,001,049.46	2.17
8	CHIBA BANK CD	譲渡性 預金証書	日本	0.23	2014年6月19日	60,000,000	1.00	60,000,408.01	1.00	60,000,408.01	2.17
9	BANQUE FED. CRED. MU CP	コマーシャル ・ペーパー	フランス	0.20	2014年6月30日	60,000,000	1.00	59,979,510.63	1.00	59,979,510.63	2.17
10	mitsubishi UFJ TRUST CD	譲渡性 預金証書	イギリス	0.23	2014年6月3日	58,000,000	1.00	57,987,779.00	1.00	57,987,779.00	2.09
11	CHIBA BANK CD	譲渡性 預金証書	日本	0.23	2014年7月7日	52,000,000	1.00	52,000,483.58	1.00	52,000,483.58	1.88
12	CAISSE DES DEPOS ET C CP	コマーシャル ・ペーパー	フランス	0.17	2014年5月7日	50,000,000	1.00	49,998,625.38	1.00	49,998,625.38	1.81
13	CAISSE DES DEPOS ET C CP	コマーシャル ・ペーパー	フランス	0.17	2014年6月16日	50,000,000	1.00	49,989,462.96	1.00	49,989,462.96	1.81
14	UNITED OVERSEAS BANK CD	譲渡性 預金証書	オーストラリア	0.18	2014年6月23日	50,000,000	1.00	49,986,756.26	1.00	49,986,756.26	1.81
15	UNITED OVERSEAS BANK CD	譲渡性 預金証書	オーストラリア	0.17	2014年7月22日	50,000,000	1.00	49,980,647.19	1.00	49,980,647.19	1.81
16	KIWI BANK LTD CP	コマーシャル ・ペーパー	ニュージーランド	0.21	2014年7月31日	50,000,000	1.00	49,974,103.82	1.00	49,974,103.82	1.80
17	MIZUHO CORP BANK SYDN CD	譲渡性 預金証書	オーストラリア	0.24	2014年7月24日	50,000,000	1.00	49,971,434.39	1.00	49,971,434.39	1.80
18	MITSUBISHI CORP FINAN CP	コマーシャル ・ペーパー	イギリス	0.22	2014年5月13日	47,500,000	1.00	47,496,518.57	1.00	47,496,518.57	1.72
19	NORINCHUKIN BANK CD	譲渡性 預金証書	日本	0.20	2014年7月9日	47,000,000	1.00	46,981,991.79	1.00	46,981,991.79	1.70
20	SUMITOMO MITSUI BANKING CD	譲渡性 預金証書	イギリス	0.21	2014年7月10日	47,000,000	1.00	46,980,818.48	1.00	46,980,818.48	1.70
21	SHIZUOKA BANK CD	譲渡性 預金証書	日本	0.21	2014年5月12日	45,000,000	1.00	45,000,137.73	1.00	45,000,137.73	1.63
22	MIZUHO CORP BANK SYDN CD	譲渡性 預金証書	オーストラリア	0.25	2014年5月7日	44,000,000	1.00	43,998,167.80	1.00	43,998,167.80	1.59
23	SUMITOMO MITSUI BANKING CD	譲渡性 預金証書	イギリス	0.21	2014年7月30日	44,000,000	1.00	43,976,912.24	1.00	43,976,912.24	1.59
24	OCBC CP	コマーシャル ・ペーパー	シンガポール	0.20	2014年6月16日	43,000,000	1.00	42,989,016.63	1.00	42,989,016.63	1.55
25	MIZUHO CORP BANK SYDN CD	譲渡性 預金証書	オーストラリア	0.24	2014年7月8日	41,000,000	1.00	40,981,424.65	1.00	40,981,424.65	1.48
26	BANK OF MONTREAL CD	譲渡性 預金証書	カナダ	0.17	2014年5月13日	40,000,000	1.00	40,000,000.00	1.00	40,000,000.00	1.44
27	NORDEA BANK AB CP	コマーシャル ・ペーパー	スウェーデン	0.17	2014年6月6日	38,000,000	1.00	37,993,732.46	1.00	37,993,732.46	1.37
28	BANK OF MONTREAL CD	譲渡性 預金証書	カナダ	0.17	2014年7月17日	35,000,000	1.00	35,000,000.00	1.00	35,000,000.00	1.26
29	DNB BANK ASA CP	コマーシャル ・ペーパー	ノルウェー	0.17	2014年5月7日	35,000,000	1.00	34,998,979.99	1.00	34,998,979.99	1.26
30	SCHLUMBERGER FINANCE CP	コマーシャル ・ペーパー	アメリカ合衆国	0.20	2014年6月25日	35,000,000	1.00	34,989,311.20	1.00	34,989,311.20	1.26

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(2014年4月末日現在)

順位	銘柄	種類	発行国	利率 (%)	償還日	名目保有高	簿価（豪ドル）		時価（豪ドル）		投資 比率 (%)
							単価	総額	単価	総額	
1	MITSUBISHI FIN	社債	イギリス	2.61	2014年5月14日	62,000,000	1.00	62,000,000.00	1.00	62,000,000.00	5.15
2	CAISSE DES DEPOS ET C CP	コマーシャル・ペーパー	フランス	2.58	2014年5月21日	62,000,000	1.00	61,911,715.51	1.00	61,911,715.51	5.15
3	DNB BANK ASA CP	コマーシャル・ペーパー	ノルウェー	2.59	2014年5月28日	60,000,000	1.00	59,884,191.38	1.00	59,884,191.38	4.98
4	BANQUE FED. CRED. MU CP	コマーシャル・ペーパー	フランス	2.68	2014年7月25日	57,000,000	0.99	56,642,328.33	0.99	56,642,328.33	4.71
5	BNZ INTERNATIONAL FUN CP	コマーシャル・ペーパー	イギリス	2.62	2014年7月31日	57,000,000	0.99	56,624,301.58	0.99	56,624,301.58	4.71
6	MIZUHO CORP BANK SYDN CD	譲渡性 預金証書	オーストラリア	2.62	2014年6月20日	50,000,000	1.00	49,819,213.29	1.00	49,819,213.29	4.14
7	LW RENTENBK	社債	ドイツ	6.00	2014年7月15日	48,000,000	1.01	48,334,154.04	1.01	48,334,154.04	4.02
8	BANK OF TOKYO MITSUBISHI CD	譲渡性 預金証書	オーストラリア	2.71	2014年7月22日	44,000,000	0.99	43,730,740.01	0.99	43,730,740.01	3.64
9	FMS WERTMANAGEMENT CP	コマーシャル・ペーパー	ドイツ	2.57	2014年5月12日	42,000,000	1.00	41,967,226.28	1.00	41,967,226.28	3.49
10	POHJOLA BANK PLC CP	コマーシャル・ペーパー	フィンランド	2.62	2014年7月29日	40,000,000	0.99	39,743,085.12	0.99	39,743,085.12	3.30
11	SUMITOMO MITSUI FIN A CD	譲渡性 預金証書	オーストラリア	2.72	2014年7月3日	38,000,000	1.00	37,820,301.17	1.00	37,820,301.17	3.14
12	ANZ BANKING GROUP CP	コマーシャル・ペーパー	オーストラリア	2.62	2014年7月28日	37,000,000	0.99	36,765,040.89	0.99	36,765,040.89	3.06
13	NRW BANK CP	コマーシャル・ペーパー	ドイツ	2.56	2014年6月3日	35,000,000	1.00	34,918,400.39	1.00	34,918,400.39	2.90
14	OCBC CP	コマーシャル・ペーパー	シンガポール	2.65	2014年6月10日	35,000,000	1.00	34,897,660.28	1.00	34,897,660.28	2.90
15	ACOSS (AGENCE CENTRAL) CP	コマーシャル・ペーパー	フランス	2.65	2014年7月16日	34,000,000	0.99	33,811,054.51	0.99	33,811,054.51	2.81
16	COM. BK OF AUSTRALIA CP	コマーシャル・ペーパー	オーストラリア	2.55	2014年6月3日	30,000,000	1.00	29,930,328.91	1.00	29,930,328.91	2.49
17	SUMITOMO CORP CAP PLC CP	コマーシャル・ペーパー	日本	2.67	2014年6月20日	27,000,000	1.00	26,900,553.60	1.00	26,900,553.60	2.24
18	SUMITOMO CORP CAP PLC CP	コマーシャル・ペーパー	日本	2.63	2014年5月7日	25,000,000	1.00	24,989,115.27	1.00	24,989,115.27	2.08
19	OCBC CP	コマーシャル・ペーパー	シンガポール	2.60	2014年6月10日	24,000,000	1.00	23,931,109.34	1.00	23,931,109.34	1.99
20	ACOSS (AGENCE CENTRAL) CP	コマーシャル・ペーパー	フランス	2.62	2014年6月27日	23,000,000	1.00	22,905,003.14	1.00	22,905,003.14	1.90
21	RABOBANK NEDERLAND CD	譲渡性 預金証書	オランダ	2.93	2014年5月28日	20,000,000	1.00	20,002,384.00	1.00	20,002,384.00	1.66
22	ANZ BANKING GROUP CP	コマーシャル・ペーパー	オーストラリア	2.58	2014年5月19日	20,000,000	1.00	19,974,413.15	1.00	19,974,413.15	1.66
23	FMS WERTMANAGEMENT CP	コマーシャル・ペーパー	ドイツ	2.57	2014年6月3日	20,000,000	1.00	19,953,190.66	1.00	19,953,190.66	1.66
24	SUMITOMO MITSUI FIN A CD	譲渡性 預金証書	オーストラリア	2.71	2014年7月22日	20,000,000	0.99	19,877,384.39	0.99	19,877,384.39	1.65
25	COM. BK OF AUSTRALIA CP	コマーシャル・ペーパー	オーストラリア	2.56	2014年6月16日	15,000,000	1.00	14,951,258.96	1.00	14,951,258.96	1.24
26	BANK OF TOKYO MITSUBISHI CD	譲渡性 預金証書	オーストラリア	2.63	2014年6月16日	14,000,000	1.00	13,953,361.14	1.00	13,953,361.14	1.16
27	GE CAP AUS FDG	社債	オーストラリア	7.50	2014年9月1日	11,530,000	1.02	11,704,244.38	1.02	11,704,244.38	0.97
28	INTL FINANCE	社債	国際機関	4.75	2014年5月19日	10,000,000	1.00	10,010,330.73	1.00	10,010,330.73	0.83
29	TOYOTA FINANCE AUS CP	コマーシャル・ペーパー	オーストラリア	2.65	2014年7月11日	10,000,000	0.99	9,948,083.82	0.99	9,948,083.82	0.83
30	COMMONWEALTH BK AUS	社債	オーストラリア	6.50	2014年7月14日	9,000,000	1.01	9,068,086.58	1.01	9,068,086.58	0.75

カナダ・ドル・ポートフォリオ

(2014年4月末日現在)

順位	銘柄	種類	発行国	利率 (%)	償還日	名目保有高	簿価（カナダ・ドル）		時価（カナダ・ドル）		投資 比率 (%)
							単価	総額	単価	総額	
1	ROYAL BK OF CANADA	社債	カナダ	4.97	2014年6月5日	4,000,000	1.00	4,014,522.42	1.00	4,014,522.42	8.38
2	BK NED GEMEENTEN	社債	オランダ	4.75	2014年6月11日	3,800,000	1.00	3,815,619.30	1.00	3,815,619.30	7.97
3	EUROFIMA	社債	国際機関	4.875	2014年5月12日	3,600,000	1.00	3,603,926.56	1.00	3,603,926.56	7.52
4	BK OF NOVA SCOTIA	社債	カナダ	3.43	2014年7月16日	3,500,000	1.00	3,516,504.74	1.00	3,516,504.74	7.34
5	SUMITOMO MITSUI BANKING CD	譲渡性 預金証書	日本	1.05	2014年5月20日	3,500,000	1.00	3,498,065.33	1.00	3,498,065.33	7.30
6	BANK OF MONTREAL BA	銀行引受手形	カナダ	1.09	2014年6月16日	3,500,000	1.00	3,495,143.96	1.00	3,495,143.96	7.30
7	QUEBEC PROV	政府債	カナダ	5.125	2014年6月3日	3,300,000	1.00	3,311,851.76	1.00	3,311,851.76	6.91
8	ONTARIO PROV FRN	変動利付債	カナダ	0.00	2014年7月8日	2,500,000	1.00	2,501,140.43	1.00	2,501,140.43	5.22
9	RABOBANK NED	社債	オランダ	3.50	2014年7月2日	1,819,000	1.00	1,826,133.67	1.00	1,826,133.67	3.81
10	CANADIAN IMPERIAL BANK BA	銀行引受手形	カナダ	1.08	2014年5月9日	1,650,000	1.00	1,649,604.00	1.00	1,649,604.00	3.44
11	ALBERTA CAP FIN FRN	変動利付債	カナダ	0.00	2014年7月2日	1,459,000	1.00	1,460,486.08	1.00	1,460,486.08	3.05
12	ONTARIO T-BILL	政府債	カナダ	0.99	2014年5月7日	1,250,000	1.00	1,249,795.40	1.00	1,249,795.40	2.61
13	NATIONAL BANK OF CANA BA	銀行引受手形	カナダ	1.12	2014年7月25日	1,100,000	1.00	1,097,110.00	1.00	1,097,110.00	2.29
14	ALBERTA T-BILL	政府債	カナダ	0.97	2014年5月27日	1,000,000	1.00	999,302.38	1.00	999,302.38	2.09
15	GE CAP CAN FDG FRN	変動利付債	カナダ	0.00	2014年6月11日	885,000	1.00	885,954.99	1.00	885,954.99	1.85
16	NATIONAL BANK OF CANA BA	銀行引受手形	カナダ	1.10	2014年5月27日	800,000	1.00	799,363.76	1.00	799,363.76	1.67
17	NATIONAL BANK OF CANA BA	銀行引受手形	カナダ	1.10	2014年5月30日	800,000	1.00	799,293.95	1.00	799,293.95	1.67
18	CANADIAN IMPERIAL BANK BA	銀行引受手形	カナダ	1.10	2014年5月27日	750,000	1.00	749,406.72	1.00	749,406.72	1.56
19	NATIONAL BANK OF CANA BA	銀行引受手形	カナダ	1.08	2014年5月2日	500,000	1.00	499,985.00	1.00	499,985.00	1.04
20	CCDJ FRN	変動利付債	カナダ	0.00	2014年5月23日	240,000	1.00	240,025.10	1.00	240,025.10	0.50

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(2014年4月末日現在)

順位	銘柄	種類	発行国	利率 (%)	償還日	名目保有高	簿価 (ニュージーランド・ドル)		時価 (ニュージーランド・ドル)		投資 比率 (%)
							単価	総額	単価	総額	
1	BANK OF TOKYO MITSUBISHI CD	譲渡性 預金証書	オーストラリア	2.88	2014年5月7日	20,000,000	1.00	19,990,467.99	1.00	19,990,467.99	5.11
2	AUSTRALIA NZ BANKING CP	コマーシャル ・ペーパー	オーストラリア	2.86	2014年5月12日	20,000,000	1.00	19,982,629.80	1.00	19,982,629.80	5.11
3	NRW BANK CP	コマーシャル ・ペーパー	ドイツ	2.84	2014年5月13日	20,000,000	1.00	19,981,198.88	1.00	19,981,198.88	5.11
4	L-BANK BW FOERDERBANK CP	コマーシャル ・ペーパー	ドイツ	2.83	2014年5月14日	20,000,000	1.00	19,979,703.20	1.00	19,979,703.20	5.11
5	SUMITOMO CORP CAP PLC CP	コマーシャル ・ペーパー	日本	2.94	2014年5月20日	20,000,000	1.00	19,969,190.78	1.00	19,969,190.78	5.11
6	TEMASEK CP	コマーシャル ・ペーパー	シンガポール	2.90	2014年5月30日	20,000,000	1.00	19,953,697.22	1.00	19,953,697.22	5.10
7	SUMITOMO MITSUI BANKING CD	譲渡性 預金証書	イギリス	2.90	2014年6月5日	20,000,000	1.00	19,944,026.02	1.00	19,944,026.02	5.10
8	BK NEDERLANDSE GEMEEN CP	コマーシャル ・ペーパー	オランダ	2.99	2014年6月16日	20,000,000	1.00	19,924,055.12	1.00	19,924,055.12	5.10
9	TORONTO DOMINION BANK CP	コマーシャル ・ペーパー	カナダ	3.00	2014年6月20日	20,000,000	1.00	19,917,300.86	1.00	19,917,300.86	5.09
10	NEW SOUTH WALES TREAS CP	コマーシャル ・ペーパー	オーストラリア	2.99	2014年6月24日	20,000,000	1.00	19,911,128.00	1.00	19,911,128.00	5.09
11	DNB BANK ASA CP	コマーシャル ・ペーパー	ノルウェー	3.19	2014年7月10日	19,000,000	0.99	18,883,089.87	0.99	18,883,089.87	4.83
12	MITSUBISHI FIN	社債	イギリス	3.2475	2014年7月30日	18,000,000	1.00	18,000,000.00	1.00	18,000,000.00	4.60
13	ACOSS (AGENCE CENTRAL) CP	コマーシャル ・ペーパー	フランス	3.16	2014年7月10日	18,000,000	0.99	17,890,081.17	0.99	17,890,081.17	4.58
14	COM. BK OF AUSTRALIA CP	コマーシャル ・ペーパー	オーストラリア	3.15	2014年7月22日	18,000,000	0.99	17,871,870.26	0.99	17,871,870.26	4.57
15	RABOBANK AUSTRALIA CP	コマーシャル ・ペーパー	オーストラリア	2.88	2014年5月7日	15,000,000	1.00	14,992,851.20	1.00	14,992,851.20	3.83
16	TOYOTA FINANCE AUS CP	コマーシャル ・ペーパー	オーストラリア	3.21	2014年7月17日	12,000,000	0.99	11,918,247.95	0.99	11,918,247.95	3.05
17	NED WATERSCHAPSBANK CP	コマーシャル ・ペーパー	オランダ	2.89	2014年5月28日	10,000,000	1.00	9,978,508.50	1.00	9,978,508.50	2.55
18	KOMMUNINVEST I SVE	政府債	スウェーデン	3.60	2014年5月21日	8,700,000	1.00	8,701,848.54	1.00	8,701,848.54	2.23
19	SWEDISH EXP CRED	社債	スウェーデン	7.625	2014年6月30日	7,505,000	1.01	7,558,905.07	1.01	7,558,905.07	1.93
20	EIB	社債	国際機関	6.50	2014年9月10日	5,000,000	1.01	5,052,105.26	1.01	5,052,105.26	1.29
21	RABOBANK NED	社債	オランダ	6.25	2014年7月10日	2,382,000	1.01	2,395,017.56	1.01	2,395,017.56	0.61

【投資不動産物件】

該当事項なし(2014年4月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし(2014年4月末日現在)。

(3) 【運用実績】

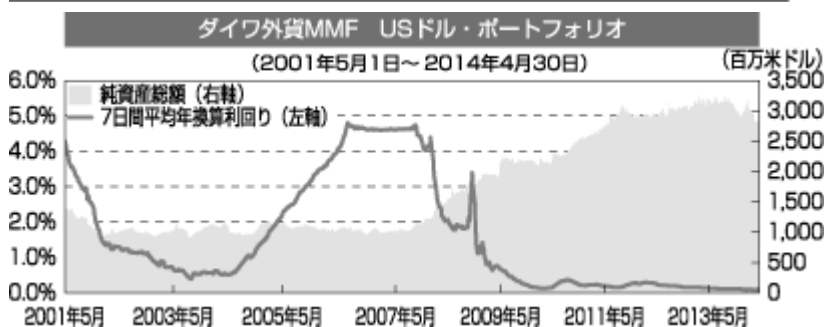
【純資産の推移】

下記会計年度末ならびに2014年4月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

USドル・ポートフォリオ

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第8会計年度末 (2004年12月31日)	1,137,455	116,714	0.01	1
第9会計年度末 (2005年12月31日)	1,039,313	106,644	0.01	1
第10会計年度末 (2006年12月31日)	1,038,296	106,540	0.01	1
第11会計年度末 (2007年12月31日)	1,210,943	124,255	0.01	1
第12会計年度末 (2008年12月31日)	1,941,353	199,202	0.01	1
第13会計年度末 (2009年12月31日)	2,115,435	217,065	0.01	1
第14会計年度末 (2010年12月31日)	2,585,318	265,279	0.01	1
第15会計年度末 (2011年12月31日)	2,854,219	292,871	0.01	1
第16会計年度末 (2012年12月31日)	3,081,102	316,152	0.01	1
第17会計年度末 (2013年12月31日)	2,972,768	305,036	0.01	1
2013年5月末日	3,117,890	319,927	0.01	1
6月末日	3,175,269	325,814	0.01	1
7月末日	3,135,007	321,683	0.01	1
8月末日	3,180,305	326,331	0.01	1
9月末日	3,139,810	322,176	0.01	1
10月末日	3,043,943	312,339	0.01	1
11月末日	2,954,308	303,142	0.01	1
12月末日	2,972,768	305,036	0.01	1
2014年1月末日	3,050,945	313,057	0.01	1
2月末日	2,908,395	298,430	0.01	1
3月末日	2,814,663	288,813	0.01	1
4月末日	2,768,683	284,095	0.01	1

純資産総額および7日間平均年換算利回りの推移

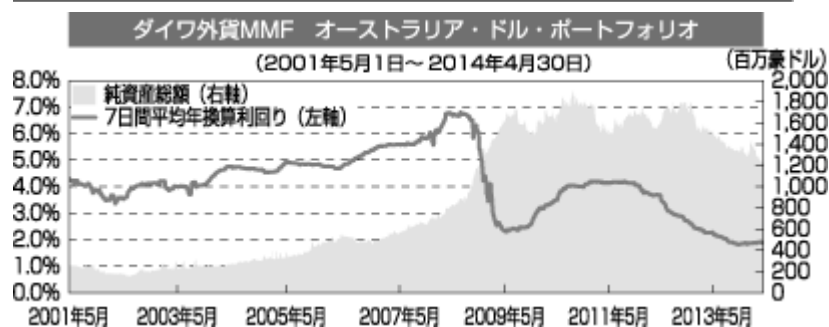


(注) 7日間平均年換算利回りとは、課税前の7日間平均利回りを年率換算したものである。以下同じ。

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千豪ドル	百万円	豪ドル	円
第8会計年度末 (2004年12月31日)	319,243	30,411	0.01	1
第9会計年度末 (2005年12月31日)	473,779	45,132	0.01	1
第10会計年度末 (2006年12月31日)	509,444	48,530	0.01	1
第11会計年度末 (2007年12月31日)	700,316	66,712	0.01	1
第12会計年度末 (2008年12月31日)	1,325,158	126,235	0.01	1
第13会計年度末 (2009年12月31日)	1,625,629	154,857	0.01	1
第14会計年度末 (2010年12月31日)	1,765,110	168,144	0.01	1
第15会計年度末 (2011年12月31日)	1,692,368	161,215	0.01	1
第16会計年度末 (2012年12月31日)	1,585,775	151,061	0.01	1
第17会計年度末 (2013年12月31日)	1,285,734	122,479	0.01	1
2013年5月末日	1,455,279	138,630	0.01	1
6月末日	1,424,213	135,671	0.01	1
7月末日	1,386,072	132,037	0.01	1
8月末日	1,368,672	130,380	0.01	1
9月末日	1,336,930	127,356	0.01	1
10月末日	1,332,656	126,949	0.01	1
11月末日	1,359,771	129,532	0.01	1
12月末日	1,285,734	122,479	0.01	1
2014年1月末日	1,403,433	133,691	0.01	1
2月末日	1,337,828	127,441	0.01	1
3月末日	1,251,612	119,229	0.01	1
4月末日	1,203,007	114,598	0.01	1

純資産総額および7日間平均年換算利回りの推移

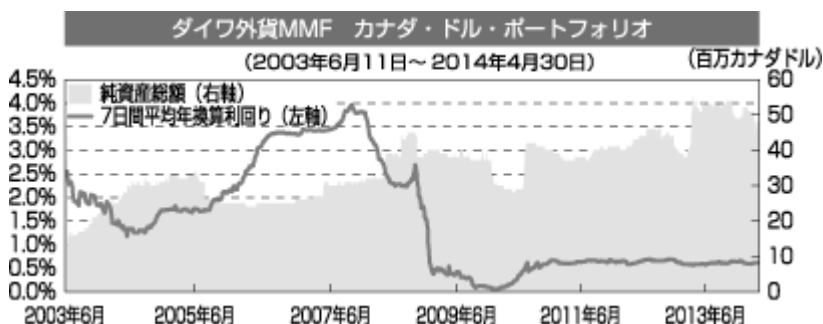


カナダ・ドル・ポートフォリオ

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千カナダ・ドル	百万円	カナダ・ドル	円
第8会計年度末 (2004年12月31日)	31,496	2,951	0.01	1
第9会計年度末 (2005年12月31日)	24,813	2,325	0.01	1
第10会計年度末 (2006年12月31日)	25,759	2,414	0.01	1
第11会計年度末 (2007年12月31日)	31,431	2,945	0.01	1
第12会計年度末 (2008年12月31日)	39,600	3,711	0.01	1
第13会計年度末 (2009年12月31日)	32,858	3,079	0.01	1
第14会計年度末 (2010年12月31日)	39,423	3,694	0.01	1
第15会計年度末 (2011年12月31日)	40,559	3,800	0.01	1
第16会計年度末 (2012年12月31日)	39,954	3,744	0.01	1
第17会計年度末 (2013年12月31日)	48,500	4,544	0.01	1
2013年5月末日	53,633	5,025	0.01	1
6月末日	53,393	5,003	0.01	1
7月末日	52,463	4,916	0.01	1
8月末日	53,159	4,981	0.01	1
9月末日	52,740	4,942	0.01	1
10月末日	54,384	5,096	0.01	1
11月末日	49,329	4,622	0.01	1
12月末日	48,500	4,544	0.01	1
2014年1月末日	51,831	4,857	0.01	1
2月末日	50,578	4,739	0.01	1
3月末日	48,118	4,509	0.01	1
4月末日	47,895	4,488	0.01	1

(注) カナダ・ドル・ポートフォリオは、2003年6月11日から運用を開始した。

純資産総額および7日間平均年換算利回りの推移

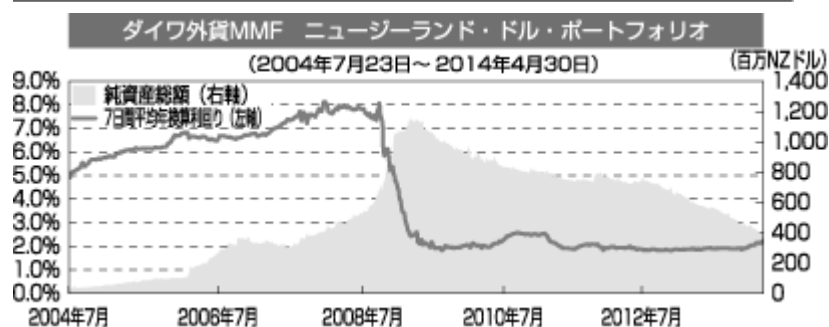


ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千ニュージーランド・ドル	百万円	ニュージーランド・ドル	円
第8会計年度末 (2004年12月31日)	47,296	4,159	0.01	1
第9会計年度末 (2005年12月31日)	101,070	8,888	0.01	1
第10会計年度末 (2006年12月31日)	332,503	29,240	0.01	1
第11会計年度末 (2007年12月31日)	400,344	35,206	0.01	1
第12会計年度末 (2008年12月31日)	1,008,206	88,662	0.01	1
第13会計年度末 (2009年12月31日)	927,635	81,576	0.01	1
第14会計年度末 (2010年12月31日)	810,415	71,268	0.01	1
第15会計年度末 (2011年12月31日)	782,402	68,804	0.01	1
第16会計年度末 (2012年12月31日)	658,500	57,908	0.01	1
第17会計年度末 (2013年12月31日)	453,672	39,896	0.01	1
2013年5月末日	575,194	50,583	0.01	1
6月末日	562,819	49,494	0.01	1
7月末日	564,135	49,610	0.01	1
8月末日	545,811	47,999	0.01	1
9月末日	522,211	45,923	0.01	1
10月末日	497,988	43,793	0.01	1
11月末日	481,645	42,356	0.01	1
12月末日	453,672	39,896	0.01	1
2014年1月末日	440,103	38,703	0.01	1
2月末日	427,865	37,626	0.01	1
3月末日	403,989	35,527	0.01	1
4月末日	390,996	34,384	0.01	1

(注) ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、2004年7月23日から運用を開始した。

純資産総額および7日間平均年換算利回りの推移



【分配の推移】

下記会計年度における分配の推移は、以下のとおりである。

(10,000口当たり)

計算期間	USドル・ ポートフォリオ (米ドル)	オーストラリア ・ドル・ ポートフォリオ (豪ドル)	カナダ・ドル・ ポートフォリオ (カナダ・ドル)	ニュージーランド ・ドル・ ポートフォリオ (ニュージーランド・ ドル)
第8会計年度	0.81658	4.67210	1.48696	2.41613
第9会計年度	2.50855	4.79031	1.82944	6.09390
第10会計年度	4.29437	5.01707	3.00008	6.62786
第11会計年度	4.50812	5.65425	3.58057	7.23873
第12会計年度	2.21595	6.22910	2.51395	7.48715
第13会計年度	0.50686	2.69612	0.32138	2.46668
第14会計年度	0.22967	3.77030	0.36480	2.25320
第15会計年度	0.21014	4.12911	0.63860	2.12316
第16会計年度	0.21796	3.17836	0.64788	1.88943
第17会計年度	0.12800	2.10897	0.61090	1.90285

ファンド証券の1口当たり純資産価格が1米セント、1豪セント、1カナダ・セントおよび1ニュージーランド・セント(各ポートフォリオの基準価格)となるような額の分配が日々、行われている。分配は各暦月の最終取引日の直前の取引日(分配再投資日)に宣言され、発生済未払いのすべての分配金は税金を控除後、自動的に再投資されている。下記は2014年4月までの1年間における前月最終営業日から各月最終営業日前日まで保有した場合に再投資された月次分配金の額(10,000口当たりの累計額)を表示した。

月次分配金(10,000口当たり)

最終営業日	USドル・ ポートフォリオ (米ドル)	オーストラリア ・ドル・ ポートフォリオ (豪ドル)	カナダ・ドル・ ポートフォリオ (カナダ・ドル)	ニュージーランド ・ドル・ ポートフォリオ (ニュージーランド・ ドル)
2013年5月31日	0.01123	0.18721	0.05031	0.15864
2013年6月28日	0.00977	0.16365	0.04501	0.14530
2013年7月31日	0.01099	0.18732	0.05534	0.17310
2013年8月30日	0.00954	0.16147	0.05103	0.15660
2013年9月30日	0.00967	0.16134	0.05214	0.16235
2013年10月31日	0.00956	0.15665	0.05201	0.16254
2013年11月29日	0.00870	0.14652	0.05143	0.15080
2013年12月30日	0.00878	0.15862	0.05446	0.16285
2014年1月31日	0.00843	0.16289	0.05631	0.16669
2014年2月28日	0.00747	0.14417	0.04634	0.15371
2014年3月31日	0.00796	0.16100	0.05144	0.17878
2014年4月30日	0.00777	0.15614	0.05081	0.17874

以下は上記保有期間における平均利回りを示したものである。

最終営業日	USドル・ ポートフォリオ (%)	オーストラリア ・ドル・ ポートフォリオ (%)	カナダ・ドル・ ポートフォリオ (%)	ニュージーランド ・ドル・ ポートフォリオ (%)
2013年 5 月31日	0.13222	2.20424	0.59235	1.86785
2013年 6 月28日	0.12735	2.13329	0.58673	1.89408
2013年 7 月31日	0.12155	2.07187	0.61209	1.91459
2013年 8 月30日	0.11607	1.96455	0.62086	1.90530
2013年 9 月30日	0.11385	1.89964	0.61390	1.91154
2013年10月31日	0.11256	1.84442	0.61237	1.91377
2013年11月29日	0.10950	1.84413	0.64730	1.89800
2013年12月30日	0.10337	1.86762	0.64122	1.91742
2014年 1 月31日	0.09615	1.85796	0.64228	1.90130
2014年 2 月28日	0.09737	1.87935	0.60407	2.00371
2014年 3 月31日	0.09372	1.89564	0.60566	2.10499
2014年 4 月30日	0.09453	1.89970	0.61818	2.17467

【収益率の推移】

下記会計年度における10,000口当たりの収益率は、以下のとおりである。

計算期間	収益率(%) (注)			
	USドル・ ポートフォリオ	オーストラリア ・ドル・ ポートフォリオ	カナダ・ドル・ ポートフォリオ	ニュージーランド ・ドル・ ポートフォリオ
第 8 会計年度	0.81658	4.67210	1.48696	2.41613
第 9 会計年度	2.50855	4.79031	1.82944	6.09390
第10会計年度	4.29437	5.01707	3.00008	6.62786
第11会計年度	4.50812	5.65425	3.58057	7.23873
第12会計年度	2.21595	6.22910	2.51395	7.48715
第13会計年度	0.50686	2.69612	0.32138	2.46668
第14会計年度	0.22967	3.77030	0.36480	2.25320
第15会計年度	0.21014	4.12911	0.63860	2.12316
第16会計年度	0.21796	3.17836	0.64788	1.88943
第17会計年度	0.12800	2.10897	0.61090	1.90285

(注) 各ポートフォリオは、1口当たり純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率(10,000口当たり)は、分配金の各会計年度末における累計額を用いて、以下の計算式により算出された。

$$\text{収益率}(\%) = 100 \times (a - b) / b$$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配前の額)

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度の販売および買戻しの実績ならびに各会計年度末の発行済口数は、以下のとおりである。なお、括弧内の数字は、本邦内における販売、買戻し及び発行済の各口数である。

USドル・ポートフォリオ

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第8会計年度	117,628,366,377 (117,628,366,377)	115,411,314,313 (115,411,314,313)	113,745,499,839 (113,745,499,839)
第9会計年度	167,525,243,852 (167,525,243,852)	177,339,489,487 (177,339,489,487)	103,931,254,204 (103,931,254,204)
第10会計年度	155,768,598,648 (155,768,598,648)	155,870,288,067 (155,870,288,067)	103,829,564,785 (103,829,564,785)
第11会計年度	116,112,047,738 (116,112,047,738)	98,847,270,641 (98,847,270,641)	121,094,341,882 (121,094,341,882)
第12会計年度	255,634,993,705 (255,634,993,705)	182,594,003,903 (182,594,003,903)	194,135,331,684 (194,135,331,684)
第13会計年度	213,805,973,538 (213,805,973,538)	196,397,804,199 (196,397,804,199)	211,543,501,023 (211,543,501,023)
第14会計年度	258,183,431,844 (258,183,431,844)	211,195,136,126 (211,195,136,126)	258,531,796,741 (258,531,796,741)
第15会計年度	303,019,124,516 (303,019,124,516)	276,129,034,171 (276,129,034,171)	285,421,887,086 (285,421,887,086)
第16会計年度	327,338,055,808 (327,338,055,808)	304,649,780,903 (304,649,780,903)	308,110,161,991 (308,110,161,991)
第17会計年度	411,977,301,565 (411,977,301,565)	422,810,633,039 (422,810,633,039)	297,276,830,517 (297,276,830,517)

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第8会計年度	57,738,015,217 (57,738,015,217)	50,771,311,880 (50,771,311,880)	31,924,325,660 (31,924,325,660)
第9会計年度	103,656,157,130 (103,656,157,130)	88,202,551,717 (88,202,551,717)	47,377,931,073 (47,377,931,073)
第10会計年度	71,569,002,288 (71,569,002,288)	68,002,501,159 (68,002,501,159)	50,944,432,202 (50,944,432,202)
第11会計年度	100,686,647,404 (100,686,647,404)	81,599,430,792 (81,599,430,792)	70,031,648,814 (70,031,648,814)
第12会計年度	182,577,095,220 (182,577,095,220)	120,092,978,028 (120,092,978,028)	132,515,766,006 (132,515,766,006)
第13会計年度	218,797,582,638 (218,797,582,638)	188,750,453,380 (188,750,453,380)	162,562,895,264 (162,562,895,264)
第14会計年度	237,299,222,524 (237,299,222,524)	223,351,153,420 (223,351,153,420)	176,510,964,368 (176,510,964,368)
第15会計年度	176,922,887,662 (176,922,887,662)	184,197,041,208 (184,197,041,208)	169,236,810,822 (169,236,810,822)
第16会計年度	184,488,032,303 (184,488,032,303)	195,147,381,169 (195,147,381,169)	158,577,461,956 (158,577,461,956)
第17会計年度	147,686,192,561 (147,686,192,561)	177,690,305,788 (177,690,305,788)	128,573,348,729 (128,573,348,729)

カナダ・ドル・ポートフォリオ

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第 8 会計年度	3,369,354,939 (3,360,548,908)	2,501,518,206 (1,481,469,253)	3,149,575,047 (3,149,575,047)
第 9 会計年度	1,358,439,984 (1,358,439,984)	2,026,674,235 (2,026,674,235)	2,481,340,796 (2,481,340,796)
第10会計年度	945,273,948 (945,273,948)	850,729,382 (850,729,382)	2,575,885,362 (2,575,885,362)
第11会計年度	1,694,106,070 (1,694,106,070)	1,126,902,783 (1,126,902,783)	3,143,088,649 (3,143,088,649)
第12会計年度	2,611,849,050 (2,611,849,050)	1,794,980,301 (1,794,980,301)	3,959,957,398 (3,959,957,398)
第13会計年度	1,597,328,924 (1,597,328,924)	2,271,520,457 (2,271,520,457)	3,285,765,865 (3,285,765,865)
第14会計年度	2,166,776,013 (2,166,776,013)	1,510,270,646 (1,510,270,646)	3,942,271,232 (3,942,271,232)
第15会計年度	1,300,932,996 (1,300,932,996)	1,187,272,574 (1,187,272,574)	4,055,931,654 (4,055,931,654)
第16会計年度	2,596,205,961 (2,596,205,961)	2,656,727,588 (2,656,727,588)	3,995,410,027 (3,995,410,027)
第17会計年度	4,447,717,841 (4,447,717,841)	3,593,172,332 (3,593,172,332)	4,849,955,536 (4,849,955,536)

(注) カナダ・ドル・ポートフォリオは、2003年 6 月11日から運用を開始した。

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第 8 会計年度	8,100,070,594 (8,100,070,594)	3,370,431,094 (3,370,431,094)	4,729,639,500 (4,729,639,500)
第 9 会計年度	15,811,530,431 (15,811,530,431)	10,434,126,328 (10,434,126,328)	10,107,043,603 (10,107,043,603)
第10会計年度	56,301,366,853 (56,301,366,853)	33,158,137,740 (33,158,137,740)	33,250,272,716 (33,250,272,716)
第11会計年度	51,610,149,320 (51,610,149,320)	44,826,007,018 (44,826,007,018)	40,034,415,018 (40,034,415,018)
第12会計年度	111,799,309,256 (111,799,309,256)	51,013,113,388 (51,013,113,388)	100,820,610,886 (100,820,610,886)
第13会計年度	94,448,935,455 (94,448,935,455)	102,506,072,048 (102,506,072,048)	92,763,474,293 (92,763,474,293)
第14会計年度	64,350,267,715 (64,350,267,715)	76,072,270,203 (76,072,270,203)	81,041,471,805 (81,041,471,805)
第15会計年度	48,412,728,123 (48,412,728,123)	51,214,036,478 (51,214,036,478)	78,240,163,450 (78,240,163,450)
第16会計年度	36,534,103,962 (36,534,103,962)	48,924,313,479 (48,924,313,479)	65,849,953,933 (65,849,953,933)
第17会計年度	27,833,248,797 (27,833,248,797)	48,316,052,686 (48,316,052,686)	45,367,150,044 (45,367,150,044)

(注) ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、2004年 7 月23日から運用を開始した。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

(1) 海外における販売手続等

各ポートフォリオの受益証券は、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である個人(適切な申告書に記入したアイルランド免税投資家を除く。)および米国人に対する場合を除き、すべて自由に譲渡可能である。同一のポートフォリオの各受益証券は、当該同一のポートフォリオのその他の受益証券と共に、関連するポートフォリオの利益および分配ならびに終了の場合には関連するポートフォリオの資産に同等に参加することができる。各ポートフォリオの受益証券は、無額面であり、かつ発行時に全額払込が行われなければならない。優先権または新株引受権が一切付されていない。

受益証券の端数は発行されない。

当初最低申込口数は、受益証券100口とする。

申込手続

ポートフォリオの受益証券の買付申込みは、管理会社がその事業所の住所において当該ポートフォリオの取引日の正午12時(ダブリン時間)より前に受領した場合、当該取引日に処理される。正午12時(ダブリン時間)以降に受領される申込みは、管理会社の裁量により、翌取引日に繰り延べられることがある。

ポートフォリオの受益証券は、申込みが成立した取引日の翌取引日までに受託会社に対する支払が行われることを条件として、管理会社により発行される。受益証券は、買付の申込書が管理会社により受領されかつ受理された取引日の営業終了時に発行される。申込金の支払の懈怠または支払の遅延によりポートフォリオが被る損失、経費または費用は、申込人が負担する。

受益証券の発行を確認する契約書は、通常、申込みが成立した申込人またはその指名する代理人に対して電子的手段により送付される。受益証券は記名式でのみ発行される。

管理会社は、自らの裁量によりいつでも、一定の国または領域に居住しまたは設立される個人または法人に対するポートフォリオの受益証券の発行の一時的な中断、完全な中止または制限をすることができる。また、管理会社は、関連するポートフォリオまたはダイワ外貨MMFの受益者の保護のために必要または望ましい場合、一定の個人または法人による受益証券の取得を禁じることができる。

さらに、管理会社は、(a)自らの裁量により、受益証券の全部または一部の申込みを拒絶し、また、(b)いつでも、受益証券の購入または保有を禁じられた受益者が保有する受益証券を買い戻すことができる。

米国人およびアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である個人(適切な申告書に記入したアイルランド免税投資家を除く。)は、ポートフォリオの受益証券の購入を行うことができず、また、申込人は、直接的または間接的に、米国人またはアイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である個人(適切な申告書に記入したアイルランド免税投資家を除く。)のために受益証券の取得を行っているものではないことを証明することを要求される。単独でまたは他の者と共同で受益証券を保有することのできない者が受益証券の実質的所有者となっていると管理会社がみなす場合、受託会社は、当該受益証券をすべて強制的に買い戻すことができる。

マネーロンダリング防止およびテロ資金供与対策措置

2010年(マネーロンダリングおよびテロ資金供与に関する)刑事処罰法(改正済)により、管理会社は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与を防止しかつ摘発するためリスク・ベースの適切な措置を実行することを義務づけられており、かかる措置には、すべての受益者および場合により受益者がその代理人として受益証券を保有する際の実質的所有者の身元および住所を確認するための措置が含まれる。信託証書に基づき、取締役会は、各受益者の身元の確認に必要な文書を入手するため管理会社を任命した。かかるリスク・ベース手法の適用により、一定の状況において、管理会社は、一定種類の投資者(例えば、政治的に無防備な者または高リスク区分に該当すると評価されたその他の投資者)に高度の顧客についてのデュー・デリジェンスを適用することを要求される。管理会社は、受益証券の申込時および投資者が受益証券を保有している期間中のいつでも(当該受益証券の買戻し時を含む。)、当該受益者および当該受益証券が代理人により保有される際の実質的所有者の身元および住所を確認するために必要な情報を請求することができる。

一般に、投資者が初めて受益証券の買付を申し込む際に、管理会社は、顧客についてのデュー・デリジェンス関連文書を要求する。しかし、規制上の変更によりまたは買戻しその他に関連し、管理会社は、継続的なデュー・デリジェンスの実施を要求することができ、これに従い、管理会社は、受益者または受益証券の実質的所有者の身元の確認に必要な情報をいつでも請求する権利を留保することができる。

管理会社は、申込人の身元および住所の確認のために必要とみなす情報および文書を要求することができる。規制された仲介者を通じて申込みが行われ、当該仲介者が適用法上アイルランドと同等のマネーロンダリング防止規則を有すると認められる国において業務を行う場合、管理会社は、当該投資者に対し簡単な顧客についてのデュー・デリジェンスを適用するかまたは本来の投資予定者に関する規制された仲介者からの表明書に依拠することができるが、同時にマネーロンダリング防止の目的上投資者を継続して監視しなければならない。

管理会社は、投資予定者に対し、必要となる、身元を示す証拠の種類について通知する。一例として、個人の場合には、特定の者または機関(弁護士または公証人等)により適式に認証されたパスポートまたは身分証明書の写しを、住所を示す証拠(公共料金請求書または銀行明細書等)と共に提出することを要求されることがある。法人の申込人の場合には、その設立証明書(社名変更証明書を含む。)ならびに基本定款および通常定款(またはそれに相当するもの)の謄本、ならびにすべての取締役および2010年(マネーロンダリングおよびテロ資金供与に関する)刑事処罰法(改正済)が定める実質的所有者の氏名および居住住所の提出を要求されることがある。

上記に記載された内容は一例にすぎず、管理会社は、各申込人の身元および住所を確認するために必要とみなす情報および文書を要求する。申込人が自己の身元を証明するため管理会社から要求された情報の提出を遅滞した場合またはかかる情報を提出しなかった場合、管理会社は、申込みの受諾を拒否し、受領した申込資金を利息を付さずに、申込人の費用負担において、当該資金が当初引き落とされた口座に返金することができる。身元の確認に必要な文書を提出しなかった受益者に対し受益証券が発行された場合、管理会社は、買戻請求を処理するが、当該受益者に帰属する買戻代金の支払を差し控える。投資予定者は、投資者が上記のように第三者の身元を確認するための情報を管理会社に提供しない場合には買戻代金が当該第三者の口座に支払われないことに留意する必要がある。

各申込人は、管理会社が要求した情報および文書が当該申込人により提供されなかった場合、管理会社が当該申込人の買付申込みの処理を拒否したことまたは買戻代金の支払を遅滞したことに起因する損失につき何ら損害を被らないことを認識し、かつこれに同意する。

(2) 日本における販売手続等

日本においては、申込期間中の取引日に、ファンド証券の募集が行われる。申込締切時間の照会先は、日本における各販売会社である。日本における販売会社は口座約款を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者はまた、日本における販売会社と積立投資約款に基づく積立投資契約を締結する。投資者に対する販売の単位は、1口以上1口単位である。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した投資者は、販売取扱会社から買付代金の支払と引換えに取引報告書を受領する。申込金額は円貨または当該ポートフォリオの基準通貨で支払うものとする。円貨での支払における米ドル、豪ドル、カナダ・ドルまたはニュージーランド・ドルと円貨との換算は、各申込みについての申込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする。

受益証券の申込みにあたって申込手数料は請求されない。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、ダイワ外貨MMFの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

2 【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

当該ポートフォリオの毎取引日に、買戻し申込書を記入後、受益者は管理会社に対し、その保有するファンド証券の全部または一部につき、当該取引日に決定される当該ポートフォリオの1口当たりの純資産価格に相当する価格をもって買戻しを請求することができる。

買戻し手続

適切な買戻し申込書は、買戻しが効力を生じる取引日の正午12時(ダブリン時間)までに管理会社の事務所に於いて、管理会社が受領しなければならない。かかる買戻し申込書が取引日の正午12時(ダブリン時間)後に受領された場合は、管理会社の裁量により翌取引日に繰越すことができる。買戻し請求が管理会社により受領された取引日に受益証券の買戻しが行われる。

買い戻される受益証券に関連して宣言され、発生したすべての分配金のうち、未払いのものは、買戻金と共に支払われる。かかる分配金および買戻金は、通常、買戻しが有効となる取引日の翌取引日に該当ポートフォリオの基準通貨をもって受益者の口座に銀行電信送金で支払われる。買戻金支払の費用は全て該当ポートフォリオが負担する。

受益者は、関連するポートフォリオ資産の評価の一時的停止の場合を除き、管理会社の事前の書面による合意なしに、買戻し請求を取り下げることが出来ず、この場合取り下げは、管理会社が評価の停止期間終了前に書面による通知を受領した場合に限り、有効となる。買戻し請求の取下げがなされない場合、買戻しは、評価停止終了後の翌取引日に行われる。

管理会社は、1取引日に買い戻される受益証券の口数を、関連するポートフォリオの発行済受益証券合計の10%に制限する権限を有する。この場合かかる制限は、かかる取引日に受益証券の買い戻しを希望する受益者全員に一律に適用され、すべての受益者の受益証券が、一律の割合で買い戻され、その日に買い戻されない受益証券は翌取引日に繰越して買い戻される。繰り越された買い戻請求は、その後の請求に優先して処理される。買い戻要求がこのような繰越される場合、管理会社は影響を受ける受益者に通知する。

(2) 日本における買い戻し手続等

日本において、受益者は、各取引日に、販売取扱会社を通じて、管理会社に対しファンド証券の買い戻しを請求することができる。買い戻請求の締切時間の照会先は、日本における各販売会社である。かかる買い戻請求は、販売取扱会社により、各ポートフォリオの取引日に管理会社に取り次がれる。

買い戻価格は、関連する取引日に決定される関連するポートフォリオの1口当たり純資産価格に相当する。

買い戻しを請求した受益者は、ファンド証券の買い戻代金に加え、発生済未払いの分配金を受領する。買い戻代金の支払は、口座約款および積立投資約款に従い販売取扱会社を通じて、円貨または当該ポートフォリオの基準通貨で行われる。買い戻しは1口以上1口単位とする。買い戻手数料は請求されない。買い戻代金は、原則として、買い戻請求が行われた取引日の翌取引日に支払われる。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

純資産価格の計算

各ポートフォリオの純資産価格は、各ポートフォリオの基準通貨で表示され、取引日に当該取引日の当該ポートフォリオの資産の額から当該ポートフォリオの債務(管理会社の裁量により諸経費の引当額を含む。)を控除し計算される。

1口当たりの純資産価格は、当該ポートフォリオの純資産額を、当該取引日の当該ポートフォリオの発行済であるかまたは発行済とみなされる受益証券口数で除し、各ポートフォリオの基準価格で、小数点以下第1位を切り捨てた額とする(ただし、1口当たりの純資産価格が分配の目的で決定される場合には、小数点以下第7位まで計算される。)。

各ポートフォリオの資産は、当初、当該ポートフォリオの受益証券の当初発行による手取金により構成される。その後、各ポートフォリオの資産は、当該手取金から生じた投資証券および現金およびその他の財産、ならびにその後に発行された当該ポートフォリオの受益証券の手取金から宣言済の分配額を差し引いた額により構成される。

下記の規定が、各ポートフォリオの管理に適用される。

- ()各ポートフォリオの記録および会計書類は、管理会社および受託会社が随時決定する通貨で維持される。
- ()各ポートフォリオの受益証券の発行手取金は、当該ポートフォリオに関するダイワ外貨MMFの記録および会計書類に記帳され、これらに帰属する資産および債務ならびに収益および支出は、当該ポートフォリオに充当される。
- ()ある資産がいずれかの資産(現金その他を問わない。)から派生した場合、当該派生資産は、ダイワ外貨MMFの記録および会計書類上、その発生源である資産と同一のポートフォリオに充当され、投資資産の再評価のつど、価値の増減が当該ポートフォリオに充当される。
- ()受託会社が特定ポートフォリオに帰属させることができないと判断するダイワ外貨MMFの資産について、受託会社は、管理会社および監査人の承認を得て、当該資産のポートフォリオ間における配分基準を決定することができ、さらに常時および随時、管理会社および監査人の承認を得て、当該配分基準を変更する権限を有する。

ただし、全ポートフォリオ間の資産の配分が割当時におけるそれぞれの純資産価格に応じてなされる場合は、管理会社および監査人の承認を要しない。

- ()受託会社は、管理会社および監査人の承認を得て、債務のポートフォリオ間における配分基準(状況が許す場合、その後になされる再配分に関する条件を含む。)を決定することができ、さらに常時および随時、当該基準を変更する権限を有する。ただし、債務が関連していると受託会社が判断するポートフォリオに対し、債務の配分が割当時におけるそれらの純資産価格に応じてなされている場合、または債務が特定ポートフォリオに関連していないと受託会社が判断する場合にすべてのポートフォリオ間で債務の配分が割当時におけるそれぞれの純資産価格に応じてなされている場合には、管理会社および監査人の承認を要しない。

()各ポートフォリオ資産は、当該ポートフォリオのみに帰属するものであり、他のポートフォリオから分離され、他のいかなるポートフォリオの債務または他のポートフォリオに対する請求を直接もしくは間接的に履行するために利用することはできず、かかる目的に供することはできない。

各ポートフォリオ資産の評価は、次のように行われる。

- ()残存満期が397日以内で投資標準のある債務証券は、減価償却後の取得原価基準(つまりプレミアムの償却または値引きの額を調整した取得価額)で評価される。この点において管理会社は継続して評価の減価償却後の取得原価基準と投資対象の時価評価を査定し、必要な場合は、管理会社が誠実に決定する公正な市場価格をもって各ポートフォリオの投資が評価されることを確保するため、変更を提言する。市場価値に対する減価償却後の価格に対する管理会社の精査は、アイルランド中央銀行のガイドラインに従い行われる。もし受益証券1口当たりの償却費用が受益証券1口当たりの真の純資産価格から逸脱し、これが実質的な希薄化あるいはその他の不当な結果が特定のポートフォリオに生じると管理会社が考える場合(特に逸脱が純資産価額の0.3%を超える場合は、管理会社はかかる希薄化あるいは不当な結果を実行可能な範囲において除去または減少するために管理会社が適切とみなす是正措置を講じる。
- ()公認の証券取引所において上場され、そこで値付けされ、上記()に従って評価されない金融商品は、評価基準時における、かかる公認の証券取引所で取引された直近の価格により評価される。価格が入手不能であるかまたは投資対象の公正な価額を反映していない場合は、価格は受託会社の承認する株式ブローカーまたはその他の専門家により慎重かつ誠実に推定される。
- ()証券が複数の公認の証券取引所において上場されている場合は、受託会社の承認を得て管理会社の判断する当該証券の主要な市場である公認の証券取引所において入手可能な直近の取引値で評価される。
- ()上記()に従って評価されず、公認の証券取引所に上場されていない証券は、世界のある地域において満足できる相場を提供している適切な者または法人により慎重かつ誠実に推定されているか、または受託会社の承認する株式ブローカーまたはその他の専門家により証明された実現可能な近似値により、または、投資費用と発生収益を考慮に入れて慎重かつ誠実に推定された受託会社の承認する実現可能な近似値であると管理会社が具体的な状況下で判断する価格により評価される。
- ()現金その他の流動資産は、額面価額に当該日の終了までの経過利息(適用ある場合)を付して評価される。
- ()投資信託の受益証券または株式は、関連する投資信託の入手可能な直近の純資産額に基づき評価される。
- ()関係する取引所外または店頭市場においてプレミアム付でまたは値引きされて取得または取引された投資対象(証券取引所に上場されているか否かを問わない。)の価額は、受託会社の承認を得て、当該投資対象の評価日のプレミアムまたは値引きの程度を考慮に入れて評価される。管理会社は、通貨、市場性およびその他関連ありと認められる判断要素に関し、有価証券の公正な価額を反映させるのに必要と判断する場合には、受託会社の承認を得て、当該有価証券の価額を調整することができる。

- ()スワップ契約以外の、市場で取り扱われている金融派生商品の評価は、かかる市場におけるかかる商品の決済価格と考えられる価格を用いて決定される。
- かかる金融派生商品が市場で扱われていない場合は、受託会社に承認された基準に基づき、慎重かつ誠実に管理会社またはその代行者が価格を決定する。
- ()スワップ契約の価格は、スワップ契約の相手方による買値基準で値付けされる市場価格で表示される。スワップ契約の価格は、かかるスワップ契約の市場を形成する、受託会社により承認された者、法人または組織により毎月証明される。
- 上記()から()までの評価規則による投資対象の評価が不可能もしくは不正確である場合または当該評価が証券の公正な市場価格を反映していない場合、管理会社は、受託会社の承認を得て、当該投資対象の適正な評価を行うために他の一般に認められている評価原則を用いることができる。
- ポートフォリオの評価の計算および発行済もしくは発行済とみなされるファンド証券数の決定は以下のとおりとする。
- ()管理会社が発行に同意した各ポートフォリオ受益証券は申込みが管理会社により受領され受諾された取引日の終了時に発行済のものと同みなされる。
- ()投資対象の購入または売却が合意されたが、当該購入または売却が完了していない場合、購入または売却が適法に完了したものとして、当該投資対象が加算または減額され、かつ総購入額または純売却額が加算または減額される。
- ()ポートフォリオ受益証券の消却の通知が、管理会社により受託会社に付与されたが、かかる消却が完了していない場合、消却対象の受益証券は発行済のものと同みなされず、かかるポートフォリオの評価額は当該消却により管理会社に支払われる金額だけ減少する。
- ()ポートフォリオの基準通貨以外の通貨で表示された評価額(投資対象であるか現金であるかを問わない。)およびポートフォリオの基準通貨以外の借入金は、管理会社が(とりわけ)交換費用に関連するプレミアムまたは割引料に配慮して、受託会社と協議し、またはその承認する方法により、事情に応じ適切とみなす換算率(公定のものかどうかを問わない。)により、ポートフォリオの基準通貨に換算される。
- ()当該ポートフォリオ資産から、発生基準時(ポートフォリオとの関係において、関連ポートフォリオの計算のために当該ポートフォリオの収益および債務が発生したとみなされる日時であり、各ポートフォリオにおいては、関連ポートフォリオの純資産価額が決定される取引日の翌取引日の営業開始時をいう。以下同じ。)までの当該ポートフォリオの資本の中から適切に支払われる現実の、または推定の債務(借入残高(もしあれば)を含むが、上記()の債務を除く。)の総額が控除される。
- ()投資対象のコール・オプションが売却された場合、当該投資対象の価額の中から、公認の証券取引所で値決めされた最低市場取引価格を参考にして計算されるオプション価格(上記の市場価格がない場合には、受託会社が承認する株式ブローカーその他が証明する価格、または管理会社が状況に応じて合理的と考え、かつ受託会社が承認する価格。)が控除される。
- ()当該ポートフォリオ資産に対して、発生基準時までの発生済の未受領の利息または配当の金額を加算する。

- ()当該ポートフォリオ資産に対して、所得に課される公租公課の還付請求額(管理会社および受託会社に支払われる手数料および二重課税の救済に係る請求を含む。)の総額(現実に発生しているか、管理会社の推定によるかを問わない。)を加算する。
- ()当該ポートフォリオ資産から、評価基準時以前に宣言され、または宣言されたとみなされる分配金額を減額する。
- ()当該ポートフォリオ資産から、発生基準時まで生じた管理会社および受託会社に支払われる手数料および当該ポートフォリオの通常管理のために管理会社および受託会社が支出した発生済未払いの費用、ならびにこれに課される付加価値税(もしあれば)相当額が控除される。
- (x)当該ポートフォリオ資産から、発生基準時まで生じた租税債務の総額(現実に発生しているか、管理会社の推定によるかを問わない。)が控除される。
- (x)当該ポートフォリオ資産から、発生基準時まで生じた借入金の発生利息(もしあれば)を含む、収益の中から適切に支払われるその他一切の債務の総額(発生しているか、管理会社の推定によるかを問わない。)が控除される。

(一定事由の発生時の税金)

投資者は、アイルランドの居住者もしくはアイルランド通常居住者である受益者による受益証券の現金化、買戻しもしくは譲渡またはアイルランドの居住者もしくはアイルランド通常居住者である受益者に対する分配金の支払等の一定の事由の発生時に生じる納税義務について留意すべきである。また、納税義務を生じる事由が発生し、ダイワ外貨MMFがいずれかの法域で税金(その利息またはペナルティーを含む。)を負担する責任を負うこととなった場合、ダイワ外貨MMFは、当該金額を当該事由の発生時の支払金額から控除し、または受益者もしくは受益証券の実質的所有者により保有される、当該義務を履行するための十分な価格(買戻し手数料の控除後)を有する受益証券の口数を強制的に買い戻し、もしくは消却する権利を有する。関連する受益者は、ダイワ外貨MMFに納税義務を生じる事由が発生した場合、かかる控除、充当または消却が行われなかった場合を含め、ダイワ外貨MMFが税金およびその利息またはペナルティーを負担する責任を負うことにより被った損失を補償し、かつ当該損失についてダイワ外貨MMFが補償されるようにする。

(受益証券の価格の公表)

以下に記載される事由によりポートフォリオの純資産価格の決定が停止された場合を除き、ポートフォリオ受益証券の1口当たり純資産価格は各取引日後、2営業日以内にフィナンシャル・タイムズで公表され、また各取引日の翌営業日に管理会社の登記上の事務所において入手可能となる。

日本においては、取引日につづく日本における金融商品取引業者の営業日に、代行協会員の事務所において公表される。

ファンド証券の発行、買戻しおよび純資産価格の計算の停止

管理会社は、以下のいずれかの事由に該当する場合、一時的に純資産価格の計算を停止し、各ポートフォリオの受益証券の発行および買戻しを停止することができる。

- (イ)当該ポートフォリオの組入証券の相当部分が随時取引されている主要な市場または証券取引所が通常の休日以外の日に閉鎖され、または取引が制限もしくは停止されている期間

(ロ)政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由、もしくは管理会社の管理、責任および権限の及ばない何らかの状況が生じたため、当該ポートフォリオの受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、当該ポートフォリオの資産の重要な部分の処分もしくは評価が合理的に実行できない期間、または管理会社の判断によれば売買価格を公正に計算できない期間

(ハ)当該ポートフォリオの組入証券の相当部分の価格決定または市場もしくは証券取引所における現在の価格の決定を行うため通常使用されている通信機能が故障している期間

(ニ)ポートフォリオが当該ポートフォリオの受益証券の受益者からの買戻しに際し支払をするために資金を送金できない期間、または、管理会社の判断によれば、組入証券の相当部分の売却もしくは購入のための資金の送金、もしくは当該ポートフォリオ受益証券の買戻代金の支払が通常の為替レートでは実行できない期間

かかる停止は、直ちに(いかなる場合にも停止事由が発生した営業日内に)アイルランド中央銀行ならびに受託会社へ通知され、かかる停止が14日を超えるものと管理会社が判断する場合、当該ポートフォリオ受益証券の受益者が居住する国の新聞に公告し、または直接受益者に通知する。当該ポートフォリオの受益証券の発行または買戻しを請求する投資者に対しては、その申込時または買戻しに係る書面による撤回不能の請求が提出された時に、管理会社が通知する。可能な場合、速やかに停止期間を終了するためのすべての適切な手段がとられる。

アイルランド中央銀行はまた、管理会社が公衆および受益者の利益に資すると判断した場合、純資産価格の決定ならびにポートフォリオの受益証券の申込みおよび買戻しを停止できる。

いずれかのポートフォリオの純資産価格の計算の停止が、他のポートフォリオの純資産価格の計算に影響を及ぼすことはない。

(2) 【保管】

ファンド証券が販売される海外市場においては、ファンド証券の券面または確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売されるファンド証券の券面またはその確認書は、日本における各販売会社の名義で保管される。ただし、日本の受益者が自己の責任でファンド証券を保管する場合は、この限りでない。

管理会社は登録済受益者以外の者について、受益者であることを承認する義務を負わない。

(3) 【信託期間】

以下に記載される方法に従い早期に解散されない限り、ダイワ外貨MMFの存続期間は無期限である。

ただし、下記の場合いつでもダイワ外貨MMFを解散させることができる。

以下の場合、受託会社は、ダイワ外貨MMFを解散させることができる。

(イ)管理会社が清算手続(組織変更または合併を目的として行われる受託会社により事前に書面をもって承認される条件に従った任意清算を除く。)に入り、営業を中止し、または(受託会社の合理的判断により)受託会社が合理的な理由により承認しない法人または個人の支配に事実上服することになった場合

(ロ)受託会社の合理的な意見に従えば、管理会社が能力を喪失し、義務を十分に履行することができず、または受託会社の判断により、ダイワ外貨MMFの評価を下げるような、もしくは受益者の利益を害するような措置を講じた場合

(ハ)ダイワ外貨MMFの存続を不適法、または受託会社の合理的な意見により非現実的または不適切にする法律が制定された場合

(二)受託会社が管理会社に対して書面により辞任の申し出をした後6か月以内に、管理会社が新任の受託会社を任命しなかった場合

以下の場合、管理会社は、ダイワ外貨MMFを解散させることができる。

(イ)ダイワ外貨MMFが認可投資信託としての資格を喪失した場合

(ロ)ダイワ外貨MMFの存続を不適法、または管理会社の合理的な意見により非現実的または不適切にする法律が制定された場合

(ハ)管理会社が辞任の申し出をした後3か月以内に、受託会社が新任の管理会社を任命しなかった場合

(二)すべてのポートフォリオの純資産総額の合計が5億円相当額を下回った場合

ダイワ外貨MMFは受益者集会の特別決議により解散させることができる。

かかる解散は、前記決議が可決された日の3か月後または決議によって定められるそれ以後の日に効力が生じる。ダイワ外貨MMFの解散前2か月以上前に管理会社は受益者に対して予定される解散と資産の分配を通知する。

下記のいずれかに該当する事由が生じた場合、管理会社は以下に定める書面により通知を行い、その裁量によりポートフォリオを解散させることができる。

()ポートフォリオがアイルランド中央銀行の承認を喪失した場合

()当該ポートフォリオの存続を不適法または管理会社の合理的な判断に照らし非現実的もしくは不適切にする法律が制定された場合

()投資運用会社が辞任の申し出をした後3か月以内に、管理会社が当該ポートフォリオについて新任の投資運用会社を任命しなかった場合

()受託会社の承諾を得て管理会社が当該ポートフォリオの終了が望ましいと判断する状況の場合

ポートフォリオは、信託証書の付属書類の条項に従い、適法に招集、開催された当該ポートフォリオの受益者集会の特別決議により、いつでも解散させることができる。かかる終了は、上記の決議が採択された日から3か月後または上記の決議により定めるその後の日(もしあれば)に効力が生じる。

ダイワ外貨MMFまたは1つのポートフォリオの解散の後、受託会社は、各ポートフォリオ(ダイワ外貨MMFの解散の場合)または当該ポートフォリオ(1つのポートフォリオのみの解散の場合)の資産の売却を行い、解散後合理的な期間内に各当該ポートフォリオの受益者に対し保有ポートフォリオ証券の口数に比例して当該ポートフォリオ資産の売却から生じた純現金収益総額を分配する。受託会社は、ダイワ外貨MMFの解散に関して自らに生じたすべての費用も控除することができる。

(4) 【計算期間】

ダイワ外貨MMFの会計年度は毎年12月31日をもって終了する。

(5) 【その他】

ファンド証券発行限度額

ファンド証券の発行額には制限がなく、随時発行することができる。

信託証書の変更

管理会社および受託会社は、補足証書の形式によりアイルランド中央銀行の事前の承認を得て、ダイワ外貨MMFが認可投資信託としての資格を喪失させる目的以外の目的に資するとそれらが考慮する方法で、またその範囲で、いつでも信託証書の条項を変更することができる。ただし、受託会社が、当該変更が受益者の利益を害さず、かつ管理会社または受託会社の受益者に対する責任を免除することにならない旨を書面で証明する場合、かかる訂正、変更、追加がアイルランド中央銀行の規則により要求されるものである場合、またはかかる訂正、変更、追加が公認の証券取引所のリストの増加のために行われる場合を除き、受益者集会の特別決議による承認を必要とする。いかなる変更も、受益者に対しその受益証券に関してさらに支払いを行いまたはそれに関する債務を負う義務を課するものではない。

信託証書の重要事項の変更は、公告され、受益者に通知される。

ワラント、新株引受権またはオプションの発行

ワラント、新株引受権またはオプションの発行に基づいてファンド証券を買い付ける権利は受益者に付与されない。

関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

投資運用契約は、一当事者が相手当事者に対し90日前の書面による通知を付与することにより本契約を解除しない限り、有効に存続する。

同契約はアイルランドの法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資顧問契約

投資顧問契約は、一当事者が他方当事者に対し同法の規定に従い90日前までに書面で通知を行い終了させるまで、効力が継続する。

同契約はアイルランドの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し書面により解約を通知するまで有効に存続する。

同契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、書面により解約を通知するまで有効に存続する。

同契約は日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4 【受益者の権利等】

(1) 【受益者の権利等】

受益者が管理会社および／または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として登録されていなければならない。

したがって、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は販売取扱会社との間の口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次のとおりである。

分配請求権

受益者は、合意された各ポートフォリオの分配金を、持分に応じて請求する権利を有する。

買戻請求権

受益者は、そのファンド証券の買戻しを信託証書の規定に従って請求することができる。

残余財産分配請求権

ダイワ外貨MMFが清算される場合、受益者は、保有するポートフォリオ受益証券の持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

受益者集会に関する権利

受託会社または管理会社は、いつでも受益者集会を招集することができる。発行済受益証券の合計50%以上を保有する受益者からの要求があった場合、受託会社は、かかる受益者集会を招集しなければならない。各受益者集会の14日以上前までに、受益者に対して通知が行われなければならない。

異なるポートフォリオの受益証券の受益者の個々の権利および利益については、以下のとおりとする。

- () 1つのポートフォリオのみに影響すると受託会社の判断する決議は、当該ポートフォリオの受益証券にかかる個別の受益者集会で可決された場合、適式に可決されたとみなされる。
- () 複数のポートフォリオに影響するが各ポートフォリオの受益証券の受益者間に利益相反を生ずることはない受託会社の判断する決議は、これらのポートフォリオの受益証券の受益者による単一の受益者集会で可決された場合、適式に可決されたとみなされる。
- () 複数のポートフォリオに影響し、かつ各ポートフォリオの受益証券の受益者間に利益相反を生ずるまたは生ずる可能性がある受託会社の判断する決議は、これらのポートフォリオの受益証券の受益者による単一の受益者集会ではなく、これらのポートフォリオの受益証券にかかる個別の受益者集会で可決された場合に限り、適式に可決されたとみなされる。

すべての受益者集会における出席、定足数および多数決の要件ならびに受益者の議決権については、信託証書に定めたとおりである。受益者は、ダイワ外貨MMFに保有する受益証券1口につき1議決権を有する。

(注) 上記 および につき、一般的に、かかる分配請求権の時効期間は、 については6年間、 については12か月間である。

(2) 【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、アイルランドにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

管理会社またはダイワ外貨MMFに対するアイルランドおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および

日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 中 野 春 芽

東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 4 号

東京地方裁判所

確定した判決の執行手続きは、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3 【ファンドの経理状況】

1 【財務諸表】

- a. ダイワ外貨MMFの直近2会計年度の日本文の財務書類は、アイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ダイワ外貨MMFの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース アイルランドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ダイワ外貨MMFの原文の財務書類は、米ドル、豪ドル、カナダ・ドルおよびニュージーランド・ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、以下の平成26年4月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値で換算されている。

1 米ドル	=	102.61円
1 豪ドル	=	95.26円
1 カナダ・ドル	=	93.70円
1 ニュージーランド・ドル	=	87.94円

なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【貸借対照表】

ダイワ外貨MMF
USドル・ポートフォリオ
資産・負債計算書
2013年12月31日現在

		2013年		2012年	
	注記	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産					
定期預金を含む現預金	6	566,269,735	58,104,938	485,234,251	49,789,886
未収債権	7	36,690,869	3,764,850	37,670,118	3,865,331
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	2,4,5	2,398,586,421	246,118,953	2,580,555,309	264,790,780
資産合計		3,001,547,025	307,988,740	3,103,459,678	318,445,998
負債					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	8	28,778,529	2,952,965	22,357,922	2,294,146
(買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産を除く)負債		28,778,529	2,952,965	22,357,922	2,294,146
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産		2,972,768,496	305,035,775	3,081,101,756	316,151,851

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドを代表して署名。

藤井伸禎

ピーター・キャラハン

日付：2014年4月22日

(2) 【損益計算書】

ダイワ外貨MMF
USドル・ポートフォリオ
運用計算書
2013年12月31日に終了した年度

	注記	2013年		2012年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
収益					
損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益	2, 3	6,623,538	679,641	9,126,920	936,513
純収益合計		6,623,538	679,641	9,126,920	936,513
費用					
投資運用報酬	10	149,508	15,341	142,585	14,631
管理事務報酬		110,885	11,378	105,751	10,851
副保管報酬	10	119,295	12,241	113,771	11,674
受託会社報酬	10	59,492	6,104	56,737	5,822
販売会社報酬および代行協会員報酬	10	1,713,107	175,782	1,633,788	167,643
監査報酬		38,341	3,934	35,241	3,616
その他の費用		494,848	50,776	603,005	61,874
費用合計		2,685,476	275,557	2,690,878	276,111
ファイナンス費用					
分配金	12	(3,938,062)	(404,085)	(6,436,042)	(660,402)
分配後の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動		—	—	—	—

利益および損失は、専ら継続運用から生じた。

当運用計算書に表示された以外に、認識損益はない。

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

ダイワ外貨MMF

USドル・ポートフォリオ

買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書

2013年12月31日に終了した年度

	2013年		2012年	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
1月1日現在の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	3,081,101,756	316,151,851	2,854,218,652	292,871,376
買戻可能受益証券の発行手取金	4,119,773,016	422,729,909	3,273,380,558	335,881,579
買戻可能受益証券の買戻支払金	(4,228,106,276)	(433,845,985)	(3,046,497,454)	(312,601,104)
12月31日現在の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	2,972,768,496	305,035,775	3,081,101,756	316,151,851

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

ダイワ外貨MMF
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ
資産・負債計算書
2013年12月31日現在

		2013年		2012年	
	注記	(豪ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)
資産					
定期預金を含む現預金	6	193,972,289	18,477,800	212,169,038	20,211,223
未収債権	7	3,290,388	313,442	9,193,131	875,738
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	2,4,5	1,097,831,186	104,579,399	1,386,877,769	132,113,976
資産合計		1,295,093,863	123,370,641	1,608,239,938	153,200,936
負債					
未払債務 - 1 年以内支払期限到来	8	9,360,269	891,659	22,465,201	2,140,035
(買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産を除く)負債		9,360,269	891,659	22,465,201	2,140,035
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産		1,285,733,594	122,478,982	1,585,774,737	151,060,901

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドを代表して署名。

藤井伸禎 ピーター・キャラハン

日付：2014年4月22日

ダイワ外貨MMF
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ
運用計算書
2013年12月31日に終了した年度

	注記	2013年		2012年	
		(豪ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)
収益					
損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益	2,3	40,495,906	3,857,640	65,084,096	6,199,911
その他の収益		1,312	125	—	—
純収益合計		40,497,218	3,857,765	65,084,096	6,199,911
費用					
投資運用報酬	10	1,736,621	165,431	1,975,168	188,155
管理事務報酬		466,366	44,426	544,432	51,863
副保管報酬	10	502,240	47,843	586,311	55,852
受託会社報酬	10	251,120	23,922	293,155	27,926
販売会社報酬および 代行協会員報酬	10	7,174,858	683,477	8,375,869	797,885
監査報酬		19,192	1,828	19,582	1,865
その他の費用		244,441	23,285	330,091	31,444
費用合計		10,394,838	990,212	12,124,608	1,154,990
ファイナンス費用					
分配金	12	(30,102,380)	(2,867,553)	(52,959,488)	(5,044,921)
分配後の買戻可能受益証券 保有者に帰属する純資産の変動		—	—	—	—

利益および損失は、専ら継続運用から生じた。

当運用計算書に表示された以外に、認識損益はない。

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

ダイワ外貨MMF

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書

2013年12月31日に終了した年度

	2013年		2012年	
	(豪ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)
1月1日現在の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	1,585,774,737	151,060,901	1,692,368,189	161,214,994
買戻可能受益証券の発行手取金	1,476,861,926	140,685,867	1,844,880,323	175,743,300
買戻可能受益証券の買戻支払金	(1,776,903,069)	(169,267,786)	(1,951,473,775)	(185,897,392)
12月31日現在の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	1,285,733,594	122,478,982	1,585,774,737	151,060,901

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

ダイワ外貨MMF
カナダ・ドル・ポートフォリオ
 資産・負債計算書
 2013年12月31日現在

		2013年		2012年	
	注記	(カナダ・ドル)	(千円)	(カナダ・ドル)	(千円)
資産					
定期預金を含む現預金	6	7,414,267	694,717	6,067,907	568,563
未収債権	7	60,126	5,634	466,622	43,722
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	2,4,5	41,261,700	3,866,221	33,634,370	3,151,540
資産合計		48,736,093	4,566,572	40,168,899	3,763,826
負債					
未払債務 - 1 年以内支払期限到来	8	236,537	22,164	214,797	20,126
(買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産を除く)負債		236,537	22,164	214,797	20,126
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産		48,499,556	4,544,408	39,954,102	3,743,699

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドを代表して署名。

藤井伸禎

ピーター・キャラハン

日付：2014年4月22日

ダイワ外貨MMF
カナダ・ドル・ポートフォリオ
 運用計算書
 2013年12月31日に終了した年度

		2013年		2012年	
	注記	(カナダ・ドル)	(千円)	(カナダ・ドル)	(千円)
収益					
損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益	2,3	532,437	49,889	470,250	44,062
純収益合計		532,437	49,889	470,250	44,062
費用					
投資運用報酬	10	29,779	2,790	25,709	2,409
管理事務報酬		9,489	889	8,191	767
副保管報酬	10	10,218	957	8,822	827
受託会社報酬	10	5,109	479	4,411	413
販売会社報酬および 代行協会員報酬	10	148,895	13,951	128,543	12,044
監査報酬		485	45	471	44
その他の費用		26,279	2,462	14,629	1,371
費用合計		230,254	21,575	190,776	17,876
ファイナンス費用					
分配金	12	(302,183)	(28,315)	(279,474)	(26,187)
分配後の買戻可能受益証券 保有者に帰属する純資産の変動		—	—	—	—

利益および損失は、専ら継続運用から生じた。

当運用計算書に表示された以外に、認識損益はない。

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

ダイワ外貨MMF

カナダ・ドル・ポートフォリオ

買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書

2013年12月31日に終了した年度

	2013年		2012年	
	(カナダ・ドル)	(千円)	(カナダ・ドル)	(千円)
1月1日現在の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	39,954,102	3,743,699	40,559,320	3,800,408
買戻可能受益証券の発行手取金	44,477,178	4,167,512	25,962,060	2,432,645
買戻可能受益証券の買戻支払金	(35,931,724)	(3,366,803)	(26,567,278)	(2,489,354)
12月31日現在の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	48,499,556	4,544,408	39,954,102	3,743,699

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

ダイワ外貨MMF

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

資産・負債計算書

2013年12月31日現在

		2013年		2012年	
	注記	(ニュージーランド・ドル)	(千円)	(ニュージーランド・ドル)	(千円)
資産					
定期預金を含む現預金	6	75,124,430	6,606,442	102,148,289	8,982,921
未収債権	7	1,875,628	164,943	2,845,479	250,231
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	2,4,5	378,867,894	33,317,643	558,750,394	49,136,510
資産合計		455,867,952	40,089,028	663,744,162	58,369,662
負債					
未払債務 - 1 年以内支払期限到来	8	2,196,418	193,153	5,244,602	461,210
(買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産を除く)負債		2,196,418	193,153	5,244,602	461,210
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産		453,671,534	39,895,875	658,499,560	57,908,451

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドを代表して署名。

藤井伸禎

ピーター・キャラハン

日付：2014年4月22日

ダイワ外貨MMF

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

運用計算書

2013年12月31日に終了した年度

注記	2013年		2012年	
	(ニュージーランド・ドル)	(千円)	(ニュージーランド・ドル)	(千円)
収益				
損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益	2,3	15,025,699	1,321,360	19,290,498
純収益合計		15,025,699	1,321,360	19,290,498
費用				
投資運用報酬	10	846,546	74,445	1,028,139
管理事務報酬		184,574	16,231	236,647
副保管報酬	10	198,772	17,480	254,851
受託会社報酬	10	99,386	8,740	127,425
販売会社報酬および 代行協会員報酬	10	2,839,603	249,715	3,640,724
監査報酬		6,025	530	8,697
その他の費用		108,588	9,549	155,600
費用合計		4,283,494	376,690	5,452,083
ファイナンス費用				
分配金	12	(10,742,205)	(944,670)	(13,838,415)
分配後の買戻可能受益証券 保有者に帰属する純資産の変動		—	—	—

利益および損失は、専ら継続運用から生じた。

当運用計算書に表示された以外に、認識損益はない。

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

ダイワ外貨MMF

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書

2013年12月31日に終了した年度

	2013年		2012年	
	(ニュージーランド・ドル)	(千円)	(ニュージーランド・ドル)	(千円)
1月1日現在の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	658,499,560	57,908,451	782,401,655	68,804,402
買戻可能受益証券の発行手取金	278,332,488	24,476,559	365,341,040	32,128,091
買戻可能受益証券の買戻支払金	(483,160,514)	(42,489,136)	(489,243,135)	(43,024,041)
12月31日現在の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	453,671,534	39,895,875	658,499,560	57,908,451

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

[次へ](#)

ダイワ外貨MMF

財務書類に対する注記

2013年12月31日

1. 一般的情報

ダイワ外貨MMFは、1996年7月5日付の信託証書（1996年7月17日付の第一補足信託証書で改正済）により、アイルランドに所在するユニット・トラストとして設定された。ダイワ外貨MMFは、1990年ユニット・トラスト法の下でその規定に従って設定されたアンブレラ型ユニット・トラストである。

ダイワ外貨MMFは、異なるクラス証券を随時発行することができるアンブレラ型ファンドである。各クラス証券は、それぞれ別個の投資ポートフォリオを構成するファンドにおける権益を表章する。発行済クラス証券は、USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、ユーロ・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオであった。ユーロ・ポートフォリオは、2012年11月1日に終了した。

当財務書類に記載されるようにダイワ外貨MMFは、USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオの財務情報に言及する。

2006年6月23日付で、ダイワ外貨MMFの存続期限は無期限に延長された。

2. 主要な会計方針

ダイワ外貨MMFが採用している重要な会計方針は、以下のとおりである。

作成の基準

財務書類は、損益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価額を計上して修正される取得原価主義、アイルランドにおいて一般に認められている会計基準および1990年ユニット・トラスト法を含むアイルランド法令に準拠して作成されている。真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する際の、アイルランドにおいて一般に認められている会計基準は、アイルランドの勅許会計士協会が公表し財務報告協議会（FRC）が発行したものである。ダイワ外貨MMFは、損益を通じて公正価値で測定される金融資産として債務証券への投資を分類する。当該金融資産は、取引用の保有として分類されるかまたは開始時に損益を通じて公正価値で測定されるものと取締役会によって指定される。

アイルランドGAAP（一般会計原則）に合致した財務書類の作成は、一定の重大な会計上の見積の使用を要求する。それはまた、ダイワ外貨MMFの会計方針を適用する過程で経営陣が判断を行うことを要求する。見積および関連する判断は、経験およびかかる状況下で合理的であると確信される種々の他の要因、その他の情報源から容易に明らかにならない資産・負債の帳簿価額について判断を行う基礎となる結果に基づいている。実際の結果は、当該見積と異なることがある。

投資有価証券

投資有価証券は、短期債務証券から構成される。残存満期が1年未満の短期債務証券は、公正価値の最良推定値として償却原価技法を用いた公正価額（つまりプレミアムの償却またはディスカウントの付加を調整した取得価額）で評価される。投資有価証券が公正な市場価格で表示されることを確保するため、管理会社は継続して評価の償却原価法を査定する。

現金その他の流動資産は、額面価額に（適用ある場合）当該日の終了までのクーポン未収利息を付して評価される。

投資有価証券は、2013年12月31日が日本の銀行休業日であることから、2013年12月30日現在で評価されている。

認識／承認取消

投資有価証券の通常の購入および売却は、取引日（ダイワ外貨MMFが投資有価証券の購入または売却を行う日）に認識される。投資有価証券からキャッシュ・フローを受け取る権利が終了した時、またはダイワ外貨MMFが所有権のリスクおよび利益を実質上すべて譲渡した時に、投資有価証券の承認が取り消される。

外貨

外貨建ての資産および負債は、個別ポートフォリオが運用する、主要な経済環境の通貨（機能通貨）を用いて計算される。これは、米ドル、豪ドル、カナダ・ドルおよびニュージーランド・ドルである。外貨建ての資産および負債は、年度末日の為替レートで米ドル、豪ドル、カナダ・ドルおよびニュージーランド・ドルに換算される。

外貨換算

ダイワ外貨MMFは、日本の受益者から、米ドル、豪ドル、カナダ・ドルおよびニュージーランド・ドル建ての買戻可能受益証券の買付および買戻しを受理する。ダイワ外貨MMFの主要な活動は、信託証書に列挙されている公認の証券取引所において取引される高品質の固定および変動金利の債券に投資することによって当期利益をもたらしつつ、元本価値を保持し、また高い流動性を維持することである。USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオの運用実績は、それぞれ米ドル、豪ドル、カナダ・ドルおよびニュージーランド・ドルで測定され受益者に報告される。受託会社は、各通貨がそれぞれの投資信託（ポートフォリオ）の対象取引、事象および状況の経済的影響を最も誠実に表示する通貨とみなしている。USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオの財務書類は、それぞれクラスの機能および表示通貨である、米ドル（「USD」）、豪ドル（「AUD」）、カナダ・ドル（「CAD」）およびニュージーランド・ドル（「NZD」）で表示される。

収益

受取利息は、実効利回り基準で会計処理される。有価証券に係るディスカウントおよびプレミアムは、当該証券の期間にわたり実効利回り基準で償却され取得される。

費用

費用は、発生基準で会計処理される。

買戻可能受益証券

買戻可能受益証券は、受益者の選択により買い戻され、金融負債として分類される。受益証券1口当たりの純資産価格は、分配宣言により0.01米ドル／0.01豪ドル／0.01カナダ・ドル／0.01ニュージーランド・ドルで維持される。

買戻可能受益証券は、ダイワ外貨MMFの純資産額の比例的部分に相当する現金によりいつでもダイワ外貨MMFに入れ戻すことができる。受益者がダイワ外貨MMFに受益証券を戻す旨の権利行使を表明した場合、買戻可能受益証券は、年度末日現在の買戻金額で計上される。

財務実施報告

財務書類の形式および一定の用語は、FRS 3「財務実施報告」に記述あるものから採用されている。管理会社の意見では、それらは投資信託としてのダイワ外貨MMFの事業の性質をより適切に反映している。

キャッシュ・フロー計算書

ダイワ外貨MMFは、キャッシュ・フロー計算書を作成しないというFRS 1に従うオープン・エンド型投資信託に適用可能な免除規定を享受している。

3. 損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益

	オーストラリア USドル・ ポートフォリオ USD	・ドル・ ポートフォリオ AUD	カナダ・ドル・ ポートフォリオ CAD	ニュージー ランド・ドル・ ポートフォリオ NZD
2013年				
取引用の保有：				
- 受取利息	2,152,753	15,999,593	878,189	3,954,253
- 取得ディスカウントの付加	5,282,913	27,958,065	256,806	11,404,295
- 取得プレミアムの償却	(812,128)	(3,461,752)	(602,558)	(332,849)
	6,623,538	40,495,906	532,437	15,025,699
2012年				
取引用の保有：				
- 受取利息	3,082,769	22,083,755	856,036	5,876,718
- 取得ディスカウントの付加	6,721,573	43,895,207	173,658	14,378,570
- 取得プレミアムの償却	(677,422)	(894,866)	(559,444)	(964,790)
	9,126,920	65,084,096	470,250	19,290,498

4. 金融商品の公正価値

以下の表は、公正価値で認識される金融商品を表示し、以下に基づく公正価値で分析されている。

- ・ 同一の資産または負債に関する活発な市場における取引値（レベル１）、
- ・ （価格について）直接的にまたは（価格から派生して）間接的に、資産または負債に関して観測可能なレベル１に含まれる取引値以外のインプットを含む（レベル２）、および
- ・ 観測可能な市場データ（観測できないインプット）に基づかない資産または負債に関するインプット（レベル３）。

	オーストラリア USドル・ ポートフォリオ レベル２ USD	・ドル・ ポートフォリオ レベル２ AUD	カナダ・ドル・ ポートフォリオ レベル２ CAD	ニュージー ランド・ドル・ ポートフォリオ レベル２ NZD
2013年				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
債務証券	2,398,299,465	1,092,461,066	40,594,038	377,939,760
	2,398,299,465	1,092,461,066	40,594,038	377,939,760
2012年				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
債務証券	2,579,772,563	1,384,064,129	33,433,447	557,998,372
	2,579,772,563	1,384,064,129	33,433,447	557,998,372

上記の数字には利息が含まれておらず、資産・負債計算書で開示されているものと異なっている。

クラスが保有する全証券は、レベル２として分類される。2013年12月31日および2012年12月31日に終了した年度中に、レベル間での重要な資産譲渡はなかった。

ダイワ外貨MMFは、相殺される市場リスクを伴う資産および負債を有する場合、相殺リスク・ポジションに関して公正価値を確立するための基準として市場仲値を用い、適切なネット・オープン・ポジションに対する買呼値または売呼値を適用する。

5. 投資有価証券

ダイワ外貨MMFの金融商品から生じる主なリスクは、以下のように要約される。

市場リスク

市場リスクは、保有金融商品の将来の価格の不確実性から生じる。それは、ダイワ外貨MMFが価格変動に直面した際に保有するマーケット・ポジションを通して被る潜在的損失を表す。市場リスクは、３種類のリスク（すなわち、価格リスク、通貨リスクおよび金利リスク）から構成されている。

その他の価格リスク

その他の価格リスクは、ダイワ外貨MMFの金融商品の評価額が金利または為替の動向以外の要因によって引き起こされる市場価格の変動の結果として変動するというリスクである。ダイワ外貨MMFの金融商品は、直接的にはその他の価格リスクにさらされていない。

通貨リスク

通貨リスクは、機能通貨以外の通貨のエクスポージャーの不利な値動きによりダイワ外貨MMFが被る潜在的損失を表す。各クラスの投資有価証券はすべて、当該クラスの機能通貨建てであり、資産・負債計算書および運用計算書が為替変動の重大な影響を受けることはない。

金利リスク

かかるリスクは、金融商品の公正価値が市場の金利動向に起因して変動するリスクとして定義される。リスクは、公正価値が金利環境の変化によって影響を受ける金融商品に生じる。

以下の表は、年度末現在の金利リスクに対するダイワ外貨MMFのエクスポージャーの概要である。契約上の価格改定日または満期日のいずれか早い時期によって分類された、公正価値でのダイワ外貨MMFの資産および取引負債が含まれている。

USドル・ポートフォリオ

2013年

	1 か月未満 USD	1 ～ 3 か月 USD	3 か月超 USD	無利息 USD	合計 USD
資産					
定期預金を含む現預金	566,269,735	-	-	-	566,269,735
未収債権	-	-	-	36,690,869	36,690,869
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	946,434,638	1,452,151,783	-	-	2,398,586,421
資産合計	1,512,704,373	1,452,151,783	-	36,690,869	3,001,547,025
負債					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	-	-	-	28,778,529	28,778,529
負債合計	-	-	-	28,778,529	28,778,529
金利感度ギャップ合計	1,512,704,373	1,452,151,783	-	N/A	N/A

(N/A：該当なし)

USドル・ポートフォリオ

2012年

	1 か月未満 USD	1 ～ 3 か月 USD	3 か月超 USD	無利息 USD	合計 USD
資産					
定期預金を含む現預金	485,234,251	-	-	-	485,234,251
未収債権	-	-	-	37,670,118	37,670,118
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	1,265,994,858	1,314,560,451	-	-	2,580,555,309
資産合計	1,751,229,109	1,314,560,451	-	37,670,118	3,103,459,678
負債					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	-	-	-	22,357,922	22,357,922
負債合計	-	-	-	22,357,922	22,357,922
金利感度ギャップ合計	1,751,229,109	1,314,560,451	-	N/A	N/A

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

2013年

	1 か月未満 AUD	1 ～ 3 か月 AUD	3 か月超 AUD	無利息 AUD	合計 AUD
資産					
定期預金を含む現預金	193,972,289	-	-	-	193,972,289
未収債権	-	-	-	3,290,388	3,290,388
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	381,933,153	715,898,033	-	-	1,097,831,186
資産合計	575,905,442	715,898,033	-	3,290,388	1,295,093,863
負債					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	-	-	-	9,360,269	9,360,269
負債合計	-	-	-	9,360,269	9,360,269
金利感度ギャップ合計	575,905,442	715,898,033	-	N/A	N/A

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

2012年

	1 か月未満 AUD	1 ～ 3 か月 AUD	3 か月超 AUD	無利息 AUD	合計 AUD
資産					
定期預金を含む現預金	212,169,038	-	-	-	212,169,038
未収債権	-	-	-	9,193,131	9,193,131
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	353,059,221	1,033,818,548	-	-	1,386,877,769
資産合計	565,228,259	1,033,818,548	-	9,193,131	1,608,239,938
負債					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	-	-	-	22,465,201	22,465,201
負債合計	-	-	-	22,465,201	22,465,201
金利感度ギャップ合計	565,228,259	1,033,818,548	-	N/A	N/A

カナダ・ドル・ポートフォリオ

2013年

	1 か月未満 CAD	1 ～ 3 か月 CAD	3 か月超 CAD	無利息 CAD	合計 CAD
資産					
定期預金を含む現預金	7,414,267	-	-	-	7,414,267
未収債権	-	-	-	60,126	60,126
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	18,301,349	22,106,397	853,954	-	41,261,700
資産合計	25,715,616	22,106,397	853,954	60,126	48,736,093
負債					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	-	-	-	236,537	236,537
負債合計	-	-	-	236,537	236,537
金利感度ギャップ合計	25,715,616	22,106,397	853,954	N/A	N/A

カナダ・ドル・ポートフォリオ

2012年

	1 か月未満 CAD	1 ～ 3 か月 CAD	3 か月超 CAD	無利息 CAD	合計 CAD
資産					
定期預金を含む現預金	6,067,907	-	-	-	6,067,907
未収債権	-	-	-	466,622	466,622
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	13,562,080	20,072,290	-	-	33,634,370
資産合計	19,629,987	20,072,290	-	466,622	40,168,899
負債					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	-	-	-	214,797	214,797
負債合計	-	-	-	214,797	214,797
金利感度ギャップ合計	19,629,987	20,072,290	-	N/A	N/A

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

2013年

	1 か月未満 NZD	1 ～ 3 か月 NZD	3 か月超 NZD	無利息 NZD	合計 NZD
資産					
定期預金を含む現預金	75,124,430	-	-	-	75,124,430
未収債権	-	-	-	1,875,628	1,875,628
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	130,843,548	248,024,346	-	-	378,867,894
資産合計	205,967,978	248,024,346	-	1,875,628	455,867,952
負債					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	-	-	-	2,196,418	2,196,418
負債合計	-	-	-	2,196,418	2,196,418
金利感度ギャップ合計	205,967,978	248,024,346	-	N/A	N/A

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

2012年

	1 か月未満 NZD	1 ～ 3 か月 NZD	3 か月超 NZD	無利息 NZD	合計 NZD
資産					
定期預金を含む現預金	102,148,289	-	-	-	102,148,289
未収債権	-	-	-	2,845,479	2,845,479
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	186,116,975	372,633,419	-	-	558,750,394
資産合計	288,265,264	372,633,419	-	2,845,479	663,744,162
負債					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	-	-	-	5,244,602	5,244,602
負債合計	-	-	-	5,244,602	5,244,602
金利感度ギャップ合計	288,265,264	372,633,419	-	N/A	N/A

変動利付投資有価証券に関する受取金利を決定するためのベンチマーク・レートは、USドル・ポートフォリオについてはLIBOR（ロンドン銀行間取引金利）、オーストラリア・ドル・ポートフォリオについてはBBSW（バンク・ビル・スワップ・レファレンス・レート）、カナダ・ドル・ポートフォリオについてはCDOR（カナダ・ドル・オファー・レート）、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオについてはNZ Bank Bill Rate（ニュージーランド・バンク・ビル・レート）に、特定のベース・ポイント（bps：100分の1%）を加えるか差引いたものに基づいている。

毎週の値洗い評価は、管理会社によって行われる。このテストとは別に、投資運用会社は、少なくとも週一回値洗い評価を独自に行う。これには、イールド・カーブの変化に対して働く負荷テストが含まれる（現在投資運用会社は、並列利益曲線の上昇を25ベース・ポイントおよび50ベース・ポイントに設定している。）。

以下の表は、金利がマイナス10ベース・ポイントからプラス50ベース・ポイントの間で変動するユニット価格に影響を及ぼす比率を表示している。

2013年

	+50bps	+25bps	+6.25bps	-10bps
USドル・ポートフォリオ	-0.05%	-0.03%	-0.01%	0.01%
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ	-0.05%	-0.03%	-0.01%	0.01%
カナダ・ドル・ポートフォリオ	-0.06%	-0.03%	-0.01%	0.01%
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ	-0.06%	-0.03%	-0.01%	0.01%

（+6.25bpsは買呼値に基づく価格付を提供）

2012年

	+50bps	+25bps	+6.25bps	-10bps
USドル・ポートフォリオ	-0.05%	-0.02%	-0.01%	0.01%
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ	-0.06%	-0.03%	-0.01%	0.01%
カナダ・ドル・ポートフォリオ	-0.05%	-0.03%	-0.01%	0.01%
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ	-0.06%	-0.03%	-0.01%	0.01%

（+6.25bpsは買呼値に基づく価格付を提供）

流動性リスク

流動性リスクは、ボラティリティが高い金融市場の混乱時に、ダイワ外貨MMFがその投資の規模を合理的価格で早急に調整できない可能性を表す。資金は容易に換金可能な資産に投資され、オーバーナイトの現金残高として約15%が留保されるが、その数値は資金流出が判明している場合および市場混乱の場合には増加される。投資運用会社および投資顧問会社は、大量買戻しの潜在性について情報を入手するために頻繁に販売会社と連絡を取る。市場の混乱時には、資産の現金化はさらに困難になり、これが観察され監視され、必要な場合には、満期が短縮され、オーバーナイト・キャッシュが増加される。

以下の流動性リスクの表は、年度末日現在の約定満期日までの残存期間に基づいてグループ分けをしたダイワ外貨MMFの金融負債の分析である。

		USドル・ ポートフォリオ	オーストラリア ・ドル・ ポートフォリオ	カナダ・ドル・ ポートフォリオ	ニュージー ランド・ドル・ ポートフォリオ
2013年					
現金		19.10%	15.02%	15.24%	16.55%
10日以下	<10	6.07%	1.94%	4.62%	0.00%
10 - 30日	<=30	23.15%	27.46%	32.57%	23.35%
31 - 60日	<=60	22.78%	28.33%	29.40%	43.22%
61 - 90日	<=90	24.01%	27.25%	16.38%	16.88%
91 - 180日	<=180	4.89%	0.00%	1.79%	0.00%
181 - 365日		0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
2012年					
現金		15.83%	13.27%	15.28%	15.46%
10日以下	<10	0.82%	0.00%	0.00%	0.00%
10 - 30日	<=30	33.95%	18.70%	25.64%	19.50%
31 - 60日	<=60	28.60%	43.86%	39.48%	41.51%
61 - 90日	<=90	20.80%	24.17%	19.60%	23.53%
91 - 180日	<=180	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
181 - 365日		0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

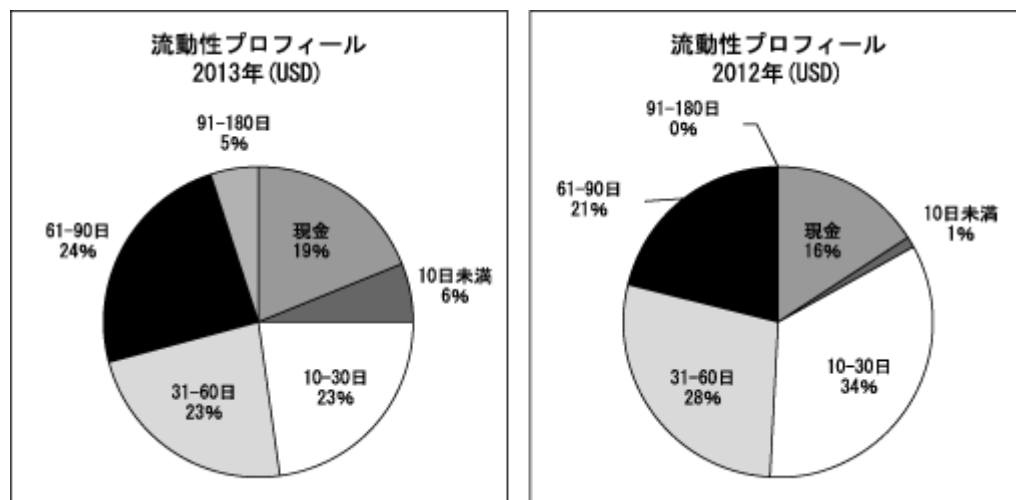
流動性平均値表

	USドル・ ポートフォリオ		オーストラリア ・ドル・ ポートフォリオ		カナダ・ドル・ ポートフォリオ		ニュージー ランド・ドル・ ポートフォリオ	
	2013年	2012年	2013年	2012年	2013年	2012年	2013年	2012年
WAM 範囲（日数）	29 - 45	28 - 46	24 - 46	23 - 47	28 - 45	26 - 48	27 - 47	30 - 47
WAM 平均値（日）	39	39	38	37	37	38	38	38
WAM 年度末（日）	38	35	41	41	34	39	38	41

全体的に、当年度にわたり平均WAM（加重平均満期）は、不変のままか僅かに変更した。一方、年度末のWAMは、以下の円グラフに取り上げられたように多くの変化があった。

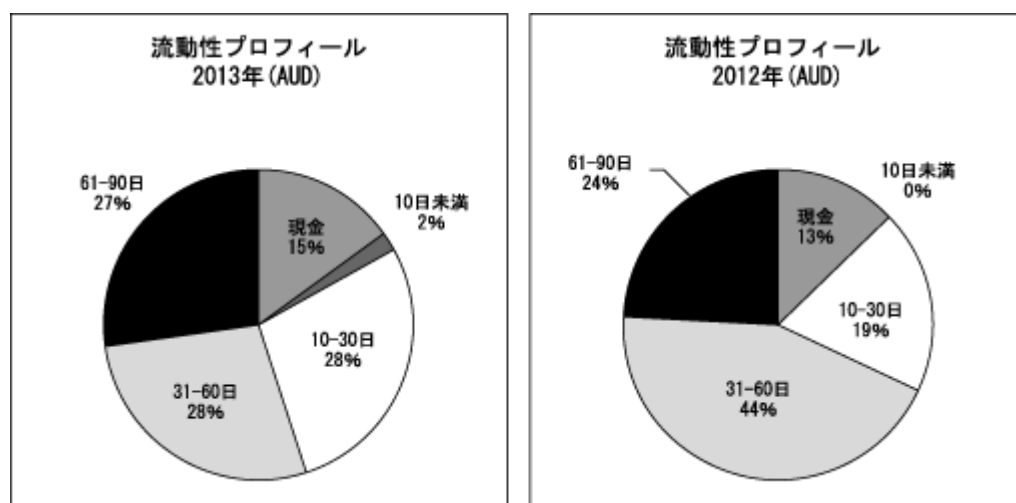
USドル・ポートフォリオの流動性プロフィールについての円グラフ

以下の円グラフは、2013年および2012年末日現在の保有状況を満期の期間毎に表したものである。円グラフにおける多くの違いは、中期（10-60日）が17%弱減少し、長期（61-180日）および現金（1-10日）がそれぞれ9%および8%増加したことであった。この変更でWAM 年度末が少し増加した。



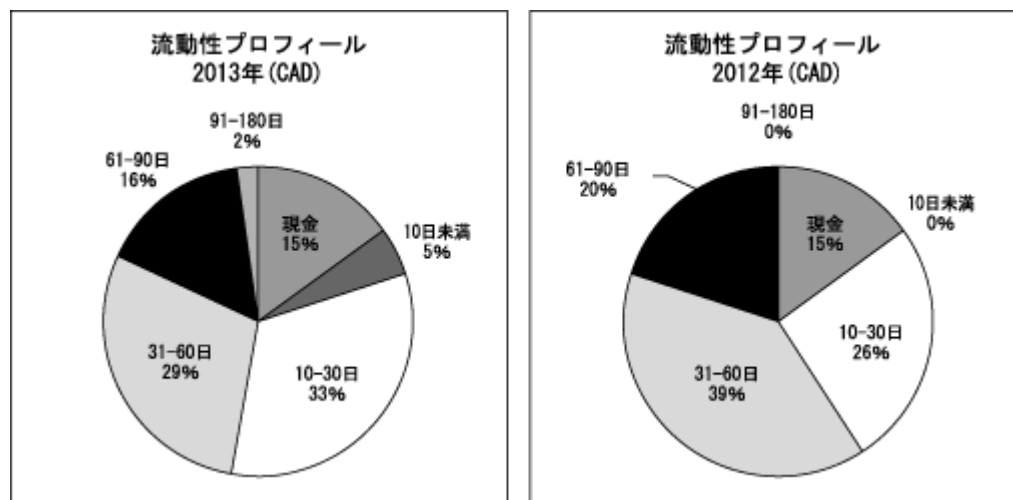
オーストラリア・ドル・ポートフォリオの流動性プロフィールについての円グラフ

以下の円グラフは、2013年および2012年末日現在の保有状況を満期の期間毎に表したものである。円グラフにおける多くの違いは、2013年の10-30日がかなり増加したが、31-60日がかかなり減少し、2013年の61-90日が少し増加したことであった。これによりWAM 年度末は前年と比べて変わらず違いがなかった。



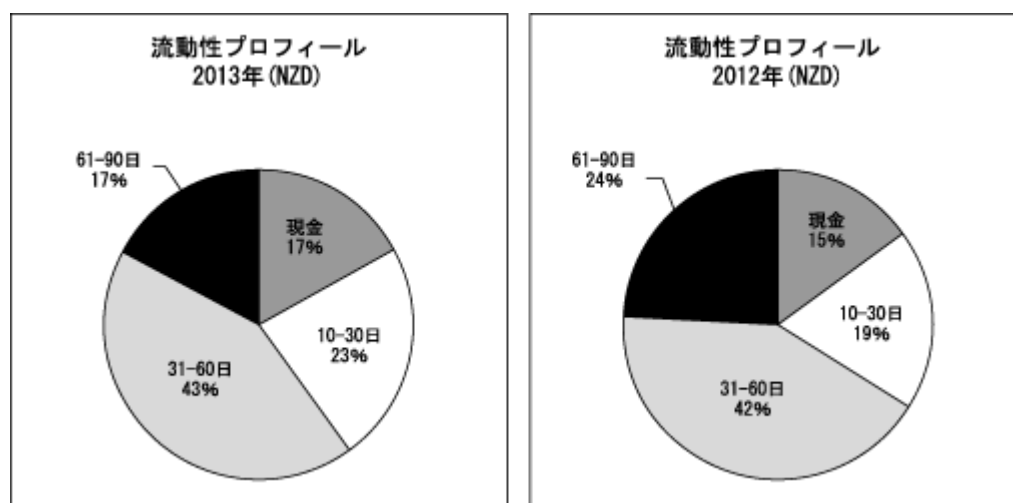
カナダ・ドル・ポートフォリオの流動性プロフィールについての円グラフ

以下の円グラフは、2013年および2012年末日現在の保有状況を満期の期間毎に表したものである。31-60日および61-90日の両方が2013年に減少し、10-30日が増加した。2013年に91日超の長期投資が少しあったが、10日未満も少しあった。これによりWAM年度末を減少させることとなった。



ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの流動性プロフィールについての円グラフ

以下の円グラフは、2013年および2012年末日現在の保有状況を満期の期間毎に表したものである。2013年のグラフには、現金および10-30日の短期に若干多い投資があり、2012年の場合より61-90日に減少があったことが表示されている。また、2012年と同様に、91日超の長期投資はなかった。これによりWAMは2013年に少し減少することとなった。



信用リスク

信用リスクは、取引相手方がダイワ外貨MMFに対し債務をその条件どおりに履行しなかった場合にダイワ外貨MMFが記録することとなる損失によって測られる。ダイワ外貨MMFは、取引相手方の信用リスクにさらされ、また決済不履行のリスクも負っている。ダイワ外貨MMFは、十分な経験、知識および信用度を有する有力な取引相手方のみを選別する。上場有価証券の全取引は、承認されたブローカーを介して引渡し時に決済され／支払われる。売却有価証券の引渡しは、ブローカーが支払を受領した時点でのみ行われるので、デフォルト・リスクは非常に少ないと考えられる。買付代金の支払は、ブローカーが有価証券を受領した時点で行われる。オーバーナイト・デポジットに預託される現金はすべて、慎重に選定されたリストの銀行に預けられる。銀行の倒産または破産により、預金に関するダイワ外貨MMFの権利が妨げられるか制限されることがある。投資運用会社は、スタンダード・プアーズ社®およびムーディーズ社により報告される、当該リストの信用格付を監視する。

受託会社のエスエムティー・トラスティ（アイルランド）リミテッドは、その保管会社（「カストディアン」）としてスミット・ミツイ・トラスト（ユーク）リミテッドを任命している。スミット・ミツイ・トラスト（ユーク）リミテッドは、次に副保管会社（「副保管会社」）としてブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（「BBH」）を任命している。BBHは、年度末現在A+のフィッチ社信用格付を得ている（2012年：A+）。ダイワ外貨MMFの投資および現金は、年度末現在、副保管会社に保有されている。カストディアンまたは副保管会社の倒産または破産により、銀行に保管されている投資債務証券に関するダイワ外貨MMFの権利が妨げられるか制限されることがある。ダイワ外貨MMFの組入証券は、副保管会社により別口座で保管される。したがって、副保管会社が破産または倒産した場合、ダイワ外貨MMFの資産は分別管理される。しかし、ダイワ外貨MMFは、ダイワ外貨MMFの現金に関し、副保管会社または（カストディアンが利用する）預託会社の信用リスクにさらされる。副保管会社が破産または倒産した場合、ダイワ外貨MMFは、ダイワ外貨MMFの現金保有高に関し、副保管会社の一般債権者とみなされる。

ダイワ外貨MMFが取引している格付適格証券をすべて記載した投資ユニバースについては、記録がなされ、ムーディーズ社またはスタンダード・プアーズ社®による格付の変更を記録するために毎日監視される。いかなる格付変更も、投資運用会社に報告される。

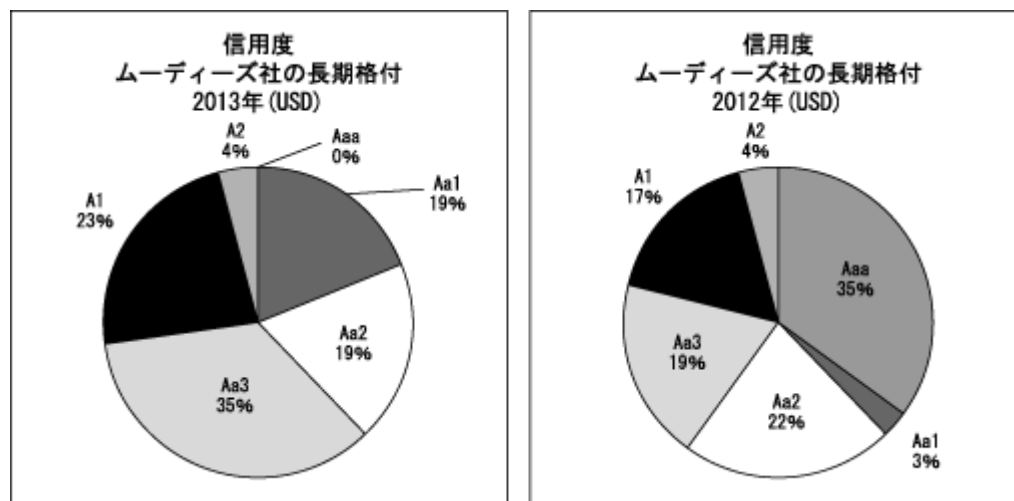
	USドル・ ポートフォリオ	オーストラリア ・ドル・ ポートフォリオ	カナダ・ドル・ ポートフォリオ	ニュージ ーランド・ドル・ ポートフォリオ
2013年				
Aaa	0.34%	17.85%	16.26%	24.50%
Aa1	18.99%	27.63%	0.00%	26.12%
Aa2	18.77%	12.97%	24.94%	21.84%
Aa3	35.28%	22.60%	44.38%	11.45%
A1	22.47%	15.40%	7.71%	13.90%
A2	4.15%	3.55%	6.71%	2.19%
2012年				
Aaa	34.63%	35.85%	28.50%	37.85%
Aa1	3.52%	0.00%	9.19%	4.52%
Aa2	21.76%	27.72%	45.72%	20.93%
Aa3	18.92%	18.80%	9.84%	16.80%
A1	16.64%	12.78%	0.00%	9.55%
A2	4.53%	4.85%	6.75%	10.35%

上表は、2013年12月31日および2012年12月31日現在のムーディーズ社の長期格付（A2からAaaまで）による保有比率を示している。上位三つの格付への投資は、USドル・ポートフォリオおよびカナダ・ドル・ポートフォリオで減少した。一方、オーストラリア・ドル・ポートフォリオおよびニュージージーランド・ドル・ポートフォリオでは、当年度にわたり僅かに変更した。全体的にポートフォリオの信用度は、前年より低いか同水準であった。

USドル・ポートフォリオの信用度についての円グラフ

以下の円グラフは、2013年および2012年末日現在のムーディーズ社の長期格付（A2からAaaまで）による保有比率を表す。円グラフにおける幾つかの違いは、上位三つの格付（AaaからAa2まで）への投資は当年度中約20%減少し、一方、次に高い格付二つ（Aa3およびA1）が同程度増加したことであった。それと同時に、A2投資の合計は、僅かに減少した。全体的にポートフォリオの信用度は、2013年中低下した。これは主に、国際機関、下位ソブリンおよび政府系機関（SSA）部門への投資が減少したことによる。これらの発行体は、通貨スワップ・レートがかなり低迷したので、もはや米ドル建てで高い価値があるものではなかった。

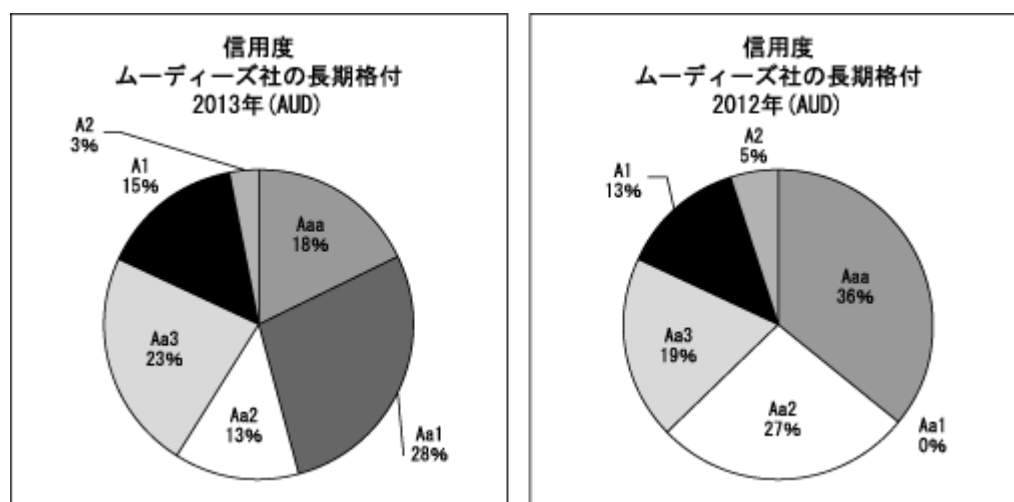
Agence Centrale des Organismes de Securite Sociale (ACOSS) - ムーディーズ社（P-1）およびスタンダード・アンド・プアーズ社（A-1+）から短期格付を受けている唯一のフランス政府機関 - の発行体に関してAa1の格付を使っていることに留意されたい。



オーストラリア・ドル・ポートフォリオの信用度についての円グラフ

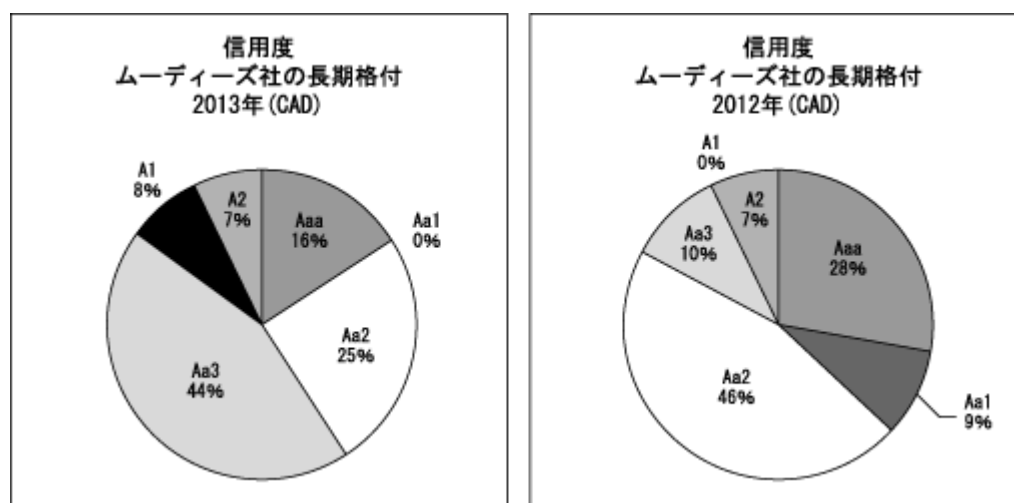
以下の円グラフは、2013年および2012年末日現在のムーディーズ社の長期格付（A2からAaaまで）による保有比率を表す。円グラフにおける幾つかの違いは、上位三つの格付への投資が当年度中僅かに減少したことであった。AaaおよびAa2保有が減少し、一方Aa1は大幅に増加した。最下位格付（A2）の保有が減少したが、下位三つの格付の保有が僅かに増加した。ポートフォリオの信用度は、2013年中高水準で維持された。

Agence Centrale des Organismes de Securite Sociale (ACOSS) - ムーディーズ社（P-1）およびスタンダード・アンド・プアーズ社（A-1+）から短期格付を受けている唯一のフランス政府機関 - の発行体に関してAa1の格付を使っていることに留意されたい。



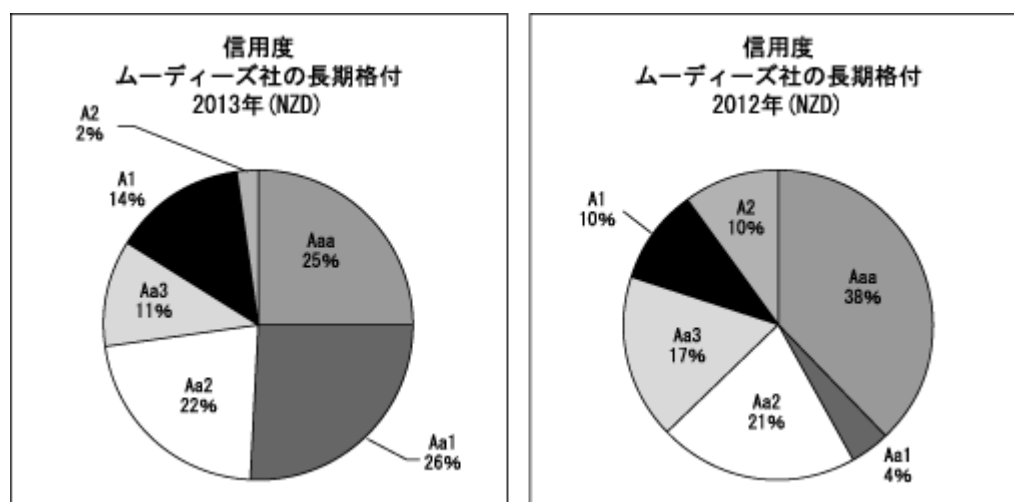
カナダ・ドル・ポートフォリオの信用度についての円グラフ

以下の円グラフは、2013年および2012年末日現在のムーディーズ社の長期格付（A2からAaaまで）による保有比率を表す。上位三つの格付への投資は当年度中大幅に減少し、Aa3およびA1格付への投資が著しく増加した。最下位格付（A2）への投資は同じ数値であった。2013年のポートフォリオの下位の方の信用度への投資の主な理由は、カナダの金融部門の多くに関してムーディーズ社が評価引下げをしたことによる。



ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの信用度についての円グラフ

以下の円グラフは、2013年および2012年末日現在のムーディーズ社の長期格付（A2からAaaまで）による保有比率を表す。上位三つの格付への投資はAaaの割合が幾分少なくなりAa1格付が大幅に増加したが、前年と比べて2013年に約10%増加した。A2格付への投資は、2013年にながら減少した。全体的にポートフォリオの信用度は、2013年中高水準で維持された。



以下の表は、各クラスが保有する有価証券の種類別百分率を表している。

		オーストラリア USドル・ ポートフォリオ	オーストラリア ・ドル・ ポートフォリオ	カナダ・ドル・ ポートフォリオ	ニュージー ランド・ドル・ ポートフォリオ
2013年					
TD	現金	19.10%	15.02%	15.24%	16.55%
CD	預金証書	35.02%	15.53%	7.18%	7.24%
CP	コマーシャル・ペーパー	45.29%	49.76%	6.15%	66.13%
CB	社債	0.59%	19.69%	44.95%	10.08%
TB	財務省短期証券	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
BA	銀行引受手形	0.00%	0.00%	26.48%	0.00%
BDN	銀行預金証書	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
2012年					
TD	現金	15.83%	13.27%	15.28%	15.46%
CD	預金証書	35.56%	17.70%	9.84%	14.22%
CP	コマーシャル・ペーパー	42.69%	57.97%	0.00%	57.62%
CB	社債	1.36%	11.06%	31.26%	12.70%
TB	財務省短期証券	4.56%	0.00%	6.75%	0.00%
BA	銀行引受手形	0.00%	0.00%	23.15%	0.00%
BDN	銀行預金証書	0.00%	0.00%	13.72%	0.00%

2013年12月31日および2012年12月31日に終了した年度の投資有価証券取引からの損益はすべて、運用計算書に計上されている。

6. 定期預金を含む現預金

現預金残高は、副保管会社に保有されている。現預金残高および定期預金は、上記の注記5に詳述されている。

ダイワ外貨MMFは、未使用の米ドル建、豪ドル建、カナダ・ドル建およびニュージーランド・ドル建の要求払預金残高および未確定外貨建て要求払預金残高を、承認された金融商品の一つである無制限のオーバーナイト・デポジット商品に投資するために副保管会社のキャッシュ・マネジメント・サービス（CMS）に申込むことを一定の限定された状況下で同意している。資金は、顧客からダイワ外貨MMFに拠出のため電信為替送金される場合、買戻資金がダイワ外貨MMFから電信為替送金される場合、または手数料がダイワ外貨MMFから公認の第三者ベンダーに支払われる場合、一時的に、また短期間のみその口座に保有される。かかる預金は、預託機関の管轄地域における国内行為および当該通貨の管轄地域における国内行為を服することがあり、凍結、押収もしくは減縮されることも含むが、それらに限定されるものではない。いかなる場合でも、預金が最終的に預託される機関によってかかる商品に係る元利金支払に伴うリスクは、ダイワ外貨MMFの勘定に専ら関するものである。すべての現金は、当年度末現在副保管会社に保有されていた。

7. 未収債権

		オーストラリア USドル・ ポートフォリオ USD	オーストラリア ・ドル・ ポートフォリオ AUD	カナダ・ドル・ ポートフォリオ CAD	ニュージー ランド・ドル・ ポートフォリオ NZD
2013年					
ファンド証券売却未収金		36,690,869	3,290,388	60,126	1,875,628
		36,690,869	3,290,388	60,126	1,875,628
2012年					
ファンド証券売却未収金		37,670,118	9,193,131	466,622	2,845,479
		37,670,118	9,193,131	466,622	2,845,479

8. 未払債務：1年以内支払期限到来

	USドル・ ポートフォリオ USD	オーストラリア ・ドル・ ポートフォリオ AUD	カナダ・ドル・ ポートフォリオ CAD	ニュージー ランド・ドル・ ポートフォリオ NZD
2013年				
ファンド証券買戻未払金	27,872,976	6,411,758	171,411	1,047,407
未払報酬引当金（注10）	849,238	2,493,674	58,982	988,387
未払分配金	56,315	454,837	6,144	160,624
	28,778,529	9,360,269	236,537	2,196,418
2012年				
ファンド証券買戻未払金	21,346,998	18,608,020	162,811	3,691,078
未払報酬引当金（注10）	920,207	3,111,908	47,248	1,322,885
未払分配金	90,717	745,273	4,738	230,639
	22,357,922	22,465,201	214,797	5,244,602

9. 期中の買戻可能受益証券の発行および買戻し

	2013年 (口数)	2012年 (口数)
USドル・ポートフォリオ		
期首発行済受益証券	308,110,161,991	285,421,887,086
発行受益証券	411,977,301,565	327,338,055,808
買戻受益証券	(422,810,633,039)	(304,649,780,903)
期末発行済受益証券	297,276,830,517	308,110,161,991
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ		
期首発行済受益証券	158,577,461,956	169,236,810,822
発行受益証券	147,686,192,561	184,488,032,303
買戻受益証券	(177,690,305,788)	(195,147,381,169)
期末発行済受益証券	128,573,348,729	158,577,461,956
カナダ・ドル・ポートフォリオ		
期首発行済受益証券	3,995,410,027	4,055,931,654
発行受益証券	4,447,717,841	2,596,205,961
買戻受益証券	(3,593,172,332)	(2,656,727,588)
期末発行済受益証券	4,849,955,536	3,995,410,027
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ		
期首発行済受益証券	65,849,953,933	78,240,163,450
発行受益証券	27,833,248,797	36,534,103,962
買戻受益証券	(48,316,052,686)	(48,924,313,479)
期末発行済受益証券	45,367,150,044	65,849,953,933

10. 報酬および費用

各クラスは、管理会社および受託会社に対して、合計して各クラスの純資産額の年率1%を超えない額の報酬を支払う。かかる報酬は日々発生し、各四半期末に後払いされる。管理報酬の中から投資運用会社に支払われる報酬は、日々発生し四半期につき2回支払われる。投資運用会社は、投資顧問会社に対する報酬を支払う。代行協会および販売会社は、直接当該クラスの管理事務費用から現金支出費の払戻しを受ける。各クラスはまた、管理会社に対して一切の管理事務費用の払戻しをする。

受託会社は、当該クラスから副保管会社の報酬および立替金を含む支出経費の払戻しを受ける。

管理会社は、ポートフォリオから受領した報酬から、投資運用会社、販売会社および代行協会の報酬を支払う。

未払報酬は、以下のとおりである。

	USドル・ ポートフォリオ USD	オーストラリア ・ドル・ ポートフォリオ AUD	カナダ・ドル・ ポートフォリオ CAD	ニュージー ランド・ドル・ ポートフォリオ NZD
2013年				
投資運用報酬	13,754	158,213	2,891	68,333
管理事務報酬	28,365	114,555	2,608	42,209
副保管報酬	30,517	123,367	2,809	45,455
受託会社報酬	15,219	61,683	1,404	22,728
販売会社報酬・代行協会員報酬	438,225	1,762,380	40,928	649,364
監査報酬	37,602	20,823	504	8,145
その他の費用	285,556	252,653	7,838	152,153
	849,238	2,493,674	58,982	988,387
2012年				
投資運用報酬	13,535	181,024	2,248	90,523
管理事務報酬	28,151	144,749	2,114	58,379
副保管報酬	30,286	155,884	2,277	62,870
受託会社報酬	15,104	77,942	1,138	31,435
販売会社報酬・代行協会員報酬	434,919	2,226,914	33,174	898,140
監査報酬	36,354	22,173	515	10,155
その他の費用	361,858	303,222	5,782	171,383
	920,207	3,111,908	47,248	1,322,885

11. 利害関係者間取引

通常の取引で生じた以外に利害関係者とのいかなる取引も存在しなかった。管理会社、投資運用会社、投資顧問会社および関連会社は、FRS 8の下で利害関係者であるとみなされる。当年度中に利害関係者に支払われた報酬は、運用計算書上に開示されている。年度末現在の利害関係者への未払金額は、注記10に開示されている。

年度末のダイワ外貨MMFの取引評価日現在の受益証券保有者に帰属する純資産の20%以上を保有する投資家の数は、以下のとおりである。

	2013年	2012年
USドル・ポートフォリオ	2	2
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ	2	2
カナダ・ドル・ポートフォリオ	1	1
ニューージーランド・ドル・ポートフォリオ	2	1

12. 分配方針

管理会社は、各取引日に各クラスに関して分配金を宣言する。各クラスから分配される1口当たりの金額は、各クラスの当該通貨の100分の1の単位に各取引日のそれぞれの1口当たり純資産価格を維持するために要求される金額に相当する。

13. 純資産の推移

	2013年	2012年	2011年
USドル・ポートフォリオ			
純資産額（米ドル）	2,972,768,496	3,081,101,756	2,854,218,652
受益証券数（口）	297,276,830,517	308,110,161,991	285,421,887,086
1口当たり純資産価格（米ドル）	0.01	0.01	0.01
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ			
純資産額（豪ドル）	1,285,733,594	1,585,774,737	1,692,368,189
受益証券数（口）	128,573,348,729	158,577,461,956	169,236,810,822
1口当たり純資産価格（豪ドル）	0.01	0.01	0.01
カナダ・ドル・ポートフォリオ			
純資産額（カナダ・ドル）	48,499,556	39,954,102	40,559,320
受益証券数（口）	4,849,955,536	3,995,410,027	4,055,931,654
1口当たり純資産価格（カナダ・ドル）	0.01	0.01	0.01
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ			
純資産額（ニュージーランド・ドル）	453,671,534	658,499,560	782,401,655
受益証券数（口）	45,367,150,044	65,849,953,933	78,240,163,450
1口当たり純資産価格（ニュージーランド・ドル）	0.01	0.01	0.01

14. 税金

現行法および慣行に従って、ダイワ外貨MMFは、1997年租税統合法（改正済）の第739条Bに定義される投資信託として適格性を有している。ダイワ外貨MMFは、その収益またはキャピタル・ゲインに対してアイルランドの税金を課せられることがない。しかし、ダイワ外貨MMFに「課税対象事由」が発生した場合には、アイルランドの税金が課せられる。課税対象事由には、受益者への分配金支払、または受益証券の換金、償還もしくは譲渡が含まれる。アイルランド免税投資家（1997年租税統合法（改正済）の第739条Dに定義される。）、またはアイルランド非居住者で課税対象事由発生時に税法上アイルランドに通常居住していない受益者に関しては、課税対象事由についてダイワ外貨MMFに税金は生じない。ただし、それぞれの場合に、1997年租税統合法（改正済）のスケジュール2Bに基づき必要な署名入り法定申告書が、ダイワ外貨MMFによって保持されなければならない。ダイワ外貨MMFが受領するキャピタル・ゲイン、配当金およびクーポン利息には、投資国が徴税する源泉税が課せられることがあり、かかる税金はダイワ外貨MMFまたは受益者に還付されない。

15. ソフト・コミッション協定

ダイワ外貨MMFは、いかなるソフト・コミッション協定も締結していない。

16. 後発事象

2013年12月31日の後から2014年4月22日^(注)までに、USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオに関してそれぞれ958,475,859米ドル、336,045,407豪ドル、9,683,698カナダ・ドルおよび79,556,440ニュージーランド・ドルの受益証券が発行された。

2013年12月31日の後から2014年4月22日^(注)までに、USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオに関してそれぞれ1,152,245,912米ドル、393,254,120豪ドル、10,264,104カナダ・ドルおよび136,250,377ニュージーランド・ドルの受益証券が買い戻された。

当年度末後に、財務書類上で開示を要求されるその他の事象は発生しなかった。

(注) 記載の日付はファンド取締役会の承認日であり、実際の取引は4月15日までとなる。

(3)【投資有価証券明細表等】

ダイワ外貨MMF
USドル・ポートフォリオ

投資有価証券明細表

2013年12月31日

	名目保有高	公正価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
債務証券			
オーストラリア			
ANZ Banking Group 2.13% 10-Jan-14	17,201,000	17,204,563	0.58
Bank of Tokyo Mitsubishi 0.26% 28-Jan-14	10,000,000	9,998,412	0.34
Mizuho Corp Bank Sydney 0.26% 08-Jan-14	37,000,000	36,999,465	1.24
Mizuho Corp Bank Sydney 0.26% 24-Jan-14	50,000,000	49,993,504	1.68
Mizuho Corp Bank Sydney 0.26% 04-Feb-14	43,500,000	43,490,895	1.46
Rabobank Australia 0.19% 06-Jan-14	25,000,000	25,000,000	0.84
Rabobank Australia 0.20% 18-Mar-14	40,000,000	39,984,230	1.35
Rabobank Australia 0.20% 18-Mar-14	70,000,000	69,972,403	2.35
United Overseas Bank 0.21% 03-Mar-14	4,000,000	3,998,694	0.14
United Overseas Bank 0.17% 19-Mar-14	50,000,000	49,983,007	1.68
		346,625,173	11.66
カナダ			
Bank of Montreal 0.17% 12-Feb-14	50,000,000	50,000,257	1.68
Bank of Montreal 0.17% 21-Feb-14	40,000,000	40,000,000	1.35
Bank of Montreal 0.17% 04-Mar-14	25,000,000	25,000,000	0.84
Bank of Montreal 0.17% 14-Mar-14	20,000,000	20,000,000	0.67
Caisse Centrale Desjardins 0.20% 10-Jan-14	39,000,000	38,999,134	1.31
Caisse Centrale Desjardins 0.21% 10-Jan-14	14,000,000	13,999,674	0.47
Caisse Centrale Desjardins 0.20% 16-Jan-14	60,000,000	59,996,668	2.02
		247,995,733	8.34
フランス			
Acoss (Agence Central) 0.20% 16-Jan-14	27,000,000	26,998,501	0.91
Acoss (Agence Central) 0.19% 14-Mar-14	50,000,000	49,982,330	1.68
Cades (Caisse D' Amortissement) 0.20% 16-Jan-14	45,000,000	44,997,501	1.51
Cades (Caisse D' Amortissement) 0.21% 17-Jan-14	40,000,000	39,997,435	1.35
Caisse Des Depots ET Consignations 0.16% 06-Feb-14	75,000,000	74,989,671	2.52
Caisse Des Depots ET Consignations 0.17% 13-Mar-14	40,000,000	39,987,539	1.35
		276,952,977	9.32

	名目保有高	公正価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
債務証券（続き）			
日本			
Development Bank of Japan 0.22% 14-Feb-14	50,000,000	49,987,982	1.68
Norinchukin Bank 0.21% 21-Jan-14	43,000,000	42,996,240	1.45
Norinchukin Bank 0.21% 25-Feb-14	20,000,000	19,994,170	0.67
Norinchukin Bank 0.20% 10-Mar-14	20,000,000	19,992,829	0.67
Norinchukin Bank 0.21% 20-Mar-14	53,000,000	52,977,443	1.78
Shizuoka Bank 0.22% 06-Jan-14	20,000,000	20,000,000	0.67
Shizuoka Bank 0.21% 07-Jan-14	43,000,000	43,000,012	1.45
Shizuoka Bank 0.21% 10-Feb-14	45,000,000	45,000,437	1.51
Shizuoka Bank 0.21% 28-Feb-14	32,000,000	32,000,471	1.08
Sumitomo Corp 0.23% 14-Jan-14	29,000,000	28,998,518	0.98
Sumitomo Corp 0.27% 17-Jan-14	5,000,000	4,999,588	0.17
Sumitomo Corp 0.26% 21-Jan-14	42,000,000	41,995,541	1.41
Sumitomo Corp 0.25% 06-Feb-14	27,000,000	26,994,075	0.91
Sumitomo Corp 0.26% 06-Mar-14	20,000,000	19,991,647	0.67
		448,928,953	15.10
オランダ			
Bank Nederlandse Gemeenten 0.20% 16-Jan-14	10,000,000	9,999,445	0.34
Unilever NV 0.19% 03-Mar-14	30,000,000	29,991,138	1.01
Unilever NV 0.20% 11-Mar-14	20,000,000	19,992,892	0.67
		59,983,475	2.02
ニュージーランド			
ANZ Intl London 0.18% 13-Feb-14	63,000,000	62,988,367	2.12
		62,988,367	2.12
ノルウェー			
DNB Bank 0.18% 05-Feb-14	12,000,000	11,998,201	0.40
DNB Bank 0.17% 07-Feb-14	36,000,000	35,994,402	1.21
DNB Bank 0.17% 19-Mar-14	50,000,000	49,983,007	1.68
DNB Bank 0.17% 31-Mar-14	35,000,000	34,985,715	1.18
		132,961,325	4.47

	名目保有高	公正価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
債務証券（続き）			
シンガポール			
DBS Bank 0.19% 27-Jan-14	65,000,000	64,992,800	2.19
DBS Bank 0.17% 28-Feb-14	30,000,000	29,992,495	1.01
OCBC 0.22% 06-Jan-14	25,000,000	25,000,000	0.84
OCBC 0.22% 14-Jan-14	72,000,000	71,996,482	2.42
OCBC 0.20% 10-Mar-14	40,000,000	39,986,007	1.35
		231,967,784	7.81
スウェーデン			
Nordea Bank 0.17% 24-Mar-14	50,000,000	49,981,828	1.68
Nordea Bank 0.17% 28-Mar-14	50,000,000	49,980,321	1.68
		99,962,149	3.36
イギリス			
Mitsubishi Corporation Finance 0.23% 21-Jan-14	40,000,000	39,996,086	1.35
Mitsubishi Corporation Finance 0.23% 13-Feb-14	42,000,000	41,989,810	1.41
Mitsubishi UFJ 0.25% 06-Jan-14	30,000,000	30,000,000	1.01
Mitsubishi UFJ 0.26% 28-Jan-14	18,000,000	17,997,142	0.61
Mitsubishi UFJ 0.26% 03-Mar-14	62,000,000	61,974,941	2.08
Mitsubishi UFJ 0.27% 25-Mar-14	18,000,000	17,989,477	0.60
Sumitomo Mitsui Banking 0.20% 10-Jan-14	60,000,000	59,998,667	2.02
Sumitomo Mitsui Banking 0.21% 30-Jan-14	55,000,000	54,992,304	1.85
Sumitomo Mitsui Banking 0.21% 03-Feb-14	30,000,000	29,995,102	1.01
Sumitomo Mitsui Trust 0.23% 31-Jan-14	25,000,000	25,000,000	0.84
Sumitomo Mitsui Trust 0.22% 31-Mar-14	110,000,000	110,000,000	3.70
		489,933,529	16.48
クーポン未収利息			
		286,956	0.01
		286,956	0.01
債務証券合計			
		2,398,586,421	80.69

ダイワ外貨MMF
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券明細表

2013年12月31日

	名目保有高	公正価額 (豪ドル)	純資産 比率(%)
債務証券			
オーストラリア			
ANZ Banking Group 5.25% 16-Jan-14	36,500,000	36,525,550	2.84
ANZ Banking Group 6.25% 17-Feb-14	16,818,000	16,885,503	1.31
Bank of Tokyo Mitsubishi 2.59% 21-Jan-14	36,000,000	35,961,245	2.79
Bank of Tokyo Mitsubishi 2.61% 13-Mar-14	15,000,000	14,928,826	1.16
Commercial Bank of Australia 2.55% 14-Mar-14	20,000,000	19,905,672	1.55
Commonwealth Bank of Australia 4.375% 17-Feb-14	7,389,000	7,402,911	0.58
GE Capital Australia 6.75% 18-Feb-14	23,330,000	23,437,121	1.82
Mizuho Corp Bank Sydney 2.55% 20-Mar-14	50,000,000	49,743,096	3.87
National Australia Bank 6.00% 24-Jan-14	566,000	566,889	0.04
New South Wales Treasury 2.51% 03-Mar-14	36,000,000	35,860,326	2.79
Queensland Treasury Co 2.50% 28-Feb-14	62,000,000	61,772,803	4.80
Rabobank Australia 2.56% 24-Mar-14	50,000,000	49,727,963	3.87
Sumitomo Mitsui Finance Australia 2.60% 08-Jan-14	25,000,000	24,996,405	1.94
Sumitomo Mitsui Finance Australia 2.58% 10-Jan-14	20,000,000	19,994,301	1.56
Sumitomo Mitsui Finance Australia 2.59% 17-Jan-14	15,000,000	14,988,203	1.17
Tasmania Public Finance 2.51% 03-Mar-14	40,000,000	39,844,807	3.10
Toyota Finance Australia 2.58% 12-Feb-14	20,000,000	19,947,314	1.55
Toyota Finance Australia 2.59% 21-Feb-14	10,000,000	9,967,186	0.78
Toyota Finance Australia 5.08% 17-Mar-14	5,000,000	5,023,579	0.39
		487,479,700	37.91
カナダ			
Bank of Nova Scotia 5.75% 28-Jan-14	1,900,000	1,903,420	0.15
		1,903,420	0.15
フランス			
Acoss (Agence Central) 2.56% 18-Feb-14	38,000,000	37,884,784	2.94
Cades (Caisse D ' Amortissement) 2.54% 24-Jan-14	26,000,000	25,967,244	2.02
Caisse Des Depots ET Consignations 2.53% 18-Feb-14	62,000,000	61,813,843	4.81
		125,665,871	9.77
ドイツ			
FMS Wertmanagement 2.54% 12-Feb-14	42,000,000	41,891,064	3.26
FMS Wertmanagement 2.54% 03-Mar-14	20,000,000	19,921,498	1.55
		61,812,562	4.81

	名目保有高	公正価額 (豪ドル)	純資産 比率(%)
債務証券（続き）			
日本			
Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ 5.58% 24-Jan-14	10,000,000	10,013,424	0.78
Sumitomo Corp 2.63% 03-Feb-14	19,000,000	18,961,400	1.47
Sumitomo Corp 2.63% 20-Mar-14	27,000,000	26,856,948	2.09
		55,831,772	4.34
オランダ			
Bank of Nederlandse Gemeenten 6.25% 20-Jan-14	2,019,000	2,021,620	0.16
		2,021,620	0.16
ノルウェー			
DNB Bank 2.56% 29-Jan-14	63,000,000	62,897,461	4.89
Kommunalbanken 5.70% 09-Mar-14	10,000,000	10,047,275	0.78
		72,944,736	5.67
シンガポール			
DBS Bank 2.55% 28-Jan-14	30,000,000	29,953,563	2.33
OCBC 2.62% 06-Mar-14	60,000,000	59,743,558	4.65
		89,697,121	6.98
国際機関			
EUROFIMA 6.00% 28-Jan-14	60,665,000	60,784,289	4.73
IBRD 5.14% 18-Feb-14	2,415,000	2,421,878	0.19
Nordic Investment Bank 4.71% 28-Jan-14	10,000,000	10,011,589	0.78
		73,217,756	5.70
イギリス			
BNZ International Funding Ltd 2.54% 12-Mar-14	20,000,000	19,908,678	1.55
Mitsubishi Finance 2.61% 14-Feb-14	62,000,000	62,000,000	4.82
Toronto Dominion Bank 2.50% 14-Jan-14	40,000,000	39,977,830	3.11
		121,886,508	9.48
クーポン未収利息			
		5,370,120	0.42
		5,370,120	0.42
債務証券合計		1,097,831,186	85.39

ダイワ外貨MMF
カナダ・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券明細表

2013年12月31日

	名目保有高	公正価額 (カナダ・ドル)	純資産 比率(%)
債務証券			
オーストラリア			
National Australia Bank 3.00% 15-Apr-14	850,000	853,954	1.76
		853,954	1.76
カナダ			
Bank of Montreal 1.09% 07-Jan-14	1,200,000	1,199,964	2.47
Bank of Montreal 1.10% 15-Jan-14	2,300,000	2,299,372	4.74
Bank of Nova Scotia 1.09% 06-Feb-14	1,200,000	1,198,872	2.47
Bank of Nova Scotia 1.09% 07-Feb-14	1,700,000	1,698,347	3.50
Canadian Imperial Bank 1.08% 09-Jan-14	600,000	599,946	1.24
Canadian Imperial Bank 1.10% 18-Mar-14	2,000,000	1,995,654	4.12
GE Capital 2.95% 10-Feb-14	3,700,000	3,706,306	7.64
National Bank of Canada 1.10% 08-Jan-14	1,050,000	1,049,936	2.17
National Bank of Canada 1.10% 23-Jan-14	1,250,000	1,249,350	2.58
National Bank of Canada 1.11% 12-Mar-14	1,600,000	1,596,813	3.29
New Brunswick 7.75% 13-Jan-14	3,900,000	3,904,869	8.05
Royal Bank of Canada 5.00% 20-Jan-14	3,875,000	3,880,562	8.00
		24,379,991	50.27
ドイツ			
FMS Wertmanagement 1.00% 07-Mar-14	3,000,000	2,995,012	6.18
KFW 4.75% 05-Mar-14	1,323,000	1,330,532	2.74
		4,325,544	8.92
日本			
Sumitomo Mitsui Banking 1.05% 18-Feb-14	3,500,000	3,495,622	7.21
		3,495,622	7.21
オランダ			
Bank Nederlandse Gemeenten 2.63% 27-Jan-14	3,447,000	3,449,688	7.11
Rabobank Nederland 2.13% 10-Feb-14	4,086,000	4,089,239	8.43
		7,538,927	15.54
クーポン未収利息		667,662	1.38
		667,662	1.38
債務証券合計		41,261,700	85.08

ダイワ外貨MMF
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券明細表

2013年12月31日

	名目保有高	公正価額 (ニュージーランド・ドル)	純資産 比率(%)
債務証券			
オーストラリア			
Bank of Tokyo Mitsubishi 2.66% 07-Feb-14	13,000,000	12,969,518	2.86
Commercial Bank of Australia 2.63% 16-Jan-14	24,000,000	23,982,617	5.29
New South Wales Treasury 2.61% 13-Feb-14	22,000,000	21,939,906	4.84
Queensland Treasury Co 2.64% 28-Feb-14	22,000,000	21,915,130	4.83
Tasmania Public Finance 2.66% 03-Mar-14	15,000,000	14,938,343	3.29
Toyota Finance Australia 2.69% 17-Jan-14	14,000,000	13,988,566	3.08
Toyota Finance Australia 3.98% 23-Jan-14	5,000,000	5,002,419	1.10
United Overseas Bank 2.64% 14-Feb-14	22,000,000	21,937,502	4.84
		136,674,001	30.13
フランス			
Cades (Caisse D ' Amortissement) 2.72% 20-Mar-14	21,000,000	20,884,956	4.60
Caisse Des Depots Et Consignations 2.68% 14-Mar-14	21,000,000	20,896,124	4.61
		41,781,080	9.21
ドイツ			
KFW 5.38% 12-Feb-14	1,445,000	1,448,600	0.33
KFW 2.60% 24-Feb-14	22,000,000	21,922,817	4.83
Landwirtschaft Rentenbank 2.60% 21-Jan-14	21,000,000	20,977,328	4.62
		44,348,745	9.78
日本			
Sumitomo Corp 2.70% 20-Feb-14	10,000,000	9,966,481	2.20
		9,966,481	2.20
オランダ			
Nederlandse Waterschaps 2.62% 10-Feb-14	10,000,000	9,974,720	2.20
Nederlandse Waterschaps 2.63% 10-Feb-14	12,000,000	11,969,538	2.64
		21,944,258	4.84
ノルウェー			
DNB Bank 2.69% 23-Jan-14	24,000,000	23,969,719	5.28
		23,969,719	5.28

	名目保有高	公正価額 (ニュージーラ ンド・ドル)	純資産 比率(%)
債務証券（続き）			
シンガポール			
DBS Bank 2.64% 10-Jan-14	18,000,000	17,994,765	3.96
Temasek 2.63% 07-Feb-14	23,000,000	22,946,671	5.06
		40,941,436	9.02
イギリス			
Mitsubishi Corporation Finance 2.73% 30-Jan-14	24,000,000	24,000,000	5.29
Sumitomo Mitsui Banking 2.70% 05-Mar-14	20,000,000	19,913,583	4.39
		43,913,583	9.68
アメリカ合衆国			
General Electric Capital 5.00% 28-Feb-14	14,360,000	14,400,457	3.17
		14,400,457	3.17
クーポン未収利息			
		928,134	0.20
		928,134	0.20
債務証券合計		378,867,894	83.51

ダイワ外貨MMF
USドル・ポートフォリオ

組入証券変動明細表

2013年12月31日

	名目取得高	名目売却高
Acoss (Agence Central) 0.23% 05-Jun-13	90,000,000	-
Bank Nederlandse Gemeenten 0.20% 05-Sep-13	90,000,000	-
Cades (Caisse D ' Amortissement) 0.22% 25-Jun-13	80,000,000	-
Caisse Des Depots ET Consignations 0.27% 12-Apr-13	95,000,000	-
Deutsche Bahn AG 0.19% 26-Sep-13	110,000,000	-
KFW 0.20% 24-Apr-13	125,000,000	-
KFW 0.21% 28-May-13	80,000,000	-
L-Bank BW Foerderbank 0.20% 30-Jul-13	80,000,000	-
Municipality Finance 0.24% 28-Jun-13	120,000,000	-
NRW Bank 0.17% 25-Nov-13	80,000,000	-
Rabobank Australia 0.20% 17-Sep-13	90,000,000	-
Rabobank Australia 0.21% 17-Dec-13	90,000,000	-
Schlumberger Finance 0.19% 19-Dec-13	80,000,000	-
Sumitomo Mitsui Banking 0.25% 15-Apr-13	75,000,000	-
Sumitomo Mitsui Trust 0.25% 22-Apr-13	117,000,000	-
Sumitomo Mitsui Trust 0.24% 22-Jul-13	117,000,000	-
Sumitomo Mitsui Trust 0.22% 04-Oct-13	120,000,000	-
Sumitomo Mitsui Trust 0.22% 30-Dec-13	120,000,000	-
Sumitomo Mitsui Trust 0.22% 31-Mar-14	110,000,000	-
Western Australia Treasury 0.20% 05-Jul-13	90,000,000	-

注：当年度において投資有価証券の売却は行われなかった。通常の事業活動において、すべての投資有価証券は満期を迎えた。

上記の表は、アイルランド中央銀行によって要求される、当年度中の投資有価証券の変動計算書を表示する。同表は、当年度中における取得有価証券の上位20銘柄を表示している。同表は、期首現在保有高および期末現在保有高間の調整について表示するものではない。

ダイワ外貨MMF

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

組入証券変動明細表

2013年12月31日

	名目取得高	名目売却高
Bank of Nederlandse Gemeenten 2.66% 06-Sep-13	57,000,000	-
BNZ International Funding Ltd 2.93% 14-May-13	60,000,000	-
Caisse Des Depots ET Consignations 2.50% 18-Nov-13	63,000,000	-
Caisse Des Depots ET Consignations 2.53% 18-Feb-14	62,000,000	-
DNB Bank 2.90% 26-Apr-13	70,000,000	-
DNB Bank 2.88% 26-Jul-13	69,000,000	-
DNB Bank 2.70% 25-Oct-13	65,000,000	-
DNB Bank 2.56% 29-Jan-14	63,000,000	-
EUROFIMA 6.00% 28-Jan-14	60,665,000	-
European Invest Bank 6.00% 14-Aug-13	89,182,000	-
Mitsubishi Corporation Finance 3.01% 28-May-13	70,000,000	-
Mitsubishi Finance 2.59% 14-Nov-13	64,000,000	-
Mitsubishi Finance 2.61% 14-Feb-14	62,000,000	-
Nederlandse Waterschaps 2.95% 13-May-13	70,000,000	-
Nederlandse Waterschaps 2.67% 13-Aug-13	70,000,000	-
OCBC 2.58% 06-Dec-13	62,000,000	-
OCBC 2.62% 06-Mar-14	60,000,000	-
Queensland Treasury Co 2.50% 28-Feb-14	62,000,000	-
Rabobank Australia 2.97% 24-Jun-13	70,000,000	-
Tasmania Public Finance 2.66% 28-Aug-13	68,000,000	-

注：当年度において投資有価証券の売却は行われなかった。通常の事業活動において、すべての投資有価証券は満期を迎えた。

上記の表は、アイルランド中央銀行によって要求される、当年度中の投資有価証券の変動計算書を表示する。同表は、当年度中における取得有価証券の上位20銘柄を表示している。同表は、期首現在保有高および期末現在保有高間の調整について表示するものではない。

ダイワ外貨MMF
カナダ・ドル・ポートフォリオ

組入証券変動明細表

2013年12月31日

	名目取得高	名目売却高
Bank Nederlandse Gemeenten 2.63% 27-Jan-14	3,447,000	-
Bank of Nova Scotia 5.04% 08-Apr-13	3,496,000	-
British Columbia 8.50% 23-Aug-13	3,800,000	-
Canadian Imperial Bank 1.09% 01-May-13	3,400,000	-
FMS Wertmanagement 1.00% 07-Mar-14	3,000,000	-
FMS Wertmanagement 1.06% 06-Sep-13	4,000,000	-
FMS Wertmanagement 1.03% 06-Dec-13	4,000,000	-
GE Capital 5.15% 06-Jun-13	4,302,000	-
GE Capital 2.95% 10-Feb-14	3,700,000	-
National Australia Bank 2.50% 03-Sep-13	4,050,000	-
New Brunswick 7.75% 13-Jan-14	3,900,000	-
Ontario T-Bill 1.06% 18-Sep-13	3,000,000	-
Rabobank Nederland 2.13% 10-Feb-14	4,086,000	-
Royal Bank of Canada 5.06% 17-Jul-13	4,000,000	-
Royal Bank of Canada 5.00% 20-Jan-14	3,875,000	-
Saskatchewan Prov 4.75% 17-Jun-13	3,920,000	-
Saskatchewan Prov 4.90% 03-Dec-13	3,900,000	-
Sumitomo Mitsui Banking 1.00% 15-May-13	3,000,000	-
Sumitomo Mitsui Banking 1.00% 15-Aug-13	3,000,000	-
Sumitomo Mitsui Banking 1.05% 18-Feb-14	3,500,000	-

注：当年度において投資有価証券の売却は行われなかった。通常の事業活動において、すべての投資有価証券は満期を迎えた。

上記の表は、アイルランド中央銀行によって要求される、当年度中の投資有価証券の変動計算書を表示する。同表は、当年度中における取得有価証券の上位20銘柄を表示している。同表は、期首現在保有高および期末現在保有高間の調整について表示するものではない。

ダイワ外貨MMF
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

組入証券変動明細表

2013年12月31日

	名目取得高	名目売却高
Acoss (Agence Central) 2.65% 05-Jul-13	28,000,000	-
Bank of Tokyo Mitsubishi 2.64% 15-Apr-13	30,000,000	-
Bank of Tokyo Mitsubishi 2.65% 12-Jul-13	27,000,000	-
Cades (Caisse D ' Amortissement) 2.60% 28-May-13	30,000,000	-
Caisse Des Depots ET Consignations 2.59% 30-May-13	30,000,000	-
Commercial Bank of Australia 2.59% 14-Jun-13	29,000,000	-
DNB Bank 2.64% 24-Apr-13	30,000,000	-
DNB Bank 2.60% 24-Jul-13	27,000,000	-
KFW 2.57% 07-May-13	30,000,000	-
Landwirtschaft Rentenbank 2.55% 08-Apr-13	29,000,000	-
Landwirtschaft Rentenbank 2.58% 07-Aug-13	27,000,000	-
L-Bank BW Foerderbank 2.60% 07-Aug-13	27,000,000	-
Mitsubishi Corporation Finance 2.68% 30-Apr-13	30,000,000	-
Mitsubishi Corporation Finance 2.65% 30-Jul-13	27,000,000	-
Mizuho Corp Bank Sydney 2.61% 13-May-13	30,000,000	-
Mizuho Corp Bank Sydney 2.62% 13-Aug-13	27,000,000	-
New South Wales Treasury 2.59% 10-Apr-13	30,000,000	-
Rabobank Australia 2.60% 20-Jun-13	29,000,000	-
Rabobank Australia 2.61% 20-Sep-13	27,000,000	-
Sumitomo Mitsui Banking 2.63% 04-Jun-13	29,000,000	-

注：当年度において投資有価証券の売却は行われなかった。通常の事業活動において、すべての投資有価証券は満期を迎えた。

上記の表は、アイルランド中央銀行によって要求される、当年度中の投資有価証券の変動計算書を表示する。同表は、当年度中における取得有価証券の上位20銘柄を表示している。同表は、期首現在保有高および期末現在保有高間の調整について表示するものではない。

[次へ](#)

DAIWA GAIKA MMF
U.S. DOLLAR PORTFOLIO**Statement of Assets and Liabilities**As at 31st December 2013

		2013	2012
	Notes	USD	USD
Assets			
Cash including fixed deposits	6	566,269,735	485,234,251
Debtors	7	36,690,869	37,670,118
Financial assets at fair value through profit or loss	2,4,5	<u>2,398,586,421</u>	<u>2,580,555,309</u>
Total Assets		<u>3,001,547,025</u>	<u>3,103,459,678</u>
Liabilities			
Creditors - Due within one year	8	<u>28,778,529</u>	<u>22,357,922</u>
Liabilities (excluding Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units)		<u>28,778,529</u>	<u>22,357,922</u>
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units		<u>2,972,768,496</u>	<u>3,081,101,756</u>

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

On behalf of SMT Fund Services (Ireland) Limited

Nobuyoshi Fujii

Peter Callaghan

Date: 22nd April 2014

DAIWA GAIKA MMF
U.S. DOLLAR PORTFOLIO

Statement of Operations

For the year ended 31st December 2013

	Notes	2013 USD	2012 USD
Income			
Net gain on financial instruments at fair value through profit or loss	2,3	6,623,538	9,126,920
Total net income		6,623,538	9,126,920
Expenses			
Investment Manager fees	10	149,508	142,585
Administration fees		110,885	105,751
Sub-Custodian fees	10	119,295	113,771
Trustee fees	10	59,492	56,737
Distributors' fees and Agent Security fees	10	1,713,107	1,633,788
Audit fees		38,341	35,241
Other expenses		494,848	603,005
Total expenses		2,685,476	2,690,878
Finance costs			
Distributions	12	(3,938,062)	(6,436,042)
Change in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units after distributions		-	-

Gains and losses arose solely from continuing operations.

There are no recognised gains and losses other than those shown in the Statement of Operations.

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

DAIWA GAIKA MMF
U.S. DOLLAR PORTFOLIO

**Statement of Changes in Net Assets attributable to Holders of
Redeemable Participating Units**

For the year ended 31st December 2013

	2013 USD	2012 USD
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units at 1st January	3,081,101,756	2,854,218,652
Proceeds from Redeemable Participating Units issued	4,119,773,016	3,273,380,558
Payments for Redeemable Participating Units redeemed	<u>(4,228,106,276)</u>	<u>(3,046,497,454)</u>
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units at 31st December	<u>2,972,768,496</u>	<u>3,081,101,756</u>

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

DAIWA GAIKA MMF
AUSTRALIAN DOLLAR PORTFOLIO

Statement of Assets and Liabilities

As at 31st December 2013

	Notes	2013 AUD	2012 AUD
Assets			
Cash including fixed deposits	6	193,972,289	212,169,038
Debtors	7	3,290,388	9,193,131
Financial assets at fair value through profit or loss	2,4,5	<u>1,097,831,186</u>	<u>1,386,877,769</u>
Total Assets		<u>1,295,093,863</u>	<u>1,608,239,938</u>
Liabilities			
Creditors - Due within one year	8	<u>9,360,269</u>	<u>22,465,201</u>
Liabilities (excluding Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units)		<u>9,360,269</u>	<u>22,465,201</u>
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units		<u><u>1,285,733,594</u></u>	<u><u>1,585,774,737</u></u>

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

On behalf of SMT Fund Services (Ireland) Limited

Nobuyoshi Fujii

Peter Callaghan

Date: 22nd April 2014

DAIWA GAIKA MMF
AUSTRALIAN DOLLAR PORTFOLIO

Statement of Operations

For the year ended 31st December 2013

	Notes	2013 AUD	2012 AUD
Income			
Net gain on financial instruments at fair value through profit or loss	2,3	40,495,906	65,084,096
Other income		1,312	-
Total net income		<u>40,497,218</u>	<u>65,084,096</u>
Expenses			
Investment Manager fees	10	1,736,621	1,975,168
Administration fees		466,366	544,432
Sub-Custodian fees	10	502,240	586,311
Trustee fees	10	251,120	293,155
Distributors' fees and Agent Security fees	10	7,174,858	8,375,869
Audit fees		19,192	19,582
Other expenses		244,441	330,091
Total expenses		<u>10,394,838</u>	<u>12,124,608</u>
Finance costs			
Distributions	12	<u>(30,102,380)</u>	<u>(52,959,488)</u>
Change in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units after distributions		<u>-</u>	<u>-</u>

Gains and losses arose solely from continuing operations.

There are no recognised gains and losses other than those shown in the Statement of Operations.

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

DAIWA GAIKA MMF
AUSTRALIAN DOLLAR PORTFOLIO

**Statement of Changes in Net Assets attributable to Holders of
Redeemable Participating Units**

For the year ended 31st December 2013

	2013 AUD	2012 AUD
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units at 1st January	1,585,774,737	1,692,368,189
Proceeds from Redeemable Participating Units issued	1,476,861,926	1,844,880,323
Payments for Redeemable Participating Units redeemed	<u>(1,776,903,069)</u>	<u>(1,951,473,775)</u>
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units at 31st December	<u>1,285,733,594</u>	<u>1,585,774,737</u>

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

DAIWA GAIKA MMF
CANADIAN DOLLAR PORTFOLIO

Statement of Assets and Liabilities

As at 31st December 2013

		2013	2012
	Notes	CAD	CAD
Assets			
Cash including fixed deposits	6	7,414,267	6,067,907
Debtors	7	60,126	466,622
Financial assets at fair value through profit or loss	2,4,5	41,261,700	33,634,370
Total Assets		48,736,093	40,168,899
Liabilities			
Creditors - Due within one year	8	236,537	214,797
Liabilities (excluding Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units)		236,537	214,797
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units		48,499,556	39,954,102

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

On behalf of SMT Fund Services (Ireland) Limited

Nobuyoshi Fujii

Peter Callaghan

Date: 22nd April 2014

DAIWA GAIKA MMF
CANADIAN DOLLAR PORTFOLIO

Statement of Operations

For the year ended 31st December 2013

	Notes	2013 CAD	2012 CAD
Income			
Net gain on financial instruments at fair value through profit or loss	2,3	532,437	470,250
Total net income		532,437	470,250
Expenses			
Investment Manager fees	10	29,779	25,709
Administration fees		9,489	8,191
Sub-Custodian fees	10	10,218	8,822
Trustee fees	10	5,109	4,411
Distributors' fees and Agent Security fees	10	148,895	128,543
Audit fees		485	471
Other expenses		26,279	14,629
Total expenses		230,254	190,776
Finance costs			
Distributions	12	(302,183)	(279,474)
Change in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units after distributions		-	-

Gains and losses arose solely from continuing operations.

There are no recognised gains and losses other than those shown in the Statement of Operations.

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

DAIWA GAIKA MMF
CANADIAN DOLLAR PORTFOLIO

**Statement of Changes in Net Assets attributable to Holders of
Redeemable Participating Units**

For the year ended 31st December 2013

	2013 CAD	2012 CAD
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units at 1st January	39,954,102	40,559,320
Proceeds from Redeemable Participating Units issued	44,477,178	25,962,060
Payments for Redeemable Participating Units redeemed	<u>(35,931,724)</u>	<u>(26,567,278)</u>
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units at 31st December	<u>48,499,556</u>	<u>39,954,102</u>

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

DAIWA GAIKA MMF
NEW ZEALAND DOLLAR PORTFOLIO

Statement of Assets and Liabilities

As at 31st December 2013

	Notes	2013 NZD	2012 NZD
Assets			
Cash including fixed deposits	6	75,124,430	102,148,289
Debtors	7	1,875,628	2,845,479
Financial assets at fair value through profit or loss	2,4,5	<u>378,867,894</u>	<u>558,750,394</u>
Total Assets		<u>455,867,952</u>	<u>663,744,162</u>
Liabilities			
Creditors - Due within one year	8	<u>2,196,418</u>	<u>5,244,602</u>
Liabilities (excluding Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units)		<u>2,196,418</u>	<u>5,244,602</u>
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units		<u><u>453,671,534</u></u>	<u><u>658,499,560</u></u>

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

On behalf of SMT Fund Services (Ireland) Limited

Nobuyoshi Fujii

Peter Callaghan

Date: 22nd April 2014

DAIWA GAIKA MMF
NEW ZEALAND DOLLAR PORTFOLIO

Statement of Operations

For the year ended 31st December 2013

	Notes	2013 NZD	2012 NZD
Income			
Net gain on financial instruments at fair value through profit or loss	2,3	15,025,699	19,290,498
Total net income		15,025,699	19,290,498
Expenses			
Investment Manager fees	10	846,546	1,028,139
Administration fees		184,574	236,647
Sub-Custodian fees	10	198,772	254,851
Trustee fees	10	99,386	127,425
Distributors' fees and Agent Security fees	10	2,839,603	3,640,724
Audit fees		6,025	8,697
Other expenses		108,588	155,600
Total expenses		4,283,494	5,452,083
Finance costs			
Distributions	12	(10,742,205)	(13,838,415)
Change in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units after distributions			
		-	-

Gains and losses arose solely from continuing operations.

There are no recognised gains and losses other than those shown in the Statement of Operations.

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

DAIWA GAIKA MMF
NEW ZEALAND DOLLAR PORTFOLIO

**Statement of Changes in Net Assets attributable to Holders of
Redeemable Participating Units**

For the year ended 31st December 2013

	2013 NZD	2012 NZD
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units at 1st January	658,499,560	782,401,655
Proceeds from Redeemable Participating Units issued	278,332,488	365,341,040
Payments for Redeemable Participating Units redeemed	<u>(483,160,514)</u>	<u>(489,243,135)</u>
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units at 31st December	<u><u>453,671,534</u></u>	<u><u>658,499,560</u></u>

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

[次へ](#)

DAIWA GAIKA MMF**Notes to the Financial Statements**31st December 2013**1. GENERAL INFORMATION**

Daiwa Gaika MMF (the “Fund”) was constituted as an Irish domiciled unit trust, by a trust deed dated 5th July 1996 as amended by supplemental dated 17th July 1996. The Fund is an umbrella unit trust organised under and complying with the Unit Trusts Act, 1990.

The Fund is an umbrella fund in which different classes of Units may be issued from time to time. Each class represents interests in a fund comprising a separate and distinct portfolio of investments. The classes of Units in issue were U.S. Dollar Portfolio (“USD Portfolio”), Australian Dollar Portfolio (“AUD Portfolio”), Euro Portfolio (“EUR Portfolio”), Canadian Dollar Portfolio (“CAD Portfolio”) and New Zealand Dollar Portfolio (“NZD Portfolio”). The EUR Portfolio terminated on 1st November 2012.

The Fund as set out in these financial statements refers to the financial information of the USD Portfolio, AUD Portfolio, CAD Portfolio and NZD Portfolio.

Effective 23rd June 2006 the duration of the Fund was extended for an indefinite period.

2. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES

The significant accounting policies adopted by the Fund are as follows:

Basis of preparation

The financial statements have been prepared in accordance with the historical cost convention, as adjusted for the revaluation of financial instruments held at fair value through profit or loss and accounting standards generally accepted in Ireland and Irish Statute comprising the Unit Trusts Act, 1990. Accounting Standards generally accepted in Ireland, in preparing financial statements giving a true and fair view, are those published by the Institute of Chartered Accountants in Ireland and issued by the Financial Reporting Council (“FRC”). The Fund classifies its investments in debt securities as financial assets at fair value through profit or loss. These financial assets are classified as held for trading or designated by the Board of Directors at fair value through profit or loss at inception.

The preparation of financial statements in conformity with Irish GAAP requires the use of certain critical accounting estimates. It also requires management to exercise its judgement in the process of applying the Fund’s accounting policies. The estimates and associated judgements are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

Investments

Investments consist of short term debt obligations. Short term debt obligations with a remaining maturity of less than one year are valued at fair value using an amortised cost technique (i.e. at their acquisition cost as adjusted for the amortisation of premium or accretion of discount) as the best estimate of fair value. The Manager continuously reviews the amortised cost method to ensure that investments are stated at their fair market value.

Cash and other liquid assets are valued at their face value with coupon interest receivable accrued, where applicable, to the end of the relevant day.

Investments are valued as at 30th December 2013 due to 31st December 2013 being a bank holiday in Japan.

Recognition/derecognition

Regular-way purchases and sales of investments are recognised on the trade date – the date on which the Fund commits to purchase or sell the investment. Investments are derecognised when the rights to receive cash flows from the investments have expired or the Fund has transferred substantially all risks and rewards of ownership.

Foreign Currencies

Assets and Liabilities denominated in foreign currencies are measured using the currency (the functional currency) of the primary economic environment, in which the individual portfolio operates. This is U.S. Dollar (“USD”), Australian Dollar (“AUD”), Canadian Dollar (“CAD”) and New Zealand Dollar (“NZD”). Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into USD, AUD, CAD and NZD at the exchange rates ruling at the year end date.

Foreign Currency Translation

The Fund’s Unitholders are from Japan, with the subscriptions and redemptions of the Redeemable Participating units denominated in USD, AUD, CAD, and NZD. The primary activity of the Fund is to preserve principal value and maintain a high degree of liquidity while providing current income by investing in high quality fixed and floating rate debt instruments traded on a Recognised Exchange listed in the Trust Deed. The performance of USD Portfolio, AUD Portfolio, CAD Portfolio and NZD Portfolio are measured and reported to the Unitholders in USD, AUD, CAD and NZD respectively. The Trustee considers each currency as the currency that most faithfully represents the economic effects of the underlying transactions, events and conditions of their respective funds. The financial statements of USD Portfolio, AUD Portfolio, CAD Portfolio and NZD Portfolio are presented in USD, AUD, CAD and NZD which are the classes’ functional and presentation currencies respectively.

Income

Interest income is accounted for on an effective yield basis. Discounts and premiums on securities are amortised and accreted on the effective yield basis over the life of the respective securities.

Expenses

Expenses are accounted for on an accruals basis.

Redeemable Participating Units

Redeemable Participating Units are redeemable at the Unitholders option and are classified as financial liabilities. The Net Asset Value (“NAV”) per Unit is maintained at USD0.01 / AUD0.01 / CAD0.01 and NZD0.01 through the declaration of distributions.

The Redeemable Participating Units can be put back into the Fund at any time for cash equal to a proportional share of the Fund’s NAV. The Redeemable Participating Unit is carried at the redemption amount which is payable at the year end date if the Unitholder expressed the right to put the Unit back in the Fund.

Reporting Financial Performance

The format and certain wording of the financial statements have been adopted from those contained in FRS 3 “Reporting Financial Performance” so that, in the opinion of the Manager, they more appropriately reflect the nature of the Fund’s business as an investment fund.

Cash Flow Statement

The Fund has availed of the exemption available to open ended investment funds under FRS 1 not to prepare a cash flow statement.

3. NET GAIN ON FINANCIAL INSTRUMENTS AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS

	USD Portfolio USD	AUD Portfolio AUD	CAD Portfolio CAD	NZD Portfolio NZD
2013				
Held for trading:				
- Interest income	2,152,753	15,999,593	878,189	3,954,253
- Accretion of acquisition discount	5,282,913	27,958,065	256,806	11,404,295
- Amortisation of acquisition premium	(812,128)	(3,461,752)	(602,558)	(332,849)
	<u>6,623,538</u>	<u>40,495,906</u>	<u>532,437</u>	<u>15,025,699</u>
2012				
Held for trading:				
- Interest income	3,082,769	22,083,755	856,036	5,876,718
- Accretion of acquisition discount	6,721,573	43,895,207	173,658	14,378,570
- Amortisation of acquisition premium	(677,422)	(894,866)	(559,444)	(964,790)
	<u>9,126,920</u>	<u>65,084,096</u>	<u>470,250</u>	<u>19,290,498</u>

4. FAIR VALUE OF FINANCIAL INSTRUMENTS

The tables below show financial instruments recognised at fair value, analysed between those whose fair value is based on:

- quoted prices in active markets for identical assets or liabilities (Level 1);
- those involving inputs other than quoted prices included in Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (as prices) or indirectly (derived from prices) (Level 2); and
- those with inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (unobservable inputs) (Level 3).

	USD Portfolio Level 2 USD	AUD Portfolio Level 2 AUD	CAD Portfolio Level 2 CAD	NZD Portfolio Level 2 NZD
2013				
Financial assets at fair value through profit or loss				
Debt Obligations	<u>2,398,299,465</u>	<u>1,092,461,066</u>	<u>40,594,038</u>	<u>377,939,760</u>
	<u>2,398,299,465</u>	<u>1,092,461,066</u>	<u>40,594,038</u>	<u>377,939,760</u>
2012				
Financial assets at fair value through profit or loss				
Debt Obligations	<u>2,579,772,563</u>	<u>1,384,064,129</u>	<u>33,433,447</u>	<u>557,998,372</u>
	<u>2,579,772,563</u>	<u>1,384,064,129</u>	<u>33,433,447</u>	<u>557,998,372</u>

The figures above are not inclusive of interest and differ to what is disclosed in the Statement of Assets and Liabilities.

All securities held by the classes are classified as Level 2. There were no significant transfers of assets between levels during the years to 31st December 2013 and 2012.

When the Fund has assets and liabilities with offsetting market risks, it uses mid-market prices as a basis for establishing fair values for the offsetting risk positions and applies the bid or ask price to the net open position as appropriate.

5. INVESTMENTS

The main risks arising from the Fund's financial instruments can be summarised as follows:

Market Risk

Market risk arises from uncertainty about future prices of financial instruments held. It represents the potential loss the Fund might suffer through holding market positions in the face of price movements. Market risk comprises three types of risk: price risk, currency risk and interest rate risk.

Other Price Risk

Other Price risk is the risk that the value of the Fund's financial instruments will fluctuate as a result of changes in market prices caused by factors other than interest rates or foreign currency movement. The financial instruments of the Fund are not exposed directly to other price risk.

Currency Risk

Currency risk represents the potential losses that the Fund might suffer due to adverse movements in non-functional currency exposures. All the investments of each Class are denominated in the functional currency of the relevant Class with the effect that the Statement of Assets and Liabilities and Statement of Operations will not be significantly affected by currency movements.

Interest Rate Risk

The risk is defined as the risk that the fair value of a financial instrument will fluctuate because of changes in market interest rates. The risk arises on financial instruments whose fair value is affected by changes in interest rates.

The tables below and overleaf summarise the Fund's exposure to interest rate risks at the end of the year. It includes the Fund's assets and trading liabilities at fair value, categorised by the earlier of contractual repricing or maturity dates:

USD Portfolio

2013

	Less than 1 Month USD	1 - 3 Months USD	Over 3 Months USD	Non-interest bearing USD	Total USD
Assets					
Cash including fixed deposits	566,269,735	-	-	-	566,269,735
Debtors	-	-	-	36,690,869	36,690,869
Financial assets at fair value through profit or loss	946,434,638	1,452,151,783	-	-	2,398,586,421
Total assets	1,512,704,373	1,452,151,783	-	36,690,869	3,001,547,025
Liabilities					
Creditors - Due within one year	-	-	-	28,778,529	28,778,529
Total liabilities	-	-	-	28,778,529	28,778,529
Total Interest Sensitivity Gap	1,512,704,373	1,452,151,783	-	N/A	N/A

USD Portfolio

2012

	Less than 1 Month USD	1 - 3 Months USD	Over 3 Months USD	Non-interest bearing USD	Total USD
Assets					
Cash including fixed deposits	485,234,251	-	-	-	485,234,251
Debtors	-	-	-	37,670,118	37,670,118
Financial assets at fair value through profit or loss	1,265,994,858	1,314,560,451	-	-	2,580,555,309
Total assets	1,751,229,109	1,314,560,451	-	37,670,118	3,103,459,678
Liabilities					
Creditors - Due within one year	-	-	-	22,357,922	22,357,922
Total liabilities	-	-	-	22,357,922	22,357,922
Total Interest Sensitivity Gap	1,751,229,109	1,314,560,451	-	N/A	N/A

AUD Portfolio

2013

	Less than 1 Month AUD	1 - 3 Months AUD	Over 3 Months AUD	Non-interest bearing AUD	Total AUD
Assets					
Cash including fixed deposits	193,972,289	-	-	-	193,972,289
Debtors	-	-	-	3,290,388	3,290,388
Financial assets at fair value through profit or loss	381,933,153	715,898,033	-	-	1,097,831,186
Total assets	575,905,442	715,898,033	-	3,290,388	1,295,093,863
Liabilities					
Creditors - Due within one year	-	-	-	9,360,269	9,360,269
Total liabilities	-	-	-	9,360,269	9,360,269
Total Interest Sensitivity Gap	575,905,442	715,898,033	-	N/A	N/A

AUD Portfolio

2012

	Less than 1 Month AUD	1 - 3 Months AUD	Over 3 Months AUD	Non-interest bearing AUD	Total AUD
Assets					
Cash including fixed deposits	212,169,038	-	-	-	212,169,038
Debtors	-	-	-	9,193,131	9,193,131
Financial assets at fair value through profit or loss	353,059,221	1,033,818,548	-	-	1,386,877,769
Total assets	565,228,259	1,033,818,548	-	9,193,131	1,608,239,938
Liabilities					
Creditors - Due within one year	-	-	-	22,465,201	22,465,201
Total liabilities	-	-	-	22,465,201	22,465,201
Total Interest Sensitivity Gap	565,228,259	1,033,818,548	-	N/A	N/A

CAD Portfolio

2013

	Less than 1 Month CAD	1 - 3 Months CAD	Over 3 Months CAD	Non-interest bearing CAD	Total CAD
Assets					
Cash including fixed deposits	7,414,267	-	-	-	7,414,267
Debtors	-	-	-	60,126	60,126
Financial assets at fair value through profit or loss	18,301,349	22,106,397	853,954	-	41,261,700
Total assets	25,715,616	22,106,397	853,954	60,126	48,736,093
Liabilities					
Creditors - Due within one year	-	-	-	236,537	236,537
Total liabilities	-	-	-	236,537	236,537
Total Interest Sensitivity Gap	25,715,616	22,106,397	853,954	N/A	N/A

CAD Portfolio

2012

	Less than 1 Month CAD	1 - 3 Months CAD	Over 3 Months CAD	Non-interest bearing CAD	Total CAD
Assets					
Cash including fixed deposits	6,067,907	-	-	-	6,067,907
Debtors	-	-	-	466,622	466,622
Financial assets at fair value through profit or loss	13,562,080	20,072,290	-	-	33,634,370
Total assets	19,629,987	20,072,290	-	466,622	40,168,899
Liabilities					
Creditors - Due within one year	-	-	-	214,797	214,797
Total liabilities	-	-	-	214,797	214,797
Total Interest Sensitivity Gap	19,629,987	20,072,290	-	N/A	N/A

NZD Portfolio

2013

	Less than 1 Month NZD	1 - 3 Months NZD	Over 3 Months NZD	Non-interest bearing NZD	Total NZD
Assets					
Cash including fixed deposits	75,124,430	-	-	-	75,124,430
Debtors	-	-	-	1,875,628	1,875,628
Financial assets at fair value through profit or loss	130,843,548	248,024,346	-	-	378,867,894
Total assets	205,967,978	248,024,346	-	1,875,628	455,867,952
Liabilities					
Creditors - Due within one year	-	-	-	2,196,418	2,196,418
Total liabilities	-	-	-	2,196,418	2,196,418
Total Interest Sensitivity Gap	205,967,978	248,024,346	-	N/A	N/A

NZD Portfolio

2012

	Less than 1 Month NZD	1 - 3 Months NZD	Over 3 Months NZD	Non-interest bearing NZD	Total NZD
Assets					
Cash including fixed deposits	102,148,289	-	-	-	102,148,289
Debtors	-	-	-	2,845,479	2,845,479
Financial assets at fair value through profit or loss	186,116,975	372,633,419	-	-	558,750,394
Total assets	288,265,264	372,633,419	-	2,845,479	663,744,162
Liabilities					
Creditors - Due within one year	-	-	-	5,244,602	5,244,602
Total liabilities	-	-	-	5,244,602	5,244,602
Total Interest Sensitivity Gap	288,265,264	372,633,419	-	N/A	N/A

The Benchmark rate for determining interest receipts for the floating rate investments is based on LIBOR for the USD Portfolio, BBSW for the AUD Portfolio, CDOR for the CAD Portfolio and NZ Bank Bill Rate for the NZD Portfolio plus or minus specified basis points.

A weekly mark to market evaluation is carried out by the Manager. Separately from this test, the Investment Manager independently runs at least weekly mark to market evaluations; this includes a stress test worked out against a yield curve change (currently the Investment Manager sets a 25 bps and a 50 bps parallel interest curve rise).

The tables below and overleaf show the percentage effect to the unit price where market rates move between minus 10 basis points and plus 50 basis points:

2013	+50bps	+25bps	+6.25bps	-10bps
USD	-0.05%	-0.03%	-0.01%	0.01%
AUD	-0.05%	-0.03%	-0.01%	0.01%
CAD	-0.06%	-0.03%	-0.01%	0.01%
NZD	-0.06%	-0.03%	-0.01%	0.01%

(+6.25bps provides pricing based on Bid price)

2012	+50bps	+25bps	+6.25bps	-10bps
USD	-0.05%	-0.02%	-0.01%	0.01%
AUD	-0.06%	-0.03%	-0.01%	0.01%
CAD	-0.05%	-0.03%	-0.01%	0.01%
NZD	-0.06%	-0.03%	-0.01%	0.01%

(+6.25bps provides pricing based on Bid price)

Liquidity Risk

Liquidity risk represents the possibility that the Fund may not be able to rapidly adjust the size of its investment position in times of high volatility and financial stress at a reasonable price. Funds are invested in assets which are realisable, and overnight cash balances of around 15% are normally retained, which are increased for known outflows and during market disruption. The Investment Manager and the Investment Adviser contact distributors on a frequent basis in order to obtain information on potential sizable redemptions. In times of market disruption realising assets may become more difficult, when this is observed it is monitored, and where necessary maturities are shortened and overnight cash is increased.

The liquidity risk tables below and overleaf analyse the Fund's financial liabilities into relevant maturity groupings based on the remaining period at the year end date to the contractual maturity date:

		USD Portfolio	AUD Portfolio	CAD Portfolio	NZD Portfolio
2013					
Cash		19.10%	15.02%	15.24%	16.55%
Less than 10 days	<10	6.07%	1.94%	4.62%	0.00%
10-30 days	<=30	23.15%	27.46%	32.57%	23.35%
31-60 days	<=60	22.78%	28.33%	29.40%	43.22%
61-90 days	<=90	24.01%	27.25%	16.38%	16.88%
91-180 days	<=180	4.89%	0.00%	1.79%	0.00%
181-365 days		0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

		USD Portfolio	AUD Portfolio	CAD Portfolio	NZD Portfolio
2012					
Cash		15.83%	13.27%	15.28%	15.46%
Less than 10 days	<10	0.82%	0.00%	0.00%	0.00%
10-30 days	<=30	33.95%	18.70%	25.64%	19.50%
31-60 days	<=60	28.60%	43.86%	39.48%	41.51%
61-90 days	<=90	20.80%	24.17%	19.60%	23.53%
91-180 days	<=180	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
181-365 days		0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

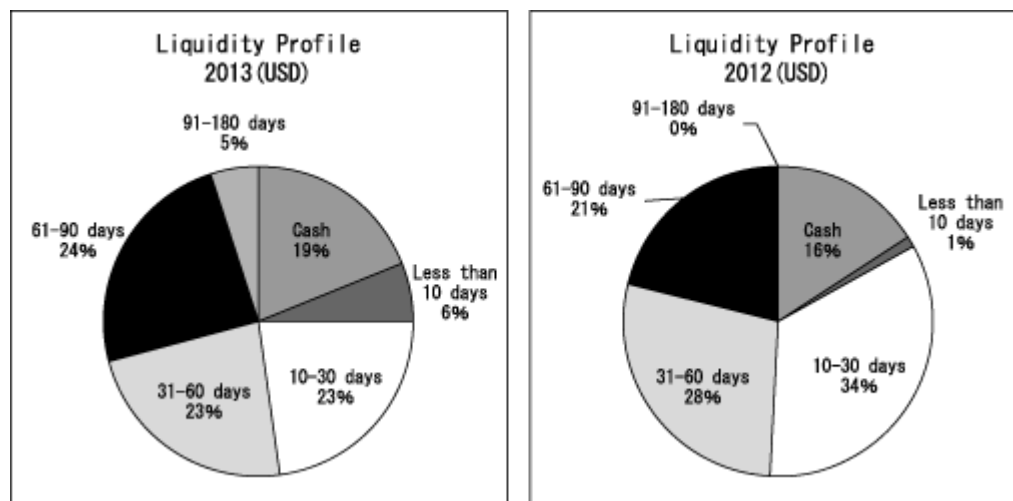
Liquidity Average Table

	USD Portfolio		AUD Portfolio		CAD Portfolio		NZD Portfolio	
	2013	2012	2013	2012	2013	2012	2013	2012
WAM Range (days)	29-45	28-46	24-46	23-47	28-45	26-48	27-47	30-47
WAM Average (days)	39	39	38	37	37	38	38	38
WAM at year end (days)	38	35	41	41	34	39	38	41

Overall, the average WAM's (weighted average maturity) over the year were unchanged or marginally different, while the WAM's at year end had a number of changes as highlighted on the following pie charts.

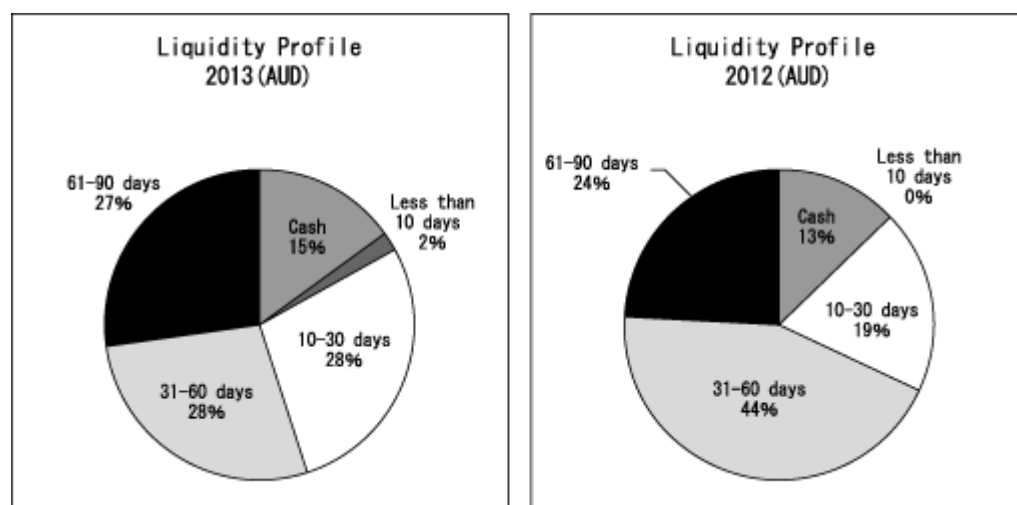
USD Liquidity Profile Pie Chart

The pie charts below show by period buckets, the maturity of the holdings, at the end of 2013 and 2012. There were a number of changes in the pie chart; the middle period buckets (10 to 60 days) were 17% lower while the long buckets (61 to 180 days) and the cash buckets (1 to 10 days) increased by 9% and 8% respectively. This change increased the WAM at year end slightly.

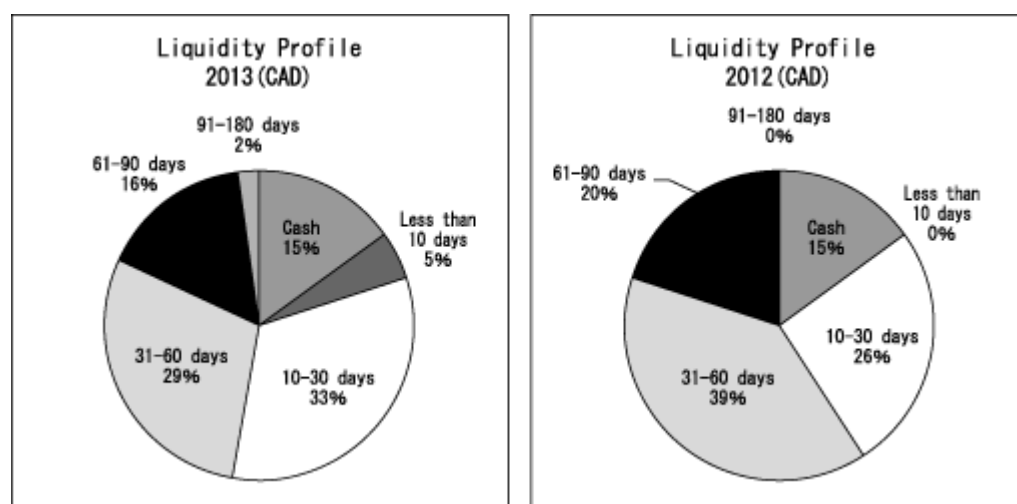
[前へ](#)[次へ](#)

AUD Liquidity Profile Pie Chart

The pie charts below show by period buckets, the maturity of the holdings, at the end of 2013 and 2012. There were a number of changes in the pie chart; the 2013 10-30 days bucket was much higher, while the 31-60 days bucket was much lower; there was also a small increase in the 2013 61-90 days bucket. The changes made no difference to the resulting WAM at year end, which was unchanged compared to the previous year.

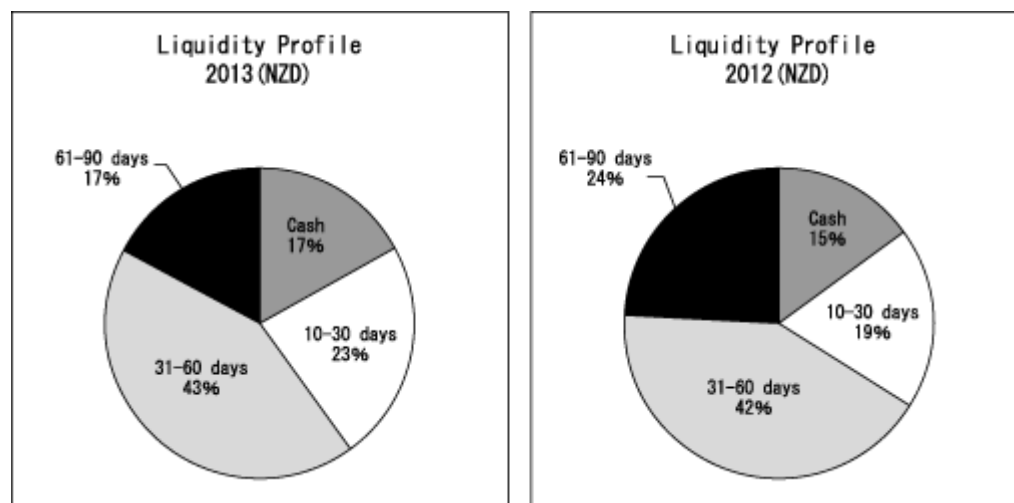
CAD Liquidity Profile Pie Chart

The pie charts below show by period buckets, the maturity of the holdings, at the end of 2013 and 2012. The 31-60 day and 61-90 day buckets both decreased in size in 2013, as the 10-30 day bucket increased. There were some longer-term investments over 91 days in 2013, although also a few under 10 days. All of these differences resulted in the WAM being lower at year end.



NZD Liquidity Profile Pie Chart

The pie charts below show by period buckets, the maturity of the holdings, at the end of 2013 and 2012. The charts show that in 2013 there were slightly more investments within the cash and 10-30 day shorter-term buckets, and less in the 61-90 day bucket than was the case in 2012. Once again, as in 2012, there were no investments longer than 91 days. This resulted in the WAM being slightly lower in 2013.



Credit Risk

Credit risk is measured by the loss the Fund would record if its counterparties failed to perform pursuant to the terms of their obligations to the Fund. The Fund will be exposed to credit risk on parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default. The Fund selects only established counterparties that have sufficient experience, knowledge and creditworthiness. All transactions in listed securities are settled/paid for upon delivery using approved brokers. The risk of default is considered minimal, as delivery of securities sold is only made once the broker has received payment. Payment is made on a purchase once the securities have been received by the broker. All of the cash held on overnight deposit is held with a carefully selected list of banks. Bankruptcy or insolvency by a bank may cause the Fund's rights with respect to the cash held on deposit to be delayed or limited. The Investment Manager monitors the credit rating of this list, as reported by Standard and Poor's® and Moody's.

SMT Trustees (Ireland) Limited as Trustee has appointed Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited as its custodian (the "Custodian"). Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited have, in turn, appointed Brown Brothers Harriman & Co. ("BBH & Co."), as their sub-custodian (the "Sub-Custodian"). BBH has a fitch credit rating of A+ at year end (2012: A+). The investments and cash of the Fund are held by the Sub-Custodian at year end. Bankruptcy or insolvency of the Custodian or Sub-Custodian may cause the Fund's rights with respect to its investments in debt securities held by the bank to be delayed or limited. The Fund's securities are maintained by the Sub-Custodian in segregated accounts. Thus in the event of insolvency or bankruptcy of the Sub-Custodian, the Fund's assets are segregated. The Fund will, however, be exposed to the credit risk of the Sub-Custodian, or any depository used by the Custodian, in relation to the Fund's cash. In the event of the insolvency or bankruptcy of the Sub-Custodian, the Fund will be treated as a general creditor of the Sub-Custodian in relation to cash holdings of the Fund.

An investment universe which lists all the rating eligible securities that the Fund has traded in is maintained and monitored daily to record ratings changes by Moody's or Standard and Poor's®. Any ratings changes are reported to the Investment Manager.

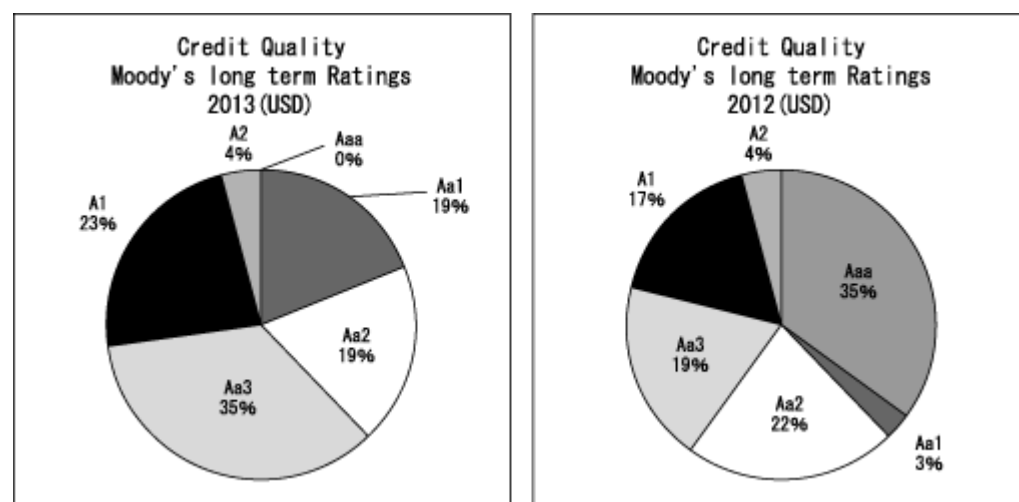
	USD Portfolio	AUD Portfolio	CAD Portfolio	NZD Portfolio
2013				
Aaa	0.34%	17.85%	16.26%	24.50%
Aa1	18.99%	27.63%	0.00%	26.12%
Aa2	18.77%	12.97%	24.94%	21.84%
Aa3	35.28%	22.60%	44.38%	11.45%
A1	22.47%	15.40%	7.71%	13.90%
A2	4.15%	3.55%	6.71%	2.19%
2012				
Aaa	34.63%	35.85%	28.50%	37.85%
Aa1	3.52%	0.00%	9.19%	4.52%
Aa2	21.76%	27.72%	45.72%	20.93%
Aa3	18.92%	18.80%	9.84%	16.80%
A1	16.64%	12.78%	0.00%	9.55%
A2	4.53%	4.85%	6.75%	10.35%

The tables above show the percentage holding by Moody's long term rating (A2 to Aaa) as at 31st December 2013 and 2012. Investments in the top three ratings were reduced in the USD and CAD portfolios, while the AUD and NZD portfolios were little changed over the year. Overall the portfolio's credit quality was either lower or at a similar level as the previous year.

USD Credit Quality Pie Chart

The pie charts below show the percentage holding by Moody's long term ratings (A2 to Aaa) at the end of 2013 and 2012. There were some changes in the pie chart; investments in the top three ratings (Aaa to Aa2) were reduced by around 20% while investment in the next two highest ratings (Aa3 and A1) were increased by a similar amount during the year. Meanwhile the total of A2 investments was marginally lower. Overall, the credit quality of the portfolio was lower during 2013; this was mainly due to reduced investment in the supranational, sub-sovereign and agency (SSA) sector. These issuers were no longer good value in USD, as currency swap rates had moved considerably lower.

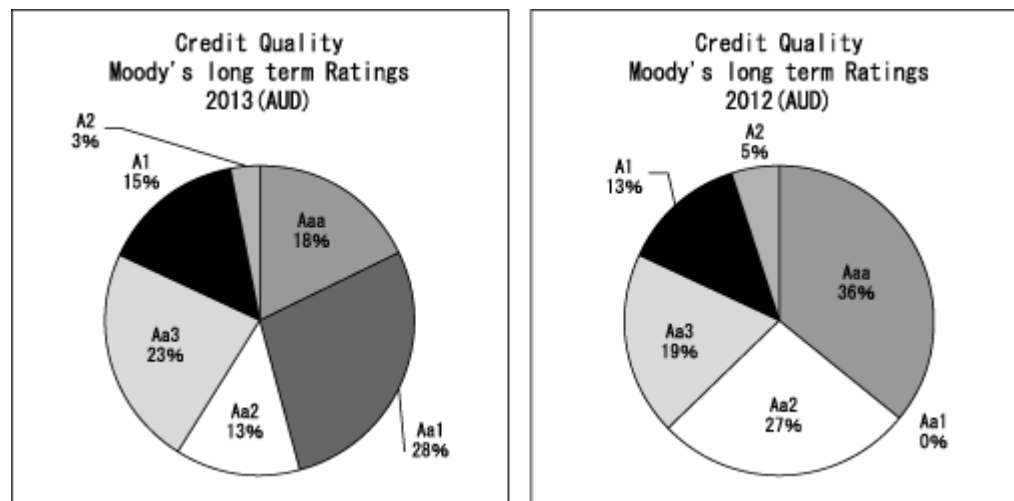
Please note that we have used a rating of Aa1 for the issuer Agence Centrale des Organismes de Securite Sociale (ACOSS), a French government agency which only has a short-term rating from Moody's (P-1) and Standard and Poor's (A-1+).



AUD Credit Quality Pie Chart

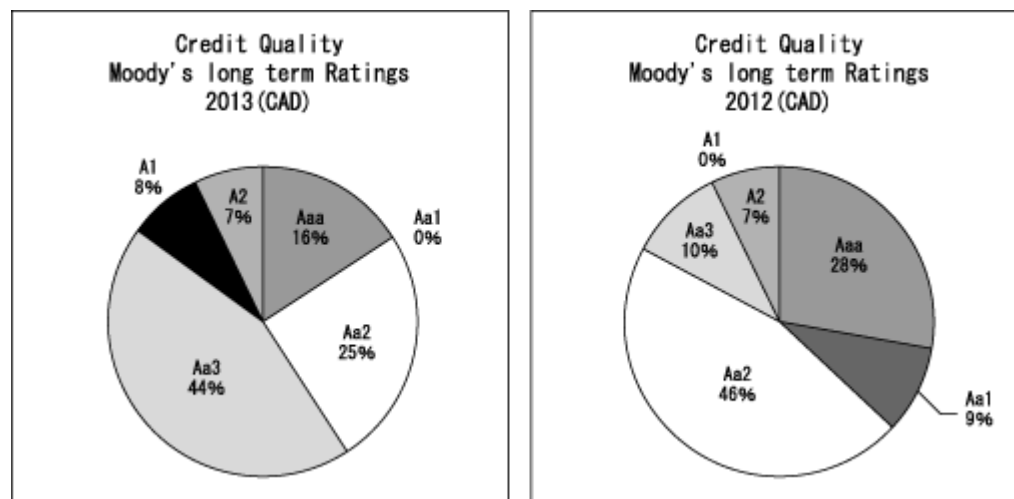
The pie charts overleaf show the percentage holding by Moody's long term ratings (A2 to Aaa) at the end of 2013 and 2012. There were some changes in the pie chart; investments in the top three ratings overall only decreased slightly during the year, Aaa and Aa2 holdings fell while Aa1 increased substantially. Holdings of the bottom three ratings increased slightly, although the holdings in the lowest rating (A2) was lower. The credit quality of the portfolio was maintained at a high level during 2013.

Please note that we have used a rating of Aa1 for the issuer Agence Centrale des Organismes de Securite Sociale (ACOSS), a French government agency which only has a short-term rating from Moody's (P-1) and Standard and Poor's (A-1+).



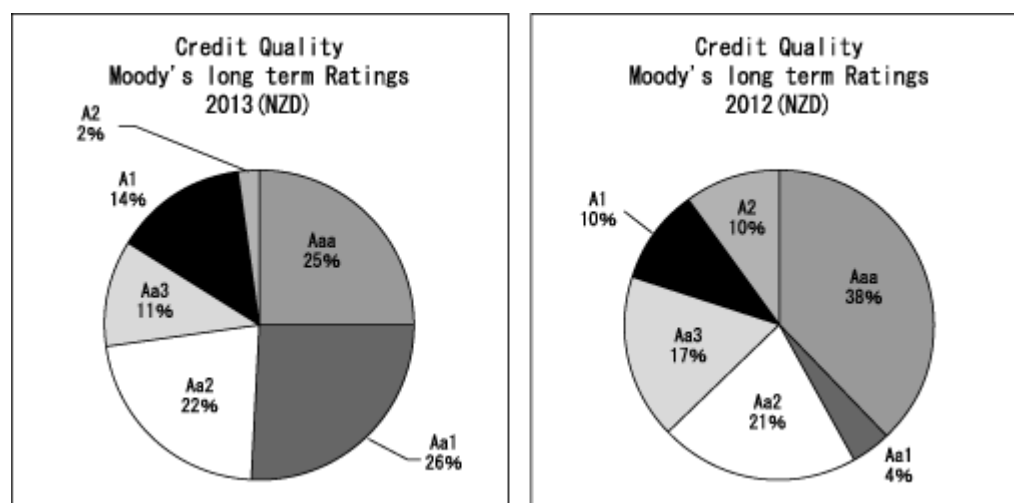
CAD Credit Quality Pie Chart

The pie charts below show the percentage holding by Moody's long term ratings (A2 to Aaa) at the end of 2013 and 2012. Investments in the top three ratings decreased substantially during the year, as investments within the Aa3 and A1 rating increased dramatically. The amount invested in the lowest rating (A2) remained the same. The main reason behind the lower credit quality of the portfolio in 2013 was due to a general one notch downgrade by Moody's for much of the Canadian financial sector.



NZD Credit Quality Pie Chart

The pie charts below show the percentage holding by Moody's long term ratings (A2 to Aaa) at the end of 2013 and 2012. Investments in the top three ratings were around 10% higher in 2013 compared with the previous year, although somewhat less in the Aaa space, and significantly more within the Aa1 rating. Investments in the A2 rated category were much less in 2013. Overall, the credit quality of the portfolio was maintained at a high level during 2013.



The tables below and overleaf show the percentages of security type held by each class:

2013		USD Portfolio	AUD Portfolio	CAD Portfolio	NZD Portfolio
TD	Cash	19.10%	15.02%	15.24%	16.55%
CD	Certificate of Deposit	35.02%	15.53%	7.18%	7.24%
CP	Commercial Paper	45.29%	49.76%	6.15%	66.13%
CB	Corporate Bonds	0.59%	19.69%	44.95%	10.08%
TB	T-Bill	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
BA	Bank Acceptance	0.00%	0.00%	26.48%	0.00%
BDN	Bank Deposit Notes	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

2012		USD Portfolio	AUD Portfolio	CAD Portfolio	NZD Portfolio
TD	Cash	15.83%	13.27%	15.28%	15.46%
CD	Certificate of Deposit	35.56%	17.70%	9.84%	14.22%
CP	Commercial Paper	42.69%	57.97%	0.00%	57.62%
CB	Corporate Bonds	1.36%	11.06%	31.26%	12.70%
TB	T-Bill	4.56%	0.00%	6.75%	0.00%
BA	Bank Acceptance	0.00%	0.00%	23.15%	0.00%
BDN	Bank Deposit Notes	0.00%	0.00%	13.72%	0.00%

All gains and losses from trading in investments for the years ended 31st December 2013 and 2012 are included in the Statement of Operations.

6. CASH INCLUDING FIXED DEPOSITS

Cash balances are held with the Sub-Custodian. Cash balances and fixed deposits are detailed in Note 5, pages 30 to 35.

The Fund has agreed in certain limited circumstances to subscribe to the Sub-Custodian's Cash Management Service ("CMS") to invest idle USD, AUD, CAD and NZD demand deposit balances and uncommitted foreign currency denominated demand deposit balances in unrestricted overnight deposit instruments in one of the approved financial institutions. Money is held in these accounts temporarily and only for short periods when money is being wired from clients to the Fund for contributions, when money for redemptions is being wired from the Fund or when fees are being paid out of the Fund to recognised third party vendors. Such deposits may be subject to both sovereign actions in the jurisdiction of the deposit institution and sovereign actions in the jurisdiction of the currency, including but not limited to freeze, seizure, or diminution. In any case, the risk associated with the repayment of principal and payment of interest on such instruments by the institution with whom the deposit is ultimately placed will be exclusively for the Fund's accounts. All cash was held by the Sub-Custodian at year end.

7. DEBTORS

	USD Portfolio USD	AUD Portfolio AUD	CAD Portfolio CAD	NZD Portfolio NZD
2013				
Receivable for fund units sold	36,690,869	3,290,388	60,126	1,875,628
	<u>36,690,869</u>	<u>3,290,388</u>	<u>60,126</u>	<u>1,875,628</u>
2012				
Receivable for fund units sold	37,670,118	9,193,131	466,622	2,845,479
	<u>37,670,118</u>	<u>9,193,131</u>	<u>466,622</u>	<u>2,845,479</u>

8. CREDITORS - Due within one year

	USD Portfolio USD	AUD Portfolio AUD	CAD Portfolio CAD	NZD Portfolio NZD
2013				
Payable for fund units repurchased	27,872,976	6,411,758	171,411	1,047,407
Provision for fees payable (Note 10)	849,238	2,493,674	58,982	988,387
Distribution payable	56,315	454,837	6,144	160,624
	<u>28,778,529</u>	<u>9,360,269</u>	<u>236,537</u>	<u>2,196,418</u>
2012				
Payable for fund units repurchased	21,346,998	18,608,020	162,811	3,691,078
Provision for fees payable (Note 10)	920,207	3,111,908	47,248	1,322,885
Distribution payable	90,717	745,273	4,738	230,639
	<u>22,357,922</u>	<u>22,465,201</u>	<u>214,797</u>	<u>5,244,602</u>

9. REDEEMABLE PARTICIPATING UNITS ISSUED AND REDEEMED DURING THE YEAR

	2013	2012
USD Portfolio		
Opening Outstanding Units	308,110,161,991	285,421,887,086
Number of Units issued	411,977,301,565	327,338,055,808
Number of Units redeemed	<u>(422,810,633,039)</u>	<u>(304,649,780,903)</u>
Closing Outstanding Units	<u>297,276,830,517</u>	<u>308,110,161,991</u>
AUD Portfolio		
Opening Outstanding Units	158,577,461,956	169,236,810,822
Number of Units issued	147,686,192,561	184,488,032,303
Number of Units redeemed	<u>(177,690,305,788)</u>	<u>(195,147,381,169)</u>
Closing Outstanding Units	<u>128,573,348,729</u>	<u>158,577,461,956</u>
CAD Portfolio		
Opening Outstanding Units	3,995,410,027	4,055,931,654
Number of Units issued	4,447,717,841	2,596,205,961
Number of Units redeemed	<u>(3,593,172,332)</u>	<u>(2,656,727,588)</u>
Closing Outstanding Units	<u>4,849,955,536</u>	<u>3,995,410,027</u>
NZD Portfolio		
Opening Outstanding Units	65,849,953,933	78,240,163,450
Number of Units issued	27,833,248,797	36,534,103,962
Number of Units redeemed	<u>(48,316,052,686)</u>	<u>(48,924,313,479)</u>
Closing Outstanding Units	<u>45,367,150,044</u>	<u>65,849,953,933</u>

10. FEES AND EXPENSES

Each Class pays a fee to the Manager and the Trustee, the aggregate of which is less than 1% per annum of the NAV of each Class. This fee is payable quarterly in arrears and is accrued on a daily basis, save in respect of that portion of the Manager's fee which is payable to the Investment Manager, which portion of the fee shall accrue daily and be payable twice per quarter. The Investment Manager remunerates the Investment Adviser. The Agent Securities Company as well as the Distributors are reimbursed their out-of-pocket expenses directly out of the administration expenses of the relevant Class. Each Class also reimburses the Manager all of its administration expenses.

The Trustee is repaid its disbursements out of the relevant Class, which includes the fees and disbursements of any sub-custodian.

The Manager pays out of the fees received by it from the portfolio, the fees of the Investment Manager, the Distributor and the Agent Company.

The fees payable are as follows:

	USD Portfolio USD	AUD Portfolio AUD	CAD Portfolio CAD	NZD Portfolio NZD
2013				
Investment Manager fees	13,754	158,213	2,891	68,333
Administration fees	28,365	114,555	2,608	42,209
Sub-Custodian fees	30,517	123,367	2,809	45,455
Trustee fees	15,219	61,683	1,404	22,728
Distributors' fees and Agent Security fees	438,225	1,762,380	40,928	649,364
Audit fees	37,602	20,823	504	8,145
Other expenses	285,556	252,653	7,838	152,153
	849,238	2,493,674	58,982	988,387
2012				
Investment Manager fees	13,535	181,024	2,248	90,523
Administration fees	28,151	144,749	2,114	58,379
Sub-Custodian fees	30,286	155,884	2,277	62,870
Trustee fees	15,104	77,942	1,138	31,435
Distributors' fees and Agent Security fees	434,919	2,226,914	33,174	898,140
Audit fees	36,354	22,173	515	10,155
Other expenses	361,858	303,222	5,782	171,383
	920,207	3,111,908	47,248	1,322,885

11. RELATED PARTY TRANSACTIONS

There were no transactions with related parties other than those in the normal course of business. The Manager, Investment Manager, Investment Adviser and related companies are deemed to be related parties under FRS 8. Fees incurred with related parties during the year are disclosed in the Statement of Operations. Amounts payable to related parties at the year end are disclosed in Note 10.

The number of investors that held more than 20% of the Net Assets attributable to Redeemable Participating Unitholders at trading valuation of the Fund at the year end are as follows:

	2013	2012
USD Portfolio	2	2
AUD Portfolio	2	2
CAD Portfolio	1	1
NZD Portfolio	2	1

12. DIVIDEND POLICY

The Manager declares distributions in respect of each of the Classes on each dealing day. The amount per Unit distributed from each Class is a sum equal to the amount required to maintain the relevant NAV per Unit on each dealing day to 0.01 units of the relevant currency of each Class.

13. NAV HISTORY

	2013	2012	2011
USD Portfolio			
NAV	USD2,972,768,496	USD3,081,101,756	USD2,854,218,652
Number of Units	297,276,830,517	308,110,161,991	285,421,887,086
NAV per Unit	USD0.01	USD0.01	USD0.01
AUD Portfolio			
NAV	AUD1,285,733,594	AUD1,585,774,737	AUD1,692,368,189
Number of Units	128,573,348,729	158,577,461,956	169,236,810,822
NAV per Unit	AUD0.01	AUD0.01	AUD0.01
CAD Portfolio			
NAV	CAD48,499,556	CAD39,954,102	CAD40,559,320
Number of Units	4,849,955,536	3,995,410,027	4,055,931,654
NAV per Unit	CAD0.01	CAD0.01	CAD0.01
NZD Portfolio			
NAV	NZD453,671,534	NZD658,499,560	NZD782,401,655
Number of Units	45,367,150,044	65,849,953,933	78,240,163,450
NAV per Unit	NZD0.01	NZD0.01	NZD0.01

14. TAXATION

Under current law and practice, the Fund qualifies as an investment undertaking as defined in Section 739B of the Taxes Consolidation Act, 1997, as amended. The Fund is not chargeable to Irish tax on its income or capital gains. However, Irish tax can arise on the happening of a “chargeable event” in the Fund. A chargeable event includes any distribution payments to shareholders or any encashment, redemption or transfer of shares. No tax will arise in respect of chargeable events in respect of a shareholder who is an Exempt Irish Investor (as defined in Section 739D of the Taxes Consolidation Act, 1997, as amended) or who is neither Irish resident nor ordinarily resident in Ireland for tax purposes at the time of the chargeable event, provided, in each case, that an appropriate valid declaration in accordance with Schedule 2B of the Taxes Consolidation Act, 1997 (as amended) is held by the Fund. Capital gains, dividends and coupon interest received by the Fund may be subject to withholding taxes imposed by the country of origin and such taxes may not be recoverable by the Fund or its Unitholders.

15. SOFT COMMISSION ARRANGEMENTS

The Fund does not have any soft commission arrangements.

16. POST BALANCE SHEET EVENTS

Subsequent to 31st December 2013 and up to 22nd April 2014 there were subscriptions of USD958,475,859, AUD336,045,407, CAD9,683,698 and NZD79,556,440 into the USD portfolio, AUD portfolio, CAD portfolio and NZD portfolio respectively.

Subsequent to 31st December 2013 and up to 22nd April 2014 there were redemptions of USD1,152,245,912, AUD393,254,120, CAD10,264,104 and NZD136,250,377 from the USD portfolio, AUD portfolio, CAD portfolio and NZD portfolio respectively.

There were no other events subsequent to the year end which require disclosure in the financial statements.

[前へ](#)

[次へ](#)

DAIWA GAIKA MMF
U.S. DOLLAR PORTFOLIO

Schedule of Investments

31st December 2013

Debt Obligations	Nominal Holding	Fair Value USD	% of NAV
Australia			
ANZ Banking Group 2.13% 10-Jan-14	17,201,000	17,204,563	0.58
Bank of Tokyo Mitsubishi 0.26% 28-Jan-14	10,000,000	9,998,412	0.34
Mizuho Corp Bank Sydney 0.26% 08-Jan-14	37,000,000	36,999,465	1.24
Mizuho Corp Bank Sydney 0.26% 24-Jan-14	50,000,000	49,993,504	1.68
Mizuho Corp Bank Sydney 0.26% 04-Feb-14	43,500,000	43,490,895	1.46
Rabobank Australia 0.19% 06-Jan-14	25,000,000	25,000,000	0.84
Rabobank Australia 0.20% 18-Mar-14	40,000,000	39,984,230	1.35
Rabobank Australia 0.20% 18-Mar-14	70,000,000	69,972,403	2.35
United Overseas Bank 0.21% 03-Mar-14	4,000,000	3,998,694	0.14
United Overseas Bank 0.17% 19-Mar-14	50,000,000	49,983,007	1.68
		346,625,173	11.66
Canada			
Bank of Montreal 0.17% 12-Feb-14	50,000,000	50,000,257	1.68
Bank of Montreal 0.17% 21-Feb-14	40,000,000	40,000,000	1.35
Bank of Montreal 0.17% 04-Mar-14	25,000,000	25,000,000	0.84
Bank of Montreal 0.17% 14-Mar-14	20,000,000	20,000,000	0.67
Caisse Centrale Desjardins 0.20% 10-Jan-14	39,000,000	38,999,134	1.31
Caisse Centrale Desjardins 0.21% 10-Jan-14	14,000,000	13,999,674	0.47
Caisse Centrale Desjardins 0.20% 16-Jan-14	60,000,000	59,996,668	2.02
		247,995,733	8.34
France			
Across (Agence Central) 0.20% 16-Jan-14	27,000,000	26,998,501	0.91
Across (Agence Central) 0.19% 14-Mar-14	50,000,000	49,982,330	1.68
Cades (Caisse D'Amortissement) 0.20% 16-Jan-14	45,000,000	44,997,501	1.51
Cades (Caisse D'Amortissement) 0.21% 17-Jan-14	40,000,000	39,997,435	1.35
Caisse Des Depots ET Consignations 0.16% 06-Feb-14	75,000,000	74,989,671	2.52
Caisse Des Depots ET Consignations 0.17% 13-Mar-14	40,000,000	39,987,539	1.35
		276,952,977	9.32

Schedule of Investments (Continued)

Debt Obligations (continued)	Nominal Holding	Fair Value USD	% of NAV
Japan			
Development Bank of Japan 0.22% 14-Feb-14	50,000,000	49,987,982	1.68
Norinchukin Bank 0.21% 21-Jan-14	43,000,000	42,996,240	1.45
Norinchukin Bank 0.21% 25-Feb-14	20,000,000	19,994,170	0.67
Norinchukin Bank 0.20% 10-Mar-14	20,000,000	19,992,829	0.67
Norinchukin Bank 0.21% 20-Mar-14	53,000,000	52,977,443	1.78
Shizuoka Bank 0.22% 06-Jan-14	20,000,000	20,000,000	0.67
Shizuoka Bank 0.21% 07-Jan-14	43,000,000	43,000,012	1.45
Shizuoka Bank 0.21% 10-Feb-14	45,000,000	45,000,437	1.51
Shizuoka Bank 0.21% 28-Feb-14	32,000,000	32,000,471	1.08
Sumitomo Corp 0.23% 14-Jan-14	29,000,000	28,998,518	0.98
Sumitomo Corp 0.27% 17-Jan-14	5,000,000	4,999,588	0.17
Sumitomo Corp 0.26% 21-Jan-14	42,000,000	41,995,541	1.41
Sumitomo Corp 0.25% 06-Feb-14	27,000,000	26,994,075	0.91
Sumitomo Corp 0.26% 06-Mar-14	20,000,000	19,991,647	0.67
		<u>448,928,953</u>	<u>15.10</u>
Netherlands			
Bank Nederlandse Gemeenten 0.20% 16-Jan-14	10,000,000	9,999,445	0.34
Unilever NV 0.19% 03-Mar-14	30,000,000	29,991,138	1.01
Unilever NV 0.20% 11-Mar-14	20,000,000	19,992,892	0.67
		<u>59,983,475</u>	<u>2.02</u>
New Zealand			
ANZ Intl London 0.18% 13-Feb-14	63,000,000	62,988,367	2.12
		<u>62,988,367</u>	<u>2.12</u>
Norway			
DNB Bank 0.18% 05-Feb-14	12,000,000	11,998,201	0.40
DNB Bank 0.17% 07-Feb-14	36,000,000	35,994,402	1.21
DNB Bank 0.17% 19-Mar-14	50,000,000	49,983,007	1.68
DNB Bank 0.17% 31-Mar-14	35,000,000	34,985,715	1.18
		<u>132,961,325</u>	<u>4.47</u>

Schedule of Investments (Continued)

Debt Obligations (continued)	Nominal Holding	Fair Value USD	% of NAV
Singapore			
DBS Bank 0.19% 27-Jan-14	65,000,000	64,992,800	2.19
DBS Bank 0.17% 28-Feb-14	30,000,000	29,992,495	1.01
OCBC 0.22% 06-Jan-14	25,000,000	25,000,000	0.84
OCBC 0.22% 14-Jan-14	72,000,000	71,996,482	2.42
OCBC 0.20% 10-Mar-14	40,000,000	39,986,007	1.35
		<u>231,967,784</u>	<u>7.81</u>
Sweden			
Nordea Bank 0.17% 24-Mar-14	50,000,000	49,981,828	1.68
Nordea Bank 0.17% 28-Mar-14	50,000,000	49,980,321	1.68
		<u>99,962,149</u>	<u>3.36</u>
United Kingdom			
Mitsubishi Corporation Finance 0.23% 21-Jan-14	40,000,000	39,996,086	1.35
Mitsubishi Corporation Finance 0.23% 13-Feb-14	42,000,000	41,989,810	1.41
Mitsubishi UFJ 0.25% 06-Jan-14	30,000,000	30,000,000	1.01
Mitsubishi UFJ 0.26% 28-Jan-14	18,000,000	17,997,142	0.61
Mitsubishi UFJ 0.26% 03-Mar-14	62,000,000	61,974,941	2.08
Mitsubishi UFJ 0.27% 25-Mar-14	18,000,000	17,989,477	0.60
Sumitomo Mitsui Banking 0.20% 10-Jan-14	60,000,000	59,998,667	2.02
Sumitomo Mitsui Banking 0.21% 30-Jan-14	55,000,000	54,992,304	1.85
Sumitomo Mitsui Banking 0.21% 03-Feb-14	30,000,000	29,995,102	1.01
Sumitomo Mitsui Trust 0.23% 31-Jan-14	25,000,000	25,000,000	0.84
Sumitomo Mitsui Trust 0.22% 31-Mar-14	110,000,000	110,000,000	3.70
		<u>489,933,529</u>	<u>16.48</u>
Coupon interest receivable		<u>286,956</u>	<u>0.01</u>
		286,956	0.01
Total Debt Obligations		<u><u>2,398,586,421</u></u>	<u><u>80.69</u></u>

DAIWA GAIKA MMF
AUSTRALIAN DOLLAR PORTFOLIO

Schedule of Investments

31st December 2013

Debt Obligations	Nominal Holding	Fair Value AUD	% of NAV
Australia			
ANZ Banking Group 5.25% 16-Jan-14	36,500,000	36,525,550	2.84
ANZ Banking Group 6.25% 17-Feb-14	16,818,000	16,885,503	1.31
Bank of Tokyo Mitsubishi 2.59% 21-Jan-14	36,000,000	35,961,245	2.79
Bank of Tokyo Mitsubishi 2.61% 13-Mar-14	15,000,000	14,928,826	1.16
Commercial Bank of Australia 2.55% 14-Mar-14	20,000,000	19,905,672	1.55
Commonwealth Bank of Australia 4.375% 17-Feb-14	7,389,000	7,402,911	0.58
GE Capital Australia 6.75% 18-Feb-14	23,330,000	23,437,121	1.82
Mizuho Corp Bank Sydney 2.55% 20-Mar-14	50,000,000	49,743,096	3.87
National Australia Bank 6.00% 24-Jan-14	566,000	566,889	0.04
New South Wales Treasury 2.51% 03-Mar-14	36,000,000	35,860,326	2.79
Queensland Treasury Co 2.50% 28-Feb-14	62,000,000	61,772,803	4.80
Rabobank Australia 2.56% 24-Mar-14	50,000,000	49,727,963	3.87
Sumitomo Mitsui Finance Australia 2.60% 08-Jan-14	25,000,000	24,996,405	1.94
Sumitomo Mitsui Finance Australia 2.58% 10-Jan-14	20,000,000	19,994,301	1.56
Sumitomo Mitsui Finance Australia 2.59% 17-Jan-14	15,000,000	14,988,203	1.17
Tasmania Public Finance 2.51% 03-Mar-14	40,000,000	39,844,807	3.10
Toyota Finance Australia 2.58% 12-Feb-14	20,000,000	19,947,314	1.55
Toyota Finance Australia 2.59% 21-Feb-14	10,000,000	9,967,186	0.78
Toyota Finance Australia 5.08% 17-Mar-14	5,000,000	5,023,579	0.39
		487,479,700	37.91
Canada			
Bank of Nova Scotia 5.75% 28-Jan-14	1,900,000	1,903,420	0.15
		1,903,420	0.15
France			
Acoss (Agence Central) 2.56% 18-Feb-14	38,000,000	37,884,784	2.94
Cades (Caisse D'Amortissement) 2.54% 24-Jan-14	26,000,000	25,967,244	2.02
Caisse Des Depots ET Consignations 2.53% 18-Feb-14	62,000,000	61,813,843	4.81
		125,665,871	9.77
Germany			
FMS Wertmanagement 2.54% 12-Feb-14	42,000,000	41,891,064	3.26
FMS Wertmanagement 2.54% 03-Mar-14	20,000,000	19,921,498	1.55
		61,812,562	4.81

Schedule of Investments (Continued)

Debt Obligations (continued)	Nominal Holding	Fair Value AUD	% of NAV
Japan			
Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ 5.58% 24-Jan-14	10,000,000	10,013,424	0.78
Sumitomo Corp 2.63% 03-Feb-14	19,000,000	18,961,400	1.47
Sumitomo Corp 2.63% 20-Mar-14	27,000,000	26,856,948	2.09
		<u>55,831,772</u>	<u>4.34</u>
Netherlands			
Bank of Nederlandse Gemeenten 6.25% 20-Jan-14	2,019,000	2,021,620	0.16
		<u>2,021,620</u>	<u>0.16</u>
Norway			
DNB Bank 2.56% 29-Jan-14	63,000,000	62,897,461	4.89
Kommunalbanken 5.70% 09-Mar-14	10,000,000	10,047,275	0.78
		<u>72,944,736</u>	<u>5.67</u>
Singapore			
DBS Bank 2.55% 28-Jan-14	30,000,000	29,953,563	2.33
OCBC 2.62% 06-Mar-14	60,000,000	59,743,558	4.65
		<u>89,697,121</u>	<u>6.98</u>
Supranational			
EUROFIMA 6.00% 28-Jan-14	60,665,000	60,784,289	4.73
IBRD 5.14% 18-Feb-14	2,415,000	2,421,878	0.19
Nordic Investment Bank 4.71% 28-Jan-14	10,000,000	10,011,589	0.78
		<u>73,217,756</u>	<u>5.70</u>
United Kingdom			
BNZ International Funding Ltd 2.54% 12-Mar-14	20,000,000	19,908,678	1.55
Mitsubishi Finance 2.61% 14-Feb-14	62,000,000	62,000,000	4.82
Toronto Dominion Bank 2.50% 14-Jan-14	40,000,000	39,977,830	3.11
		<u>121,886,508</u>	<u>9.48</u>
Coupon interest receivable		<u>5,370,120</u>	<u>0.42</u>
		5,370,120	0.42
Total Debt Obligations		<u><u>1,097,831,186</u></u>	<u><u>85.39</u></u>

DAIWA GAIKA MMF
CANADIAN DOLLAR PORTFOLIO

Schedule of Investments

31st December 2013

Debt Obligations	Nominal Holding	Fair Value CAD	% of NAV
Australia			
National Australia Bank 3.00% 15-Apr-14	850,000	853,954	1.76
		853,954	1.76
Canada			
Bank of Montreal 1.09% 07-Jan-14	1,200,000	1,199,964	2.47
Bank of Montreal 1.10% 15-Jan-14	2,300,000	2,299,372	4.74
Bank of Nova Scotia 1.09% 06-Feb-14	1,200,000	1,198,872	2.47
Bank of Nova Scotia 1.09% 07-Feb-14	1,700,000	1,698,347	3.50
Canadian Imperial Bank 1.08% 09-Jan-14	600,000	599,946	1.24
Canadian Imperial Bank 1.10% 18-Mar-14	2,000,000	1,995,654	4.12
GE Capital 2.95% 10-Feb-14	3,700,000	3,706,306	7.64
National Bank of Canada 1.10% 08-Jan-14	1,050,000	1,049,936	2.17
National Bank of Canada 1.10% 23-Jan-14	1,250,000	1,249,350	2.58
National Bank of Canada 1.11% 12-Mar-14	1,600,000	1,596,813	3.29
New Brunswick 7.75% 13-Jan-14	3,900,000	3,904,869	8.05
Royal Bank of Canada 5.00% 20-Jan-14	3,875,000	3,880,562	8.00
		24,379,991	50.27
Germany			
FMS Wertmanagement 1.00% 07-Mar-14	3,000,000	2,995,012	6.18
KFW 4.75% 05-Mar-14	1,323,000	1,330,532	2.74
		4,325,544	8.92
Japan			
Sumitomo Mitsui Banking 1.05% 18-Feb-14	3,500,000	3,495,622	7.21
		3,495,622	7.21
Netherlands			
Bank Nederlandse Gemeenten 2.63% 27-Jan-14	3,447,000	3,449,688	7.11
Rabobank Nederland 2.13% 10-Feb-14	4,086,000	4,089,239	8.43
		7,538,927	15.54
Coupon Interest Receivable		667,662	1.38
		667,662	1.38
Total Debt Obligations		41,261,700	85.08

DAIWA GAIKA MMF
NEW ZEALAND DOLLAR PORTFOLIO

Schedule of Investments

31st December 2013

Debt Obligations	Nominal Holding	Fair Value NZD	% of NAV
Australia			
Bank of Tokyo Mitsubishi 2.66% 07-Feb-14	13,000,000	12,969,518	2.86
Commercial Bank of Australia 2.63% 16-Jan-14	24,000,000	23,982,617	5.29
New South Wales Treasury 2.61% 13-Feb-14	22,000,000	21,939,906	4.84
Queensland Treasury Co 2.64% 28-Feb-14	22,000,000	21,915,130	4.83
Tasmania Public Finance 2.66% 03-Mar-14	15,000,000	14,938,343	3.29
Toyota Finance Australia 2.69% 17-Jan-14	14,000,000	13,988,566	3.08
Toyota Finance Australia 3.98% 23-Jan-14	5,000,000	5,002,419	1.10
United Overseas Bank 2.64% 14-Feb-14	22,000,000	21,937,502	4.84
		136,674,001	30.13
France			
Cades (Caisse D'Amortissement) 2.72% 20-Mar-14	21,000,000	20,884,956	4.60
Caisse Des Depots Et Consignations 2.68% 14-Mar-14	21,000,000	20,896,124	4.61
		41,781,080	9.21
Germany			
KFW 5.38% 12-Feb-14	1,445,000	1,448,600	0.33
KFW 2.60% 24-Feb-14	22,000,000	21,922,817	4.83
Landwirtschaft Rentenbank 2.60% 21-Jan-14	21,000,000	20,977,328	4.62
		44,348,745	9.78
Japan			
Sumitomo Corp 2.70% 20-Feb-14	10,000,000	9,966,481	2.20
		9,966,481	2.20
Netherlands			
Nederlandse Waterschaps 2.62% 10-Feb-14	10,000,000	9,974,720	2.20
Nederlandse Waterschaps 2.63% 10-Feb-14	12,000,000	11,969,538	2.64
		21,944,258	4.84
Norway			
DNB Bank 2.69% 23-Jan-14	24,000,000	23,969,719	5.28
		23,969,719	5.28

Schedule of Investments (Continued)

Debt Obligations (continued)	Nominal Holding	Fair Value NZD	% of NAV
Singapore			
DBS Bank 2.64% 10-Jan-14	18,000,000	17,994,765	3.96
Temasek 2.63% 07-Feb-14	23,000,000	22,946,671	5.06
		<u>40,941,436</u>	<u>9.02</u>
United Kingdom			
Mitsubishi Corporation Finance 2.73% 30-Jan-14	24,000,000	24,000,000	5.29
Sumitomo Mitsui Banking 2.70% 05-Mar-14	20,000,000	19,913,583	4.39
		<u>43,913,583</u>	<u>9.68</u>
United States			
General Electric Capital 5.00% 28-Feb-14	14,360,000	14,400,457	3.17
		<u>14,400,457</u>	<u>3.17</u>
Coupon interest receivable		928,134	0.20
		<u>928,134</u>	<u>0.20</u>
Total Debt Obligations		<u><u>378,867,894</u></u>	<u><u>83.51</u></u>

DAIWA GAIKA MMF
U.S. DOLLAR PORTFOLIO

Schedule of Portfolio Movements

31st December 2013

	Acquisitions	Disposals
	Nominal	Nominal
Acoss (Agence Central) 0.23% 05-Jun-13	90,000,000	-
Bank Nederlandse Gemeenten 0.20% 05-Sep-13	90,000,000	-
Cades (Caisse D'Amortissement) 0.22% 25-Jun-13	80,000,000	-
Caisse Des Depots ET Consignations 0.27% 12-Apr-13	95,000,000	-
Deutsche Bahn AG 0.19% 26-Sep-13	110,000,000	-
KFW 0.20% 24-Apr-13	125,000,000	-
KFW 0.21% 28-May-13	80,000,000	-
L-Bank BW Foerderbank 0.20% 30-Jul-13	80,000,000	-
Municipality Finance 0.24% 28-Jun-13	120,000,000	-
NRW Bank 0.17% 25-Nov-13	80,000,000	-
Rabobank Australia 0.20% 17-Sep-13	90,000,000	-
Rabobank Australia 0.21% 17-Dec-13	90,000,000	-
Schlumberger Finance 0.19% 19-Dec-13	80,000,000	-
Sumitomo Mitsui Banking 0.25% 15-Apr-13	75,000,000	-
Sumitomo Mitsui Trust 0.25% 22-Apr-13	117,000,000	-
Sumitomo Mitsui Trust 0.24% 22-Jul-13	117,000,000	-
Sumitomo Mitsui Trust 0.22% 04-Oct-13	120,000,000	-
Sumitomo Mitsui Trust 0.22% 30-Dec-13	120,000,000	-
Sumitomo Mitsui Trust 0.22% 31-Mar-14	110,000,000	-
Western Australia Treasury 0.20% 05-Jul-13	90,000,000	-

Note: There were no disposals of investments in the year. All investments matured in the normal course of business.

The above represents the statement of changes in the composition of the portfolio during the year, as required by the Central Bank of Ireland. This shows the largest 20 acquisitions in the year. It is not intended to provide a reconciliation between holdings at the beginning of the year and holdings at the end of the year.

DAIWA GAIKA MMF
AUSTRALIAN DOLLAR PORTFOLIO

Schedule of Portfolio Movements

31st December 2013

	Acquisitions Nominal	Disposals Nominal
Bank of Nederlandse Gemeenten 2.66% 06-Sep-13	57,000,000	-
BNZ International Funding Ltd 2.93% 14-May-13	60,000,000	-
Caisse Des Depots ET Consignations 2.50% 18-Nov-13	63,000,000	-
Caisse Des Depots ET Consignations 2.53% 18-Feb-14	62,000,000	-
DNB Bank 2.90% 26-Apr-13	70,000,000	-
DNB Bank 2.88% 26-Jul-13	69,000,000	-
DNB Bank 2.70% 25-Oct-13	65,000,000	-
DNB Bank 2.56% 29-Jan-14	63,000,000	-
EUROFIMA 6.00% 28-Jan-14	60,665,000	-
European Invest Bank 6.00% 14-Aug-13	89,182,000	-
Mitsubishi Corporation Finance 3.01% 28-May-13	70,000,000	-
Mitsubishi Finance 2.59% 14-Nov-13	64,000,000	-
Mitsubishi Finance 2.61% 14-Feb-14	62,000,000	-
Nederlandse Waterschaps 2.95% 13-May-13	70,000,000	-
Nederlandse Waterschaps 2.67% 13-Aug-13	70,000,000	-
OCBC 2.58% 06-Dec-13	62,000,000	-
OCBC 2.62% 06-Mar-14	60,000,000	-
Queensland Treasury Co 2.50% 28-Feb-14	62,000,000	-
Rabobank Australia 2.97% 24-Jun-13	70,000,000	-
Tasmania Public Finance 2.66% 28-Aug-13	68,000,000	-

Note: There were no disposals of investments in the year. All investments matured in the normal course of business.

The above represents the statement of changes in the composition of the portfolio during the year, as required by the Central Bank of Ireland. This shows the largest 20 acquisitions in the year. It is not intended to provide a reconciliation between holdings at the beginning of the year and holdings at the end of the year.

DAIWA GAIKA MMF
CANADIAN DOLLAR PORTFOLIO

Schedule of Portfolio Movements

31st December 2013

	Acquisitions	Disposals
	Nominal	Nominal
Bank Nederlandse Gemeenten 2.63% 27-Jan-14	3,447,000	-
Bank of Nova Scotia 5.04% 08-Apr-13	3,496,000	-
British Columbia 8.50% 23-Aug-13	3,800,000	-
Canadian Imperial Bank 1.09% 01-May-13	3,400,000	-
FMS Wertmanagement 1.00% 07-Mar-14	3,000,000	-
FMS Wertmanagement 1.06% 06-Sep-13	4,000,000	-
FMS Wertmanagement 1.03% 06-Dec-13	4,000,000	-
GE Capital 5.15% 06-Jun-13	4,302,000	-
GE Capital 2.95% 10-Feb-14	3,700,000	-
National Australia Bank 2.50% 03-Sep-13	4,050,000	-
New Brunswick 7.75% 13-Jan-14	3,900,000	-
Ontario T-Bill 1.06% 18-Sep-13	3,000,000	-
Rabobank Nederland 2.13% 10-Feb-14	4,086,000	-
Royal Bank of Canada 5.06% 17-Jul-13	4,000,000	-
Royal Bank of Canada 5.00% 20-Jan-14	3,875,000	-
Saskatchewan Prov 4.75% 17-Jun-13	3,920,000	-
Saskatchewan Prov 4.90% 03-Dec-13	3,900,000	-
Sumitomo Mitsui Banking 1.00% 15-May-13	3,000,000	-
Sumitomo Mitsui Banking 1.00% 15-Aug-13	3,000,000	-
Sumitomo Mitsui Banking 1.05% 18-Feb-14	3,500,000	-

Note: There were no disposals of investments in the year. All investments matured in the normal course of business.

The above represents the statement of changes in the composition of the portfolio during the year, as required by the Central Bank of Ireland. This shows the largest 20 acquisitions in the year. It is not intended to provide a reconciliation between holdings at the beginning of the year and holdings at the end of the year.

DAIWA GAIKA MMF
NEW ZEALAND DOLLAR PORTFOLIO

Schedule of Portfolio Movements

31st December 2013

	Acquisitions	Disposals
	Nominal	Nominal
Acoss (Agence Central) 2.65% 05-Jul-13	28,000,000	-
Bank of Tokyo Mitsubishi 2.64% 15-Apr-13	30,000,000	-
Bank of Tokyo Mitsubishi 2.65% 12-Jul-13	27,000,000	-
Cades (Caisse D'Amortissement) 2.60% 28-May-13	30,000,000	-
Caisse Des Depots ET Consignations 2.59% 30-May-13	30,000,000	-
Commercial Bank of Australia 2.59% 14-Jun-13	29,000,000	-
DNB Bank 2.64% 24-Apr-13	30,000,000	-
DNB Bank 2.60% 24-Jul-13	27,000,000	-
KFW 2.57% 07-May-13	30,000,000	-
Landwirtschaft Rentenbank 2.55% 08-Apr-13	29,000,000	-
Landwirtschaft Rentenbank 2.58% 07-Aug-13	27,000,000	-
L-Bank BW Foerderbank 2.60% 07-Aug-13	27,000,000	-
Mitsubishi Corporation Finance 2.68% 30-Apr-13	30,000,000	-
Mitsubishi Corporation Finance 2.65% 30-Jul-13	27,000,000	-
Mizuho Corp Bank Sydney 2.61% 13-May-13	30,000,000	-
Mizuho Corp Bank Sydney 2.62% 13-Aug-13	27,000,000	-
New South Wales Treasury 2.59% 10-Apr-13	30,000,000	-
Rabobank Australia 2.60% 20-Jun-13	29,000,000	-
Rabobank Australia 2.61% 20-Sep-13	27,000,000	-
Sumitomo Mitsui Banking 2.63% 04-Jun-13	29,000,000	-

Note: There were no disposals of investments in the year. All investments matured in the normal course of business.

The above represents the statement of changes in the composition of the portfolio during the year, as required by the Central Bank of Ireland. This shows the largest 20 acquisitions in the year. It is not intended to provide a reconciliation between holdings at the beginning of the year and holdings at the end of the year.

[前へ](#)

２ 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

USドル・ポートフォリオ

(2014年４月末日現在)

	米ドル	千円(および は除く。)
資産総額	2,769,155,217.48	284,143,017
負債総額	472,342.38	48,467
純資産総額(-)	2,768,682,875.10	284,094,550
発行済口数	276,868,279,402口	
１口当たり純資産価格(/)	0.01	1円

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(2014年４月末日現在)

	豪ドル	千円(および は除く。)
資産総額	1,204,021,234.59	114,695,063
負債総額	1,014,342.82	96,626
純資産総額(-)	1,203,006,891.77	114,598,437
発行済口数	120,300,678,838口	
１口当たり純資産価格(/)	0.01	1円

カナダ・ドル・ポートフォリオ

(2014年４月末日現在)

	カナダ・ドル	千円(および は除く。)
資産総額	47,919,375.49	4,490,045
負債総額	24,127.68	2,261
純資産総額(-)	47,895,247.81	4,487,785
発行済口数	4,789,524,490口	
１口当たり純資産価格(/)	0.01	1円

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(2014年４月末日現在)

	ニュージーランド・ドル	千円(および は除く。)
資産総額	391,406,294.84	34,420,270
負債総額	410,061.19	36,061
純資産総額(-)	390,996,233.65	34,384,209
発行済口数	39,099,622,109口	
１口当たり純資産価格(/)	0.01	1円

第4 【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド

取扱場所 アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

(2) 受益者集会

受託会社または管理会社は、いつでも受益者集会を招集することができる。発行済受益証券の合計50%以上を保有する受益者からの要求があった場合、受託会社は、かかる受益者集会を招集しなければならない。各受益者集会の14日以上前までに、受益者に対して通知が行われなければならない。

異なるポートフォリオの受益証券の受益者の個々の権利および利益については、以下のとおりとする。

() 1つのポートフォリオのみに影響すると受託会社の判断する決議は、当該ポートフォリオの受益証券にかかる個別の受益者集会で可決された場合、適式に可決されたとみなされる。

() 複数のポートフォリオに影響するが各ポートフォリオの受益証券の受益者間に利益相反を生ずることはない受託会社の判断する決議は、これらのポートフォリオの受益証券の受益者による単一の受益者集会で可決された場合、適式に可決されたとみなされる。

() 複数のポートフォリオに影響し、かつ各ポートフォリオの受益証券の受益者間に利益相反を生ずるまたは生ずる可能性がある受託会社の判断する決議は、これらのポートフォリオの受益証券の受益者による単一の受益者集会ではなく、これらのポートフォリオの受益証券にかかる個別の受益者集会で可決された場合に限り、適式に可決されたとみなされる。

すべての受益者集会における出席、定足数および多数決の要件ならびに受益者の議決権については、信託証書に定めたとおりである。受益者は、ダイワ外貨MMFに保有する受益証券1口につき1議決権を有する。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、米国人、アイルランド居住者をはじめその他いかなる者によるファンド証券の取得も制限することができる。

第二部 【特別情報】

第 1 【管理会社の概況】

1 【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

授權株式資本は、1株当たり1英ポンドの普通英ポンド株式40万株および1株当たり1ユーロの普通ユーロ株式5,000万株である。2014年4月末日現在、払込済株式資本は、40万英ポンド(約6,907万円)および2,350万ユーロ(約33億3,089万円)である。

最近5年間における資本金の額の増減は以下のとおりである。

2008年12月末日現在	資本金額：40万英ポンド
2009年12月末日現在	資本金額：40万英ポンド
2010年12月末日現在	資本金額：40万英ポンド
2011年12月末日現在	資本金額：40万英ポンド
2012年12月末日現在	資本金額：40万英ポンド
2013年12月末日現在	資本金額：40万英ポンド
2014年1月9日現在	資本金額：40万英ポンドおよび500万ユーロ
2014年4月22日現在	資本金額：40万英ポンドおよび2,350万ユーロ

(2) 会社の機構

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。

管理会社の取締役は管理会社が他のファンドを管理することにより生じる利害対立は実際上も潜在的にもないと考えている。しかし、何らかの利害対立が発生した場合には、取締役はその公正な解決の確保に努力する。

2名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は特別な資格を要しない。取締役は年次株主総会において株主によって選任されるか、または取締役会の決議により互選される。取締役に特定の任期はない。

個々の取締役は、取締役会の過半の承認を得て代行取締役を指名して、自己の不在時には取締役会に自己の代わりに、代理出席させることができる。取締役会の議事の定足数は、取締役が随時決定する2名以上の数である。代理出席している代行取締役も、かかる定足数に算入される。自ら取締役であり同時に代行取締役である者は2個の議決権を有するが、定足数の上では2名とは計算されない。決議は取締役会に出席または代理出席している代行取締役の議決権の多数決による。

(3) 役員及び従業員の状況

(2014年4月末日現在)

氏名	役職名	略歴		所有株式数 (株)
ピーター・キャラハン (Peret Callaghan)	取締役	1991年～1997年 1997年～2001年 2001年～2006年 2006年～2008年 2008年～現在 現在	メイザー公認会計事務所、監査人・会計士 KPMG チャネル諸島、ファイナンシャル・サービス・アシュランス部門 エスエムティー・ファンド・サービ シーズ（アイルランド）リミテッド （旧商号：ダイワ・ヨーロッパ・ファ ンド・マネジャーズ・アイルランド・ リミテッド）、内部監査部門長兼財務 報告部門長 エスエムティー・ファンド・サービ シーズ（アイルランド）リミテッド、 ファンド・アカウンティング・コーポ レートガバナンス部門 財務部長 エスエムティー・ファンド・サービ シーズ（アイルランド）リミテッド、 共同最高業務執行役員兼最高財務担当 役員、エグゼクティブ・ディレクター アイルランド勅許会計士協会 （Institute of Chartered Accountants in Ireland）会員、英国 企業財務協会（Association of Corporate Treasurers）会員	0
カール・マケネフ (Karl McEneff)	取締役	1972年～1983年 1983年～1990年 1990年～2012年11月 2012年11月～現在	アライド・アイリッシュ・バンク デビー・ストックブローカーズ スミトモ・ミツイ・トラスト（アイル ランド）リミテッド（旧商号：ダイ ワ・セキュリティーズ・トラスト・ ヨーロッパ・リミテッド）、マネー ング・ディレクター スミトモ・ミツイ・トラスト（アイル ランド）リミテッド、最高経営責任者 エスエムティー・ファンド・サービ シーズ（アイルランド）リミテッド、 エグゼクティブ・ディレクター兼常勤 取締役会長 多数の管理会社の関係会社のエグゼク ティブ・ディレクターおよび国際的ク ライアントの非エグゼクティブ・ディ レクター	0
藤井 伸禎	業務執行 取締役	1986年～2012年11月 2012年11月～現在	三井住友信託銀行株式会社および住友 信託銀行株式会社の日本、米国および 英国における複数の上級管理職 スミトモ・ミツイ・トラスト（アイル ランド）リミテッド、取締役	0
上田 淳	取締役	1988年～2013年 2013年2月～現在	三井住友信託銀行株式会社および住友 信託銀行株式会社の日本、米国および 英国における複数の上級管理職 三井住友信託銀行株式会社ロンドン支 店長兼欧州地区支配人 エスエムティー・ファンド・サービ シーズ（アイルランド）リミテッド、 非エグゼクティブ・ディレクター兼持 株会社であるスミトモ・ミツイ・トラ スト（アイルランド）リミテッド取締 役	0
足立 直隆	専務 取締役	1997年～ 2007年3月～2013年12月 現在	三井住友信託銀行株式会社およびルク センブルグの系列会社における複数の 上級管理職 S T B グローバルインベスターサービ ス株式会社代表取締役社長 エスエムティー・ファンド・サービ シーズ（アイルランド）リミテッド、 エグゼクティブ・ディレクター兼持株 会社であるスミトモ・ミツイ・トラ スト（アイルランド）リミテッド取締役	0

(注) 管理会社の秘書役はリサ・エリオット氏である。そのほか、管理会社は206名の従業員を有する。

2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の管理を行うことを主たる目的とする。ダイワ外貨MMFおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにダイワ外貨MMFの資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理運用業務を行う。管理会社は、各ポートフォリオの資産の投資について管理会社に運用業務を提供する投資運用会社としてダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッドを任命している。

管理会社は、信託証書の終了まで、管理会社として行為するものとするが、アイルランド中央銀行が承認する他の会社のために辞任する権利を有する。()管理会社が清算手続(受託会社により予め書面をもって承認される条件に従って組織変更または合併の目的で行う任意清算を除き)に入った場合、または管理会社の資産に管財人が選任された場合、または()十分な理由に基づき受託会社が管理会社の変更が受益者の利益にとって好ましいという意見を書面をもって述べた場合、または()受益者が特別決議をもって管理会社が退任すべき旨を決定した場合、受託会社は、()の場合には直ちに、()および()の場合は3か月経過後、(アイルランド中央銀行の承認に基づき)後任の管理会社を任命するが、信託証書を終了し、ダイワ外貨MMFを解散することもできる。アイルランド中央銀行は、管理会社を、退任させるかまたは交替させることができる。管理会社は、自己の故意による違法行為または過失についてのみ責任を負い、それ以外の場合は、信託証書に基づき管理会社が行う活動の結果生じる損失について、受託会社、ダイワ外貨MMFまたは受益者に対し責任を負わない。特に、管理会社は、投資運用会社またはその投資顧問会社の助言により善意により行うことについて責任を負わない。管理会社は、管理会社がその職務の適切な遂行において、(管理会社の過失または故意による違法行為を理由とする場合は別として)管理会社が被る一切の行為、実費、請求、損失、損害および費用についてダイワ外貨MMFに対し、賠償責任を負わない。

上記の管理会社の取締役は、本書中の情報に対して責任を負う。取締役の知りまたは信じる限りにおいて、本書中の情報は事実に基づくものであり、かかる情報の意味に影響を与え得る事項は省略されていない(取締役はこれらの点が確保されるよう、あらゆる合理的な注意を払う。)。取締役はこれに従った責任を負う。

信託証書は、アイルランド中央銀行の承認に基づき、管理会社が、管理会社の職務を他の当事者に委託することを許容している。管理会社は、日本における販売会社をダイワ外貨MMFの販売会社として任命している。

平成26年4月末日現在、管理会社は、ダイワ外貨MMFを含むアイルランド籍契約型投資信託5本(純資産総額：3,132,828,067.32米ドル、1,262,224,992.39豪ドル、5,785,919.07ユーロ、75,874,493.68カナダ・ドル、1,466,862,204円および390,996,233.65ニュージーランド・ドル)の管理および運用を行っている。

設立国	基本的性格	ファンドの本数	純資産総額
アイルランド	MMF	1	2,768,682,875.10 米ドル
			1,203,006,891.77 豪ドル
			47,895,247.81 カナダ・ドル
			390,996,233.65 ニュージーランド・ドル
アイルランド	その他	4	364,145,192.22 米ドル
			59,218,100.62 豪ドル
			5,785,919.07 ユーロ
			27,979,245.87 カナダ・ドル
			1,466,862,204 円

3 【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、アイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成26年4月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝141.74円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【貸借対照表】

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

貸借対照表

2013年9月30日現在

	注記	2013年 9 月30日		2012年 9 月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
固定資産					
有形固定資産	6	234,912	33,296	315,275	44,687
流動資産					
債権および前払金	7	2,559,625	362,801	2,374,054	336,498
現金および預金	8	6,735,223	954,651	4,210,165	596,749
処分制限付現金 - エスクローとして保有		660,995	93,689	965,197	136,807
		9,955,843	1,411,141	7,549,416	1,070,054
債務： 1 年以内支払期限到来金額	9	(3,608,614)	(511,485)	(3,861,526)	(547,333)
正味流動資産		6,347,229	899,656	3,687,890	522,722
債務引当金	10	(57,000)	(8,079)	(57,000)	(8,079)
債務： 1 年後支払期限到来金額	11	(5,002,456)	(709,048)	(2,750,000)	(389,785)
純資産		1,522,685	215,825	1,196,165	169,544
資本金および準備金					
払込請求済株式資本	12	492,338	69,784	492,338	69,784
資本剰余金	13	4,050,000	574,047	—	—
損益勘定	14	(3,019,653)	(428,006)	703,827	99,760
株主持分	14	1,522,685	215,825	1,196,165	169,544

添付の注記は当貸借対照表の一部である。

取締役会を代表して署名。

藤井伸禎

カール・マケネフ

2014年1月22日

取締役

取締役

(2) 【損益計算書】

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

損益計算書

2013年9月30日終了年度

	注記	2013年9月30日 終了年度		2012年9月30日 に終了した6ヶ月間	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
取引高		12,177,431	1,726,029	6,461,573	915,863
管理事務費	3	(15,912,621)	(2,255,455)	(8,043,992)	(1,140,155)
利息および税金加減前経常損失		(3,735,190)	(529,426)	(1,582,419)	(224,292)
受取利息		11,949	1,694	9,277	1,315
税引前経常損失	4	(3,723,241)	(527,732)	(1,573,142)	(222,977)
経常活動に係る税金	5	(239)	(34)	(27,265)	(3,865)
当期損失		(3,723,480)	(527,766)	(1,600,407)	(226,842)

当社には、当期損失以外に計上すべき損益はなかった。

すべての損益は、継続営業から生じている。

添付の注記は当損益計算書の一部である。

取締役会を代表して署名。

藤井伸禎

カール・マケネフ

2014年1月22日

取締役

取締役

[次へ](#)

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

会計方針書

2013年9月30日終了年度

当社が採用している主要な会計方針は、以下のとおりである。

作成の基準

財務書類は、取得原価主義に従って作成されており、アイルランド勅許会計士協会が公表した、会計基準審議会の財務報告基準に準拠している。

財務書類の作成は、方針の採用ならびに資産・負債、収益および費用の報告金額に影響を及ぼす判断、見積および仮定を行うことを経営陣に要求する。見積および関連する仮定は、歴史的経験ならびに状況に応じて合理的であると確信される多様なその他の要素に基づいており、その結果、その他の原因から容易に明白ではない資産・負債の簿価について判断を行う基準を形成する。実際の結果は、見積額とは異なる。

見積および対象となる仮定は、継続ベースで再検討される。会計上の見積の改訂は、改訂が当該期間にのみ影響を及ぼす場合は見積が見直される期間に認識されるか、または改訂が当期および将来の期間の両方に影響を及ぼす場合は改訂の期間と将来期間に認識される。

受取利息

受取利息は、発生主義で損益計算書に計上される。

取引高および管理事務費

取引高は、管理事務および管理運用業務による受取報酬から構成されており、発生基準で会計処理される。費用は、発生基準で会計処理される。取引高および管理事務費は、グループ会社であるその他のサービス・プロバイダーまたはその他の非グループ・サービス・プロバイダーが稼得したそれらプロバイダーに支払われた金額を除いて表示されている。

外貨

財務書類は、当社の機能通貨および表示通貨である、ユーロ（€）で表示されている。

外貨建の貨幣資産および負債は、貸借対照表日における実勢為替レートを用いて換算される。外貨建取引は、当該取引日における実勢為替レートに近似するレートで換算される。

株式資本は、その発行日の実勢為替レートで換算される。

通貨換算から生じる損益ならびに外貨建未収金および未払金の清算で生じる損益は、損益計算書に計上される。

現金および預金

現金および現金等価物は、手許現金、要求払い預け金から成る。

処分制限付現金 - エスクローとして保有

エスクローとして保有される金額は、2015年12月31日までの賃借料支払に関連する。勘定は、エスクロー・エージェントによる管理の下にある。

税制

法人税は、現行の料率で課税対象利益に対して課される。

財務報告基準第19号「繰延税金」に従って、会計基準が他に要求する場合の他、貸借対照表日付で実現していないが発生していることにより生じる時間による差額の全額は割引されることなく全て課税の対象となる。繰延税金残高は、実現時に適用されるであろう税率で引当計上される。

繰延税金資産は、還付されないと見込まれる場合に記帳される。繰延税金資産の回収可能性は、取締役によって毎年査定される。

有形固定資産

有形固定資産は、減価償却後の原価で表示される。減価償却費は、見積耐用年数にわたり資産の原価に対し定額法で請求される。

什器・備品	5年
ソフトウェア	3年
メインフレーム機器	3年
パーソナル・コンピュータ	2年

資産価値は厳密に測定されて、必要な場合に減損引当金を設定される。事業の過程で資産は、使用されるまで減価償却されない。

従業員手当

当社は、従業員のために確定拠出年金制度を運営している。確定拠出年金制度への拠出金に関する債務は、発生時に損益計算書上の費用として認識される。

簿外金融商品

先渡契約のような簿外項目は、非ユーロ建て収入の先物における外為リスクをヘッジするために専ら利用される。ヘッジ取引から生じる損益は、キャッシュ・フローが実現される時点で対象取引に従って認識される。

資本剰余金

無利息であり、当社の裁量で払い戻される、当社の親会社から以前に受領した405万ユーロの劣後ローンは、契約条件が見直され、また、当該金額が当社の意思においてのみ払い戻され、当社の親会社は当該金額の払戻しを要求しない旨の確認を当期中に親会社から得た後に、当期中に資本金として再分類された。

エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド

注記

（財務書類の一部を形成する。）

1 所有および営業活動

当社は、各種ファンドに対する管理事務および管理運用業務の提供に従事しており、アイルランド共和国で設立された法人であるスミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドの完全所有子会社である。最終的親会社は、日本で設立された法人である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社である。

三井住友信託銀行株式会社（「SMTB」）による当社の親会社の買収は、2012年11月21日に完了した。商標変更の一環として、グループ内のアイルランド企業は、新しい親会社を反映するために法的に名称が変更された。買収取引の完了を受け、取締役は、商品提供の強化および事業成長のための3年戦略の実施においてSMTBと密接に連携した。

三井住友信託銀行株式会社は、財政投資を通じて当社の事業発展を直接支援しており、2013年2月26日に仲介のアイルランドの持株会社を通じて500万ユーロの劣後ローンを提供し、さらに、2014年1月9日に持分投資により500万ユーロを提供した。

当社は、サービスを提供するために多数の者と契約を締結している。これらの契約に従って、当社は合意した報酬を得て管理事務サービスを提供することを引き受けている。

2 事業年度の変更

当社の会計期末は、2012年に3月31日から9月30日に変更された。

その結果、損益計算書および関連注記に関する比較数値は、2012年4月1日から2012年9月30日までの6ヶ月間である。

3 管理事務費

	2013年9月30日 終了年度 ユーロ	2012年9月30日に 終了した6ヶ月間 ユーロ
人件費	11,622,686	5,987,574
その他の管理事務費	4,289,935	2,056,418
	<u>15,912,621</u>	<u>8,043,992</u>
人件費は以下から構成される。		
賃金給料	8,452,513	4,421,311
社会福祉費	1,014,471	554,314
年金費用	575,300	335,836
その他の費用	1,580,402	676,113
	<u>11,622,686</u>	<u>5,987,574</u>

当期中に当社が採用した従業員（取締役を含む）の平均人数は、171人であった（2012年9月：169人）。当社は、当期中エスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッド（「SMTTIL」）と事務設備の使用を共有した。関連費用は、サービス内容合意書に明記されているとおり、合意した基準で割当てられ再請求された。

4 税引前経常損失

税引前経常損失は、以下を控除後に算定されている。

	2013年9月30日 終了年度 ユーロ	2012年9月30日に 終了した6ヶ月間 ユーロ
取締役報酬：		
報酬	-	-
年金拠出金を含むその他の報酬	915,194	739,975
監査人報酬		
監査	22,500	18,170
税務顧問業務	8,650	9,500
その他の保証業務	86,000	45,000
減価償却費	216,067	155,421
オペレーティング・リース賃借料	49,438	26,019

5 経常活動に係る税金

(a) 当期課税金の内訳

	2013年9月30日 終了年度 ユーロ	2012年9月30日に 終了した6ヶ月間 ユーロ
現行税		
アイルランド法人税	-	-
健康保険料に係る所得税	-	27,077
前年度の不足／（過剰）引当金	-	-
繰延税金	239	188
課税金合計	239	27,265

(b) 現行税の調整

	2013年9月30日 終了年度 ユーロ	2012年9月30日に 終了した6ヶ月間 ユーロ
税引前経常損失	(3,723,241)	(1,573,142)
12.5%の標準税率に基づく法人税（2012年9月：12.5%）	(465,405)	(196,643)
資本引当金を超える減価償却費	(49,536)	(25,519)
控除できない費用を超える控除可能費用の不足／（過剰）	1,523	49
高税率から生じる差額	399	188
返還グループ軽減額	183,513	40,421
繰越欠損金	329,506	181,504
現行法人税	-	-
健康保険料に係る所得税	58,802	27,077

健康保険料に係る所得税は、上記の注記3におけるその他の費用に含まれている。

6 有形固定資産

2013年9月30日現在

	什器・備品 ユーロ	ソフトウェア ユーロ	コンピュータ機器 ユーロ	合計 ユーロ
原価				
2012年9月30日現在	1,579,791	3,503,959	1,704,846	6,788,596
期中付加	70,798	33,264	31,642	135,704
期中除却	-	-	-	-
2013年9月30日現在	1,650,589	3,537,223	1,736,488	6,924,300
減価償却費				
2012年9月30日現在	1,543,194	3,367,771	1,562,356	6,473,321
期中償却額	31,181	84,824	100,062	216,067
期中除却	-	-	-	-
2013年9月30日現在	1,574,375	3,452,595	1,662,418	6,689,388
2013年9月30日現在正味簿価	76,214	84,628	74,070	234,912

2012年9月30日現在

	什器・備品 ユーロ	ソフトウェア ユーロ	コンピュータ機器 ユーロ	合計 ユーロ
原価				
2012年3月31日現在	1,576,382	3,494,766	1,674,700	6,745,848
期中付加	3,409	9,193	30,146	42,748
期中除却	-	-	-	-
2012年9月30日現在	1,579,791	3,503,959	1,704,846	6,788,596
減価償却費				
2012年3月31日現在	1,518,398	3,328,056	1,471,446	6,317,900
期中償却額	24,796	39,715	90,910	155,421
期中除却	-	-	-	-
2012年9月30日現在	1,543,194	3,367,771	1,562,356	6,473,321
2012年9月30日現在正味簿価	36,597	136,188	142,490	315,275

7 債権：1年以内に期限到来の金額

	2013年9月30日 ユーロ	2012年9月30日 ユーロ
報酬未収金	1,724,924	1,779,107
前払金および未収収益	788,577	525,066
その他の債権	40,931	64,449
法人税	-	-
繰延税金	5,193	5,432
	2,559,625	2,374,054

さらに、当社には1,332,016ユーロの未計上の繰延税金資産がある（2012年9月：1,209,039ユーロ）。回収の時期の不確実性の水準ゆえに、当該繰延税金資産は計上されていない。

8 現金および預金

	2013年 9 月30日 ユーロ	2012年 9 月30日 ユーロ
現金および現金等価物	6,735,223	4,210,165
	<u>6,735,223</u>	<u>4,210,165</u>

9 債務：1年以内に支払期限到来の金額

	2013年 9 月30日 ユーロ	2012年 9 月30日 ユーロ
未払費用	981,650	969,868
法人税	4,648	30,264
買掛金	165,434	95,456
親会社に対する債務	821,593	821,593
関連会社に対する債務	1,635,289	1,944,345
	<u>3,608,614</u>	<u>3,861,526</u>

親会社に対する債務は、無担保かつ無利子である。

関連会社に対する債務には、業務契約に概要されているように業務に関した残高が含まれている。当該残高は、無担保かつ無利子である。

10 債務引当金

	2013年 9 月30日 ユーロ	2012年 9 月30日 ユーロ
期首残高	57,000	-
損益勘定への繰入額	-	57,000
引当金の利用	-	-
期末残高	<u>57,000</u>	<u>57,000</u>

当期の引当金は、最終的親会社の変更費用に関するものである。

11 債務：1年後に支払期限到来の金額

	2013年 9 月30日 ユーロ	2012年 9 月30日 ユーロ
劣後ローン（元本500万ユーロ）	5,002,456	2,750,000
	<u>5,002,456</u>	<u>2,750,000</u>

当期の金額は、2013年2月26日に親会社によって発行された500万ユーロの劣後ローンに関するものである。当該金額には確定した満期はなく、少なくとも5年で満期となり、半期毎に利息の支払がある

前期の2,750,000ユーロの金額は、以前に受領した無利息の劣後ローンに関するものである。さらに、1,300,000ユーロの追加金額の無利息の劣後ローンを、当期中に受領した。これらの貸付金は、その後、注記13における追加の資本剰余金として再分類された。

12 払込請求済株式資本

	2013年 9 月30日 ユーロ	2012年 9 月30日 ユーロ
授權資本：		
額面 1 英ポンドの普通株式400,000株		
割当済、請求済かつ全額払込済：		
額面 1 英ポンドの普通株式400,000株	492,338	492,338

13 資本剰余金

	2013年 9 月30日 ユーロ	2012年 9 月30日 ユーロ
資本剰余金	4,050,000	-
	4,050,000	-

劣後ローン契約の条件に従って当社が無利息の貸付金として現在までに受領した総額405万ユーロに関連して、取締役は、スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッド（「親会社」）によって当期中に行われた、親会社は貸付金の払戻しを要求せず、また貸付金が当社の意思においてのみ払い戻されることとする決議を通知した。したがって、これらの金額は、払い戻されず、無利息であり、その他の経済的義務を負わないと現在確認されているため、取引の主要な性質をより反映させるために、貸借対照表の長期負債から資本金へ再分類された。

14 株主持分および損益勘定の変動の調整

	2013年 9 月30日 終了年度 ユーロ	2012年 9 月30日に 終了した 6 ヶ月間 ユーロ
期首株主持分	1,196,165	2,796,572
当期損失	(3,723,480)	(1,600,407)
資本剰余金	4,050,000	-
期末株主持分	1,522,685	1,196,165

	2013年 9 月30日 終了年度 ユーロ	2012年 9 月30日に 終了した 6 ヶ月間 ユーロ
期首損益勘定	703,827	2,304,234
当期損失	(3,723,480)	(1,600,407)
期末損益勘定	(3,019,653)	703,827

15 契約債務

取消不能オペレーティング・リース契約に基づく年間手数料は、以下のとおりである。

	2013年9月30日		2012年9月30日	
	土地・建物 ユーロ	その他 ユーロ	土地・建物 ユーロ	その他 ユーロ
オペレーティング・リース：				
1年以内に満期	55,360	-	21,683	-
2年～5年で満期	-	-	-	-
5年超に満期	666,205	-	666,205	-
	<u>721,565</u>	<u>-</u>	<u>687,888</u>	<u>-</u>

契約に基づき、当社はエスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッドに対し業務代行および一般管理サービスを提供または獲得することを引受けている。引き換えに、当社は提供されたサービスに関して報酬が支払われることに同意している。

16 年金費用

	2013年9月30日 終了年度 ユーロ	2012年9月30日に 終了した6ヶ月間 ユーロ
当期年金費用	<u>575,300</u>	<u>335,836</u>
期末現在未払年金費用	<u>41,543</u>	<u>41,387</u>

当社は、取締役および従業員のために、確定拠出型年金制度を運営している。

17 利害関係者

当社は、グループの財務書類に連結しない他のグループ会社との取引を開示しないという財務報告基準第8号「利害関係者の開示」に従って免除規定を享受している。

18 キャッシュ・フロー計算書

取締役は、親会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の公けに入手可能な財務書類に当社の実績が連結されているので、キャッシュ・フロー計算書を作成しないという財務報告基準第1号（1996年改訂済）に含まれる免除規定を享受している。

19 最終的親会社

当社の直接的親会社は、スミットモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドである。当社の最終的親会社は、日本で設立された法人である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社である。財務書類が連結される最大グループは、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社が筆頭となっている。三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の財務書類の写しは、公けに入手可能であり、〒100-8233日本国東京都千代田区丸の内1丁目4-1から入手できる。

当社の実績が連結される最小グループは、スミットモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドが筆頭となっている。スミットモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドの財務書類の写しは、公けに入手可能であり、アイルランド、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5から入手できる。

20 後発事象

2014年1月9日に、当社は、新たにユーロ受益証券クラスを設定し、授權資本金を増加させた。当社は、親会社であるスミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドから500万ユーロの投資金を受領し、1ユーロの株式500万株の新しい株式資本を同日に発行した。

さらに、取締役役に変更があった。

21 先渡為替契約

以下の先渡為替契約が、2013年9月30日現在未決済であった。

売却：米ドル	購入：ユーロ	未実現（損）益
\$ 1,270,000	€958,653	€20,453
売却：日本円		
¥ 140,000,000	€1,135,420	€81,421
売却：豪ドル		
\$ 340,000	€250,285	€15,427
売却：英ポンド		
£850,000	€997,096	(€19,777)
		€97,524

これらのヘッジは、2013年10月1日から2014年9月30日までの期間にわたり四半期毎に決済される。

先渡為替契約に係る未実現損益は、それらが将来の収益の流れに関わるので財務書類に計上されていない。

当社の会計方針に従って、ヘッジ取引から生じる損益は、対象取引のキャッシュ・フローが実現される時点で対象取引に従って認識される。

以下の先渡為替契約が、2012年9月30日現在未決済であった。

売却：米ドル	購入：ユーロ	未実現（損）益
\$ 1,420,000	€1,083,482	(€14,739)
売却：日本円		
¥ 150,000,000	€1,451,931	(€42,541)
売却：豪ドル		
\$ 400,000	€302,321	(€20,364)
		(€77,644)

22 1986年アイルランド会社法（改訂済）による保証

1986年アイルランド会社法（改訂済）の第17条に従って、アイルランドに登録されている会社は、個別の財務書類を提出することを免除される。ただし、その負債が、欧州連合のメンバー国の登録会社であることが要求されている親会社によって取消不能で保証されている場合である。親会社は、そのグループ会社の財務書類の中に子会社の実績を加えなければならない。当社の実績は、直接的親会社の実績に連結されており、スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドは、法の第17条に準拠して、2013年9月30日現在の当社の負債を取消不能で保証することに同意している。

23 財務書類の承認

当財務書類は、2014年1月22日に取締役会によって承認された。

[次へ](#)

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Balance sheet

at 30 September 2013

	<i>Note</i>	30 September 2013 €	30 September 2012 €
Fixed assets			
Tangible fixed assets	6	<u>234,912</u>	<u>315,275</u>
Current assets			
Debtors and prepayments	7	2,559,625	2,374,054
Cash at bank and in hand	8	6,735,223	4,210,165
Restricted cash – held in escrow		<u>660,995</u>	<u>965,197</u>
		<u>9,955,843</u>	<u>7,549,416</u>
Creditors: amounts falling due within one year	9	<u>(3,608,614)</u>	<u>(3,861,526)</u>
Net current assets		6,347,229	3,687,890
Provision for liabilities and charges	10	(57,000)	(57,000)
Creditors: amounts falling due after one year	11	<u>(5,002,456)</u>	<u>(2,750,000)</u>
Net assets		<u><u>1,522,685</u></u>	<u><u>1,196,165</u></u>
Capital and reserves			
Called up share capital	12	492,338	492,338
Additional paid in capital	13	4,050,000	-
Profit and loss account	14	<u>(3,019,653)</u>	<u>703,827</u>
Equity shareholder's funds	14	<u><u>1,522,685</u></u>	<u><u>1,196,165</u></u>

The accompanying notes form an integral part of this balance sheet.

On behalf of the board

22 January 2014

Nobuyoshi Fujii
DirectorKarl McEneff
Director

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Profit and loss account*For the year ended 30 September 2013*

		Year ended 30 September 2013 €	Six Month Period ended 30 September 2012 €
	<i>Note</i>		
Turnover		12,177,431	6,461,573
Administrative expenses	3	(15,912,621)	(8,043,992)
Loss on ordinary activities before interest and taxation		(3,735,190)	(1,582,419)
Interest income		11,949	9,277
Loss on ordinary activities before taxation	4	(3,723,241)	(1,573,142)
Taxation on ordinary activities	5	(239)	(27,265)
Loss for the year / period		(3,723,480)	(1,600,407)

The Company had no recognised gains or losses other than the loss for the year.

All results have been generated by continuing operations.

The accompanying notes form an integral part of this profit and loss account.

On behalf of the board

22 January 2014

Nobuyoshi Fujii
*Director*Karl McEneff
Director

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Statement of accounting policies

For the year ended 30 September 2013

The principal accounting policies adopted by the Company are as follows:

Basis of Preparation

The financial statements are prepared under the historical cost convention and comply with financial reporting standards of the Accounting Standards Board, as promulgated by The Institute of Chartered Accountants in Ireland.

The preparation of the financial statements requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and the reported amounts of assets and liabilities, income and expense. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about the carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the periods in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

Interest income

Interest income is recognised in the profit and loss account on an accruals basis.

Turnover and Administration Expenses

Turnover comprises fee income from administration and management services, which is accounted for on an accruals basis. Expenses are accounted for on an accruals basis. Turnover and administration expenses are shown exclusive of amounts earned by and paid to other service providers be they group companies or other non-group service providers.

Foreign Currencies

The financial statements are expressed in Euro (€), which is the functional and presentation currency of the Company.

Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated using the exchange rates prevailing at the balance sheet date. Transactions denominated in foreign currencies are translated at rates which approximate the rates prevailing at the dates of the transactions.

Share capital is translated at the exchange rate prevailing at the date of its issue.

Profits and losses arising from currency translation and on settlement of amounts receivable and payable in foreign currencies are dealt with in the profit and loss account.

Cash at bank and in hand

Cash and cash equivalents comprise cash in hand, deposits repayable on demand.

Restricted cash – held in Escrow

The amount held in escrow relates to rent payments up until 31 December 2015. The account is subject to control by the escrow agent.

Taxation

Corporation tax is provided on taxable profits at current attributable rates.

In accordance with FRS 19 ‘Deferred Tax’, except where otherwise required by accounting standards, full provision without discounting is made for all timing differences which have arisen but not reversed at the balance sheet date. Deferred tax balances are provided at rates of taxation expected to prevail at the time of reversal.

A deferred tax asset is recorded where it is more likely than not to be recoverable. The recoverability of deferred tax assets is assessed annually by the directors.

Tangible fixed assets

Tangible fixed assets are stated at cost less depreciation. Depreciation is charged in equal instalments on the cost of assets over their expected useful lives.

Furniture and equipment	5 years
Software	3 years
Mainframe Equipment	3 years
Personal Computers	2 years

Asset values are closely monitored and are subject to provisions for impairment where necessary. Assets in the course of development are not depreciated until they are brought into use.

Employee benefits

The Company operates a defined contribution pension scheme for employees. Obligations for contributions to defined contribution pension plans are recognised as an expense in the profit and loss account when they are due.

Off balance sheet financial instruments

Off-balance sheet items such as forward contracts are used entirely for hedging fx risk on future non euro denominated revenue. Gains and losses arising from hedging transactions are recognised in accordance with the underlying transactions when the cash flows are realised.

Additional paid in capital

Subordinated Loans of €4.05 million previously received from the company's parent, that are non-interest bearing and repayable at the company's discretion, were reclassified as capital during the year, after a review of their terms and conditions, and the receipt during the year of confirmation from the company's parent and that these amounts are repayable solely at the volition of the company and that the company's parent will not demand repayment of these amounts.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements

1 Ownership and operations

The Company, which is engaged in the provision of administration and management services to various funds, is a wholly owned subsidiary of Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited, a company incorporated in the Republic of Ireland. The ultimate parent company is Sumitomo Mitsui Trust Holdings Inc. a company incorporated in Japan.

The acquisition of the Company's parent company by Sumitomo Mitsui Trust Bank Limited ('SMTB') was completed on 21 November 2012. As part of the rebranding process, the Irish companies within the group were legally renamed to reflect their new parentage. Following the completion of the transaction, the directors have been working closely with SMTB in implementing a three year strategic plan to enhance the product offering and grow the business.

Sumitomo Mitsui Trust Bank Limited is directly supporting the business development of the company by way of financial investment and it provided a subordinated loan via its intermediate Irish holding company of €5 million on 26 February 2013 and a further €5 million by way of equity investment on 9 January 2014.

The Company has entered into agreements with various entities to which it provides services. Under these agreements, the Company has undertaken to provide administration services for an agreed fee.

2 Change in Financial Year

The financial period-end of the company changed from 31 March to 30 September during 2012.

Accordingly, the comparative figures for the profit & loss, and the related notes are for the six months from 1 April 2012 to 30 September 2012.

3 Administrative expenses

	Year ended 30 September 2013 €	Six month period ended 30 September 2012 €
Staff costs	11,622,686	5,987,574
Other administrative expenses	4,289,935	2,056,418
	<u>15,912,621</u>	<u>8,043,992</u>
<i>Staff cost comprise:</i>		
Wages and salaries	8,452,513	4,421,311
Social welfare costs	1,014,471	554,314
Pension costs	575,300	335,836
Other costs	1,580,402	676,113
	<u>11,622,686</u>	<u>5,987,574</u>

The average number of persons employed by the Company (including directors) during the year was 171 (September 2012: 169). The Company shared the use of facilities with SMT Trustees (Ireland) Limited ("SMTTIL") during the period. The related costs were allocated and recharged on an agreed basis, as set out in service level agreements.

4 Loss on ordinary activities before taxation

The loss on ordinary activities before taxation has been determined after charging the following:

	Year ended 30 September 2013 €	Six month period ended 30 September 2012 €
<i>Directors' remuneration:</i>		
Fees	-	-
Other remuneration including pension contributions	915,194	739,975
<i>Auditor's remuneration:</i>		
Audit	22,500	18,170
Tax advisory services	8,650	9,500
Other assurance services	86,000	45,000
Depreciation	216,067	155,421
Operating lease rentals	49,438	26,019
	<u> </u>	<u> </u>

5 Taxation on ordinary activities**(a) Analysis of charge in period / year**

	Year ended 30 September 2013 €	Six month period ended 30 September 2012 €
<i>Current tax</i>		
Irish corporation tax	-	-
Income tax on health insurance premiums	-	27,077
Under /(over) under provision in prior year	-	-
Deferred tax	239	188
Total tax charge	<u>239</u>	<u>27,265</u>

(b) Current tax reconciliation

	Year ended 30 September 2013 €	Six month period ended 30 September 2012 €
Loss on ordinary activities before taxation	<u>(3,723,241)</u>	<u>(1,573,142)</u>
Corporation tax based on standard rate at 12.5% (September 2012: 12.5%)	(465,405)	(196,643)
Excess of depreciation over capital allowances	(49,536)	(25,519)
Deficiency / (Excess) of deductible over non-deductible expenses	1,523	49
Differences arising from tax at the higher rate	399	188
Group relief surrendered	183,513	40,421
Losses carried forward	329,506	181,504
Current corporation tax charge	<u>-</u>	<u>-</u>
Income tax on health insurance premiums	<u>58,802</u>	<u>27,077</u>

The Income tax on health insurance premiums is included in other costs as per note 3 above.

6 Tangible Fixed Assets

As at 30 September 2013

	Furniture & Equipment €	Software €	Computer Equipment €	Total €
Cost				
At 30 September 2012	1,579,791	3,503,959	1,704,846	6,788,596
Additions during year	70,798	33,264	31,642	135,704
Disposals during year	-	-	-	-
At 30 September 2013	1,650,589	3,537,223	1,736,488	6,924,300
Depreciation				
At 30 September 2012	1,543,194	3,367,771	1,562,356	6,473,321
Depreciation for year	31,181	84,824	100,062	216,067
Disposals during year	-	-	-	-
At 30 September 2013	1,574,375	3,452,595	1,662,418	6,689,388
Net book value at 30 September 2013	76,214	84,628	74,070	234,912

As at 30 September 2012

	Furniture & Equipment €	Software €	Computer Equipment €	Total €
Cost				
At 31 March 2012	1,576,382	3,494,766	1,674,700	6,745,848
Additions during period	3,409	9,193	30,146	42,748
Disposals during period	-	-	-	-
At 30 September 2012	1,579,791	3,503,959	1,704,846	6,788,596
Depreciation				
At 31 March 2012	1,518,398	3,328,056	1,471,446	6,317,900
Depreciation for period	24,796	39,715	90,910	155,421
Disposals during period	-	-	-	-
At 30 September 2012	1,543,194	3,367,771	1,562,356	6,473,321
Net book value at 30 September 2012	36,597	136,188	142,490	315,275

7 Debtors: amounts falling due within one year

	30 September 2013 €	30 September 2012 €
Fee debtors	1,724,924	1,779,107
Prepayments and accrued income	788,577	525,066
Other debtors	40,931	64,449
Corporation tax	-	-
Deferred tax	5,193	5,432
	<u>2,559,625</u>	<u>2,374,054</u>

In addition, the Company has a further unrecognised deferred tax asset of €1,332,016 (September 2012: €1,209,039). This has not been recognised due to the level of uncertainty over the timing of its recovery.

8 Cash at bank and in hand

	30 September 2013 €	30 September 2012 €
Cash and cash equivalents	<u>6,735,223</u>	<u>4,210,165</u>
	<u>6,735,223</u>	<u>4,210,165</u>

9 Creditors: amounts falling due within one year

	30 September 2013 €	30 September 2012 €
Accruals	981,650	969,868
Corporation tax	4,648	30,264
Trade creditors	165,434	95,456
Amount owed to parent	821,593	821,593
Amount owed to related companies	1,635,289	1,944,345
	<u>3,608,614</u>	<u>3,861,526</u>

The amount owed to the parent company is unsecured and interest free.

The amount owed to the related companies includes a balance relating to services as outlined in the services agreement. The balance is unsecured and interest free.

10 Provision for liabilities and charges

	30 September 2013 €	30 September 2012 €
Opening balance	57,000	-
Charge to profit and loss account	-	57,000
Utilisation of provision	-	-
Closing Balance	<u>57,000</u>	<u>57,000</u>

The current period provision relates to costs of changeover in ultimate parent.

11 Creditors: amounts falling due after one year

	30 September 2013 €	30 September 2012 €
Subordinated Loan – (Principal €5Million)	5,002,456	2,750,000
	<u>5,002,456</u>	<u>2,750,000</u>

The current year amount relates to a subordinated loan of €5,000,000 issued by the parent company on 26 February 2013. The amount has no fixed maturity, will mature in at least 5 years, and has semi-annual interest payments.

The prior year amount of €2,750,000 relates to previously received non-interest bearing subordinated loans. In addition further amounts of €1,300,000 non-interest bearing subordinated loans were received during the year. These loans have subsequently been reclassified as additional paid in capital, as per note 13 below

12 Called up share capital

	30 September 2013 €	30 September 2012 €
<i>Authorised</i>		
400,000 ordinary shares of GBP £1 each		
<i>Allotted, called up and fully paid</i>		
400,000 ordinary shares of GBP £1 each	492,338	492,338
	<u>492,338</u>	<u>492,338</u>

13 Additional paid in capital

	30 September 2013 €	30 September 2012 €
Additional paid in capital	4,050,000	-
	<u>4,050,000</u>	<u>-</u>

In connection with €4.05 million of the total amounts received to date by the company under the terms of the subordinated loan arrangements for the non-interest bearing loans, the Directors noted the resolution made during the year by Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited (the “Parent Company”) that they would not demand repayment of the loans and that they are repayable solely at the volition of the company. Accordingly, as these amounts have now been confirmed as non repayable and do not bear interest or carry any other economic obligation they have been re-classified on the balance sheet from long-term liabilities to capital, in order to better reflect the capital nature of the transactions.

14 Reconciliation of movement in shareholder’s funds and profit and loss account

	Note	Year ended 30 September 2013 €	Six month period ended 30 September 2012 €
Shareholder’s funds at beginning of year / period		1,196,165	2,796,572
Loss for the financial year / period		(3,723,480)	(1,600,407)
Additional paid in capital	13	4,050,000	-
Shareholder’s funds at end of year / period		<u>1,522,685</u>	<u>1,196,165</u>
		Year ended 30 September 2013 €	Six month period ended 30 September 2012 €
Profit and loss account at beginning of year / period		703,827	2,304,234
Loss for the financial year / period		(3,723,480)	(1,600,407)
Profit and loss account at end of year / period		<u>(3,019,653)</u>	<u>703,827</u>

15 Commitments

Annual commitments under non-cancellable operating leases are as follows:

	30 September		30 September	
	2013		2012	
	Land and	Other	Land and	Other
	buildings		buildings	
	€	€	€	€
Operating leases which expire:				
Within one year	55,360	-	21,683	-
In the second to fifth years inclusive	-	-	-	-
Over five years	666,205	-	666,205	-
	<u>721,565</u>	<u>-</u>	<u>687,888</u>	<u>-</u>

Under an agreement, the Company has undertaken to provide or procure company secretarial and general administration and support service to SMT Trustees (Ireland) Limited. In return, the Company has agreed that a fee will be paid for the services provided.

16 Pension costs

	Year ended	Six month
	30 September	period ended
	2013	30 September
	€	€
Pensions charge for year / period	<u>575,300</u>	<u>335,836</u>
Pension charge payable at end of year / period	<u>41,543</u>	<u>41,387</u>

The Company operates a defined contribution pension scheme for its directors and employees.

17 Related parties

The Company is availing of the exemptions under Financial Reporting Standard No. 8 'Related Party Disclosures' to not disclose transactions with other group undertakings which would be eliminated on consolidation in the financial statements of the group.

18 Cash flow statement

The directors have availed of the exemption contained in Financial Reporting Standard No. 1 (Revised 1996) not to prepare a cash flow statement as the company's results are consolidated in the financial statements of its parent, Sumitomo Mitsui Trust Holding Inc., which are publicly available.

19 Ultimate parent company

The Company's immediate parent undertaking is Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited. The company's ultimate parent undertaking is Sumitomo Mitsui Trust Holdings Inc., a company incorporated in Japan. The largest group in which the financial statements are consolidated is that headed by Sumitomo Mitsui Trust Holdings Inc. Copies of the financial statements of Sumitomo Mitsui Trust Holding Inc. are available to the public and may be obtained from 1-4-1 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8233, Japan.

The smallest group in which the results of the company are consolidated is that headed by Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited. Copies of the financial statements of Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited are available to the public and may be obtained from Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland.

20 Post balance sheet events

On 9 January 2014, the company launched a new Euro share class and increased its authorised share capital. On the same date the company issued new share capital of 5 million €1 shares, upon the receipt of an investment of €5 million from its parent company Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited.

In addition, there was a change in Directorships which is noted on page 1.

21 Forward foreign currency contracts

The following forward foreign currency contracts were open as at 30 September 2013.

	Buy Euro	Unrealised Gain / (Loss)
Sell US Dollar		
\$ 1,270,000	€ 958,653	€ 20,453
Sell Japanese Yen		
140,000,000	€ 1,135,420	€ 81,421
Sell Australian Dollar		
\$ 340,000	€ 250,285	15,427
Sell British Pounds		
£ 850,000	€ 997,096	(€ 19,777)
		€ 97,524

These hedges will settle quarterly over the period 1 October 2013 to 30 September 2014.

Unrealised gains and losses on these forward foreign currency contracts have not been recognised in the financial statements as they relate to future income streams.

In accordance with the Company's accounting policies, gains and losses arising from hedging transactions are recognised in accordance with the underlying transactions when the cash flows of the underlying transactions are realised.

The following forward foreign currency contracts were open as at 30 September 2012

	Buy Euro	Unrealised Gain / (Loss)
Sell US Dollar		
\$ 1,420,000	€ 1,083,482	(€ 14,739)
Sell Japanese Yen		
150,000,000	€ 1,451,931	(€ 42,541)
Sell Australian Dollar		
\$ 400,000	€ 302,321	(€ 20,364)
		(€ 77,644)

22 Guarantee under Irish Companies (Amendment) Act, 1986

Under Section 17 of the Irish Companies (Amendment) Act, 1986 companies registered in Ireland may be exempted from filing their individual accounts provided that their liabilities are irrevocably guaranteed by a Parent Company, which is required to be a registered Company of a Member State of the European Union. The Parent Company must incorporate the results of the subsidiaries into its Group accounts. The results of the Company have been consolidated into the results of the immediate Parent Company and Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited has agreed to irrevocably guarantee the liabilities of the Company as at 30 September 2013, in accordance with Section 17 of the Act.

23 Approval of the financial statements

The financial statements were approved by the board of directors on 22 January 2014.

[前へ](#)

[次へ](#)

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成26年4月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝141.74円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[前へ](#)[次へ](#)

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

貸借対照表

2014年3月31日現在(無監査)

	2014年3月31日		2013年9月30日	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
固定資産	1,062,042	150,534	234,912	33,296
流動資産：				
債権および前払金	2,484,710	352,183	2,554,432	362,065
法人税	0	0	0	0
繰延税資産	5,193	736	5,193	736
処分制限付現金 - エスクローとして保有	506,504	71,792	660,995	93,689
現金および預金	7,908,331	1,120,927	6,735,223	954,651
	10,904,738	1,545,638	9,955,843	1,411,141
債務：				
1年以内支払期限到来金額	(1,645,353)	(233,212)	(1,204,084)	(170,667)
法人税	(4,648)	(659)	(4,648)	(659)
会社間	(2,076,292)	(294,294)	(2,456,882)	(348,238)
1年後支払期限到来金額 (劣後ローン)	(5,003,442)	(709,188)	(5,002,456)	(709,048)
純資産	3,237,045	458,819	1,522,685	215,825
資本金および準備金				
払込請求済株式資本	5,492,338	778,484	492,338	69,784
資本剰余金	4,050,000	574,047	4,050,000	574,047
期首損益勘定	(3,019,653)	(428,006)	703,827	99,760
当期損益勘定	(3,285,640)	(465,707)	(3,723,480)	(527,766)
	3,237,045	458,819	1,522,685	215,825

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

損益計算書

2014年3月31日に終了した6ヶ月間(無監査)

	2014年3月31日 に終了した6ヶ月間		2013年9月30日 に終了した12ヶ月間	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
営業収益	6,327,361	896,840	12,177,431	1,726,029
純受取利息	5,205	738	11,949	1,694
収益合計	6,332,566	897,578	12,189,380	1,727,723
費用				
管理事務費	(9,618,206)	(1,363,285)	(15,912,621)	(2,255,455)
税引前経常(損)益	(3,285,640)	(465,707)	(3,723,241)	(527,732)
経常(損)益に係る税金	0	0	(239)	(34)
当期留保(損)益	(3,285,640)	(465,707)	(3,723,480)	(527,766)

[前へ](#)

4 【利害関係人との取引制限】

管理会社、受託会社、投資運用会社、投資顧問会社または販売会社またはそれらに關係する者による各ポートフォリオ資産の取引は下記の場合を除き禁じられている。

ダイワ外貨MMFは、(a)管理会社、(b)その關係法人、(c)管理会社もしくはその關係法人の取締役、または(d)これらの主要株主(自己または他人名義(ノミニー名義を含む。))であるかを問わず、自己の勘定においてこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券の売買もしくは貸付けまたは金銭の貸借を行ってはならない。ただし、当該取引が対等の立場で交渉される通常の取引条件で行われると同様になされ、かつ、国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、()公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または()適正な価格もしくは実勢利率により行われる場合はこの限りでない。

下記、(a)、(b)または(c)に従って行われる取引も行うことができる。

(a) 受託会社により、資格を有する独立の第三者とみなされる者が、取引の行われる価格が正当であることを証明する場合。

(b) 取引が、公認の証券取引所において、当該市場の規制の下で最良の条件で実行される場合。

(c) 上記(a)、(b)に定める条件が現実的でない場合には、受託会社が承認する条件にて、(a)の原則を遵守して、取引が実行される場合。

この点について、各ポートフォリオは、各々の所定の投資方針および投資制限の範囲内で、かつ上記の規定に従い、管理会社の関連法人が発行した債務証券に投資するか、またはかかる関連法人に資金を預託することができるよう企図されている。

投資運用会社または投資運用会社の関連法人は、ダイワ外貨MMFの資産が通常の状況より流動性に欠けるとみなす場合、ダイワ外貨MMFの組入資産からかかる資産を購入する。当該取引はいずれも、上記規定および金融規制当局の要件に従い遂行される。

利益相反

管理会社、受託会社、投資運用会社、投資顧問会社または販売会社またはそれらの關係会社、役員および株主(「關係者」と総称する。)は、場合によりダイワ外貨MMFおよびいずれかのポートフォリオの管理・運営との利益相反關係を惹起するその他の投資および職業的活動に関与し、または関与しうる。これは他のファンドの管理・運営、証券売買、投資および運営の助言、仲買業務およびいずれかのポートフォリオが投資する会社を含む他の会社またはファンドの取締役、役員、顧問または代理人として業務を行うことが含まれる。特に、投資運用会社および投資顧問会社がダイワ外貨MMFまたはいずれかのポートフォリオと同様または重複する投資対象を持つ他の投資信託への助言に関与しうるということが予想される。各關係者はかかる関与によって各々の義務の履行が損われることがないように確保する。管理会社の取締役は、利益相反が生じた場合、正当にかつ受益者の利益のために解決されるよう努力する。

5 【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

信託証書の規定およびアイルランド中央銀行の承認に従って、管理会社は、信託証書に基づく権利および義務を、その目的のために、アイルランド中央銀行によって承認された別のアイルランドの会社に更改および譲渡することができる。かかる状況において、管理会社は、なお法人として存続する。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は9月30日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、()アイルランド高等法院の命令により、または()株主総会の特別決議によって解散される。

第２ 【その他の関係法人の概況】

１ 【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）投資運用会社

名称	ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッド (Daiwa Asset Management (Europe) Limited)
資本金の額	2014年４月末日現在、50万英ポンド(約8,634万円)
事業の内容	ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッドは、英国の法律に基づき、大和証券投資信託委託株式会社の子会社として1987年３月10日に設立された会社である。2014年３月末現在、投資運用会社は4,959,401,112米ドルの投資信託の管理および投資運用業務を提供している。

（２）投資顧問会社

名称	大和証券投資信託委託株式会社
資本金の額	2014年４月末日現在、151億7,427万円
事業の内容	投資顧問会社は、日本における投資信託の管理および世界中の機関投資家に対する投資顧問業務およびファンド管理業務を提供する専門業者である。投資顧問会社は、2014年４月末現在において12兆4,026億円の運用資産(公募投資信託のみ)管理している。

（３）受託会社

名称	エスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッド (SMT Trustees (Ireland) Limited)
資本金の額	2014年４月末日現在、2.50ユーロ(約354円)および12万英ポンド(約2,072万円)
事業の内容	エスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッド(登記上の住所：アイルランド、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック５)は、1993年1月14日、アイルランドの法律に基づき設立された有限責任会社である。最終的親会社は三井住友トラスト・ホールディングス株式会社であり、信託業務を行っている。

(4) 代行協会員 日本における販売会社

名称	大和証券株式会社
資本金の額	2014年4月末日現在、1,000億円
事業の内容	金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っている。大和証券株式会社は、大和証券グループ本社の100%子会社であり、外国投資信託について日本における代行協会員業務および販売・買戻しの取扱いを行っている他、内国投資信託について大和証券投資信託委託株式会社およびその他の投資信託委託業務を行う投資運用業者発行の投資信託について指定第一種金融商品取引業者として、受益証券の販売・買戻しの取扱いを行なっている。

(5) 日本における販売会社

名称	日の出証券株式会社
資本金の額	2014年4月末日現在、46億5,000万円
事業の内容	金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っている。

(6) 日本における販売会社

名称	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
資本金の額	2014年4月末日現在、405億円
事業の内容	金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っている。

(7) 日本における販売会社

名称	SMBCフレンド証券株式会社
資本金の額	2014年4月末日現在、272億7,000万円
事業の内容	金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っている。

(8) 日本における販売会社

名称	丸三証券株式会社
資本金の額	2014年4月末日現在、100億円
事業の内容	金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っている。

(9) 日本における販売会社

名称	ひろぎんウツミ屋証券株式会社
資本金の額	2014年4月末日現在、61億円
事業の内容	金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っている。

(10) 日本における販売会社

名称	あかつき証券株式会社
資本金の額	2014年4月末日現在、25億4,199万円
事業の内容	金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っている。

2 【関係業務の概要】

(1) 投資運用会社

投資運用会社として管理会社に対してダイワ外貨MMFに関する投資運用業務を提供する。投資運用契約が管理会社と投資運用会社の間で2004年6月30日付(ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ)および2004年7月30日付(ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ以外のポートフォリオ)で締結され、かかる契約に基づいて、投資運用会社は、管理会社に対する投資運用会社に任命されている。かかる契約は、当事者による90日以上前の事前の通知によって終了させることができる。

(2) 投資顧問会社

投資運用会社および投資顧問会社間で投資顧問会社契約が2004年6月30日付(ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ)および2004年7月30日付(ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ以外のポートフォリオ)で締結され、これに基づき後者が、投資運用会社に対して各ポートフォリオの適切な投資に関して一般的な投資助言および調査業務を提供する投資顧問会社として任命された。

(3) 受託会社

信託証書に基づき、受託業務、ダイワ外貨MMFの資産の保管業務および支払業務を行う。

(4) 代行協会員 日本における販売会社

日本におけるファンド証券の募集に関し、代行協会員としての業務およびファンド証券の販売・買戻しの取扱業務を行う。

(5) 日本における販売会社

日本におけるファンド証券の募集に関し、ファンド証券の販売・買戻しの取扱業務を行う。

(6) 日本における販売会社

日本におけるファンド証券の募集に関し、ファンド証券の販売・買戻しの取扱業務を行う。

(7) 日本における販売会社

日本におけるファンド証券の募集に関し、ファンド証券の販売・買戻しの取扱業務を行う。

(8) 日本における販売会社

日本におけるファンド証券の募集に関し、ファンド証券の販売・買戻しの取扱業務を行う。

(9) 日本における販売会社

日本におけるファンド証券の募集に関し、ファンド証券の販売・買戻しの取扱業務を行う。

(10) 日本における販売会社

日本におけるファンド証券の募集に関し、ファンド証券の販売・買戻しの取扱業務を行う。

3 【資本関係】

管理会社および受託会社の最終的親会社は三井住友トラスト・ホールディングス株式会社である。

第3 【投資信託制度の概要】

1. アイルランド共和国における投資信託制度の概要

1989年までは、アイルランドのユニット型の投資商品の市場は、生命保険会社によってまたは生命保険会社と共同して管理されるユニット連動ファンドが支配的であった。ユニット連動投資信託は、生命保険会社が管理するスキームであり、受益者は投資信託の投資証券の実質的所有者ではなく、通常、生命保険商品の一部をなす投資信託がもつ投資実績に連動する利益を享受する権利を有する。

UCITS規則（下記に定義する。）および1989年金融法（同法は、UCITS規則に基づき設立されたアイルランドの登録契約型投資信託およびファンドの税法上の取扱いを変更した。）の施行後、UCITS規則に基づき、UCITS型の投資信託の設定、固定資本および変動資本を有する会社型ファンドおよび一般契約型ファンドの設立が認められている。

2. アイルランドの投資信託の形態

1989年6月1日までは、アイルランドの投資信託の法的枠組は、1893年受託会社法および1972年ユニット・トラスト法（1990年ユニット・トラスト法により代替された。）に定められていた。1989年6月1日に、1989年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則（法令1989年第78号）（以下「1989年規則」という。）が、ヨーロッパ共同体理事会（以下「EC」という。）の1985年12月20日付通達（85/611 EEC）（「1985年通達」）を履行するため、施行された。1985年通達の改正は、2002年2月13日に発効した。同日、欧州通達（2001/107/EC）（「管理会社通達」）および（2001/108/EC）（「商品通達」）（以下「UCITS通達」と総称する。）が発効した。2003年5月29日に、2003年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則（法令2003年第211号）（以下「UCITS規則」という。）が、1989年規則と差し替えられた。2011年7月1日、2011年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則（法令2011年第352号）が、現行のアイルランドUCITS規則を1つの第二次法に統合することにより発効した（以下「UCITS IV規則」と総称する。）。2013年7月22日より、オルタナティブ投資ファンドと呼ばれる新型の投資信託が、アイルランドにおいて設立可能となる。オルタナティブ投資ファンドへの転換を希望している既存のnon-UCITSファンドについては、1年間の移行期間が適用される。この移行期間は、2014年7月22日に終了する。欧州連合のオルタナティブ投資ファンド運用指令（2011/61/EU）（以下「AIFMD」という。）は、オルタナティブ投資ファンドに関して適用される規則を定めている。AIFMDは、UCITSを除くすべての投資信託をその適用範囲に含む。

アイルランドにおける以下の種類の投資信託は、アイルランド規則および/またはその設立準拠法規によって分類される。

- 1) 固定資本を有する会社型投資信託、変動資本を有する会社型投資信託および一般契約型投資信託としての構造を持つ、UCITS IV規則の下に認可される譲渡性のある証券を投資対象とする契約型投資信託（以下「UCITS」という。）
- 2) 1990年ユニット・トラスト法の下に登録されるユニット・トラスト（以下「non-UCITSの契約型投資信託」という。）

3) 1994年有限責任組合理型投資信託法の下に認可される有限責任組合理型投資信託

4) 1990年会社法パートXIII（改正済）により認可される会社型投資信託

2005年投資信託、投資会社およびその他規定法（以下「2005年法」という。）により設定されるnon-UCITSの一般契約型投資信託

5) UCITSとしての適格性を有し、ヨーロッパ連合（「EU」）のいずれか一つの加盟国（「EU加盟国」）内に所在するすべてのファンドは、他のEU加盟国において、UCITS IV規則が立法化されている範囲内で、かつ同国での販売に関する諸規則に従い、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

UCITS IV規則第4条(3)は、UCITSを以下のように定義しているが、同条(9)に列挙するものは例外としている。

(a) 公衆から調達した投資元本を(i)譲渡性のある証券および(ii)規則第68条に記載される、その他の流動性のある金融資産の一方または両方に集散的に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運用することを唯一の目的とする投資信託、ならびに(b)受益証券が、保有者の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買戻されるかまたは償還される投資信託

UCITS IV規則第3条(1)はさらに、以下のとおり定める。

「譲渡性のある証券」とは、規則第69条(2)(a)に記載される技法および手段を除き以下をいう。

- 企業の株式および企業の株式に相当し、かつこれらに適用される一定の基準を満たすその他の証券（「株式」）
- 債券およびその他の形態の証券化債務（「債務証券」）
- 買付けまたは交換により当該譲渡性のある証券を取得する権利を伴うその他の流通証券

「短期金融市場証券」とは、通常短期金融市場で取引されるもので、流動性がありいつでもその価格が正確に決定され得る証券をいう。

(B)(1) UCITS IV規則第4条(9)は、同条(3)の定義に該当するが、UCITS IV規則の下でUCITSたる適格性を有しない以下の投資信託を列挙している。

(a) 子会社である媒体を通じて、資産の全部または大部分が譲渡性のある証券以外に投資される会社型投資信託

(b) クローズド・エンド型の投資信託

(c) ヨーロッパ共同体またはその一部において、受益証券の公募を行わずに投資元本を調達する投資信託

(d) ファンド規則または当該会社型投資信託の設立書類に基づき第三国の公衆に対してのみ受益証券を販売しうる投資信託

アイルランドにおける投資信託には以下の形態がある。

(i) 契約型投資信託（Unit Trusts）

(ii) 変動資本型会社として登録されている固定資本を有する会社型投資信託

(iii) 変動資本型会社として登録され、定款で以下の事項を定めている変動資本を有する会社型投資信託

- ・ 当該会社型投資信託の払込済資本金の金額は、いかなる場合においても当該会社型投資信託の純資産価額に等しいこと。

- ・ 当該会社型投資信託の株式には額面金額がないこと。

(iv)一般契約型投資信託（Common contractual funds）

UCITSは契約型投資信託、会社型投資信託または一般契約型投資信託として設定しうる。UCITSの契約型投資信託およびUCITSの一般契約型投資信託は、アイルランド規則に従い、UCITSの会社型投資信託は、アイルランド規則および1963-2013年アイルランド会社法（以下「会社法」という。）に従う。

non-UCITSの契約型投資信託は、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づきアイルランド中央銀行が発行した通達に従って設定することができ、non-UCITSの一般契約型投資信託は、2005年法に従って設定することができる。UCITS以外の会社型投資信託は、1990年会社法パートXIII（改正済）および同法に基づきアイルランド中央銀行が発行したAIF ルールブックに基づいてアイルランドで設定される。有限責任組合理型投資信託は、1994年有限責任組合理型投資信託法および同法に基づきアイルランド中央銀行が発した通達に基づいてアイルランドで設定される。

- (1) 税制度についての主な規定は1997年統合租税法（改正済）に定められている。
- (2) UCITSおよびnon-UCITSの認可された契約型投資信託、UCITSおよびnon-UCITSの認可された一般契約型投資信託およびnon-UCITSの認可された有限責任組合理型投資信託は、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である持分権者／受益者がいない場合およびこれに関して各持分権者／受益者により適切な申告がなされている場合、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。2010年金融法にはアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではない持分権者／受益者が、ある一定の条件では非居住の宣言を行う必要なしに投資信託に投資することを可能にする規定が含まれる。そのために当該投資信託は、当該持分権者／受益者がアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではないことを確認し、この点についてアイルランド税務当局（歳入委員会）よりの承認を受けるようにする、「代替手続き」を行う義務がある。
- (3) 認可されたUCITSの会社型投資信託および変動資本を有する会社型投資信託は、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である株主／受益者がいない場合およびこれに関して各株主／受益者により適切な申告がなされている場合、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。2010年金融法の変更については前項を参照のこと。
- (4) アイルランド中央銀行は、UCITS IV規則第121条に従って認可されたUCITS契約型投資信託、UCITS会社型投資信託およびUCITS一般契約型投資信託を監督する。1990年ユニット・トラスト法の下で登録された契約型投資信託、1990年会社法パートXIII（改正済）に基づく変動資本を有する会社型投資信託、1994年有限責任組合理型投資信託法に基づく有限責任組合理型投資信託、2005年法に基づくnon-UCITSの一般契約型投資信託およびAIFMDに基づき（かつAIFルールブックに記載されている）オルタナティブ投資ファンドについてはアイルランド中央銀行が規制している。

3．それぞれの型の投資信託の仕組みの概要

(A) 契約型投資信託

契約型投資信託は、共有資産（「ファンド」）、管理会社および受託会社の3要素から成り立っている。

(1) ファンドの概要

ファンドは法人格を持たないが、その投資により利益および残余財産の分配に等しく参加する権利を有する引受人の混合的な投資を構成する投資信託として定義される。ファンドは会社として構成されていないので、各投資者は株主ではなく、その権利は、UCITSの契約型投資信託の場合はアイルランド規則に従い、またnon-UCITSの契約型投資信託の場合は1990年ユニット・トラスト法に従い、受益者を代表する受託会社と管理会社との間の契約関係に基づく、契約上の権利としての性質を持つ。

投資者は、受益権を取得することによって、受益者としての相互の関係を承認する。受益者、管理会社および受託会社の関係は信託証書に基づいている。

(2) 受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益権は、信託証書に規定される発行日の純資産価格に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、受託会社の監督のもとで、受益権を表象する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益権の買戻請求は、いつでも行うことができるが、信託証書に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、UCITSの契約型投資信託の場合にはUCITS IV規則第104条の規定に従い、買戻請求が停止される。

信託証書に規定がある場合に限り、その範囲内で、一定の事項につき受益者に議決権が与えられる。これは、信託証書の変更の提案に適用されることもある。

分配方針は信託証書の定めに従う。

(3) UCITSの契約型投資信託に関する諸規則

UCITS IV規則第8条(1)により、一定の要件およびアイルランド中央銀行による要件の導入の可能性が規定されている。認可を得るための主な要件は以下のとおりである。

(a) 管理会社は、ファンドの管理運用業務を信託証書に従って執行すること。

(b) UCITSの契約型投資信託の受益証券の発行価格および買戻価格は、少なくとも1か月に二度は計算されること。

(c) 信託証書には以下の事項が記載されること。

(i) ファンドの名称および存続期間、管理会社および受託会社の名称

(ii) 提案されている特定の目的に従った投資方針

(iii) 分配方針

(iv) 管理報酬およびファンドに請求すべきその他の諸経費ならびにこれらの計算方法

(v) 公告に関する規定

- (vi) ファンドの会計年度
- (vii) 信託証書変更手続
- (viii) 受益証券発行手続
- (ix) 受益証券買戻しの手続、買戻しの条件および買戻しの停止条件

(4) 投資制限（UCITSの投資制限）

契約型投資信託に適用される投資制限に関しては、UCITSの契約型投資信託に適用される制限とnon-UCITSの契約型投資信託（すなわち、オルタナティブ投資ファンドを含む。）に適用される制限に区別される。

許可されている投資

(1) UCITSの投資対象は、以下の一または複数のみにより構成されるものとする。

- (a) MIFID規則第3条(1)に定められる意味の範囲内の規制された市場で認められまたは取引される譲渡性のある証券および短期金融市場証券
- (b) EU加盟国の定期的な取引が行われ、公認かつ公開の他の規制された市場で取引される譲渡性のある証券および短期金融市場証券
- (c) 第三国の証券取引所への公式の上場が認められているか、または第三国の定期的な取引が行われ、公認かつ公開の他の規制された市場で取引される譲渡性のある証券および短期金融市場証券。ただし、証券取引所または株式市場の選択は、管轄当局によって承認されているかまたは法律、ファンド規則または会社型投資信託の設立書類に規定されているものとする。
- (d) 最近発行された譲渡性のある証券。ただし、
 - (i) 証券取引所への上場申請の約定または、定期的な取引が行われ、公認かつ公開の他の規定された市場での取引の申請の約定が発行要項の中に含まれているものとする（ただし、証券取引所または市場の選択は、管轄当局によって承認されているかまたは法律、ファンド規則または会社型投資信託の設立書類に規定されているものとする。）。
 - (ii) 発行から1年以内に確実に(i)に記載される許可を得るものとする。
- (e) EU加盟国で設定されると否とに関わらず通達に従い認可されたUCITSまたは規則第4条(3)に該当するその他の投資信託の受益証券（ただし、(i)かかる他の投資信託は、共同体法により規定されたものに相当するとアイルランド中央銀行が認める監督に服すべき旨および当局間の協力が十分に確保されるべき旨を定める法律に基づき認可されているものとし、(ii)他の投資信託の受益者の保護レベルがUCITSの受益者について規定されたものと同等であること、ならびに特に資産分離、借入れ、貸付ならびに譲渡性のある証券および短期金融市場証券の空売りに関する規則が通達の要件と等しいものとし、(iii)他の投資信託の事業が、報告期間の資産および債務、収益および営業の評価を可能とするため半期報告書および年次報告書に報告されているものとし、(iv)取得が想定されるUCITSまたはその他の投資信託の資産の合計で10%を超えて、その信託証書、設立証書または定款に基づき、当該UCITSまたはその他の投資信託の受益証券に投資してはならないものとする。）

- (f) 要求に基づき払い戻され得るかまたは引き出す権利を付した、満期まで12か月以下の金融機関への預金（ただし、当該金融機関はEU加盟国に登録上の事務所を置いているものとし、または当該金融機関が第三国に登録上の事務所を置いている場合には当該金融機関は共同体法により規定されたものに相当するとアイルランド中央銀行が認める慎重な規則に服するものとする。）
- (g) 上記(a)、(b)または(c)に記載された規制された市場で取引されている現金決済証券に相当するものを含む金融派生商品ならびに／またはOTC派生商品の形で取引される金融派生商品（ただし、(i)派生商品の裏付け商品は、本項に記載される商品、金融指数、金利、外国為替レートまたは通貨により構成され、UCITSはこれらに対し、UCITSの信託証書、設立証書または定款に記載される投資目的に従い投資することができるものとし、(ii)OTC派生商品取引の相手方は慎重な監督に服する機関であり、アイルランド中央銀行の承認したカテゴリーに属するものとし、(iii)OTC派生商品は毎日、確実かつ実証し得る評価が行われ、UCITSが自発的にいつでもその公正価額で相殺取引により売却、清算または終了することが可能なものとする。）
- (h) 規制された市場で取引されるものを除く、短期金融市場証券（当該証券の発行または発行体自体が投資家保護および貯蓄を目的に規制されている場合。ただし、当該証券は(i)EU加盟国の中央政府、地方政府もしくは地方公共団体もしくは中央銀行、欧州中央銀行、ヨーロッパ共同体もしくは欧州投資銀行、第三国または連邦国家の場合には連邦を構成する一メンバー、または一もしくは複数のEU加盟国が属する公的国際機関により発行または保証されているものとし、(ii)その証券が上記(a)、(b)または(c)に記載された規制された市場で取引されている企業により発行されているものとし、(iii)共同体法の定めた基準に従い慎重な監督に服する機関または共同体法の定めたものと少なくとも同程度に厳重であるとアイルランド中央銀行の認める慎重な規則に従いこれを遵守する機関により発行または保証されているものとし、または(iv)アイルランド中央銀行の承認したカテゴリーに属するその他の団体により発行されているものとするが、当該証券への投資は、上記(i)、(ii)または(iii)に規定されたものに相当する投資家保護に従っており、かつ発行体は、その資本金および準備金が最低1,000万ユーロであるとともに特定の種類の会社の年次財務書類に関する条約第54条(3)(g)に基づく1978年7月25日付第4理事会通達（78/660/EEC）によりその年次決算書を提出および公開している会社であるか、またはグループ企業内に一もしくは複数の上場企業を含み、グループの金融業務に専念している法主体であるか、または銀行の流動性枠から利益を得る証券化手法の金融業務に専念している法主体であるものとする。）
- (2) UCITSは付随的に流動資産を保有することができるが、
- (a) (1)項に記載されるものを除き、その資産の10%超を譲渡性のある証券または短期金融市場証券に投資してはならない。
- (b) 貴金属または貴金属を表象する証書を取得してはならない。
- (3) 会社型投資信託は、その業務の直接的な遂行のために必須の動産または不動産を取得することができる。

リスク管理

- (1) (a) 管理会社または会社型投資信託は、いつでもUCITSのポジション・リスクおよび当該リスクがUCITSの資産ポートフォリオのリスク内容全体に寄与する要因を常に監視および測定することを可能とするリスク管理手法を用いるものとする。
- (b) 管理会社または会社型投資信託は、OTC派生商品の価格を正確かつ独自に査定する手法を用いるものとする。
- (c) 管理会社または会社型投資信託は、アイルランド中央銀行に対し定期的に、またアイルランド中央銀行が当該目的のために指定する特定要件に従い、派生商品の種類、潜在的リスク、数量制限および各運用中のUCITSに関する派生商品取引に伴うリスクを予測するため選択される方法を通知しなければならない。
- (2) (a) UCITSは、（一般的にまたは特定のUCITSについて）UCITS IV規則の目的においてアイルランド中央銀行が定める条件または要件に基づきかつこれらに従い、譲渡性のある証券および短期金融市場証券に関する技法および手段を用いることができる。ただし、かかる技法および手段はポートフォリオの効率的運用の目的で使用される場合に限る。かかる運用が派生商品の利用に関係する場合、本条件および要件はUCITS IV規則に準拠しなければならない。
- (b) かかる運用は、いかなる場合においても、UCITSをしてその信託証書、設立証書、基本定款および通常定款または目論見書に規定された投資目的から乖離させてはならない。
- (3) 譲渡性のある証券または短期金融市場証券に関連し、かつ、効率的なポートフォリオ運用のために用いられる技法および手段に関する(2)(a)における記載は、以下の基準を満たしている技法および手法に関する記載として解釈されるものとする。
- (a) 当該技法および手段は、費用対効果の高い方法で実現されるという点で経済的に適切であること。
- (b) 当該技法および手段は、以下の一または複数の特定の目的のために実行されること。
- (i) リスクの軽減
 - (ii) 経費の削減
 - (iii) UCITSのリスク内容および規則第70条および第71条に定められるリスク分散規則と一致するリスク・レベルでUCITSの追加の資本および収益を生み出すこと。
- (c) 当該技法および手段に伴うリスクは、UCITSのリスク管理プロセスによって適切に把握されること。
- (4) (a) UCITSは、派生商品に関する包括的リスク・エクスポージャーがそのポートフォリオの純資産総額を超えないよう確保しなければならない。
- (b) UCITSは、その投資方針の一環として、また規則第70条(6)に規定される制限の範囲内で、金融派生商品に対象資産のエクスポージャーが、総額で規則第70条に規定される投資制限を超えないことを条件として投資することができる。UCITSが指数を基礎とした金融派生商品に投資する場合、かかる投資は規則第70条に規定される制限と合算する必要はない。
- (c) 譲渡性のある証券または短期金融市場証券に組込派生商品が含まれる場合、UCITS IV規則の要件を遵守する際に当該派生商品を考慮するものとする。

- (5) (a) 派生商品を組み込んでいる譲渡性のある証券または短期金融市場証券は、付属書類3に定められる譲渡性のある証券または短期金融市場証券の基準を満たし、かつ、以下の基準を満たす構成を含む金融商品に関する記載として解釈されるものとする。

(i) 当該構成によって、主契約として機能する譲渡性のある証券または短期金融市場証券により別途必要とされるキャッシュ・フローの一部または全部が特定の金利、金融商品価格、外国為替相場、価格もしくはレートの指数、信用格付もしくは信用指数またはその他の変数に応じて変更でき、したがって、独立した派生商品と類似の方法で変動すること。

(ii) 当該構成の経済特性およびリスクは、主契約の経済特性およびリスクと密接な関連はないこと。

(iii) 当該構成は、譲渡性のある証券または短期金融市場証券のリスク内容および価格決定に重大な影響を及ぼすものであること。

(b) 譲渡性のある証券または短期金融市場証券は、派生商品が当該譲渡性のある証券または短期金融市場証券とは別に契約上譲渡可能な構成要素を含む場合、当該派生商品を組み込んでいるとはみなされないものとする。かかる構成要素は、別個の金融商品とみなされるものとする。

- (6) (2)項において、エクスポージャーは、裏付資産の時価、取引相手方リスク、将来の市場変動および持高清算の時期を考慮して計算される。

- (7) 付属書類9に規定される要件は、

(a) UCITS IV規則上、効力を有するものとする。

(b) 管理会社への適用に加え、UCITS IV規則に従い管理会社を指名していない会社型投資信託にも適用されるものとする。

- (8) 付属書類9における管理会社に関する記載は、(7)(b)において、それぞれ会社型投資信託に関する記載を含むと解釈されるものとする。

一つの発行体の証券への投資

- (1) (a) UCITSは、その資産の10%を超えて同一発行体の譲渡性のある証券または短期金融市場証券に投資することができない。ただし、UCITSがその資産の5%を超えて投資し、保有する特定の発行体の譲渡性のある証券または短期金融市場証券の総額は、ファンドの純資産総額の40%を超過してはならない。

本制限は、金融機関への預金および金融機関を相手方とするOTC派生商品取引には適用されない。

(b) UCITSは、その資産の20%を超えて同一機関における預金に投資してはならない。

(c) OTC派生商品取引におけるUCITSの取引相手方のリスク・エクスポージャーは、以下を超えてはならない。

(i) 取引相手方が規則第68条(1)(f)に規定される金融機関の場合、その資産の10%

(ii) その他の場合、その資産の5%

- (2) (1)項(a)、(b)および(c)に関わらず、UCITSは、その資産の20%を超えて、同一機関により発行されるかまたは同一機関を相手方とする以下の二つ以上を合算することはできない。
- (a) 譲渡性のある証券または短期金融市場証券への投資
 - (b) 預金
 - (c) OTC派生商品取引から発生するエクスポージャー
- (3) (a) (1)項(a)および(2)項に関わらず、UCITSはその資産の25%を限度に、EU加盟国に登記上の事務所を置き、法律に基づき債券の所持者を保護するための特別な公的監督に従っている金融機関の発行する債券に投資することができる。特に、かかる債券の発行から得た額は、法律に従い、債券の全有効期間を通じ、債券に付帯する請求権に応じることができる資産で、発行体の不履行の場合に元本の払戻しおよび経過利息の支払いに優先的に用いられることになる資産に投資されなければならない。
- (b) UCITSがその資産の5%超を(a)に記載される同一の発行体の債券に投資する場合、かかる投資の総額はUCITSの資産総額の80%を超えてはならない。
- (c) アイルランド中央銀行は、国で有効な(a)に定められる法律および監督上の取決めに従い、(a)の要件に応じて債券を発行することを授權された発行体のリストを欧州証券市場監督局および委員会に送付する。提供される保証の地位を明記する通知が、かかるリストに添付される。
- (4) (1)項(a)および(2)項に関わらず、UCITSは、その資産の35%を限度に、EU加盟国、EU加盟国の地方機関、第三国または1か国以上のEU加盟国が加盟している公的国際機関によって発行または保証されている譲渡性のある証券または短期金融市場証券に投資することができる。
- (5) (3)項および(4)項に記載される譲渡性のある証券および短期金融市場証券は、(1)項(a)に記載される40%制限の適用の際には考慮してはならない。
- (6) (1)項ないし(4)項の制限は合計してはならず、このため、以下すなわち、(1)項ないし(4)項に従い実行される(a)譲渡性のある証券、(b)短期金融市場証券、(c)預金または(d)派生商品取引の内の複数に対する投資から発生する同一発行体に対するエクスポージャーは、いかなる状況においてもUCITSの資産の合計35%を超えてはならない。
- (7) 通達（83/349/EEC）に従い定義されるところによるかまたは公認国際会計規則に従った連結決算のため同一グループに含まれる企業は、UCITS IV規則に規定される制限の計算上、同一発行体と見做されるものとする。
- かかる場合、UCITSは、その資産の20%を限度に、同一グループ内の譲渡性のある証券および短期金融市場証券への投資を組み合わせることがあるが、かかる投資はUCITS IV規則に明記されたその他の制限に従うものとする。

インデックス・ファンド

- (1) (a) 規則第74条に規定された制限を害することなく、信託証書、設立証書または定款に基づきUCITSの投資方針が、下記を基準としてアイルランド中央銀行により認められる一定の株式または債務証券の指数の構成を複製することを目指す場合、規則第70条(1)(a)の制限は、同一発行体の株式もしくは債務証券またはこれらの両方への投資について20%まで引き上げられる。
- (i) 指数の構成が十分に分散されており、本項および(2)項に定められるリスク分散規則に準拠する指数に関する記載として理解されること。
 - (ii) 指数が、関係市場について適切なベンチマークを表わしており、一般的に関係市場の主要な発行体を排除することにはならないと認められた方法を提供会社が用いている指数の記載として理解されること。
 - (iii) 指数が適当な方法で公開され、以下の基準を満たす指数に関する記載として理解されること。
 - (I) 指数が一般に公開されていること。
 - (II) 指数の提供会社がUCITSを模写する指数から独立していること。
- (b) (a)(iii)(I)は、指数の提供会社およびUCITSが同一の経済グループの一員を構成することを妨げるものではない。ただし、利益相反の管理について有効な取決めを行うことを条件とする。
- (2) アイルランド中央銀行は、特に一定の譲渡性のある証券または短期金融市場証券の構成比率が高い規制された市場における例外的な市況から正当であると証明される場合、規則第70条(1)(a)に規定された制限を最大35%まで引き上げることができる。かかる制限までの投資は、同一発行体についてのみ認められる。
- (3) (1)項における株価指数または債務証券指数の構成の複製に関する記載は、当該指数の対象資産の構成の複製として理解されるものとする（派生商品または規則第69条(2)に記載されるその他の技法および手法の利用を含む。）。

国等により発行または保証される証券

- (1) 受益者が規則第70条に規定された制限を遵守するUCITSの受益者の受けるものと同等の保護を受けていることをアイルランド中央銀行が納得している場合、アイルランド中央銀行は、リスク分散原則に従い、その資産の100%を限度に、EU加盟国、その地方公共団体、第三国または一もしくは複数のEU加盟国が加入する公的国際機関により発行されたかまたは保証されている異なる譲渡性のある証券および短期金融市場証券に投資することをUCITSに授權することができる。
- (2) かかる場合、UCITSは、(a)少なくとも6種類の銘柄の証券を保有しなければならない、かつ同一銘柄の証券がその資産総額の30%を超えてはならず、また(b)ファンドの資産の35%を超える投資を予定する証券については、これを発行または保証する国、地方公共団体または公的国際機関の名称をUCITSの信託証書、設立証書または定款に明記しなければならない、また(c)アイルランド中央銀行の認可に注意を喚起し、当該UCITSがその資産の35%を超えて投資する予定であるかすでに投資した有価証券に係る国、地方公共団体または公的国際機関を表示する明白な記述を目論見書およびマーケティング・コミュニケーションに含まなければならない。

UCITSおよびその他の投資信託への投資

- (1) UCITSは、以下的一方またはその両方の受益証券を取得することができるが、その資産の20%を超えて、単一のUCITSまたは他の投資信託の受益証券に投資してはならない。
 - (a) その他のUCITS
 - (b) 規則第68条(1)(e)に規定されるその他の集合的投資。投資対象であるUCITSまたはその他の投資信託がアンブレラ・ファンドとして設定される場合、アンブレラ・ファンドの各サブ・ファンドは、アイルランド中央銀行により課せられる条件に従い、本制限を適用する目的のために、別個のUCITSまたは別個の投資信託であるものとしてみなされることがある。
- (2) UCITSによるUCITS以外の投資信託の受益証券に対する投資は、総額で、UCITSの資産の30%を超えてはならない。
- (3) UCITSがUCITSもしくは他の投資信託またはこれらの両方の受益証券を取得した場合、かかる裏付のUCITSもしくは他の投資信託またはこれらの両方の資産は、規則第70条に規定された制限について、合計する必要はないものとする。
- (4) UCITSが他のUCITSもしくは他の投資信託またはこれらの両方の受益証券に投資する場合で、かかるUCITSおよびその他のUCITSまたは投資信託が、直接または委任により、同一の管理会社によるかまたは管理会社が共通の管理・支配関係もしくは直接・間接に実質的な所有関係にある他の会社により管理されている場合、かかる管理会社または他の会社は、当該他のUCITSもしくは他の投資信託またはこれらの両方（場合による。）の受益証券に対するUCITSの投資については申込手数料または買戻し手数料を請求しないものとする。
- (5) その資産の相当部分を他のUCITSもしくは投資信託またはこれらの両方に投資するUCITSは、その目論見書において、UCITSそれ自体に対し、および自ら投資を予定する他のUCITSもしくは投資信託またはこれらの両方（場合による。）に対し請求され得る運用報酬の最大限度額を開示しなければならない。UCITSの年次報告書では、UCITS自らに対し、および自ら投資するUCITSもしくは他の投資信託またはこれらの両方に対し請求される運用報酬の最大比率を表示しなければならない。
- (6) アンブレラ・ファンドは、規則第67条およびアイルランド中央銀行により課せられる条件に従い、当該アンブレラ・ファンド内で、あるサブ・ファンドの受益証券を別のサブ・ファンドのために取得することができる。

UCITSによる金銭の借入れ

- (1) (2)項および(3)項に従い、(a)会社型投資信託ならびに(b)管理会社および契約型投資信託のために行う受託会社および一般契約型投資信託のために行う管理会社はいずれも金銭を借り入れることはできない。
- (2) UCITSは、「バック・ツー・バック」ローンにより外国通貨を取得することができる。
- (3) UCITSは、
 - (a) 会社型投資信託の場合はUCITSの資産の10%を限度として、または契約型投資信託または一般契約型投資信託の場合はファンドの価額の10%を限度として借入れを行うことができる。ただし、借入れは一時的なものとする。

(b) 会社型投資信託の場合、UCITSの資産の10%を限度として借入れを行うことができる。ただし、借入れはUCITSの事業のために必要な不動産の取得を可能にするためのものとする。かかる場合、借入れおよび(a)に定められる借入れは、合計で借主の資産の15%を超えないものとする。

(4) 本規制において、UCITSに関する「資産」および「ファンドの価額」とは、UCITSの純資産をいう。

(5) non-UCITSの投資信託の投資制限 non-UCITSの契約型投資信託に適用される投資制限は、1990年ユニット・トラスト法によって以下のように定められており、（また、non-UCITSに関する通達において詳細が記載されている。）。

(a) non-UCITSの契約型投資信託は、信託証書に規定されている市場で売買または取引されていない証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資できない。市場に関する規制が、場合に応じてアイルランド中央銀行により課せられることがある。

(b) non-UCITSの契約型投資信託は、同一の発行体によって発行された証券にファンドの純資産の10%を超えて投資できない。non-UCITSの契約型投資信託の投資目的がアイルランドの株式への投資に限定されている場合、以下に記載するとおり上記制限を緩和することができる。

(i) ISEQ指標の10%を超える部分を表象する株式にファンドの純資産の15%まで投資できる。

(ii) ISEQ指標の8%と10%の間の部分を表象する株式にファンドの純資産の12.5%まで投資できる。

(iii) 一つの投資信託の純資産額の10%を超えて、いかなる機関にも預託できない。以下の機関による保管またはこれにより発行された保管を証明する証券または保証された証券の場合、上記制限は30%まで引上げられる。

(aa) EUの信用機関

(bb) 欧州経済地域（「EEA」）加盟国（ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）により認可された銀行

(cc) EU加盟国またはEEA加盟国以外の、1988年7月の「バーゼル自己資本比率規制合意」の調印国（スイス、カナダ、日本、米国）によって認可されている銀行

(dd) ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアまたはニュージーランドで認可された銀行

(ee) 受託会社

(ff) 受託会社に随時関係する会社

(iv) 関係会社および関係機関は、本(b)の目的においては同一の発行体と見做される。

(c) non-UCITSの契約型投資信託は、同一発行体によるいかなるクラスの証券についてもその10%を超えて保有できない。

- (d) 証券取引所指数追跡スキームの場合、パラグラフ2の10%の制限は、以下の条件の下で、20%に引き上げられることがある。
- かかるスキームの投資目的は、特定の指数を再現することでなければならないものとする。かかるスキームのポートフォリオにおける特定の発行体の証券の組入比率は、該当する指数に含まれる証券の組入比率に密接に連動していなければならないものとする。誤差は、一時的な場合、かつ事務処理上困難である場合に限られるべきである。かかるスキームの純資産価額の0.5%を超える誤差は、遅滞なく修正されることを要する。
 - 指数は、十分に分散されていなければならない、また、参照する市場の適切なベンチマークを示すものでなければならない。
 - 指数は、公開されており、かつ自由に入手することができるものでなければならない。
 - 英文目論見書には、かかる条件が明示されていなければならない。
- (e) 管理会社は、その管理するすべての投資信託について業務を行うにつき、発行体の経営に重大な影響を及ぼし得る議決権付株式を取得することはできない。
- (f) non-UCITSの契約型投資信託は、アイルランド中央銀行の認可を条件に国、その州もしくは地方公共団体、または一もしくは複数の国がメンバーである公的国際機関により発行または保証された複数の譲渡性のある証券にファンドの資産の100%まで投資できる。
- (g) non-UCITSの契約型投資信託は、下記の条件の下で、他の投資信託の受益証券を取得することができる。
- (i) ファンドの純資産の20%までの投資であること。
 - (ii) non-UCITSの契約型投資信託が、同じ管理会社により管理される投資信託の受益証券に投資する場合、投資がなされるファンドの管理会社は、受益証券の取得に関して自らの勘定で請求する権利を有する当初手数料を放棄しなければならない。
 - (iii) 他の投資信託の受益証券に投資したことによりnon-UCITSの契約型投資信託の管理会社が受領した手数料は、当該non-UCITSの契約型投資信託の資産に払い込まなければならない。

個人投資家向けオルタナティブ投資ファンドの投資制限

投資制限

1. 個人投資家向けAIFは、リスク分散の原則に従うことを条件として、その設定日から6か月間においては、本項に記載される投資制限を免除されることがある。
2. 本章および個人投資家向けAIFの英文目論見書に記載されている投資制限は、投資対象の購入時に適用され、その後も適用され続けるものとする。かかる制限が個人投資家向けAIFのコントロールの及ばない理由により、または新株引受権の行使により、その後、超過される場合、個人投資家向けAIFは、かかる事象を記録し、また、自身の受益者の利益を適切に考慮し、かかる状況を改善することを最優先しなければならないものとする。
3. 関連会社/機関は、本項の5、6および8の趣旨上、同一発行体とみなされるものとする。

証券

4. 個人投資家向けAIFは、定期的に業務を行っており、公認かつ公開の規制された市場において取引されていない証券には、その純資産の20%を超えて投資することができない。
5. 7に従って、個人投資家向けAIFは、同一機関によって発行された証券にその純資産の20%を超えて投資することができない。その投資方針が指数を再現することである個人投資家向けAIFに関しては、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品が圧倒的なシェアを占めているなどの例外的市場環境またはその他の例外的市場環境により正当化される場合、かかる制限は、同一発行体に関し、35%に引き上げられる。
6. セクション1の paragraph 1のi（一般的制限）に従って、個人投資家向けAIFは、同一発行体によって発行されたいずれかのクラスの証券の20%を超えて保有することができない。かかる条件は、他のオープンエンド型投資信託への投資には適用されない。
7. 個人投資家向けAIFは、いずれかの国、その構成州、その地方自治体、またはアイルランド中央銀行の事前の承認を得て一もしくは複数の国が構成員である公的国際機関によって発行または保証された譲渡性のある証券にその純資産の20%超から100%を上限として投資することができる。

現金

8. 個人投資家向けAIFは、同一機関にその純資産の10%を超えて預託することができない。かかる制限は、以下によって発行された預託を証明する証券または以下によって保証された証券に関しては、純資産の30%に引き上げられる。
 - (a) 欧州経済地域（「EEA」）加盟国（EU加盟国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）において認可された金融機関
 - (b) EEA加盟国以外の、1988年7月の「バーゼル自己資本比率規制合意」の調印国（スイス、カナダ、日本、米国）において認可された金融機関
 - (c) ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアまたはニュージーランドにおいて認可された金融機関
 - (d) 保管受託銀行、または
 - (e) アイルランド中央銀行の事前の承認を得た場合、保管受託銀行の関連会社もしくは関係会社である金融機関

投資信託

9. 本項の12に従って、個人投資家向けAIFは、対象投資信託が規制対象の投資信託であることを条件として、オープン・エンド型投資信託にのみ投資するものとする。
10. 本項の12に従って、個人投資家向けAIFは、いずれかーオープン・エンド型投資信託に純資産の30%を超えて投資することができない。
11. 純資産の30%を超えて他の投資信託に投資する個人投資家向けAIFは、自身が投資する投資信託については、純資産の30%を超えて他の投資信託に投資することを禁止されている投資信託であることを確保するものとする。かかる投資は、管理報酬および／または投資運用報酬を二重取りにするために行われてはならないものとする。
12. 個人投資家向けAIFは、純資産の20%を超えて規制されていないオープン・エンド型投資信託に投資することができない。

13. 投資対象である投資信託の管理会社が通常請求する当初販売手数料または買戻手数料を放棄した場合、個人投資家向けAIFは、管理会社またはオルタナティブ投資ファンド運用者（以下「AIFM」という。）またはこれらの関連会社または関係会社によって運用されている投資信託の受益証券にのみ投資するものとする。
14. 個人投資家向けAIFは、管理会社またはAIFMによって受領された一切の手数料またはその他の報酬が個人投資家向けAIFの資産に払い込まれることを確保しなければならない。
- デリバティブ（金融派生商品）
15. 個人投資家向けAIFは、以下を超える店頭デリバティブ取引（セクション1(iv)（金融派生商品）のグラフ3において定義されている。）のカウンターパーティーに対するリスク・エクスポージャーを有することができない。
- (a) カウンターパーティーが適切な機関である場合には、個人投資家向けAIFの純資産の10%、または
- (b) その他の場合には、個人投資家向けAIFの純資産の5%
16. 個人投資家向けAIFは、金融派生商品に関する世界的なエクスポージャーが、そのポートフォリオの純資産総額を超えないことを確保するものとする。譲渡性のある証券または短期金融商品に金融派生商品が組み込まれている場合、かかる条件を遵守する際、後者が考慮されるものとする。

(6) 管理会社

UCITS IV規則に従い、アイルランド中央銀行は、UCITS IV規則に基づきアイルランド中央銀行に申請している管理会社に対し、管理会社として業務を行う認可を付与し、またはその付与を拒否することができる。認可の付与については、規則第17条および第18条に定められる条件および要件に従う。アイルランド中央銀行は、付与されたすべての認可について、欧州証券市場監督局に通知するものとする。

管理会社の業務

- (1) (a) UCITS IV規則に別段に規定される場合を除き、管理会社は、UCITS IV規則または通達に従って認可されたUCITS、およびUCITS IV規則に規定されておらず、管理会社が慎重な監督に服するものの、通達に基づきその他のEU加盟国では販売することのできないその他の投資信託の管理以外の業務に従事しないものとする。
- (b) 契約型投資信託、一般契約型投資信託および会社型投資信託を管理する業務には、付属書類1に規定される業務が含まれるが、それに限られない。
- (2) (a) (b)に従い、管理会社は、投資信託の管理のほか、以下の追加業務を提供することにつき認可を受けることができる。
- (i) 投資家により一任ベースおよび各顧客ベースで付与される委任に従い、年金基金が保有するものを含む投資ポートフォリオの運用（当該ポートフォリオがMIFIDの添付書類セクションCに挙げられた一または複数の投資証券を含む場合）

- (ii) 非中核業務として、
 - (I) 通達（2004/39/EC）セクションCの添付書類1に挙げられた一または複数の証券に関する投資助言
 - (II) 投資信託の受益証券に関する保管および管理
- (b) 管理会社は、
 - (i) (a)(i)および(ii)に規定される業務のみの提供を目的としては認可されないものとする。
 - (ii) (a)(i)に規定される業務の提供の認可を受けることなく、(a)(ii)に規定される非中核業務の提供を目的としては認可されないものとする。
- (3) 規則第3条(1)における「管理会社」の定義およびMIFID規則第32条、第33条、第76条および第99条ないし第102条は、必要なすべての修正をもって、管理会社による(2)項(a)(i)および(ii)に規定される業務の提供に適用されるものとする。
- (4) 個々のポートフォリオ運用業務を提供する管理会社は、MIFID規則に基づきアイルランド中央銀行が公表する顧客資産要件を遵守するものとする。
- (5) 投資信託業務の提供の一環として、UCITS IV規則に従い認可された管理会社は、申込金および販売会社に関する資金の処理のために顧客資産勘定を維持することができる。かかる場合、管理会社は、MIFID規則に基づきアイルランド中央銀行が公表する顧客資産要件を遵守し（場合に応じて）、規則第123条に従いアイルランド中央銀行によって課せられる条件に従うものとする。

管理会社の認可の条件および認可取消しの理由

- (1) 他の法律上の規定を害することなく、管理会社は、以下の場合を除き、アイルランド中央銀行により認可されないものとする。
 - (a) 本国内に、その登記上の事務所および本店を有する法人である場合
 - (b) 最低125,000ユーロの当初資本額を有する場合
 - (c) 管理会社の業務を有効に遂行する者は十分に優良な評判を有し、管理会社が運用するタイプのUCITSについて十分な経験を有する場合
- (2) (a) 管理会社と他の自然人もしくは法人との間に緊密な関係が存在している場合、アイルランド中央銀行は、かかる関係がアイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げない場合にのみ認可を行うものとする。
 - (b) 管理会社が緊密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人を支配する第三国の法律、規則もしくは行政規定またはこれらの執行に伴う困難がアイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げる場合、アイルランド中央銀行は、認可を拒否するものとする。
 - (c) アイルランド中央銀行は、本項に規定される条件の継続的な遵守を監視するためにアイルランド中央銀行が要求する情報の提供を管理会社に義務付けるものとする。
- (3) 管理会社の業務遂行は、(1)項(c)号に規定される条件を満たす最低二名の者が決定するものとする。

- (4) (5)項ないし(7)項に従い、管理会社のポートフォリオの純資産価額が250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、250,000,000ユーロを超える超過分の0.02%に相当する追加の自己資金を提供するものとする。
- (5) 当初資本金と(4)項に基づき管理会社が保持すべき追加額の合計は、10,000,000ユーロを上回る必要はないものとする。
- (6) 管理会社の自己資金は、通達（2006/49/EEC）の条項に従いアイルランド中央銀行が定めた額を下回らないものとする。
- (7) (a) 管理会社は、金融機関または保険会社が行う同額の保証から利益を得た場合、上記(4)項に記載された追加の自己資金額の50%を限度に提供する必要はない。
- (b) 当該金融機関または保険会社はEU加盟国に登記上の事務所を置くものとするが、第三国にその登記上の事務所を置くこともできる。ただし、当該機関または会社は、共同体の法律に定められたものと同等であるとアイルランド中央銀行が判断した慎重な規則に従わなければならない。
- (8) 上記(4)項において、以下のポートフォリオが管理会社のポートフォリオと見做されるものとする。
- (a) 管理会社が運用する契約型投資信託および一般契約型投資信託で、管理会社が運用機能を委任したポートフォリオを含むが、管理会社が委任に基づき運用しているポートフォリオを含まないもの。
- (b) 管理会社がその管理会社として指定された会社型投資信託
- (c) 管理会社が運用するその他の投資信託で、管理会社が管理機能を委任したポートフォリオを含むが、管理会社が委任に基づき運用しているポートフォリオを含まない。
- (9) 上記(1)(c)において、管理会社は、管理会社の業務を有効に遂行する者およびかかる者の役職を承継する各人の氏名を直ちにアイルランド中央銀行に通知するものとする。
- (10) 管理会社は、認可を取得次第速やかに業務を開始できるものとする。
- (11) アイルランド中央銀行は、認可が付与されているか否かに関わらず、記入済みの申請書を受領した日から6か月以内に、申請中の管理会社に通知するものとする。認可が拒否された場合にはその理由が通知されるものとする。
- (12) 認可を拒否された申請中の管理会社は、規則第135条に従い、裁判所に申請を行うことができる。
- (13) 申請中の管理会社は、アイルランド中央銀行が(11)項に定められる期間内に認可について決定を行わなかった場合、(12)項に定められる裁判所に申請を行う権利と同一の権利を有するものとする。
- (14) アイルランド中央銀行は、管理会社が以下に該当する場合にのみ、管理会社に対して発行した認可を取り消すことができる。
- (a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上前からUCITS IV規則に規定される業務を行っていない場合。ただし、アイルランド中央銀行がかかる場合に認可が自動的に失効することを規定している場合を除く。
- (b) 管理会社が虚偽の申告または他の不正な方法により認可を取得した場合

- (c) 管理会社が、認可が付与される根拠となる条件を満たさなくなった場合
- (d) 管理会社の認可が規則第16(2)(a)(i)に規定されるポートフォリオの一任運用業務も含む場合に、管理会社が通達（2006/49/EC）を遵守しない場合
- (e) 管理会社が、UCITS IV規則に従って課されるアイルランド中央銀行の規則または要件に著しくまたは組織的に違反した場合

認可の申請

- (1) 申請中の管理会社の認可の申請には、アイルランド中央銀行が合理的に随時指定する様式により、同じく指定する詳細事項を記載し、また上記の一般性を害することなく、アイルランド中央銀行が以下に関連して要請する詳細事項または情報を記載するものとする。
 - (a) 申請中の管理会社が実行を予定しまたは実行しそうな業務の種類
 - (b) 申請中の管理会社について適格に株式を保有している者またはかかる管理会社を所有する者
 - (c) 申請中の管理会社の基本定款および通常定款
- (2) 申請中の管理会社は、アイルランド中央銀行に対し以下を充足しない限り、アイルランド中央銀行により認可されないものとする。
 - (a) 申請中の管理会社が、その業務がUCITS IV規則の要件に従った方法で遂行されることを確保するための準備を行ったこと。
 - (b) 適用ある場合、申請中の管理会社の基本定款および通常定款には、UCITS IV規則に従い、かつアイルランド中央銀行が課すことのある条件もしくは要件またはこれらの両方に従い、かかる管理会社の運営を可能にするに足る条項が記載されること。
 - (c) 申請中の管理会社が、アイルランド中央銀行により指定された最低資本レベルを有すること。
 - (d) その取締役およびマネジャー各々の清廉性および能力
 - (e) その適格株主各々の適当性
 - (f) 申請中の管理会社の設立構造および運用技能ならびに申請中の業務を遂行するため適切な水準の専門技能を備えた人員を雇用していること。
 - (g) 申請中の管理会社が、アイルランド中央銀行がその監督機能を遂行するために必要な一切の情報を提供されることおよび公衆がアイルランド中央銀行が指定する情報を提供されることを可能とするための手順を確立しており、またこれに従う予定であること。
 - (h) 申請中の管理会社およびその関連するかまたは関係する企業が、適宜および実行可能である場合に、アイルランド中央銀行により適切に監督され得るような事業構造を有すること。
 - (i) その業務の遂行、財源および認可管理会社を適正かつ秩序だてて規制しかつ監督するため、および投資家保護のためアイルランド中央銀行が必要と見做すその他の事項
- (3) アイルランド中央銀行は、認可管理会社が維持する資本の水準について条件または要件を随時に課すことができ、UCITS IV規則およびMIFID規則に定められる資本要件を考慮するものとする。

- (4) アイルランド中央銀行は、UCITS IV規則に基づき認可が付与された時点またはそれ以後、認可管理会社または申請中の管理会社の取締役の任命または最高業務執行役員もしくはマネジャーもしくはこれらと同等の役職の任命が、アイルランド中央銀行から事前に書面で承認を得ることを条件とし、認可管理会社または申請中の管理会社が被任命者の清廉性および能力についてアイルランド中央銀行の満足を得ない限り、かかる承認が付与されないよう要求することができる。
- (5) アイルランド中央銀行は、認可管理会社に対し、管理会社の適正かつ秩序だった規制および監督のためもしくは投資家保護のためまたはこれらの両方のため、基本定款または通常定款の変更を指図することができる。
- (6) UCITS IV規則に基づきアイルランド中央銀行により付与される認可は、認可管理会社が提供するべき業務の種類を特定するものとする。
- (7) (a) アイルランド中央銀行は、非常に多くの者を、UCITS IV規則上の授權された役員として書面で認めることができ、また当該授權を取り消すことができる。
- (b) アイルランド中央銀行は、認可を付与しまたは拒絶する前のいつでも、申請中の管理会社に追加の情報を請求するか、または授權された役員に対し、UCITS IV規則に基づく申請を正当に評価するために必要な照会を行うかもしくは調査を実行するよう指示することができ、当該照会または調査はUCITS IV規則に従い実行されるものとする。
- (8) アイルランド中央銀行は、以下に該当する申請中の管理会社を認可する前に関係するその他のEU加盟国の管轄当局と協議するものとする。
- (a) 他のEU加盟国で認可された他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の子会社
- (b) 他のEU加盟国で認可された他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の親会社の子会社
- (c) 他のEU加盟国で認可された他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社を支配する自然人または法人により支配される管理会社
- (9) (a) 管理会社について、アイルランド中央銀行は、当該管理会社の母国であるEU加盟国と当該管理会社のホスト国であるEU加盟国の間の責任の分担を考慮しつつ、通達に定められるUCITS IV規則を適用し、UCITS IV規則の関係条項はこれに準じて解釈されるものとする。
- (b) UCITS IV規則に従い、管理会社は、(i)管理会社の適正かつ秩序だった規制および監督もしくは(ii)投資家もしくは顧客または両者の保護のためまたはこれらの両方のため、アイルランド中央銀行により課される条件もしくは要件またはこれらの両方を遵守するものとする。
- (10) アイルランド中央銀行は、UCITS IV規則に基づき認可された管理会社および適切かつ実行可能である場合に、関連会社または関係会社の事業が、共同でまたは個別に、UCITS IV規則に基づきアイルランド中央銀行が納得するように監督され得るように、アイルランド中央銀行により監督されない関連会社または関係会社の事業または会社の構造または管理を構築するという要件を申請中の管理会社または認可管理会社に課することができる。

管理会社が規則第16条および第17条を遵守することを確保するアイルランド中央銀行の義務

- (1) アイルランド中央銀行は、認可管理会社が常に規則第16条および第17条(1)ないし(9)に定められた条件を遵守することを要求するものとする。
- (2) (a) 管理会社の自己資金は規則第17条により義務付けられるレベルを下回ってはならない。
(b) ただし下回った場合には、アイルランド中央銀行は、状況が許す場合には、当該管理会社に対し状態を改善するかまたは業務を停止するため一定の猶予を認めることができる。

適格保有

- (1) 管理会社の適格保有は、証券分野における投資に関するMIFID規則第10条で定められた規則に従うものとする。
- (2) 関係条項は、MIFID規則に定められる意味の範囲内の投資会社での取引の取得に適用されるため、必要なすべての修正をもって、管理会社の適格保有に適用されるものとする。
- (3) MIFID規則第15部は、(2)項に規定されるとおり適用される関係条項に関連する範囲内で、必要なすべての修正をもって、上記のとおり適用される関係条項に適用されるものとする。
- (4) MIFID規則第16部は、(2)項に規定されるとおり適用される関係条項に関連する範囲内で、必要なすべての修正をもって、上記のとおり適用される関係条項に適用されるものとする。
- (5) UCITS IV規則において、
 - (a) MIFID第10条、関係条項またはMIFID規則第15部もしくは第16部に記載された「投資会社」との表現は、それぞれ「管理会社」と解釈される。
 - (b) 「関係条項」とは、(i)MIFID規則第13条および第30条ならびに(ii)MIFID規則第14部をいう。

慎重な規則

- (1) アイルランド中央銀行は、UCITS IV規則に基づき授權されたUCITSの運用業務について、管理会社が常に遵守すべき慎重な規則を作成する。
- (2) 特に、アイルランド中央銀行は、管理会社が運用するUCITSの性質も考慮しつつ、各管理会社に対し以下を要請する。
 - (a) 管理会社が、電子的データ処理および適切な社内管理機構について、堅実な運営・会計上の手順、統制および保護上の取決めを行っていること。これには、特に、従業員による個人取引に係る規則または自己資金での投資を目的とする金融商品の保有もしくは金融商品への投資の管理に係る規則を含み、とりわけ、ファンドに関わる各取引がその端緒、その当事者、性質ならびにその実行時期および場所により再構築され得ること、ならびに管理会社が運用する契約型投資信託または会社型投資信託の資産がファンド規則または設立書類および有効な法律条項に従って投資されることの確保を含む。
 - (b) UCITSまたは顧客の利益が、会社とその顧客の間、各顧客の間、顧客とUCITSの間または2つのUCITSの間の利益相反により害されるというリスクを最小化するような仕組みをもって管理会社が設立されること。

- (3) その認可が規則第16条(2)(a)(i)に規定されるポートフォリオの一任運用業務も含む各管理会社は、
- (a) 顧客から事前に全般的承諾を得ていない限り、投資家のポートフォリオの全部または一部を、かかる管理会社が運用する契約型投資信託、一般契約型投資信託または会社型投資信託の受益証券に投資してはならない。
 - (b) 規則第16条(2)(a)(i)および(ii)に規定される業務について、投資家補償制度に関する1997年3月3日付欧州議会および理事会通達（97/9/EC）に定められる規定に従い、1998年投資家補償法（1998年第37号）を遵守するものとする。
- (4) 付属書類4に規定される要件は、UCITS IV規則上、効力を有するものとする。

委任

- (1) アイルランド規則第17条Fに基づき、管理会社は、会社の業務をより効率的に遂行するため、その業務を第三者に委任することができる。ただし、
- (a) 管理会社が適切な方法でその旨をアイルランド中央銀行に通知していること（この場合、アイルランド中央銀行は、管理会社が運用するUCITSの母国であるEU加盟国の管轄当局にその旨を遅滞なく伝達するものとする。）。
 - (b) 委任により、管理会社に対する監督の有効性が妨げられないこと、および特に、管理会社がその投資家の最善の利益のために行為することまたはUCITSが投資家の最善の利益のために運用されることが妨げられてはならないこと。
 - (c) 委任が投資運用に関わる場合、資産の運用を目的に認可されまたは登録されており、慎重な監督に服する企業に対してのみ委任が行われること。委任は、管理会社が定期的に定める投資配分基準に従うことを要すること。
 - (d) 委任が投資運用に関わるもので、第三国の企業に対し行われた場合、アイルランド中央銀行と関係する第三国の監督官庁の間の協力が保証されること。
 - (e) 投資運用の中核機能に関する委任は、その利益が管理会社または受益者の利益と相反する可能性がある受託会社またはその他の企業に対し行われ不得ること。
 - (f) 管理会社の業務を遂行する者が、委任先の企業の業務を常に有効に監視できるような措置が実行されること。
 - (g) 委任は、管理会社の業務を遂行する者が、職務の委任先企業に対しいつでも更なる指示を付与することまたは委任を撤回することを妨げるものではなく、またいずれの場合にも投資家の利益になる場合には速やかに効力を生じること。
 - (h) 委任される職務の性質を考慮して、職務の委任先企業は適格であり、当該職務の実行が可能であること。
 - (i) UCITSにより発行される目論見書には、管理会社がUCITS IV規則に従い委任を認められている職務のリストを記載すること。
- (2) 管理会社または受託会社のいずれの責任も、管理会社が機能を第三者に委任したという事実により影響を受けるものではなく、また管理会社は、自らが連絡機関のみになるような機能の委任を行ってはならないものとする。

業務遂行規約

- (1) アイルランド中央銀行は、認可管理会社が常に遵守する業務遂行規約を作成するものとする。かかる規約には、少なくとも本項に定められる原則を導入するものとする。かかる原則により、管理会社が以下を行うことを確保するものとする。
 - (a) 認可管理会社が運用するUCITSの最善の利益のために、かつ、市場の健全性のために、その業務活動を誠実かつ公正に行うこと
 - (b) 認可管理会社が運用するUCITSの最善の利益のために、かつ、市場の健全性のために、適切な手腕を発揮し、注意義務を尽くし、かつ、配慮を行って行為すること
 - (c) 認可管理会社の業務活動の適正な履行のために必要な財源および方策を有し、これらを効率的に活用すること
 - (d) 利益相反を回避するよう努め、回避できない場合には、認可管理会社が運用するUCITSが公正に取引されることを確保すること
 - (e) 認可管理会社の投資家の最善の利益を拡大し、市場の健全性を促進するために、認可管理会社の業務活動の遂行に適用されるすべての規制上の要件を遵守すること
- (2) UCITS IV規則の付属書類5に規定されている要件は、本項に適用されるものとする。

投資家の苦情

- (1) (a) 管理会社または会社型投資信託（該当する場合）は、投資家の苦情を適正かつ速やかに処理することを確保するため、透明性のある手続および仕組みを構築、実施および維持するものとする。かかる方法により、投資家がEU加盟国である自国の公用語で苦情を申し立てることを可能にするものとする。
 - (b) 管理会社はまた、公衆またはアイルランド中央銀行の要請に応じて情報を公開するために適切な手続および仕組みを構築するものとする。
 - (2) 管理会社は、各苦情およびその解決のために講じられた措置が記録されるようにするものとする。
 - (3) 管理会社は、投資家が無料で苦情を申し立てられるようにするものとする。(1)項に規定される手続に関する情報は、無料で投資家に提供されるものとする。
- (II) 1990年ユニット・トラスト法およびnon-UCITSに関する通達の下で登録された、non-UCITSの契約型投資信託の管理会社は、以下の要件を満たすことを要する。
- (a) アイルランド法または他のEU加盟国の法律に基づき設立された法人であること。
 - (b) 常に、125,000ユーロ（「財源要件」）または前年の固定諸経費の四分の一（「費用要件」）のいずれか多い方の額に相当する最低資本要件を維持しているとアイルランド中央銀行が判断すること。最低資本要件は、容易に利用可能な形態の適格資産として保持され、リーエン（留置権）または担保権を付されていないこと。

グループのメンバーである管理会社は、その最低資本要件をグループ外で維持すること。

管理会社は、本要件の継続的遵守を立証できる態勢にあること。
 - (c) 契約型投資信託の管理会社および受託会社の業務に対する有効なコントロールが互いに独立して行使されること。
 - (d) 管理会社の取締役は、契約型投資信託の受託会社の取締役を兼任しないこと。

(e) 管理会社の取締役のうち最低二名はアイルランドの居住者であること。

AIFMの認可

AIFMの業務を行うための条件

1. (1) AIFMは、規則に従って認可され、また、かかる認可にアイルランド中央銀行が付するすべての条件を満たさない限り、AIFを運用することができない。
- (2) 外部のAIFMは、付属書類1に記載されている業務以外の業務に従事することはできないが、2011年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則に基づきUCITSの管理会社として認可されていることを条件として、UCITSの運用を行うこともできる。
- (3) 内部で運用されているAIFは、付属書類1に従って、当該AIFの内部運用以外の業務を行うことができない。
- (4) (2)を損うことなく、外部のAIFMは、以下の業務を提供することができる。
- (a) 投資家によって付与されたマンデートによる投資対象ポートフォリオ（指令(2003/41/EC)の第19条(1)に従い年金基金および退職給与引当金機関により保有されているものを含む。）の一任勘定による各顧客ベースの運用
- (b) (i) 投資アドバイス、(ii) 投資信託の株式または受益証券の保管および管理事務、ならびに(iii) 金融商品の注文の受領および伝達を含む周辺業務
- (5) AIFMは、規則に基づき、以下について権限を授与されないものとする。
- (a) (4)に記載されている業務のみを提供すること。
- (b) (4)(a)に記載されている業務を提供することなく、(4)(b)に記載されている周辺業務を提供すること。
- (c) 付属書類1の paragraph 2に記載されている業務のみを提供すること。
- (d) 付属書類1の paragraph 1(b)に記載されている業務を提供することなく、付属書類1の paragraph 1(a)に記載されている業務を提供すること、またはその逆。
- (6) 2007年ヨーロッパ共同体（金融商品市場）規則（2007年のS.I.No. 60）の規則第5条(2)、第32条、第33条および第76条は、(4)に規定されているAIFMによる業務の提供に適用されるものとする。
- (7) AIFMは、アイルランド中央銀行が規則に記載されている条件の遵守を監視するために要求する情報をアイルランド中央銀行に提供するものとする。
- (8) 指令（2004/39/EC）に基づき認可された投資会社または指令（2006/48/EC）に基づき認可された金融機関のいずれも、投資業務（オルタナティブ投資ファンドに関する個別のポートフォリオ運用など）を提供するために規則に基づく認可を取得することを義務付けられないものとする。ただし、投資会社は、規則に従ってオルタナティブ投資ファンドの受益証券または株式を販売することができる場合に限り、直接的または間接的に、本国内の投資家に対し、オルタナティブ投資ファンドの受益証券または株式を募集し、またはかかる受益証券もしくは株式を販売するものとする。

認可の申請

2. (1) AIFMは、規則に基づく認可についてアイルランド中央銀行に申請するものとする。
- (2) かかる認可の申請を行うAIFMは、自身に関する以下の情報をアイルランド中央銀行に提供するものとする。
- (a) AIFMの業務を効率的に遂行する者に関する情報
 - (b) 適格持ち分を有するAIFMの受益者またはメンバー（直接もしくは間接、または自然人もしくは法人のいずれであるかにかかわらず。）の身元およびかかる持ち分の金額に関する情報
 - (c) AIFMの組織構造を構築する業務計画（AIFMがどのように規則に基づく義務を遵守する意向なのかに関する情報を含む。）
 - (d) 規則第14条に基づく報酬方針および慣行に関する情報
 - (e) 規則第21条に記載されている職務の第三者に対する委託および再委託のための取決めにに関する情報
- (3) かかる認可の申請を行うAIFMは、自身が運用する意向である各AIFに関する以下の情報をアイルランド中央銀行に提供するものとする。
- (a) 投資戦略に関する情報（AIFがファンド・オブ・ファンズである場合には、裏付ファンドのタイプを含む。）、レバレッジの使用に関するAIFMの方針、自身が運用するまたは運用する意向である各AIFのリスク特性およびその他の特徴（各AIFが設立されるまたは設立される予定のEU加盟国または第三国に関する情報を含む。）
 - (b) AIFがフィーダーAIFである場合には、マスターAIFの設立地に関する情報
 - (c) AIFMが運用する意向である各AIFの設立に関する規則または設立証書
 - (d) AIFMが運用する意向である各AIFの規則第22条に基づく保管受託銀行の任命に関する取決めにについての情報
 - (e) AIFMが運用するまたは運用する意向である各AIFに関する規則第24条(1)に記載されている追加の情報
- (4) 管理会社が2011年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則（2011年のS.I.No. 352）に基づいて認可されており、かつ、規則に基づきAIFMとして認可を申請する場合、アイルランド中央銀行は、UCITSの管理会社が2011年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則に基づく認可の申請の際に既に提出した情報または書類を提出することを要求しないものとする。ただし、かかる情報または書類が最新のものであることを条件とする。
- (5) 各年度において、アイルランド中央銀行は、四半期ごとに、本パートに従って付与または撤回された認可について、欧州証券市場監督局に通知するものとする。

認可する条件

3. (1) (a) アイルランド中央銀行は、以下の場合を除き、認可しないものとする。

- (i) AIFMが規則に記載されている条件を満たすことができるとアイルランド中央銀行がみなす場合
- (ii) AIFMが規則第10条に従って十分な当初資本および自己資金を有している場合
- (iii) AIFMの業務を効率的に行う者に十分な信用があり、AIFMによって運用されている各AIFが採用する投資戦略に関し経験が豊かであり、かかる者およびかかる者の地位を引き継ぐすべての者の氏名が直ちにアイルランド中央銀行に通知され、AIFMの業務の遂行が、かかる条件を満たす2名以上の者によって決定される場合
- (iv) AIFMの健全で慎重な運用を確保する必要を考慮すると、適格持ち分を保有する受益者またはAIFMのメンバーが適切である場合、および
- (v) AIFMの本社および登記上の事務所が本国内にある場合。

(b) 規則またはその他のあらゆる法令に基づき、他の方法により条件または要件を課す権限を損うことなく、アイルランド中央銀行は、適切であるとみなすかかる条件を認可に付け加えることができる。

(c) (b)を損うことなく、アイルランド中央銀行は、適切であるとみなす場合、認可後に、自身が適切とみなす一または複数の条件を認可に付け加えることができる。

(d) アイルランド中央銀行は、(b)または(c)に基づき認可に付け加えられた条件を変更または取り消すことができる。

(2) アイルランド中央銀行は、以下のいずれかを認可する前に他のEU加盟国の該当する管轄当局に相談するものとする。

(a) 他のEU加盟国において認可された他のAIFM、UCITSの管理会社、投資会社、金融機関、または保険会社の子会社

(b) 他のEU加盟国において認可された他のAIFM、UCITSの管理会社、投資会社、金融機関、または保険会社の親会社の子会社

(c) 他のEU加盟国において認可された他のAIFM、UCITSの管理会社、投資会社、金融機関、または保険会社を管理している自然人または法人と同一の自然人または法人によって管理されている会社

(3) アイルランド中央銀行は、以下のいずれかによりアイルランド中央銀行の効果的な監督機能の行使が妨げられる場合、AIFMへの認可を拒否することができる。

(a) AIFMと他の自然人または法人との間の密接な関係

(b) AIFMと密接な関係にある自然人または法人を規定する第三国の法令または行政規定

(c) かかる法令または行政規定の執行に関連する問題

(4) 認可に条件を付け加える他の権限を毀損することなく、アイルランド中央銀行は、自身が適切とみなす方法で、認可の範囲を制限する条件（特に、AIFMが運用することのできる各AIFの投資戦略に関する条件など）を付け加えることができる。

(5) アイルランド中央銀行は、認可の申請人によって記入済みの申請書が提出された日から3か月以内に認可されたか否かに関する書面による通知を申請人に対し行うものとする。

- (6) アイルランド中央銀行は、特定の状況において、自身が必要であるとみなす場合、AIFMに通知した後で、適宜、(5)に記載された期間をさらに3か月延長することができる。
- (7) (5)の目的上、申請書は、AIFMが少なくとも、規則第8条(2)(a)ないし(d)および規則第8条(3)(a)および(b)に記載された情報を提出した場合、記入済みとみなされるものとする。
- (8) AIFMは、認可された時点で同時に、第8条(3)(a)に従って、申請書に記載した投資戦略により、本国内で、オルタナティブ投資ファンドの運用を開始することができる。ただし、第8条(2)(e)および第8条(3)(c)ないし(e)に記載された情報が欠けていた場合には、欠けていた情報の提出後、1か月間は、運用を開始できないものとする。

当初資本および自己資金

4. (1) 内部で運用されるAIFであるAIFMは、少なくとも300,000ユーロの当初資本を有するものとする。
- (2) AIFMがオルタナティブ投資ファンドの外部運用者として任命された場合、AIFMは、少なくとも125,000ユーロの当初資本を有するものとする。
- (3) AIFMが運用するオルタナティブ投資ファンドのポートフォリオの価額が、250,000,000ユーロを超える場合、AIFMは、追加の自己資金を提供するものとする。自己資金の追加金額は、AIFMのポートフォリオの価額が250,000,000ユーロを超える金額の0.02パーセントに相当する金額とするが、当初資本とかかる追加金額の必要合計金額は、10,000,000ユーロを超えてはならないものとする。
- (4) (3)の目的上、AIFMが運用するオルタナティブ投資ファンド（規則第20条に従ってAIFMが職務を委託したファンドを含むが、AIFMが委託され運用するAIFを除く。）は、AIFMのポートフォリオとみなされる。
- (5) (3)にかかわらず、AIFMの自己資金は、指令（2006/49/EC）第21条に基づき要求される金額を下回らないものとする。
- (6) アイルランド中央銀行は、AIFMに対し、以下の者によって提供される同一金額の保証の恩恵を受けることを条件として、(3)を遵守する要件を免除するものとする（すなわち、(3)に記載されている自己資金の追加金額の50パーセントを上限として提供しないことを許可する。）。
- (a) EU加盟国にその登記上の事務所を有する金融機関または保険会社
- (b) 第三国（かかる国において金融機関または保険会社は、欧州連合の法律に記載されている規則に相当するとアイルランド中央銀行がみなす厳しい規則を遵守している。）の金融機関または保険会社
- (7) AIFMが規則に従って遂行する業務により生じる潜在的専門職業人賠償責任リスクをカバーするために、内部で運用されるAIFおよび外部AIFMは、
- (a) 専門職業人の過失により生じる潜在的賠償責任リスクをカバーするために適切な追加の自己資金を有するか、または
- (b) 専門職業人の過失により生じる賠償責任に対する専門職業人補償保険（リスクをカバーするために適切な保険）を有するものとする。

- (8) (7)(a)に記載されている追加の自己資金を含む自己資金は、流動資産または短期間で容易に現金に交換できる資産に投資されるものとし、投機的ポジションには投資されないものとする。
- (9) 規則は、UCITSの管理会社でもあるAIFMには適用されないものとする。ただし、(7)および(8)を除く。

認可の範囲の変更

5. (1) AIFMは、認可のベースまたはアイルランド中央銀行が付け加えた認可の条件のベースに重大な影響を及ぼす可能性のあるあらゆる提案された変更を実行する前に、かかる変更についてアイルランド中央銀行に通知するものとする。本項の目的上、重大な変更には、規則第8条に従って提供された情報に関する重大な変更が含まれるものとする。
- (2) (1)に基づき、通知を受領した場合、アイルランド中央銀行は、
- (a) 提案された変更を考慮するために、認可に付け加えた条件を変更することを決定するか、または、
- (b) 提案された変更は行うべきではないことを決定するものとし、いずれの場合においても、通知の受領後1か月以内に決定を行い、かかる決定をAIFMに通知するものとする。(a)に記載されている決定を下した場合、アイルランド中央銀行は、適宜、条件を変更するものとする。
- (3) アイルランド中央銀行は、特定の状況において、自身が必要であるとみなす場合、AIFMに通知した後で、適宜、(2)に記載された期間をさらに1か月を上限として延長することができる。
- (4) アイルランド中央銀行が(2)に記載された期間（または、場合に応じて、(3)に基づき延長された期間）内に(2)に記載された規定を遵守しなかった場合、(1)に記載された変更は、実施されるものとする。

認可の取消し

6. アイルランド中央銀行は、以下の場合、AIFMに対する認可を取り消すことができる。
- (a) AIFMが認可後12か月間、認可を活用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または規則が適用される業務を過去6か月間休止した場合。ただし、アイルランド中央銀行がかかる場合に認可を失効させる手配をとっている場合を除く。
- (b) AIFMが虚偽の記載またはその他の不正行為により許可を得た場合
- (c) AIFMが認可に付け加えられた一または複数の条件を満たさなくなった場合
- (d) 認可が規則第7条(4) (a) に記載されている一任勘定のポートフォリオの運用業務もカバーしている場合において、AIFMが指令(2006/49/EC)に従わなくなった場合
- (e) AIFMが規則に違反し、また、かかる違反が深刻または組織的なものであるとアイルランド中央銀行が判断した場合

認可されたAIFMではないAIFの管理会社

I. 資本要件

1. AIFの管理会社は、常に、以下を有するものとする。

(i) 125,000ユーロ以上の当初資本（以下「当初必要資本」という。）、または

(ii) 直近の年次決算報告書に記載されている支出総額の4分の1（以下「必要費用」という。）

のいずれか多い方（以下「最低限必要資本」という。）

2. AIFの管理会社は、

(a) 別紙I 最低限必要資本報告書、調整に関する注記のパラグラフ2に従って計算される（少なくとも最低限必要資本に相当する）資本（以下「資本」という。）を有するものとする。

(b) 別紙I 最低限必要資本報告書、調整に関する注記のパラグラフ3に記載されている通り、適格資産の形式の最低限必要資本を有するものとする。

(c) 報告期間を通して、別紙I の通り、最低限必要資本の保有を遵守していることをアイルランド中央銀行に証明する立場にあるものとする。

(d) 誠実に、公正に、専門家として、独立して、またAIFおよびAIFの受益者の利益のために行為するものとする。

II. 組織の要件

1. 認可されたAIFおよびAIFの管理会社は、本国内に在住し、すべての法律上および規制上の要件を遵守し、該当する規制機関と協力し、連絡をとる責任を負うAIFの管理会社内の経営者レベルの個人を識別するものとする。かかる者は、コンプライアンス・オフィサーに任命され、システムおよび記録への必要なアクセスを有さなくてはならないものとする。コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンスの職務が第三者によって行われる場合も、かかる職務に関する責任を負うものとする。AIFの管理会社は、各取締役会議において、コンプライアンス・オフィサーがAIFの管理会社の取締役会に報告を行うことを確保するように要求されており、取締役会に対するかかる報告は、少なくとも四半期毎にコンプライアンス・オフィサーによって行われるものとする。

2. AIFの管理会社は、常に、

(a) AIFの管理会社の効率的な運営を促すために適切な管理システムおよび会計手続を有するものとし、また、AIFの管理会社がアイルランド中央銀行の監督要件および報告要件を遵守し、また本章の規定を遵守することを確保するものとする。

(b) AIFの管理会社の業務に関連し生じたリスク（事務処理リスクおよび不正行為のリスクを含む。）を認識、監視および管理する方針およびシステムを有し、維持するものとする。

(c) すべての該当する者が自身の責務の適切な履行のために行うべき手続を認識することを確保するものとする。

(d) AIFの管理会社のすべてのレベルにおける決定および手続きの遵守を確保するための適切な社内管理機構を確立、実行および維持するものとする。

(e) AIFの管理会社のすべてのレベルにおいて、情報の効率的な社内報告および通信、ならびに関係する第三者との効率的な情報交換を確立、実行および維持するものとする。

- (f) AIFの管理会社の業務および社内組織に関する適切な秩序ある記録を維持するものとする。
- (g) 該当する情報の性質を考慮し、情報の安全性、信頼性および機密性を保護するための適切なシステムおよび手続を確立、実行および維持するものとする。
- (h) AIFの管理会社のシステムおよび手続が中断された場合、重要なデータおよび機能を保全するため、また、サービスおよび業務を維持するための、または、これが可能でない場合には、かかるデータおよび機能を遅滞なく回復するため、およびサービスおよび業務を遅滞なく再開するための適切な業務継続方針を確立、実行および維持するものとする。
- (i) AIFの管理会社がAIFの管理会社の財務状況の真正かつ公正な見解を反映し、すべての該当する会計基準および規則を遵守する財務報告書をアイルランド中央銀行に遅滞なく提出するための会計方針および手続を確立、実行および維持するものとする。AIFの管理会社は、常に、最低限、以下を含む記録を維持するものとする。

財務

- (i) AIFの管理会社が受領および支出した（AIFの管理会社自身のため、または運用を行っているAIFのためのいずれであるかにかかわらず）すべての資金の詳細、およびかかる受領および支払が生じた理由に関する詳細
- (ii) AIFの管理会社のすべての収益および支出の（その性質を記載する）記録
- (iii) AIFの管理会社のすべての資産および負債、ロングおよびショート・ポジション、ならびに簿外取引（コミットメントまたは偶発債務を含む。）の記録
- (iv) AIFの管理会社による投資証券のすべての買付および売却（AIFの管理会社自身の勘定で行われた売買、およびAIFの管理会社が運用しているAIFのために行なわれた売買を区別する。）の詳細
- (v) アイルランド中央銀行に提出する申告書の作成を示すために必要な監査調書
- (vi) AIFの管理会社が
- ・ AIFの管理会社のリスク・エクスポージャーを識別し、数量化し、また管理できるよう、
 - ・ 調査を重ねて下す決定を遅滞なく行うことができるよう、
 - ・ AIFの管理会社のあらゆる業務の遂行（最新の状態）を監視することができるよう、また、
 - ・ AIFの管理会社の資産の質を監視することができるよう

にするために、財務および業務を迅速かつ適切に開示することができる方法で維持される運営情報記録

会社の事務

- (vii) 株式登録簿
- (viii) 取締役および秘書役の持ち分の登録簿
- (ix) 取締役会の会議議事録の署名済みの写し、および
- (x) 会社法に基づき要求されるその他の法定書類
- (j) 本章の規定に従って確立されたAIFの管理会社のシステム、社内管理機構および取決めの的確性および有効性を監視し、また、定期的に評価するものとし、また、欠陥がある場合には是正するための適切な措置をとるものとする。また、

- (k) 記録により顧客の資金および投資対象資産を明確に識別することができるよう社内管理システムを確保するものとする。

(7) 受託会社

受託会社に関する義務

資産の保管

- (1) 契約型投資信託の資産および一般契約型投資信託の資産は、UCITS IV規則に従い、保管のために受託会社に委託されるものとする。
- (2) 規則第36条に規定される受託会社の責任は、保管中の資産の一部または全部を第三者に委託したことによって影響を受けないものとする。

受託会社の義務

- (1) 受託会社は、以下を行うものとする。
- (a) 契約型投資信託もしくは一般契約型投資信託のために、または管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却がUCITS IV規則および信託証書または設立証書（場合による。）に従って遂行されるようにすること。
- (b) 受益証券の価格がUCITS IV規則および信託証書（契約型投資信託の場合）または設立証書（一般契約型投資信託の場合）に従い計算されるようにすること。
- (c) 管理会社の指示をUCITS IV規則または信託証書（契約型投資信託の場合）もしくは設立証書（一般契約型投資信託の場合）に抵触しない限り実行すること。
- (d) 契約型投資信託または一般契約型投資信託の資産の取引において、通常の制限時間内に対価が受領されるようにすること。
- (e) 契約型投資信託または一般契約型投資信託の収益がUCITS IV規則および信託証書または設立証書（場合による。）に従って充当されるようにすること。
- (2) 受託会社は、各年次計算期間における契約型投資信託または一般契約型投資信託（場合による。）の管理に関する管理会社の行為を調査し、かつ、その結果を受益者に報告するものとする。受託会社の報告書は、当該報告書の写しをUCITS IV規則第88条に基づき義務付けられる年次報告書に盛り込むことができるよう、適時に管理会社に交付されるものとする。かかる報告書には、(a)信託証書または設立証書（場合による。）およびUCITS IV規則により、管理会社および受託会社の投資および借入権限に課せられた制限を遵守し、かつ(b)その他については信託証書または設立証書（場合による。）の条項およびUCITS IV規則を遵守して、受託会社の意見において管理会社が当該期間に契約型投資信託または一般契約型投資信託（場合に応じて）を管理したか否かについて記載し、また遵守していない場合には、遵守していない点およびそれに対して受託会社がとった措置を内容とするものとする。

受託会社

- (1) 本国内にその登記上の事務所を有するか、または他のEU加盟国にその登記上の事務所を有する場合には、本国内に営業所を設立していること、かつ、
- (2) (a) 払込資本金がアイルランド中央銀行の認可要件に規定された額を下回らない、本国内で認可された金融機関であること、
(b) 払込資本金がアイルランド中央銀行の認可要件に規定された額を下回らない金融機関の本国内に設置された支店であること、または、
(c) 本国内の会社であり、かつ、
 - (i) 金融機関の完全子会社であること（ただし、受託会社の債務は金融機関によって保証され、かかる金融機関はアイルランド中央銀行の認可要件に規定された制限を下回らない払込資本金を有していること。）。
(ii) アイルランド中央銀行によって、金融機関と同等であるとみなされる第三国の機関の完全子会社であること（ただし、受託会社の債務は金融機関によって保証され、かかる金融機関はアイルランド中央銀行の認可要件に規定された制限を下回らない払込済資本金を有していること。）。
(iii) (a)、(b)または(c)(i)もしくは(c)(ii)に基づき受託会社によって提供される受益者保護と同等の保護を受益者に提供する機関または会社であるとアイルランド中央銀行によってみなされるEU加盟国または第三国の機関または会社の完全子会社であること（ただし、受託会社の債務は当該機関または会社によって保証され、かかる機関または会社はアイルランド中央銀行の認可要件に規定された額を下回らない払込済資本金を有していること。）。
- (3) 受託会社はUCITS IV規則の下でその機能を遂行するために適切な専門技術と経験を有するという点で、アイルランド中央銀行の要求を満たすこと。
- (4) UCITS IV規則において、アイルランド中央銀行の認可要件とは、アイルランド中央銀行が随時公表するアイルランド中央銀行の認可および監督要件ならびに信用機関の基準をいう。
- (5) 受託会社は、請求に応じて、受託会社がその職務を遂行する間に入手したすべての情報およびアイルランド中央銀行がUCITSによるUCITS IV規則の遵守を監督するために必要なすべての情報をアイルランド中央銀行が入手できるようにするものとする。
- (6) 管理会社の母国であるEU加盟国が本国ではない場合、受託会社は、管理会社との間で、UCITS IV規則第34条および本国において受託会社に適用されるその他の法律、規則または行政規定で定められる機能を受託会社が果たすことを可能にするために必要とみなされる情報の流出を規制する書面による契約を締結するものとする。
- (7) UCITS IV規則の付属書類6に規定されている要件は、本項に適用されるものとする。

受託会社の責任

- (1) 受託会社は管理会社および受益者に対し、正当化できないその義務の不履行または不適切な義務の履行の結果これらの者が受けた損害について責任を負う。
- (2) 受益者に対する責任は、直接もしくは管理会社を通じて間接的に訴求されるが、それは受託会社、管理会社および受益者間の関係の法的性質による。

単一の会社が管理会社および受託会社を兼任することの禁止

- (1) 管理会社および受託会社は、各々の役割において独立して受益者の利益のみのために行うなければならないとの観点から、同一UCITSについて単一の会社が管理会社と受託会社を兼任してはならない。
- (2) 契約型投資信託または一般契約型投資信託として設定されたUCITSの資産は、UCITSに排他的に帰属するものとする。資産は、受託会社もしくはその代理人またはこれらの両方の資産から分離され、他の企業または法主体に対する負債または請求額の支払い（直接的か間接的かを問わない。）には使用されず、またかかる目的で使用することはできないものとする。
- (3) 契約型投資信託または一般契約型投資信託として設定されたUCITSがアンブレラ・ファンドとして設立される場合、資産は、関連するサブ・ファンドに排他的に帰属するものとし、他のサブ・ファンドの負債またはそれに対する請求額の支払い（直接的か間接的かを問わない。）には使用されず、またかかる目的で使用することはできないものとする。
- (4) 受益者の負債は、受益証券の申込みのために当該受益者が拠出することに同意した金額に制限されるものとする。信託証書または設立証書の条項は、受益者および信託証書または設立証書（場合に応じて）の当事者であるかのように受益者を通じて権利を主張するすべての者に対して拘束力を有するものとする。

管理会社等の置換えに関する条件を規定する信託証書等

信託証書（契約型投資信託に関して）および設立証書（一般契約型投資信託に関して）は、管理会社および受託会社の交替に関する条件およびかかる置換えの場合に受益者の保護を保証するための規則を規定するものとする。

(III) 1990年ユニット・トラスト法に基づき登録されたnon-UCITSの契約型投資信託の受託会社の要件は以下のとおりである。

- (a) 受託会社は、アイルランドまたは他のEU加盟国の法律に準拠して設立された法人であること。
- (b) 受託会社は、
 - (a) アイルランド中央銀行の認可要件で定められている下限を下回らない払込済み資本金を有する本国において認可された金融機関であること。
 - (b) アイルランド中央銀行の認可要件で定められている下限を下回らない払込済み資本金を有する金融機関の本国において設立された支店であること。
- (c) 本国において設立された会社で、
 - (i) 金融機関の完全所有子会社であること（ただし、受託会社の負債は、金融機関によって保証されるものとし、また、金融機関は、アイルランド中央銀行の認可要件で定められている下限を下回らない払込済み資本金を有するものとする。）、
 - (ii) アイルランド中央銀行によって当該金融機関と同等であるとみなされた非EU加盟国の機関の完全所有子会社であること（ただし、受託会社の負債は、親機関によって保証されるものとし、また、親機関は、アイルランド中央銀行の認可要件で定められている下限を下回らない払込済み資本金を有するものとする。）、または、

(iii) 上記(a)、(b)、(c)(i)および(c)(ii)に基づく受託会社によって提供される受益者保護と同等

の保護を受益者に提供する機関または会社であるとアイルランド中央銀行によってみなされたEU加盟国またはEU非加盟国の機関または会社の完全所有子会社であること（ただし、受託会社として行爲する会社の負債は、機関または会社によって保証されるものとし、また、機関または会社は、アイルランド中央銀行の認可要件で定められている下限を下回らない払込済み資本金を有するものとする。）。

(c) 受託会社は、その機能を遂行するために適切な専門技術と経験を有するという点でアイルランド中央銀行の要求を満たすこと。受託会社は、その業務を効率的に行うのに充分な運用財源を有するという点で、アイルランド中央銀行の要求を満たすこと。その上、その取締役および経営者は、高潔な人物であり、適切な水準の知識と経験を有していなくてはならない。受託会社は、その従業員が適性を有し、十分に訓練を受け、適切に監督される旨保証できるように、適切な記録と充分な手配をもって、その社内業務を合理的な方法で組織・監督しなければならない。法令を遵守するために適切に決められた手続きがなされなければならない。受託会社は、開放的かつ協力的な方法でアイルランド中央銀行に対応しなければならない。

(d) 金融機関ではない受託会社は以下の条件を満たすこと。

(i) 受託会社は、常に、125,000ユーロ（「財源要件」）または前年の固定諸経費の四分の一（「費用要件」）のいずれか多い方の額に相当する最低資本要件に従うこと。受託会社の最低資本要件は、容易に利用可能な形態の適格資産として保持され、リーエン（留置権）または担保権を付されていないこと。

グループのメンバーである受託会社は、その最低資本要件をグループ外で維持すること。

受託会社は、本要件の継続的遵守を立証できる態勢にあること。

財源（返済金を含む。）の計算の際に組み込まれる劣後ローンまたは資本出資の形態はアイルランド中央銀行の承認を得ること。

上記の要件に関する詳細および補足説明は「資本金遵守要件」に記載される。この書類は随時変更され、「最低資本要件遵守報告書」を含み、また「NUシリーズ通知」の一部を構成する。

(ii) 受託会社の取締役の任命はアイルランド中央銀行から事前に承認を得ること。取締役の退任は速やかにアイルランド中央銀行に通知すること。

(iii) 受託会社の取締役のうち最低2名はアイルランド居住者であること。

(iv) 所有権または多額の株式保有の変更案については、アイルランド中央銀行の承認を得ること。本条件における多額の株式保有は、受託会社の10%以上の株式の保有と定義される。

(v) 受託会社の半期財務計算書および監査済年間財務計算書をアイルランド中央銀行に提出すること。半期計算書は、当該報告期間から2か月以内、また年次計算書は当該報告期間から4か月以内に提出すること。受託会社の株主の監査済年次計算書もまた提出すること。

保管受託銀行

- (1) AIFMは、運用する各AIFについて、本規則に従って単一の保管受託銀行が任命されることを確保するものとする。
- (2) 保管受託銀行の任命は、書面による契約によって証明されるものとする。契約は、特に、本規則およびその他の関連する法令または行政規則に定められている通り、保管受託銀行として任命されたAIFのために保管受託銀行の業務を遂行するために必要とみなされる通信および情報交換について規定するものとする。
- (3) (a) 保管受託銀行は、
- (i) 本国または他のEU加盟国にその登記上の事務所を有し、指令（2006/48/EC）に従って認可された金融機関であること。
- (ii) 本国または他のEU加盟国にその登記上の事務所を有し、指令（2006/49/EC）第20条(1)による自己資本比率規制（事務処理リスクのための自己資本比率規制を含む。）に従っており、指令（2006/39/EC）に従って認可されている投資会社で、指令（2004/39/EC）別紙IセクションBのポイント(1)に従って顧客勘定に係る金融商品の安全保管および管理の付随的業務も提供するものであること（かかる投資会社は、いかなる場合も、指令（2006/49/EC）第9条に記載されている当初資本の金額を下回らない自己資金を有するものとする。）、または
- (iii) 本国において設立され、1995年投資仲介業者法に基づき投資事業会社として認可されている
- (I) 金融機関の完全所有子会社であること（ただし、会社の負債は、金融機関によって保証されるものとし、また、金融機関は、1992年EC（金融機関の認可および監督）規則第6条(1)で定められている下限またはアイルランド中央銀行が同規則に基づき随時定めるその他の金額を下回らない払込済み資本金を有するものとする。）。または、
- (II) 第三国の機関の完全所有子会社（1992年EC（金融機関の認可および監督）規則第6条(1)で定められている下限またはアイルランド中央銀行が同規則に基づき随時定めるその他の金額を下回らない払込済み資本金を有する。）であること。
- (iv) 他のEU加盟国において設立されたAIFの場合、EU加盟国が指令の第21条(3)に従って保管受託銀行に決定した法人であること。
- (v) 非EU AIFの場合に限り、かつ(5) (c) を損うことなく、(6)の条件が満たされることを条件として、保管受託銀行は、(i)および(ii)に記載された法人と同様の性質を有する金融機関またはその他の法人でもよいものとする。
- (b) (a)において規定されている内容に加えて、アイルランド中央銀行は、当初投資日から5年間は行使可能な償還権を有さず、また、その基本的投資方針に従って、通常、(8) (a) に従って保管されなければならない資産には投資しない、または、通常、第27条に従って発行体または非上場会社に対する支配を潜在的に取得するために投資するAIFに関連して、保管受託銀行が専門家としての業務または事業活動の一環として保管受託業務を行う法人であり、この点に関して、かかる法人が法律により承認されている強制的専門家登録の対象であるか、または、法令もしくは専門家としての行為に関する規則に従うものであり、また、関連する保管受託業務を効率的に遂行することができるよう十分な金融保証および専門家保証を提供することができ、かかる業務に内在するコミットメントを満たすことを許可するものとする。

- (4) 保管受託銀行とAIFMおよびAIF（または保管受託銀行と後者のいずれか）、または保管受託銀行とAIFおよびその投資者（または保管受託銀行と後者のいずれか）の間の利益相反を回避するために、
- (a) AIFMは、保管受託銀行としては行為しないものとし、
- (b) AIFの取引相手方として行為するプライム・ブローカーは、当該AIFの保管受託銀行としては行為しないものとする。ただし、プライム・ブローカーが職務上および序列上、保管受託業務とプライム・ブローカーとしての業務の遂行を分離し、また、潜在的利益相反が適切に確認され、管理され、監視され、AIFの投資者に開示された場合を除く。
- (c) 保管受託銀行は、関連する条件が満たされた場合、(11)に従って、その保管業務を(b)に記載されているプライム・ブローカーに委託することができる。
- (5) 保管受託銀行は、以下のいずれかの場所において設立されるものとする。
- (a) アイルランド籍のAIFの場合は、本国内において
- (b) EU籍のAIFの場合は、AIFの設立地であるEU加盟国において
- (c) 非EU籍のAIFの場合は、AIFの設立地である第三国、またはAIFを運用するAIFMの設立地であるEU加盟国、またはAIFを運用するAIFMの参考EU加盟国において
- (6) (3)に記載されている要件を損うことなく、第三国において設立された保管受託銀行の任命は、常に、以下の条件に服するものとする。
- (a) (i) 非EU籍のAIFがアイルランド籍のAIFMまたはその参考EU加盟国が本国である非EU籍のAIFMのいずれかによって運用される場合は、非EU籍のAIFの受益証券または株式が販売される予定のEU加盟国の管轄当局とアイルランド中央銀行は、保管受託銀行の管轄当局と協力および情報交換に関する取決めに署名するものとし、または
- (ii) 非EU籍のAIFが(i)に該当しないAIFMによって運用され、また、非EU籍のAIFの受益証券または株式が本国において販売される予定である場合は、アイルランド中央銀行とAIFMの設立地であるEU加盟国の管轄当局は、保管受託銀行の管轄当局と協力および情報交換に関する取決めに署名するものとする。
- (b) 保管受託銀行は、有効な健全性規制（最低資本要件を含む。）およびEU法と同等の効力を有し、有効に実施されている監督に服するものとする。
- (c) 保管受託銀行の設立地である第三国は、FATFによって非協力国および領土として列挙されていない。

- (d) (i) 非EU籍のAIFがアイルランド籍のAIFMまたはその参考EU加盟国が本国である非EU籍のAIFMのいずれかによって運用される場合は、非EU籍のAIFの受益証券または株式が販売される予定のEU加盟国の管轄当局とアイルランド中央銀行は、保管受託銀行の設立地である第三国との間で、OECDの所得と財産に対するモデル租税条約の第26条に記載される基準を満たし、税務に関する有効な情報交換（多国間租税協定を含む。）を確保する協定に署名するものとし、または、
- (ii) 非EU籍のAIFの受益証券または株式が同国において販売される予定である場合には、アイルランド中央銀行とAIFMの設立地であるEU加盟国の管轄当局は、保管受託銀行の設立地である第三国との間で、OECDの所得と財産に対するモデル租税条約の第26条に記載される基準を完全に満たし、税務に関する有効な情報交換（多国間租税協定を含む。）を確保する協定に署名するものとする。
- (e) 保管受託銀行は、契約により、AIF またはAIFの投資者に対し、(12)および(13)と矛盾しない責任を負うものとし、また、明示的に(11)に従うことに同意するものとする。
- 他のEU加盟国の管轄当局およびアイルランド中央銀行が(a)、(c)または(e)の適用により行なわれた評価に同意しない場合、アイルランド中央銀行および他の管轄当局は、ESMAが、規則(EU) No.1095/2010の第19条に基づき付与される権限に従って行為するようかかかる事項をESMAに付託することができるものとする。
- (7) (a) 保管受託銀行は、通常、AIFのキャッシュフローが適切に監視されることを確保するものとし、また、特に、AIFの受益証券または株式の購入の際に投資者または投資者の代理人が支払ったすべての支払金が受領され、また、現金勘定が要求されている市場において、AIFのすべての現金が、AIFの名義もしくはAIFに代わって行為するAIFMの名義、またはAIFに代わって行為する保管受託銀行の名義で指令(2006/73/EC)の第18条(1)の(a)(b)および(c)に記載された法人またはかかる法人と同一の性質を有する他の法人に開設された現金勘定に記入されることを確保するものとする。ただし、かかる法人が、有効な健全性規制およびEU法と同等の効力を有し、有効に実施され、また、指令(2006/73/EC)の第16条に定められた原則に従っている監督に服することを条件とする。
- (b) 現金勘定がAIFに代わって行為する保管受託銀行の名義で開設された場合は、(a)に記載された法人の現金および保管受託銀行自身の現金は、かかる勘定には記入されないものとする。
- (8) AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMの資産は、以下の通り、安全保管のために保管受託銀行に委託されるものとする。
- (a) 保管され得る金融商品に関しては、
- (i) 保管受託銀行は、保管受託銀行の帳簿上に開設されている金融商品勘定に登録され得るすべての金融商品および保管受託銀行に現物を引き渡すことのできるすべての金融商品を保管するものとする。
- (ii) かかる目的上、保管受託銀行は、保管受託銀行の帳簿上に開設されている金融商品勘定に登録され得るすべての当該金融商品が指令(2006/73/EC)第16条に定められている原則に従って、AIFの名義またはAIFに代わって行為するAIFMの名義で開設された分離勘定に登録されることを確保するものとし、これによりかかる金融商品は、常に、適用法に従って、AIFに属するものであると明白に識別され得るものとする。

- (b) その他の資産に関しては、
- (i) 保管受託銀行は、かかる資産のAIFまたはAIFにかわって行為するAIFMの所有権を確認するものとし、また、AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMが資産の所有権を有していると保管受託銀行が満足するかかる資産の記録を維持するものとする。
- (ii) AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMが所有権を有しているか否かの検証は、AIFまたはAIFMによって提供される情報または書類に基づいて行われるものとし、利用可能な場合は、外部の証拠に基づき行なわれるものとする。
- (iii) 保管受託銀行は、自身の記録を最新の状態に維持するものとする。
- (9) (7)および(8)に記載されている業務に加えて、保管受託銀行は、
- (a) AIFの受益証券または株式の販売、発行、買戻し、償還および取消しが、適用される国内法およびAIFの規則または設立証書に従って行われることを確保するものとする。
- (b) AIFの受益証券または株式の価額が適用される国内法およびAIFの規則または設立証書および第20条で定められている手続に従って計算されることを確保するものとする。
- (c) 適用される国内法およびAIFの規則または設立証書に抵触しない限り、AIFMの指示を実行するものとする。
- (d) AIFの資産に関する取引において、代価が通常の期限までにAIFに送金されることを確保するものとする。
- (e) AIFの収益が適用される国内法およびAIFの規則または設立証書に従って充当されることを確保するものとする。
- (10) (a) AIFMおよび保管受託銀行は、それぞれの役割において、誠実、公正に、専門家として、独立して、また、AIFおよびAIFの投資者の利益のために行為するものとする。
- (b) 保管受託銀行は、AIF、AIFの投資者、AIFMおよび保管受託銀行自身の間に利益相反を生じさせる可能性のあるAIFまたはAIFに代わるAIFMに関する業務を行わないものとする。ただし、保管受託銀行が職務上および序列上、保管受託業務の遂行を自身のその他の潜在的に相反する業務と分離し、潜在的利益相反が適切に確認され、管理され、監視され、また、AIFの投資者に開示された場合を除く。
- (c) 保管受託銀行は、(8)に記載されている資産をAIFまたはAIFに代わって行為するAIFMの事前の同意なしに再利用することはできないものとする。
- (11) (a) 保管受託銀行は、(8)に記載されている業務を除き、本規則に記載されている通り、自身の業務を第三者に委託することはできない。
- (b) 保管受託銀行は、以下の条件に従って、(8)に記載されている業務を第三者に委託することができる。
- (i) 業務は、本規則に規定されている要件を回避することを意図して委託されるものではないこと。
- (ii) 保管受託銀行は、アイルランド中央銀行が要求する場合、アイルランド中央銀行に対し、委託には客観的理由があったことを示すことができること。

- (iii) 保管受託銀行は、自身の業務の一部を委託することを希望する相手である第三者の選定および任命において、あらゆる相当な技能、注意およびデュー・デリジェンスを行使し、自身の業務の一部を委託した第三者および委託された事項に関する第三者による取扱いの定期的見直し、および継続的監視において、あらゆる相当な技能、注意およびデュー・デリジェンスを行使し続けること。
- (iv) 保管受託銀行は、第三者に委託された業務の遂行期間中、常に、第三者が以下の条件を満たすことを確保すること。
- (I) 第三者は、業務が委託されたAIFまたはAIFに代わって行為するAIFMの資産の性質および複雑さに適し、また、比例した仕組みおよび専門知識を有すること。
- (II) (8)(a)に記載されている保管業務に関し、第三者は、有効な健全性規制（最低資本要件を含む。）および関係する法域の監督に服するものとし、また、第三者は、金融商品を保管していることを確認するため外部の定期的監査を受けること。
- (III) 第三者は、常に、特定の保管受託銀行の顧客に帰属すると明確に認識できるよう、保管受託銀行の顧客の資産、第三者自身の資産および保管受託銀行の資産から分離すること。
- (IV) 第三者は、AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMの事前の同意なしで、また、保管受託銀行への事前の通知なしで、資産を使用しないこと。また、
- (V) 第三者は、(8)および(10)に記載されている一般的義務および禁止に関する規定を遵守すること。
- (c) (b)(iv)の(II)にかかわらず、第三国の法律により、特定の金融商品が現地の法人によって保管されることが義務付けられており、かつ(II)に記載されている要件を満たす現地の法人が存在しない場合、保管受託銀行は、第三国の法律により義務付けられている範囲内においてのみ、また、かかる要件を満たす現地の法人が存在しない限りにおいてのみ、以下が満たされることを条件として、かかる現地の法人に自身の職務を委託することができるものとする。
- (i) 関連するAIFの投資者は、投資を行う前に、かかる委託は、第三国の法律の法的制約により義務付けられるものであること、また、委託を正当化する状況にあることについて適式に通知されること、また、
- (ii) AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMは、かかる金融商品の保管をかかると現地の法人に委託するよう保管受託銀行に指示すること。
- (d) 第三者は、その後、同一の要件に従って、かかる職務を再委託することができる。かかる場合、必要な修正がなされた上で、(13)が該当する当事者に適用されるものとする。
- (e) 本項の目的上、指令(98/26/EC)に記載された（当該指令の目的上指定された）証券決済システムによるサービスの提供、または第三国の証券決済システムによる同様のサービスの提供は、保管業務の委託とはみなされないものとする。
- (12) (a) 保管受託銀行は、AIFまたはAIFの投資者に対し、保管受託銀行または(8)(a)に従って金融商品の保管が委託された第三者による紛失について、責任を負うものとする。

- (b) 保管されていた金融商品が紛失した場合、保管受託銀行は、不当な遅滞なく、AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMに対し、かかる金融商品と同一の種類の金融商品またはその相当する金額を返還するものとする。保管受託銀行は、かかる紛失が自身の合理的な管理を超える外部の事象により生じたこと、またこれを回避するためにあらゆる合理的な努力を払ったにもかかわらずかかる結果を回避することができなかったことを証明することができる場合は、責任を負わないものとする。
- (c) 保管受託銀行は、保管受託銀行の過失または保管受託銀行が本規則に基づく自身の義務を適切に履行することを故意に怠ったことによりAIFまたはAIFの投資者が被ったその他のあらゆる損失について、AIFまたはAIFの投資者に対し責任を負うものとする。
- (13) (a) 保管受託銀行の責任は、(11)に記載されている委託により影響を受けないものとする。
- (b) (a)にかかわらず、(11)に基づき第三者によって保管されていた金融商品が紛失した場合、保管受託銀行は、以下を証明することができれば責任を免除され得るものとする。
- (i) (11)の(b)に記載されている保管業務の委託に関するすべての要件が満たされていること。
- (ii) 保管受託銀行と第三者との間の書面による契約によって、保管受託銀行の責任が明示的に第三者に移転され、AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMが、金融商品の紛失に関し、第三者に請求を行うことが可能であるか、または保管受託銀行がかかる請求を上記の者に代わって行うことが可能であること。
- (iii) 保管受託銀行とAIFまたはAIFに代わって行為するAIFMとの間の書面による契約によって、保管受託銀行の責任が明示的に免除され、かかる免除の約定に関する客観的な理由が確立していること。
- (14) さらに、第三国の法律により、特定の金融商品が現地の法人によって保管されることが義務付けられており、かつ(11)(b)(iv)の(II)に記載されている要件を満たす現地の法人が存在しない場合、保管受託銀行は、以下の条件が満たされることを条件として、自身の責任を免れ得るものとする。
- (a) 関係するAIFの規則または設立証書が、本項に記載されている条件に基づき、かかる免除を明示的に許可すること。
- (b) 関連するAIFの投資者が、投資を行う前に、かかる免除および免除を正当化する状況について適式に通知されていること。
- (c) AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMが、かかる金融商品の保管を現地の法人に委託するよう保管受託銀行に指示したこと。
- (d) かかる免除を明示的に許可する保管受託銀行とAIFまたはAIFに代わって行為するAIFMとの間の書面による契約が存在すること。
- (e) 保管受託銀行の責任が明示的に現地の法人に移転され、AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMが、金融商品の紛失に関し、現地の法人に請求を行うことが可能であるか、または保管受託銀行がかかる請求を上記の者に代わって行うことが可能である保管受託銀行と第三者との間の書面による契約が存在すること。

(15) 投資者に対するAIFの責任は、保管受託銀行、AIFMおよび投資者の間の法律上の関係によって、AIFMを通して直接的または間接的に効力を生じ得るものとする。

(16) (a) アイルランド籍のAIFの場合、保管受託銀行は、アイルランド中央銀行から要求があった場合、AIFの業務の遂行中に入手し、アイルランド中央銀行またはAIFMの管轄当局が必要とするあらゆる情報をアイルランド中央銀行に提供するものとする。アイルランド中央銀行とAIFMの管轄当局が異なる場合、アイルランド中央銀行は、遅滞なく受け取った情報をAIFMの管轄当局と共有するものとする。

(b) 本国において設立された保管受託銀行を任命した非EU籍のAIFの場合、保管受託銀行は、アイルランド中央銀行から要求があった場合、AIFの業務の遂行中に入手し、AIFの管轄当局またはアイルランド中央銀行が必要とする情報をアイルランド中央銀行に提供するものとする。アイルランド中央銀行は、遅滞なく受け取った情報をAIFの管轄当局およびAIFMの管轄当局（アイルランド中央銀行とは異なる場合）と共有するものとする。

(8) 関係法人

(a) 投資顧問会社

多くの場合、契約型投資信託の管理会社は他の会社と投資顧問契約を締結し、この契約に従って、投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針および信託証書中の投資制限に従い、組入証券の分散組入および証券の売買に関する継続的な助言および運用業務をファンドに提供する。

(b) 販売会社および販売代理人

管理会社は、ファンドの受益証券の公募または私募による販売のため、単独もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができるが、その義務はない。

現行の目論見書には販売手数料および特定の申込方法または募集計画について適切な記載がなければならない。

(B) 有限責任組合型の投資信託

有限責任型の投資信託は1994年の有限責任組合型投資信託法に基づいている。有限責任組合型の投資信託はアイルランド中央銀行の認可および監督に服し、アイルランド中央銀行はこれらに条件を付すことができる。

(C) 一般契約型投資信託

UCITSの一般契約型投資信託は、アイルランド規則に基づいており、non-UCITSの一般契約型投資信託は、2005年法に基づいており、両者はアイルランド中央銀行の認可および監督に服する。

(D) 会社型の投資信託

(I) 会社型の投資信託は、これまでアイルランド規則およびアイルランド会社法に基づき、公開有限責任会社として設立されてきた。

UCITSまたはnon-UCITSの形態を有する会社型投資信託のすべての株式は株主に対し、株主総会において1株につき1票の議決権を与える。ただし、一人の者が年次株主総会で本人または代理人として議決権を行使し得る株式数についてのアイルランド法の制限に従い、かつ、一定の範疇に属する者に関しまたは一人の者が保有し得る株式の割合に関して定款中に定められる議決権に関するその他の制限に従う。

変動資本を有する会社型投資信託の資本金は定額ではない。その株式は無額面である。変動資本を有するUCITSではない会社型投資信託の定款は、会社の発行済株式資本の最低額および上限額を記載しなければならない。ただし、定款は、株主の特別決議により変更することができる。

固定資本を有するUCITS型の会社型投資信託の資本金は、その定款により上限（授權資本）が定められる。授權資本は、株主総会により増額することができる。株式は額面でまたはプレミアム付で発行することができる。

(II) 変動資本を有する会社型投資信託（VCC）

VCCは公開有限責任会社であり、株主のためにその資産を各種組入証券に投資することを唯一の目的とする。その株式は公募または私募により販売され、その資本金の額は常に会社の純資産相当額である。

VCCは、有限責任会社の特殊な形態であり、アイルランド会社法の規定は、（UCITSとの関係で）アイルランド規則によって制限されない限度で適用される。

VCCは次の仕組みを有する。

VCCは、オープン・エンドまたは（1995年8月1日以降は）non-UCITSのVCC形態の場合はクローズ・エンドの会社として設立することができる。VCCがオープン・エンド型である場合、株式は、定款に規定された発行または買戻しの日のVCCの株式の純資産価格で継続的に発行され、また買戻される。発行株式は無額面で全額払込まなければならない。資本勘定は、株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

アイルランド規則は、UCITS VCCについて特定の要件を規定している。

- (a) VCCの資本金は常にVCCの純資産額に等しく、従って、法定準備金を設けない。
- (b) 取締役および監査人ならびにこれらの変更はアイルランド中央銀行に届出て、アイルランド中央銀行の承認を得ること。
- (c) 定款中にこれに反する規定がない場合、VCCはいつでも株式を発行することができること。
- (d) VCCは、株主の求めに応じて株式を買戻すこと。
- (e) VCCの株式は、VCCの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買戻されること。
- (f) 特定の期間内にVCCに純発行価格相当額が払込まれない限り、VCCは株式を発行しないこと。
- (g) VCCの定款中に株式の発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、資産評価の原則および方法を明記すること。
- (h) 定款中に、適用法規に従って、株式の発行および買戻しの停止条件を明記すること。

- (i) 定款中に発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定すること（UCITSについては1か月に最低2回とする。）。アイルランド中央銀行は、UCITSに評価日を減らすことが株主の利益を害さないという条件のもとで、かかる評価日を月に一度に減らすことを認めることがある。(j) 定款中にVCCが負担する費用を規定すること。

- (k) 株式は全額払込まれなくてはならず、かつ株式は無額面であること。

- (l) 設立発起人に対する株式または類似証券の発行は法律により定める制限に従うこと。

上記の規則は、non-UCITS型のVCCに同様に適用される。ただし、アイルランド中央銀行が(d)の適用除外を認めて、VCCがクローズド・エンド型である場合、および(k)についてnon-UCITSのVCCが、一部払込済株式の発行が認められる財産またはベンチャー／開発キャピタル手段として設立されている場合については、この限りではない。

(III) 固定資本を有する会社型投資信託（FCC）

一般に、かかる会社の資本は、1株1ユーロの、100人の設立発起人株式と1株1ユーロ・セントの大量の種類のない優先株式との二種類に分けられる。発起人株式は会社の普通株式であり、これに対して種類のない優先株式が優先する。種類のない株式は、記名式株式または参加株式として発行される。参加株式は、ファンドの投資者に発行され、かつ多額のプレミアム付で発行される。額面金額が会社の固定資本を形成し、プレミアムは、株式プレミアム勘定に入れられる。株主が株式を会社に売却することを希望する場合、かかる株式のセント表示の額面は新しく発行された株式の手取金から償還され、一方、株式のプレミアム金額は、プレミアム勘定から償還される。会社が株式を償還するが引受人に新株を発行しない場合は、会社は、新株の手取金を提供する管理会社に対して、額面株式の形態の種類のない株式を1株1ユーロ・セントで発行することができる。償還に際して株主に償還されるプレミアムの額は、特定の時点における会社の資産価値による。資本に関するこうした重要な点を除き、FCCはあらゆる点でVCCに類似している。ただし、アイルランドの会社法の一部の規定は、UCITSではないVCCに適用されない。

(IV) 会社型投資信託の投資制限

上記3.(A)(4)および3.(A)(5)記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、UCITS型およびnon-UCITS型それぞれの会社型投資信託に同様に適用される。

(V) 会社型投資信託

- (A) (a) (i) アイルランド中央銀行は、ある会社型投資信託が実行する事業タイプについて、その各取締役の評判があまり芳しくないかまたは経験が十分ではない場合には、当該会社型投資信託を認可しないものとする。

- (a) 会社型投資信託の取締役の氏名およびかかる者の役職を承継する各人の氏名は、アイルランド中央銀行に通知しなければならない。

- (b) 会社型投資信託は、認可が付与され次第、速やかに事業を開始することができる。

- (c) 会社型投資信託は、自らのポートフォリオの資産のみを運用することができ、いかなる状況においても、第三者を代理して資産を運用する委任を受けることはできない。

(B) 会社型投資信託が管理会社を任命していない場合、

- (a) アイルランド中央銀行は、以下の場合に会社型投資信託を認可する。
 - (i) 会社型投資信託が最低300,000ユーロの当初資本を有する場合
 - (ii) 会社型投資信託が、アイルランド中央銀行に、認可申請書にその組織構造を記載した業務プログラムを提出している場合
 - (iii) 会社型投資信託の業務の遂行が、アイルランド規則第41条(1)に基づきアイルランド中央銀行が定める条件を充足する最低2名の者により決定される場合
- (b) 会社型投資信託と他の自然人または法人との間に緊密な関係が存在している場合、アイルランド中央銀行は、かかる関係がアイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げない場合にのみ認可を行う。
- (c) アイルランド中央銀行はまた、会社型投資信託が緊密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人を支配する非EU加盟国の法律、規則もしくは行政規定またはこれらの執行に伴う困難が、アイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げる場合、認可を拒否する。
- (d) 会社型投資信託となる予定のものは、認可が付与されたか否かについて、完全な申請書の受領日から6か月以内に通知される。認可が拒否された場合には、その理由が通知される。
- (e) UCITS IV規則において、「緊密な関係」とは、アイルランド規則第134条(2)(b)で定められる意味を有する。

(C) 業務の委任

- (a) 会社型投資信託は、会社の業務をより効率的に遂行するため、その業務を第三者に委任することができる。ただし、
 - (i) アイルランド中央銀行は適切な方法でその旨の通知を受けていること。
 - (ii) 委任は、会社型投資信託に対する監督の有効性を妨げないこと、および特に、会社型投資信託がその投資家の最善の利益のために行うことまたは会社型投資信託が投資家の最善の利益のために運用されることを妨げてはならないこと。
 - (iii) 委任が投資運用に関わる場合、資産の運用を目的に認可されまたは登録されており、慎重な監督に服する企業に対して委任が行われること。委任は、会社型投資信託が定期的に定める投資基準に従うことを要すること。
 - (iv) 委任が投資運用に関わるもので、非EU加盟国の企業に対し行われた場合、アイルランド中央銀行と関係する非EU加盟国の監督官庁の間の協力が保証されること。
 - (v) 投資運用の中核機能に関する委任は、その利益が会社型投資信託または受益者の利益と相反する可能性がある受託会社またはその他の企業に対し行われないこと。
 - (vi) 会社型投資信託の業務を遂行する者が、委任先の企業の業務を常に有効に監視できるような措置が実行されること。
 - (vii) 委任は、会社型投資信託の業務を遂行する者が、職務の委任先企業に対しいつでも更なる指示を付与することまたは委任を撤回することを妨げるものではなく、またいずれの場合にも投資家の利益になる場合には速やかに効力を生じること。
 - (viii) 委任される職務の性質を考慮して、職務の委任先企業は適格であり、当該職務の実行が可能であること。

- (ix) 会社型投資信託により発行される目論見書は、会社型投資信託が委任を認められている職務のリストを記載すること。
- (b) 会社型投資信託または受託会社のいずれの責任も、会社型投資信託が機能を第三者に委任したという事実により影響を受けるものではなく、また会社型投資信託は、自らが連絡機関のみになるような機能の委任を行ってはならないものとする。
- (D) (a) アイルランド中央銀行は、本規定に基づき授權された管理会社を指定しなかった会社型投資信託が常に遵守すべき慎重な規則を作成する。
- (b) 特に、アイルランド中央銀行は、会社型投資信託の性質も考慮しつつ、会社型投資信託が、電子的データ処理および適切な社内管理機構について、堅実な運営・会計上の手順、統制および保護上の取決めを行っていることを要請するが、これには、特に、従業員による個人取引に係る規則または当初資金の投資を目的とする金融商品の保有もしくは金融商品への投資の管理に係る規則を含み、とりわけ、会社型投資信託に関わる各取引がその端緒、その当事者、性質ならびにその実行時期および場所により再構築され得ること、ならびに会社型投資信託の資産が設立書類および有効な法律条項に従って投資されることの確保を含む。

(VI) 関係法人

(a) 受託会社 / 保管銀行

UCITSである会社型投資信託資産の保管は、アイルランド規則第33条により、受託会社 / 保管銀行に委託されなければならない。ただし、同規則第48条および第49条により、以下のいずれかの場合は、アイルランド中央銀行の裁量により、受託会社を置く義務が免除される。

- (i) 認可された会社型投資信託で、その株式が上場されている一または複数の証券取引所を通じてのみ株式が販売される場合。
- (ii) 認可された会社型投資信託で、その株式の80%以上がその定款で指定された一または複数の証券取引所を通じて販売される場合。ただし、かかる株式は、その販売地域内に存するEU加盟国の証券取引所に上場されており、かつ、かかる会社型投資信託がかかる証券取引所外で行う取引は、証券取引所の取引価格でのみなされる場合に限る。かかる会社型投資信託の定款は、株式の販売国において証券取引所外における取引価格を値付けする証券取引所を特定しなければならない。

また上記(i)または(ii)の場合に該当する会社型投資信託は、(aa) 株式の純資産価格の計算の方法を定款に記載し、(bb) 株式の証券取引所価格がその純資産価格から5%を超えて離れないよう市場に介入し、かつ(cc) 株式の純資産価格を確定し、少なくとも週に二度アイルランド中央銀行に伝達し、かつ少なくとも月に二度公表しなければいけない。

上記3に記載の契約型投資信託の受託会社に適用される要件および義務は、会社型投資信託の保管銀行に適用される。ただし、(a)契約型投資信託に関する記載は、会社型投資信託に関する記載として、(b)受益証券の記載は、株式の記載、(c)1990年ユニット・トラスト法の記載は、1990年会社法のパートXIII（改正済）またはアイルランド規則（いずれか適用あるもの）の記載および(d)信託証書の記載は、定款の記載として解釈される。

ただし、かかる規則は、会社の収益への公衆による直接または間接の参加の便宜を促進することによる資本金の調達を禁じられている会社型投資信託の保管銀行には適用されない。

(b) 投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記3(A)(8)「関係法人」中の記載事項は、実質的に、会社型投資信託の投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

4. アイルランドにおける投資信託の準拠法

(A) 設立関係法令

- (I) アイルランド会社法が、契約型投資信託における管理会社、およびVCCまたはFCCの形態の会社型の投資信託に対し適用される。

以下の要件は、公開有限責任会社の場合に適用される。

(II) 会社設立の要件

最低2名の株主が存在すること。

(III) 定款の記載事項

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (a) 引受株主の身元
- (b) 会社の形態および名称
- (c) 会社の目的
- (d) 引受資本および授權資本（もしあれば）の額。さらに、UCITSではないVCCの定款には、当該時の会社の発行済株式資本が定款記載の最低額を下回らずまた上限額を超過していない旨記載しなければならない。
- (e) 申込時の払込額
- (f) 引受資本および授權資本を構成する株式の種類記載
- (g) 記名式または無記名式の株式の形態および転換権（もしあれば）に対する制限規定
- (h) 現金払込以外の出資の内容、条件、出資者の氏名
- (i) 発起人に認められている特権または特典の理由およびその内容
- (j) 資本の一部を構成しない株式（もしあれば）に関する記載
- (k) 取締役および監査役の選任に関する規約ならびにかかる機関の権限の記載
- (l) 存続期間（適用ある場合）
- (m) 会社の設立に際しもしくは設立によって会社に請求されるかまたは会社が負担するすべての費用および報酬の見積

- (IV) アイルランド規則には契約型投資信託の設定および運用ならびに会社型投資信託の設立に関する規定がある。

設立要件

上記の株式の全額払込に関する特別要件が必要とされている。

(V) アイルランドにおける投資信託の認可

- (a) UCITS IV規則第8条はアイルランド内のUCITSの認可要件を規定している。

- (i) 次の投資信託はアイルランド中央銀行から認可を受けることを要する。

- (aa) アイルランド国内に所在するUCITS。本規定のUCITSは、会社型投資信託または管理会社が、その本店および登記簿上の事務所をアイルランド国内に有するUCITSをいう。

- (bb) 他のEU加盟国に所在するUCITSではあるが当該EU加盟国の監督官庁の認可を受けていないもので、その受益証券または株式がアイルランド国内またはアイルランドから外国に向けて募集もしくは販売される場合。
- (ii) アイルランド規則に従わないUCITSは認可を拒否、または取消されることがある。当該決定に対し不服がある場合には、第一審裁判所（高等法院）に訴えることができる。認可の拒否または取消の決定が効力を発生した場合、当該UCITSは解散および清算される。
- (b) アイルランド中央銀行の権限と義務は、アイルランド規則に定められ、同規則第121条によりUCITSの監督権がアイルランド中央銀行に付与されている。
- (c) アイルランド規則による目論見書等の要件

会社型投資信託または管理会社により公表される情報

- (1) 会社型投資信託および管理会社（会社型投資信託が運用する一般契約型投資信託および契約型投資信託それぞれについて）は、以下を公表するものとする。
- (a) 目論見書
- (b) 各会計年度の年次報告書
- (c) 会計年度の上半期を対象とする半期報告書
- (2) 年次報告書および半期報告書は、その該当期間の終了から以下の期限内に公表されるものとする。
- (a) 年次報告書の場合は4か月以内
- (b) 半期報告書の場合は2か月以内

目論見書および定期報告の記載情報

- (1) (a) 目論見書は、投資者が提案された投資および特にこれに伴うリスクについての的確な情報に基づいた判断を行えるようにするための必要情報を含まなければならない。
- (b) 目論見書は、投資証券とは別に、ファンドのリスク内容につき明確かつ容易に理解可能な説明を記載しなければならない。
- (2) 目論見書は少なくともUCITS IV規則付属書類11に記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報がUCITS IV規則第91条(1)に従い当該目論見書に添付された信託証書、設立証書または定款に既に記載されている場合はこの限りではない。
- (3) 年次報告書は、貸借対照表または損益計算書、会計年度に関する詳細な収支計算書、会計年度の活動に関する報告書およびUCITS IV規則付属書類12に規定されたその他の情報ならびに投資家がUCITSの活動の進行およびその業績についての的確な情報に基づいた判断を行えるようにするための重要情報を含まなければならない。
- (4) (a) 1963年会社法第148条(2)にもかかわらず、個別の計算書に関してUCITS IV規則パートXI第1章または第2章が適用される可能性のある会社型投資信託は、以下の事項に従いこれらの計算書を作成することを選択することができる：
- (i) 代替会計基準、および

- (ii) 1963年会社法第149条における国債財務報告基準に関する言及が当該代替会計基準に関する言及であるかのように当該第149条A。
- (b) (a)に基づき代替会計基準に従いその計算書を作成することを選択した会社型投資信託に1963年会社法第148条(4)、(5)および(6)を適用する場合、
- (i) 当該(4)における国際財務報告基準に関する言及は、当該代替会計基準に関する言及であるものとして読まれるものとし、また、
- (ii) 「IFRS」が当該(4)、(5)および(6)に記載されるたびに「ABAS」（当該代替会計基準に関する言及であるものとして読まれるものとする。）と置き換えられるものとする。
- (c) UCITS IV規則の目的上、計算書は、関連する計算書が関連法域で登録された会社または投資信託により作成されなければならなかった場合に、代替会計基準に従い作成されたものとみなされない場合、当該代替会計基準に従い作成されたものとみなされないものとする。
- (d) UCITS IV規則において、
- 「代替会計基準」とは、会社または投資信託の計算書が、以下の場所においてかかる種類の基準を定める権限を有する機関（複数の場合もある。）により定められた基準に従う基準をいう：
- (i) アメリカ合衆国
- (ii) カナダ
- (iii) 日本、または
- (iv) 1990年会社法第260A条(4)の目的上1990年会社法に基づき定められるように、その他以下本項に記載される項目の目的上規定される州または地域。
- 「関連法域」とは、関連する代替会計基準が効力を有する州および地域をいう。
- (5) 半期報告書は少なくとも付属書類12第1項ないし第4項に規定される情報を含まなければならない。UCITSが中間配当を支払ったかまたは支払う提案を行った場合、数値は、関連する半期に関する税引後の実績および支払われたもしくは提案された中間配当を示すものとする。

規則第89条の補足規定

- (1) 規則第89条に従いUCITSにより発行された目論見書は、UCITSが投資する権限を与えられている資産のカテゴリーを明示的に開示するものとする。UCITSが金融派生商品の取引を行う権限を与えられている場合、目論見書は、以下の事項を示す顕著な記述を含まなければならない：
- (a) かかる業務がヘッジ目的でまたは投資目標を達成する目的で行われる可能性があること、また
- (b) かかる取引がUCITSのリスク内容に与える可能性のある影響
- (2) UCITSは、
- (a) 主に、以下のものに投資するか、または
- (i) 預金
- (ii) UCITSもしくはその他集合的な投資を行う投資信託またはその両方、または
- (iii) 金融派生商品

(b) 規則第71条に従い株式または債務証券を反復することを目指す場合、

目論見書の投資方針に注意を向ける顕著な記述および、必要に応じて、その他マーケティング・コミュニケーションを含まなければならない。(3)UCITSの純資産価格について、用いられる可能性のあるポートフォリオ構成またはポートフォリオ運用手法によりボラティリティが高くなる可能性がある場合、目論見書は、かかる特徴に注意を向ける顕著な記述および、必要に応じて、その他マーケティング・コミュニケーションを含まなければならない。

(4) UCITSの管理会社または会社型投資信託は、受益者に対して、請求に応じて、以下に関連する補足情報を提供するものとする：

(a) 適用される定量的リスク管理

(b) 用いられるリスク管理手法、および

(c) UCITSが関与する主な商品カテゴリーのリスクおよびイールドの最新の変化

信託証書等の目論見書等への添付

(1) (2)に従い、会社型投資信託の信託証書、設立書類または定款は、目論見書の不可欠な部分を構成し、それに添付されるものとする。

(2) (1)に記載される書類は、目論見書に添付される必要はない。ただし、投資家が請求により当該書類を受領することまたは受益証券が売買される各国において参照することのできる場所を通知されるものとする。

(3) (a) 会社型投資信託の発行する予備目論見書または類似する文書は、以下の事項を目立つ場所に明示的に記載するものとする：

(i) 受益証券の申込または購入の提案または勧誘を構成するものではないこと。

(ii) 書類がアイルランド中央銀行により承認または検討されていないこと。

(iii) 全ての関連情報を記載していない可能性があり、また、記載される情報は変更される可能性があるりかつ依拠されてはならないこと。また、

(iv) 言及される会社型投資信託は、アイルランド中央銀行により承認されていないこと。

(b) アンブレラ型ファンドの場合、目論見書は、1つのサブファンドから他のサブファンドへの投資対象の切り替えに適用される手数料を明示的に記載するものとする。

更新される目論見書

目論見書の主要素は更新されるものとする。

財務情報の監査

年次報告書に記載される財務情報は会社法に従い監査を法的に授権された一もしくは複数の監査人による監査を受けるものとする。監査人の報告書は、いかなる修正を含め、年次報告書に完全に転載されるものとする。

アイルランド中央銀行等に提供される目論見書等

アイルランド中央銀行によって認可されたUCITSは、目論見書またはその変更ならびに年次報告書および半期報告書をアイルランド中央銀行に送付するものとする。UCITSは、請求に応じ、その管理会社の本部のある国の管轄当局に対して当該文書を提供するものとする。

投資家に対する目論見書等の提供

- (1) 目論見書ならびに直近の年次報告書および半期報告書は、請求に応じ無料で投資家に提供されるものとする。
- (2) 目論見書は、耐久性のある媒体またはウェブサイトにより提供されうる。書面による写しが請求に応じ無料で投資家に交付されるものとする。
- (3) 年次報告書および半期報告書は、目論見書およびUCITS IV規則の第98条において言及される主要投資家情報に規定される方法で、投資家に提供されるものとする。

年次報告書および半期報告書の書面による写しが請求に応じ無料で投資家に交付されるものとする。

他の情報の公表

受益証券の価格の公表

- (1) (2)に従い、UCITSは、受益証券を発行、販売、買戻しおよび償還するたびに、かつ少なくとも月に二度、受益証券の発行、販売、買戻しおよび償還価格を適切に公表するものとする。
- (2) ただし、アイルランド中央銀行は、UCITSがその評価の回数を月に1回まで減らすことを認めることができるが、かかる回数の減少は受益者の権利を害さないものとする。

投資家に対するマーケティング・コミュニケーション

投資家に対するすべてのマーケティング・コミュニケーションは、その旨明示的に特定できるものとする。マーケティング・コミュニケーションは、公正であり、明確でありかつ誤解を生じないものとする。特に、UCITSに関する具体的な情報を記載し、かつUCITSの受益証券の購入を勧誘するマーケティング・コミュニケーションは、目論見書に記載される情報および規則第98条において言及される主要投資家情報の重要性に反するかまたはそれを退ける記述を行わないものとする。マーケティング・コミュニケーションは、目論見書が存在すること、また規則第98条において言及される主要投資家情報が入手可能であることを示すものとする。マーケティング・コミュニケーションは、投資家または潜在的投資家がかかる情報または書類を入手できる場所および文言または当該情報または書類へのアクセス権を入手できる方法を記載するものとする。

主要投資家情報

投資家向け主要情報の作成

- (1) 会社型投資信託および会社型投資信託の運営する各一般契約型ファンドおよび投資信託については管理会社は、投資家向け主要情報を記載する簡単な書類を作成するものとする。かかる書類は、UCITS IV規則の主要投資家情報に言及するものとする。「主要投資家情報」という用語を、当該書類に明確に記載するものとする。
- (2) 主要投資家情報は、関連するUCITSの本質的特徴に関し適切な情報を記載するものとし、投資家が提供される投資商品の内容およびリスクを理解し、それ故に、情報に基づき投資決定を行うことができるよう、投資家に提供される。
- (3) (a) 主要投資家情報は、関連するUCITSに関し以下の主要素について情報を提供するものとする：
 - (i) UCITSの確認
 - (ii) 投資目的および投資方針の簡単な説明
 - (iii) 過去の実績の概要または関連する場合には実績の状況
 - (iv) 経費および関連費用、ならびに
 - (v) 投資リスク／利益の内容（関連するUCITSへの投資に伴うリスクに関する適切なアドバイスおよび警告を含む。）

(b) かかる主要素は、他の書類に言及することなく、投資家が理解できるものとする。
- (4) 主要投資家情報は、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を要求に応じてかつ無償でいつでも入手できる場所および方法を含め投資提案に関する追加情報の取得場所および取得方法ならびに当該情報が投資家に提供される旨の文言を明示的に記載するものとする。
- (5) 主要投資家情報は、簡潔かつ専門用語を使わずに記載されるものとする。かかる情報は、比較を考慮して一般的な形式で作成され、一般投資家が理解しやすい方法で提示されるものとする。
- (6) 主要投資家情報は、変更または補足（翻訳を除く。）が行われることなく、規則第117条に従い受益証券を売り出すためにUCITSが通知されるすべてのEU加盟国において使用されるものとする。

契約前情報等

- (1) 主要投資家情報は、契約前情報を構成するものとする。当該情報は、公正であり、明確でありかつ誤解を生じないものとする。当該情報は、目論見書の関連部分と一致するものとする。
- (2) 主要投資家情報が誤解を生じるものではないか、正確であるかまたは目論見書の関連部分と一致する場合に限り、ある者は、主要投資家情報（当該情報の翻訳を含む。）にのみ基づいて民事責任を負わないものとする。主要投資家情報は、この点に関し、明示的な警告を記載するものとする。

主要投資家情報の提供時期

- (1) 会社型投資信託および会社型投資信託の運営する各一般契約型ファンドおよび投資信託については管理会社は、直接的にまたは自らを代理してまた完全かつ無条件の責任を負って行為する他の自然人もしくは法人を通じてUCITSを販売する場合、UCITSの受益証券の申込を提案する前に、UCITSに関する主要投資家情報を投資家に対して適時に提供するものとする。
- (2) 会社型投資信託および会社型投資信託の運営する各一般契約型ファンドおよび投資信託については管理会社は、直接的にまたは自らを代理してまた投資家に対して完全かつ無条件の責任を負って行為する他の自然人もしくは法人を通じてUCITSを販売しない場合、要求に応じて、かかるUCITSまたは当該UCITSのリスク・エクスポージャーを伴う製品を販売するかまたはかかるUCITSまたは製品への潜在的投資について助言を行う製品メーカーおよび仲介機関に対して主要投資家情報を提供するものとする。UCITSを販売するかまたはUCITSの投資家または潜在的投資家に助言を行う仲介機関は、顧客または潜在的顧客に対して主要投資家情報を提供し、また、MIFID規則第76条およびMIFID規則第77条（該当する場合）を遵守するものとする。
- (3) 主要投資家情報は無料で投資家に提供されるものとする。

主要投資家情報の提供手段

- (1) 会社型投資信託および会社型投資信託の運営する各一般契約型ファンドおよび投資信託については管理会社は、耐久性のある媒体またはウェブサイトにより主要投資家情報を提供することができる。書面による写しが請求に応じ無料で投資家に交付されるものとする。
- (2) また、最新の主要投資家情報が、会社型投資信託または管理会社のウェブサイト上で提供されるものとする。

アイルランド中央銀行等に主要投資家情報を提供するUCITS

- (1) UCITSは、主要投資家情報およびその変更をアイルランド中央銀行に提供するものとする。
- (2) 主要投資家情報の主要素は、最新情報が維持されるものとする。

5. 清算

投資信託の清算については、投資信託の形態に応じ、信託証書、定款およびアイルランド会社法に規定されている。

契約型投資信託の清算の場合、信託証書の規定に従って、受託会社が清算し、ファンドの資産を分配する。

会社型投資信託の清算の場合、会社型投資信託はアイルランド会社法に従って清算される。

会社型投資信託の清算の場合、以下の三つの形態をとりうる。

(A) 構成員による任意清算

清算人は、構成員の総会によって選任される。

(B) 会社債権者による任意清算

取締役会が会社債権者に対して、会社が会社債権者に対する債務を支払うことができないことを知らせた場合、会社債権者が清算人を選任する。

(C) 裁判所による清算

裁判所は、会社または会社債権者の申請に基づいて、裁判所の監督に服する清算人を選任する。

第4 【参考情報】

当該計算期間中、ファンドについては、以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2013年 6 月28日	有価証券届出書
2013年 6 月28日	有価証券報告書(第16期)
2013年 9 月27日	半期報告書(第17期中) / 有価証券届出書の訂正届出書

第 5 【その他】

該当事項なし。

[次へ](#)

別紙 A

定 義

本書において、以下の用語は以下に定める意味を有するものとする。

特定の日時に関する言及は、アイルランド時間とする。

会計基準日	毎年12月31日をいう。管理会社は、アイルランド中央銀行の同意を得て会計基準日を適宜変更することに同意できる。
会計期間	最初の会計期間は、ダイワ外貨MMFの認可日に開始し、その後の会計期間の場合は前会計期間の満了の翌日から開始し、会計基準日に終了する期間をいう。
発生基準日	すべてのポートフォリオについて、関連ポートフォリオの純資産価額の計算のために当該ポートフォリオの収益および債務が発生したとみなされる日時をいう。
ユニット・トラスト法	1990年ユニット・トラスト法および同法に従い発令されたあらゆる通達および(修正の有無を問わず)これらの再立法されたものをいう。
管理費用	ダイワ外貨MMFもしくはポートフォリオの代理人となる訴訟において管理会社に発生し、またはダイワ外貨MMFもしくはポートフォリオの設立もしくはその継続的管理に関して管理会社に発生し、またはその他の理由により管理会社に発生した一切の費用、手数料および経費(立替金、弁護士費用および専門報酬を含むがこれらに限定されない。)を賄うために必要な、ダイワ外貨MMFまたはポートフォリオから支払われるべき金額が含まれる。これには、受益者に対するあらゆる様式での通知書(報告書、目論見書および新聞公告等を含むがこれらに限定されない。)の翻訳費用を含む費用、手数料および経費、ならびに管理会社と管理事務代行会社、登録事務代行会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、販売会社および/または代行協会員が当事者となっている契約に基づき発生した、これらの者の報酬、費用、手数料および経費ならびに一切の合理的立替金に係るVAT(もしあれば)も含まれる。
申込書	管理会社が随時定める、受益証券の申込人が記入すべき申込書をいう。
監査法人	ブライスウォーターハウスクーパースをいう。
オーストラリア・ドル	オーストラリアの法定通貨であるオーストラリア・ドルをいう。
基準通貨	あるポートフォリオについて、別紙に特定される当該ポートフォリオの会計基準通貨をいう。
営業日	あるポートフォリオについて、当該ポートフォリオの別紙に特定される日をいう。
カナダ・ドル	カナダの法定通貨であるカナダ・ドルをいう。
アイルランド中央銀行	アイルランドの中央銀行をいう。
クラス	ポートフォリオの受益証券の特定の一部をいう。
集団投資事業	オープン・エンド型の集団投資事業をいう。
取引日	あるポートフォリオについて、当該ポートフォリオに関する別紙に記載される毎月2日以上の日をいう。
取引期限	あるポートフォリオについて、当該ポートフォリオに関する別紙に記載される取引日の特定の時間をいう。

支払金	受託会社に関し、()本書の条項に従い受託会社により指名された副保管銀行の通常の商取引上の料率による手数料および立替費用を含むがこれに限定されない、本書に基づく受託業務に関連して受託会社が適切に支払った一切の支出金、()受託業務およびダイワ外貨MMFまたはポートフォリオの管理ならびにこれらに付随・関連するすべての事項(その設立を含む。)に関連して受託会社が負担し、または被るおそれのあるあらゆる種類の経費、課徴金および費用、()ダイワ外貨MMFまたはポートフォリオ(その設立を含む。)に関連し、またはこれにより生じ、または被った一切の弁護士報酬その他の専門家の費用、ならびに、()受託会社が権限の行使または義務の履行により負担するVATの支払債務を含む。
販売会社	管理会社が指名する一または複数の販売者およびその承継者で、本書に詳述される一または複数の販売者として行為する者をいう。
分配再投資日	すべてのポートフォリオについて、宣言された分配金が受益者のために再投資される日で、各ポートフォリオについて各暦月の最終取引日の直前の取引日とする。
公租公課	特定の取引または評価に関する、印紙税等、租税、政府課徴金、資産運用手数料、代理人費用、仲介手数料、銀行手数料、譲渡手数料、登録手数料、その他の手数料(ポートフォリオ資産の組成もしくは増加、受益証券の作成、交換、販売、購入もしくは譲渡、または投資対象もしくは証書等の購入(もしくは購入予定)を問わない。)で、当該取引時点または評価時点に関し、もしくは事前もしくはその際に支払われるものをいう。ただし、受益証券発行時に代理人またはブローカーに支払われる手数料は含まない。
ユーロ	1957年3月25日付ローマにおけるEC条約(1992年2月7日付マーストリヒトにおける条約で修正済み)に従い採択された欧州連合加盟国の法定単一通貨をいう。

- アイルランド免税投資家
- ・租税統合法第774条に規定する適用除外公認事業である年金基金、または租税統合法第784条もしくは第785条が適用される退職年金契約もしくは信託事業
 - ・租税統合法第706条に規定する生命保険業を営む会社
 - ・租税統合法第739条B(1)に規定する投資事業
 - ・租税統合法第737条に規定する特定投資ファンド
 - ・租税統合法第739条D(6)(f)(i)に規定する者である慈善事業
 - ・租税統合法第731条(5)(a)が適用されるユニット・トラスト
 - ・租税統合法第734条(1)に規定する特定会社
 - ・保有する受益証券が承認された退職年金または承認された最小退職年金の資産である場合の、租税統合法第784条A(1)(a)に規定する適格資産運用者
 - ・租税統合法第848条Cに規定する特定貯蓄インセンティブ勘定の資産である受益証券に関して、租税統合法第848条Bに規定する適格貯蓄管理会社
 - ・受益証券が個人退職貯蓄勘定(以下「PRSA」という。)の資産である場合に、租税統合法第787条Iにより所得税およびキャピタル・ゲイン税が免除される者のために行為するPRSA管理者
 - ・1997年クレジット・ユニオン・アクト第2条に規定するクレジット・ユニオン
 - ・米国年金準備金委員会(NPRF)
 - ・ダイワ外貨MMFによる支払につき、租税統合法第110条(2)に従って法人税の支払を行う会社
 - ・ダイワ外貨MMFによる支払につき、租税統合法第739G条(2)に従って法人税の支払を行い、かつこれを宣言し、ダイワ外貨MMFに対して税務照会番号を提供する会社
 - ・租税法に基づき、または書面の手続もしくは歳入委員会の認可により、ポートフォリオに租税が賦課されることなく、またはポートフォリオに関する免税措置が取り消されポートフォリオに税務が賦課されることなく、受益証券を所有することが許可されている上記以外のアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者

ただし、これらは、正しく申告書を完成していることを条件とする。

投資顧問会社 投資運用会社に任命される一または複数の投資顧問またはその承継者で、本書に詳述される一または複数のポートフォリオの投資顧問として行為する者をいう。

投資運用会社 管理会社に任命される一または複数の投資運用者またはその承継者で、本書に詳述される一または複数のポートフォリオの投資運用者として行為する者をいう。

仲介機関 以下の者をいう。

- ・ 他者に代わって投資事業から支払を受けることを事業とする者、もしくはこれを事業に含む者、または
- ・ 他者に代わって投資事業の受益証券を保有する者。

アイルランド アイルランド共和国をいう。

アイルランド居住者 以下の者をいう。

- ・ 個人の場合、税務上アイルランドの居住者である個人
- ・ トラストの場合、税務上アイルランドの居住者であるトラスト
- ・ 会社の場合、税務上アイルランドの居住者である会社。

個人は、12か月間の課税年度に関して、(1)かかる12か月の課税年度中に183日間以上、または(2)連続する2年の課税年度中に280日間以上アイルランドに居住している場合、アイルランドの居住者とみなされる。ただし、個人は各12か月間のうち31日以上アイルランドに所在することを条件とする。アイルランドにおける所在日数の決定に際しては、当該日の終了時(深夜零時)に所在している場合に所在しているものとみなされる。

トラストは、通常、トラスティーがアイルランドに所在しているか、またはトラスティーが複数の場合はその過半数がアイルランドに所在している場合、アイルランドの居住者とみなされる。

会社は、設立地に関係なく、運営および管理の中心がアイルランドにある場合に、アイルランドの居住者とみなされる。運営および管理の中心がアイルランドになくとも、アイルランドで設立された会社は、以下の場合を除き、アイルランドの居住者とみなされる。

- ・ 会社または関連会社がアイルランドで事業を営み、会社が欧州連合加盟国またはアイルランドが二重課税防止条約を締結した国の居住者によって最終的に支配されている場合、または会社もしくは関連会社が欧州連合加盟国もしくはアイルランドと当該国の間で二重課税防止条約を締結している国の公認証券取引所に上場されている場合、または
- ・ 会社が、アイルランドと他国との間で締結された二重課税防止条約に基づきアイルランドの居住者でないものとみなされる場合

会社の税務上の居住地の決定は状況により複雑であり、投資予定者は、租税統合法第23条Aに定める特別立法規定を参照することを認識すべきである。

管理会社 エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドをいう。

加盟国 欧州連合の加盟国をいう。

最低保有額 関連する別紙に特定される受益者に保有される受益証券の最低保有口数または価額をいう。

最低申込額 関連する別紙に特定される受益証券の最低申込額をいう。

純資産価額	前記「第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(1) 資産の評価」の項に記載される規定に従って計算されるポートフォリオまたはクラスに帰属する(適用あれば)の純資産価額をいう。
受益証券1口当たり純資産価格	前記「第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(1) 資産の評価」の項に記載される規定に従って計算される関連ポートフォリオの受益証券1口当たり純資産価格をいう。
ニュージーランド・ドル	ニュージーランドの法定通貨であるニュージーランド・ドルをいう。
通達	随時アイルランド中央銀行が発する通達をいう。
OECD加盟国	オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシア、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア共和国、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国および米国をいう。
アイルランド通常居住者	・個人の場合、税務上アイルランドの通常居住者である個人。 ・トラストの場合、税務上アイルランドの通常居住者であるトラスト。 個人は、それまでの3年連続する課税年度中にアイルランドに居住していた場合、特定の課税年度について通常居住者となる(すなわち4年目の課税年度の開始時からアイルランドの通常居住者となる。)。3年連続する課税年度にアイルランド非居住者となるまで、個人はアイルランド通常居住者であり続ける。したがって、2008年1月1日から2008年12月31日までの課税年度にアイルランドの居住者およびアイルランドの通常居住者である個人がかかる課税年度にアイルランドを離れた場合、2011年1月1日から2011年12月31日までの課税年度が終了するまでは引き続きアイルランドの通常居住者である。
ポートフォリオ	トラストの通常居住者は不明確で、税務上の居住に連動する。 サブ・ファンドの投資目的および投資方針に従って投資を行う目的で管理会社が適切と考える名称により指定するダイワ外貨MMFのサブ・ファンドをいい、随時アイルランド中央銀行の事前の承認をもって管理会社により設立される。
英文目論見書	アイルランド中央銀行の要求に従って、管理会社がダイワ外貨MMFに関して発行する目論見書ならびに補足目論見書およびその補足文書をいう。
公認の決済機関	バンク・ワン・エヌエー、デポジタリ・アンド・クリアリング・センター、クリアストリーム・バンキング・エージェンシー、クリアストリーム・バンキング・エスエー、CREST、デポジタリ・トラスト・カンパニー・オブ・ニューヨーク、ユーロクリア、ナショナル・セキュリティーズ・クリアリング・システム、シコバム・エスエー、SISセガ・インターセトル・エージェンシー、または租税統合法パート27第1章Aにおいてアイルランド歳入委員会に公認決済システムとして指定されるその他の受益証券決済システムをいう。

公認の証券取引所	別紙Gに定めるとおりファンドが投資を許可されている規制ある証券取引所、店頭市場およびその他の証券市場をいう。
買戻申込書	管理会社が随時定めるとおり、保有するポートフォリオの受益証券の全部または一部を買戻すことを希望する受益者が記入する買戻申込書をいう。
申告書	租税統合法スケジュール2Bに規定する受益者に関連する申告書をいう。
関連期間	受益者が受益証券を取得した時点に開始する８年間、およびその後については前期間終了直後に開始する８年間をいう。
別紙	ポートフォリオおよび／または一もしくは複数のクラスに関連する一定の情報を記載した本書の別紙をいう。
英ポンド	英国の法定通貨である英ポンドをいう。
租税統合法	1997年アイルランド租税統合法(改正済)をいう。
基準価格	関連するポートフォリオの別紙に特定される基準価格をいう。
受託会社	エスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッドをいう。
信託証書	1996年７月５日付信託証書(1996年７月17日付第一補足信託証書、2000年９月25日付第二補足信託証書、2003年５月23日付第三補足信託証書、2004年６月30日付第四補足信託証書、2005年９月29日付第五補足信託証書、2006年６月22日付第六補足信託証書および2008年６月16日付第七補足信託証書(2008年６月20日付で効力発生)により修正済)をいう。
英国	グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国をいう。
受益証券	受益証券または、本書に別段の記載のある場合を除き、ダイワ外貨MMFまたはポートフォリオの資産の未分割の持分１口の受益権を表章する証券をいう。
受益者	ダイワ外貨MMFに関して管理会社によりまたはこれを代理して随時維持される受益者名簿に一または複数の受益証券の保有者として登録される受益者または者をいう。
米ドル	アメリカ合衆国の法定通貨である米ドルをいう。
アメリカ合衆国	アメリカ合衆国(各州およびコロンビア特別区を含む。)、その領土、属領およびアメリカ合衆国の管轄権に服するその他のすべての地域をいう。

米国人	()アメリカ合衆国の居住者である自然人、()アメリカ合衆国の法律に基づき組織または設立されたパートナーシップまたは会社、()受託者が米国人である財団、()米国内に所在する外国法人の代理店または支店、()米国人の利益のためまたは勘定でディーラーまたはその他の受託者によって保有されている非一任勘定または類似の勘定(財団またはトラストを除く。)、()米国内で組織、設立されたまたは(個人の場合は)米国内に居住するディーラーまたはその他の受託者によって保有されている一任勘定または類似の勘定(財団またはトラストを除く。)、ならびに、()(A)アメリカ合衆国以外の法域の法律の下で組織または設立され、かつ(B)自然人、財団または信託ではない認可された投資家(証券法に基づくルール501(a)に定義されている。)により組織され設立されまたは保有されている場合を除いて、主に証券法の下で登録されていない証券に投資することを目的として米国人により形成されたパートナーシップまたは会社をいう。
評価時点	各ポートフォリオについて、該当する別紙に特定される時点をいう。
VAT	付加価値税をいう。

別紙 B

USドル・ポートフォリオ

本別紙は、特に、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づく規則に基づき投資信託として設定されたアンブレラ型のオープン・エンド型トラストであるダイワ外貨MMFのポートフォリオであるUSドル・ポートフォリオに関する情報を記載する。

1．用語解釈

本別紙において使用される用語は、別途規定されない限り、本別紙において本書と同じ意味を有する。

「営業日」 アイルランド、英国および日本における銀行営業日であり、かつ日本における金融商品取引業者が営業を行っている各日をいう。

「取引日」 アイルランド、英国およびニューヨークにおける銀行営業日であり、かつ、日本における金融商品取引業者が営業を行っている日であって、受益証券の買付けまたは買戻しが行われうる日をいう。

「基準価格」 0.01米ドルをいう。

「評価時点」 USドル・ポートフォリオの投資対象の価格が決定される各取引日における、午後4時（アイルランド時間）または管理会社が随時定めるその他の時点をいう。ただし、当該時点の後に受領される買付けまたは買戻しは、翌取引日の純資産価格で処理される。

2．基準通貨

基準通貨は米ドルとする。

3．投資目的および方針

USドル・ポートフォリオの投資目的は、公認の証券取引所において取引される優良な固定利付債券および変動利付債券に投資することにより、投資元本を維持し、高い流動性を保ちつつ、インカム収益を確保することである。購入時に、すべての投資対象は、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分（その中でサブ・カテゴリーまたは相対的な地位を示す段階的区分がある。）のうちの一つが付与されている（スタンダード・アンド・プアーズ・コーポレーションのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービス・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含む。）。投資対象が格付を付与されていない場合、USドル・ポートフォリオは、当該投資対象が同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができる。投資対象の信用格付がA2/P2/F2格を下回るレベルに引き下げられた（または投資運用会社が同等の信用度を有するとみなす）場合、受益者の最善の利益を考慮し、投資運用会社により適切な対応がとられることになる。USドル・ポートフォリオは、その基準通貨建ての投資対象および他の通貨建てであるが基準通貨との関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行う。

一定の1口当たり純資産価格を維持するために最善を尽くすことがUSドル・ポートフォリオの基本的な方針である。USドル・ポートフォリオの当該1口当たり純資産価格は、USドル・ポートフォリオの基準価格である。上記投資目的は業績の保証となるものではない。

投資は満期（例えば、最終満期日）まで397日以内の債務のみに対して行われる。かかる債務は、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形、預託証書、定期預金証書および米国の政府（またはその機関）の発行した証券を含むがこれに限定されない。USドル・ポートフォリオの満期の加重平均^(注1)は60日以内であり、USドル・ポートフォリオの加重平均期間^(注2)は120日を超えない。加重平均満期および加重平均期間の両方の計算においては、預金の影響およびUSドル・ポートフォリオが利用するポートフォリオの効率的運用手法を考慮する。USドル・ポートフォリオは、欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する欧州証券監督機構のガイドラインにより「短期マネー・マーケット・ファンド」と分類される。

（注1） 満期の加重平均は、金利リスクを測るために使用される。満期の加重平均とは、変動利付債券の投資対象については「金利水準の次回変更時までの期間」、変動利付債券を除く他の投資対象については「元本償還までの期間」を用いて計算した、加重平均を指す。

（注2） 加重平均期間は、信用リスクを測るために使用される。加重平均期間とは、変動利付債券の投資対象を含むすべての投資対象の「元本償還までの期間」の加重平均を指す。

4．報酬および手数料

運用報酬

管理会社および受託会社の報酬は、USドル・ポートフォリオの資産から支払われる。管理会社および受託会社の報酬総額は、USドル・ポートフォリオの純資産価額の年率1%にVAT（もしあれば）を加えた料率を超えないものとする。管理会社の報酬は、毎日発生し、各四半期末に後払いされるが、投資運用会社に支払われる管理会社の報酬分に関しては除外され、かかる報酬分は毎日発生し、各四半期につき2回支払われる。

管理会社は、その受領した報酬から、投資運用会社、代行協会員および日本における販売会社に対する報酬を支払う。投資運用会社は、その受領した報酬から、投資顧問会社に対する報酬を支払う。代行協会員および日本における販売会社は、USドル・ポートフォリオの管理費用から、自らの立替費用の払戻しを直接受ける。

かかる報酬に加え、管理会社は、USドル・ポートフォリオの資産から管理会社に支払われる管理費用の全額を受領する権利を有する。

受託報酬

受託会社の報酬は、上記の記載に従い、毎日発生し、各四半期末に後払いされる。受託会社は、USドル・ポートフォリオの資産から立替費用の返済を受領する権利を有する。

5．リスク要因

前記「第1 ファンドの状況 3 投資リスク リスク要因」に加えて、以下はUSドル・ポートフォリオ特有のリスク要因である。

制限付き証券

USドル・ポートフォリオが制限付き証券に投資を行う限り、USドル・ポートフォリオは追加のリスクを負う可能性がある。「制限付き証券」とは、1933年米国証券法に基づき登録されていない証券である。当該証券が登録されていないため、小人数の投資家が当該証券に投資を行う資格を有し、よって、当該投資家は、制限付き証券に投資するUSドル・ポートフォリオが容易に当該証券を処分することができない可能性があるというリスクを負担する。本ポートフォリオは、制限付き証券の処分を試みる場合、買い手の発見に係る追加の取引費用、または極端な場合には証券の登録費用を負担する可能性がある。

別紙 C

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

本別紙は、特に、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づく規則に基づき投資信託として設定されたアンブレラ型のオープン・エンド型トラストであるダイワ外貨MMFのポートフォリオであるオーストラリア・ドル・ポートフォリオに関する情報を記載する。

1．用語解釈

本別紙において使用される用語は、別途規定されない限り、本別紙において本書と同じ意味を有する。

- 「営業日」 アイルランド、英国および日本における銀行営業日であり、かつ日本における金融商品取引業者が営業を行っている各日をいう。
- 「取引日」 アイルランド、英国およびオーストラリアにおける銀行営業日であり、かつ、日本における金融商品取引業者が営業を行っている日であって、受益証券の買付けまたは買戻しが行われうる日をいう。
- 「基準価格」 0.01豪ドルをいう。
- 「評価時点」 オーストラリア・ドル・ポートフォリオの投資対象の価格が決定される各取引日における、午後4時(アイルランド時間)または管理会社が随時定めるその他の時点をいう。ただし、当該時点の後に受領される買付けまたは買戻しは、翌取引日の純資産価格で処理される。

2．基準通貨

基準通貨は豪ドルとする。

3．投資目的および方針

オーストラリア・ドル・ポートフォリオの投資目的は、公認の証券取引所において取引される優良な固定利付債券および変動利付債券に投資することにより、投資元本を維持し、高い流動性を保ちつつ、インカム収益を確保することである。購入時に、すべての投資対象は、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分(その中でサブ・カテゴリーまたは相対的な地位を示す段階的区分がある。)のうちの一つが付与されている(スタンダード・アンド・プアーズ・コーポレーションのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービス・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含む。)。投資対象が格付を付与されていない場合、オーストラリア・ドル・ポートフォリオは、当該投資対象が同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができる。投資対象の信用格付がA2/P2/F2格を下回るレベルに引き下げられた(または投資運用会社が同等の信用度を有するとみなす)場合、受益者の最善の利益を考慮し、投資運用会社により適切な対応がとられることになる。オーストラリア・ドル・ポートフォリオは、その基準通貨建ての投資対象および他の通貨建てであるが基準通貨との関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行う。

一定の１口当たり純資産価格を維持するために最善を尽くすことがオーストラリア・ドル・ポートフォリオの基本的な方針である。オーストラリア・ドル・ポートフォリオの当該１口当たり純資産価格は、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの基準価格である。上記投資目的は業績の保証となるものではない。

投資は満期（例えば、最終満期日）まで397日以内の債務のみに対して行われる。かかる債務は、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形、預託証書、定期預金証書および米国の政府（またはその機関）の発行した証券を含むがこれに限定されない。オーストラリア・ドル・ポートフォリオの満期の加重平均は60日以内であり、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの加重平均期間は120日を超えない。加重平均満期および加重平均期間の両方の計算においては、預金の影響およびオーストラリア・ドル・ポートフォリオが利用するポートフォリオの効率的運用手法を考慮する。オーストラリア・ドル・ポートフォリオは、欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する欧州証券監督機構のガイドラインにより「短期マネー・マーケット・ファンド」と分類される。

４．報酬および手数料

運用報酬

管理会社および受託会社の報酬は、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの資産から支払われる。管理会社及び受託会社の報酬総額は、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの純資産価額の年率１％にVAT（もしあれば）を加えた料率を超えないものとする。管理会社の報酬は、毎日発生し、各四半期末に後払いされるが、投資運用会社に支払われる管理会社の報酬分に関しては除外され、かかる報酬分は毎日発生し、各四半期につき２回支払われる。

管理会社は、その受領した報酬から、投資運用会社、代行協会員および日本における販売会社に対する報酬を支払う。投資運用会社は、その受領した報酬から、投資顧問会社に対する報酬を支払う。代行協会員および日本における販売会社は、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの管理費用から、自らの立替費用の払戻しを直接受ける。

かかる報酬に加え、管理会社は、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの資産から管理会社に支払われる管理費用の全額を受領する権利を有する。

受託報酬

受託会社の報酬は、上記の記載に従い、毎日発生し、各四半期末に後払いされる。受託会社は、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの資産から立替費用の返済を受領する権利を有する。

５．リスク要因

投資家は、前記「第１ ファンドの状況 ３ 投資リスク リスク要因」に留意すべきである。

別紙D

カナダ・ドル・ポートフォリオ

本別紙は、特に、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づく規則に基づき投資信託として設定されたアンブレラ型のオープン・エンド型トラストであるダイワ外貨MMFのポートフォリオであるカナダ・ドル・ポートフォリオに関する情報を記載する。

1．用語解釈

本別紙において使用される用語は、別途規定されない限り、本別紙において本書と同じ意味を有する。

- 「営業日」 アイルランド、英国および日本における銀行営業日であり、かつ日本における金融商品取引業者が営業を行っている各日をいう。
- 「取引日」 アイルランド、英国およびトロントにおける銀行営業日であり、かつ、日本における金融商品取引業者が営業を行っている日であって、受益証券の買付けまたは買戻しが行われうる日をいう。
- 「基準価格」 0.01カナダ・ドルをいう。
- 「評価時点」 カナダ・ドル・ポートフォリオの投資対象の価格が決定される各取引日における、午後4時(アイルランド時間)または管理会社が随時定めるその他の時点をいう。ただし、当該時点の後に受領される買付けまたは買戻しは、翌取引日の純資産価格で処理される。

2．基準通貨

基準通貨はカナダ・ドルとする。

3．投資目的および方針

カナダ・ドル・ポートフォリオの投資目的は、公認の証券取引所において取引される優良な固定利付債券および変動利付債券に投資することにより、投資元本を維持し、高い流動性を保ちつつ、インカム収益を確保することである。購入時に、すべての投資対象は、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分(その中でサブ・カテゴリーまたは相対的な地位を示す段階的区分がある。)のうちの一つが付与されている(スタンダード・アンド・プアーズ・コーポレーションのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービシズ・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含む。)。投資対象が長期格付を有している場合、または格付を付与されていない場合、カナダ・ドル・ポートフォリオは、当該投資対象が同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができる。投資対象の信用格付がA2/P2/F2格を下回るレベルに引き下げられた(または投資運用会社が同等の信用度を有するとみなす)場合、受益者の最善の利益を考慮し、投資運用会社により適切な対応がとられることになる。カナダ・ドル・ポートフォリオは、その基準通貨建ての投資対象および他の通貨建てであるが別紙Fに記載される制限および条件の範囲内におけるカナダ・ドルとの関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行う。

一定の１口当たり純資産価格を維持するために最善を尽くすことがカナダ・ドル・ポートフォリオの基本的な方針である。カナダ・ドル・ポートフォリオの当該１口当たり純資産価格は、カナダ・ドル・ポートフォリオの基準価格である。上記投資目的は業績の保証となるものではない。

投資は満期（例えば、最終満期日）まで397日以内の債務のみに対して行われる。かかる債務は、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形、預託証書、定期預金証書、社債およびカナダの政府（またはその機関）の発行した証券を含むがこれに限定されない。カナダ・ドル・ポートフォリオの満期の加重平均は60日以内であり、カナダ・ドル・ポートフォリオの加重平均期間は120日を超えない。加重平均満期および加重平均期間の両方の計算においては、預金の影響およびカナダ・ドル・ポートフォリオが利用するポートフォリオの効率的運用手法を考慮する。カナダ・ドル・ポートフォリオは、欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する欧州証券監督機構のガイドラインにより「短期マネー・マーケット・ファンド」と分類される。

４．報酬および手数料

運用報酬

管理会社および受託会社の報酬は、カナダ・ドル・ポートフォリオの資産から支払われる。管理会社および受託会社の報酬総額は、カナダ・ドル・ポートフォリオの純資産価額の年率１％にVAT（もしあれば）を加えた料率を超えないものとする。管理会社の報酬は、毎日発生し、各四半期末に後払いされるが、投資運用会社に支払われる管理会社の報酬分に関しては除外され、かかる報酬分は毎日発生し、各四半期につき２回支払われる。

管理会社は、ポートフォリオの資産から受領した報酬から、投資運用会社、代行協会員および日本における販売会社に対する報酬を支払う。投資運用会社は、その受領した報酬から、投資顧問会社に対する報酬を支払う。代行協会員および日本における販売会社は、カナダ・ドル・ポートフォリオの管理費用から、自らの立替費用の払戻しを直接受ける。

かかる報酬に加え、管理会社は、カナダ・ドル・ポートフォリオの資産から管理会社に支払われる管理費用の全額を受領する権利を有する。

受託報酬

受託会社の報酬は、上記の記載に従い、毎日発生し、各四半期末に後払いされる。受託会社は、カナダ・ドル・ポートフォリオの資産から立替費用（通常の商業レートによる副保管会社の報酬および立替費用を含む。）の返済を受領する権利を有する。

５．リスク要因

投資家は、前記「第１ ファンドの状況 ３ 投資リスク リスク要因」に留意すべきである。

別紙 E

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

本別紙は、特に、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づく規則に基づき投資信託として設定されたアンブレラ型のオープン・エンド型トラストであるダイワ外貨MMFのポートフォリオであるニュージーランド・ドル・ポートフォリオに関する情報を記載する。

1．用語解釈

本別紙において使用される用語は、別途規定されない限り、本別紙において本書と同じ意味を有する。

- 「営業日」 アイルランド、英国および日本における銀行営業日であり、かつ日本における金融商品取引業者が営業を行っている各日をいう。
- 「取引日」 アイルランド、英国およびニュージーランドにおける銀行営業日であり、かつ、日本における金融商品取引業者が営業を行っている日であって、受益証券の買付けまたは買戻しが行われうる日をいう。
- 「基準価格」 0.01ニュージーランド・ドルをいう。
- 「評価時点」 ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの投資対象の価格が決定される各取引日における、午後4時(アイルランド時間)または管理会社が随時定めるその他の時点をいう。ただし、当該時点の後に受領される買付けまたは買戻しは、翌取引日の純資産価格で処理される。

2．基準通貨

基準通貨はニュージーランド・ドルとする。

3．投資目的および方針

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの投資目的は、公認の証券取引所において取引される優良な固定利付債券および変動利付債券に投資することにより、投資元本を維持し、高い流動性を保ちつつ、インカム収益を確保することである。購入時に、すべての投資対象は、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分(その中でサブ・カテゴリーまたは相対的な地位を示す段階的区分がある。)のうちの一つが付与されている(スタンダード・アンド・プアーズ・コーポレーションのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービーズ・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含む。)。投資対象が長期格付を有している場合、または格付を付与されていない場合、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、当該投資対象が同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができる。投資対象の信用格付がA2/P2/F2格を下回るレベルに引き下げられた(または投資運用会社が同等の信用度を有するとみなす)場合、受益者の最善の利益を考慮し、投資運用会社により適切な対応がとられることになる。ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、そのニュージーランド・ドル建ての投資対象および他の通貨建てであるが別紙Fに記載される制限および条件の範囲内におけるニュージーランド・ドルとの関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行う。

一定の１口当たり純資産価格を維持するために最善を尽くすことがニュージーランド・ドル・ポートフォリオの基本的な方針である。ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの当該１口当たり純資産価格は、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの基準価格である。上記投資目的は業績の保証となるものではない。

投資は満期（例えば、最終満期日）まで397日以内の債務のみに対して行われる。かかる債務は、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形、預託証書、定期預金証書、社債およびニュージーランドの政府（またはその機関）の発行した証券を含むがこれに限定されない。ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの満期の加重平均は60日以内であり、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの加重平均期間は120日を超えない。加重平均満期および加重平均期間の両方の計算においては、預金の影響およびニュージーランド・ドル・ポートフォリオが利用するポートフォリオの効率的運用手法を考慮する。ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する欧州証券監督機構のガイドラインにより「短期マネー・マーケット・ファンド」と分類される。

４．報酬および手数料

運用報酬

管理会社および受託会社の報酬は、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの資産から支払われる。管理会社および受託会社の報酬総額は、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの純資産価額の年率１％にVAT(もしあれば)を加えた料率を超えないものとする。管理会社の報酬は、毎日発生し、各四半期末に後払いされるが、投資運用会社に支払われる管理会社の報酬分に関しては除外され、かかる報酬分は毎日発生し、各四半期につき２回支払われる。

管理会社は、その受領した報酬から、投資運用会社、代行協会員および日本における販売会社に対する報酬を支払う。投資運用会社は、その受領した報酬から、投資顧問会社に対する報酬を支払う。代行協会員および日本における販売会社は、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの管理費用から、自らの立替費用の払戻しを直接受ける。

かかる報酬に加え、管理会社は、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの資産から管理会社に支払われる管理費用の全額を受領する権利を有する。

受託報酬

受託会社の報酬は、上記の記載に従い、毎日発生し、各四半期末に後払いされる。受託会社は、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの資産から立替費用(通常の商業レートによる副保管会社の報酬および立替費用を含む。)の返済を受領する権利を有する。

５．リスク要因

投資家は、前記「第１ ファンドの状況 ３ 投資リスク リスク要因」に留意すべきである。

別紙 F

ポートフォリオの効率的運用を目的とする技法および手段

一般的条件

1. ポートフォリオの効率的運用を目的とする技法および手段は、ポートフォリオの投資目的に適う場合に限り使用することができる。
2. かかる技法および手段は(単独で、または一または複数の技法または手段と組み合わせて)ポートフォリオの効率的な運用に経済的に適していると管理者が合理的に判断するものでなければならない。
3. これらの技法および手段についてのポートフォリオの意図は目論見書において開示されなければならない。また定期報告書にこれらの技法および手段がどのように利用されてきたかを示さなければならない。
4. 本別紙に記載する技法および手段は、以下に定める条件および制限にしたがって使用する。アイルランド中央銀行は、場合に応じて、適切に、その他の技法および手段の使用について検討することができる。

デリバティブ取引

5. 原則として、ポートフォリオがコール・オプションの対象となった証券の保有を常に維持することを条件に、コール・オプションを売却することができる。インデックス・コール・オプションには、ポートフォリオのすべての資産、または売却するコール・オプションの行使価額を下回らない価値を有するポートフォリオの資産部分がかかるオプションと同じ値動きをすることが合理的に予想できる場合に、売却することができる。ただし、アンカバーのコール・オプションについては、上記の要領で売却するコール・オプションの行使価額の合計額が、ポートフォリオの純資産額の10%を超えないことを条件に、これを売却することができる。

コール・オプションの購入の場合、担保は必要とされない。

6. プット・オプションの対象となった証券が常にポートフォリオの保有に帰することを条件に、プット・オプションを購入することができる。この要件は、オプションが現金決済の場合には適用されない。インデックス・プット・オプションについては、ポートフォリオのすべての資産、または購入するプット・オプションの行使価額を下回らない価値を有するポートフォリオの資産部分がかかるプット・オプションと同じ値動きをすることが合理的に予想できる場合に、購入することができる。アンカバーのプット・オプションについては、上記の要領で購入するプット・オプションの行使価額がポートフォリオの純資産額の10%を超えないことを条件に、購入することができる。
7. プット・オプションは、オプションの行使価額をポートフォリオが流動資産で常に保有していることを条件に、売却することができる。
8. 先物契約は、先物契約の対象となった証券が常にポートフォリオの保有に帰するか、またはポートフォリオのすべての資産、もしくは売却する先物契約の行使価額を下回らない価値を有するポートフォリオの資産部分が先物契約と同じ値動きをすることが合理的に予想できることを条件に、これを売却することができる。

9. 先物契約は、契約の行使価額をポートフォリオが流動資産または市場性のある証券で常に保有していることを条件に、購入することができる。ただし、債券または株式市場に直接投資するポートフォリオは、ポートフォリオの純エクスポージャーの合計額が、ポートフォリオの資産を対象証券に直接投資した額を超えないことを条件に、先物契約を購入することができる。その場合、ポートフォリオはアクティブな資産配分戦略を投資目的として明記しなければならない。
10. オプションに関して支払い、または受け取ったプレミアムと先物契約に関して支払った当初証拠金の合計額がポートフォリオの純資産額の10%を超えることができない。
11. 上記の5から10までに定める条件は、既存のポジションを処分するために実施する取引には適用されない。

ポジションの相殺

12. デリバティブの売りおよび買いは、1ポジションとしてみなされる場合がある。ただし、
- () 両者とも同一の対象資産に関連するか、または同一でない対象債券の場合は、
 - 両者が、価格変動に関し高い相関関係にあること。
 - 両者とも、同一の通貨にて現金決済されること。
 - () 両者とも十分な流動性があり、毎日値洗いされること。
 - () ポジションのひとつが行使された場合には、ポートフォリオは未済のポジションに基づく現実もしくは潜在的な債務を履行するのに必要なカバーを行う予定である。

店頭取引デリバティブ

13. 店頭市場で実施するオプション、スワップ取引(店頭取引)は、以下に定める追加の条件にしたがって実施することができる。
- () スワップ商品により、ポートフォリオが、想定できないリスク(ポートフォリオが直接的に関係しない商品 / 発行体へのエクスポージャーの増加または現金市場における以上に多大な損失)にさらされないこと。
 - () 取引に基づくポートフォリオの債務が、常に流動資産として保有されていること。
 - () 取引相手方が、最低A2もしくは同等の信用格付を有しているか、ポートフォリオにより黙示的にA2を有しているとみなされること。一方、取引相手方の不履行の結果被る損失に関し、ポートフォリオが格付A2を維持する者により補償される場合には、格付のない相手方でも許容されること。
 - () 取引相手方に対するエクスポージャーが純資産の10%(または通達NU13号の第2()、()および()項にて指定された機関の場合は30%)を超過しないこと。エクスポージャーには、当該相手方に対しポートフォリオが有するすべてのエクスポージャーが勘案される。アイルランド中央銀行は、取引の相手方によるポートフォリオに対する担保の譲渡によってエクスポージャーの軽減をはかる取決めに容認している。引受担保は、通達NU16号の第17項の条項を遵守しなければならない。
- 本項の目的上、公正価格に関する言及は、独立当事者間の取引において見識のある意欲的な当事者間で資産が交換されるかまたは債務が清算される金額に関する言及として理解される。
- () 取引相手方が必要に応じて取引の価値を評価し、ポートフォリオの請求に応じて、適正価格で取引を終えることをポートフォリオが確認していること。

- ()ポートフォリオが利用するスワップ商品の明確な説明が、目論見書に記載されており、開示が当該スワップの構成要素を明確にしていること。ならびに、
- ()報告期間中に締結したスワップ商品に関する情報、相手方の名称および契約金額が、定期的な報告書により提供されていること。

スワップ商品がクレジット・デフォルト・スワップ(以下「CDS」という。)で、ポートフォリオがプロテクション・セラーである場合、追加で以下の2つの条件が適用となる。

- ()取引が、ポートフォリオにより毎日評価され、少なくとも月1回独立機関に評価されること。
- ()CDSに伴うリスクが、半年に1回独立した査定を受けており、当該独立報告書がレビューのためポートフォリオに対し提供されること(当該査定に関連して、査定がポートフォリオの管理にかかわる者により行われたとしても、独立性を損なうことはない。ただし、査定者は、取引相手方とは無関係である必要がある。)。

- 14．上記の技法および手段または借入れによって発生した純エクスポージャーの合計額は、NU3号に定める条件および制限またはその双方にしたがって、ポートフォリオの純資産額の25%を超えないものとする。

レポ取引、リバース・レポ取引および貸株取引の使用

本項の目的上、「関連機関」は、NU13号の第2()、()および()項にて定められた機関をいう。

- 15．レポ取引およびリバース・レポ取引(以下「レポ取引」という。)および貸株取引を通常の市場慣行に従う場合に限って実施することができる。

- 16．レポ取引または貸株取引で取得する担保は、下記のいずれかの形式でなければならない。

- ()現金
- ()国債またはその他の公債
- ()関連する機関により発行された譲渡性預金証書
- ()関連する機関により発行された債券／コマーシャル・ペーパー
- ()満期まで3ヶ月以内の、取消不能かつ無条件で、関連する機関により発行された信用状
- ()EEA、スイス、カナダ、日本、米国、ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアまたはニュージーランドの証券取引所で取引される持分証券

- 17．レポ取引または貸株取引の期限まで、かかる取引で取得した担保は、

- ()毎日値洗いされなければならない、
- ()投資した金額または貸し出す株式の価値と等しいか、またはこれを常に上回らなければならない、
- ()受託会社または受託会社の代理人の名義に譲渡されなければならない、かつ
- ()相手方当事者が債務不履行の場合、これに対して請求することなく直ちにポートフォリオが使用することができるものでなければならない。

非現金担保：

- ()売却または担保に供することができない。
- ()相手方当事者の信用リスクにおいて保有されなければならない。
- ()相手方当事者から独立した実体により発行されなければならない。

現金担保：

現金は以下に対して以外には投資することはできない。

- () 関連機関への預金
- () 国債またはその他の公債
- () 上記16() 段落に規定された預金証書
- () 上記16() 段落に規定された信用状
- () 本書の規定の適用を受ける買戻契約
- () AAAまたはこれと同等の格付けを有する日々の取引のマネー・マーケット・ファンド。投資がNU13号8(c)段落に規定される関連ファンドにおいて投資される場合は、原マネー・マーケット・ファンドによる買付または買戻手数料は課してはならない。

ポートフォリオの信用リスクにおいて保有される投資された現金担保は、国債もしくはその他の公債またはマネー・マーケット・ファンドに投資された現金担保を除き、担保の30%を上限として1つの機関の証券に投資されるかまたは預託されるように分散されなければならない。

投資された現金担保は、相手方または関連する事業体が発行した証券に預託または投資することができない。

18．17段落の規定にかかわらず、ポートフォリオは、一般的に公認の中央証券預託システムにより組織された貸株組織に加入することができる。ただし、当該組織はシステム管理者の保証がなされているものとする。

19．レポ契約または貸株契約の相手方当事者は、最低A2の信用格付もしくは同等の信用格付を有し、または黙示のA2信用格付を有するとポートフォリオによりみなされなければならない。ただし、当該相手方当事者の不履行の結果として被る損失に対して、ポートフォリオが、A2格付を有しかつこれを継続する者により保証される場合、格付けされていない相手方当事者を受容することができる。

20．ポートフォリオは、随時貸株契約を終了させて、貸し出したすべての株式の返却を求める権利を有するものとする。かかる契約には、一旦通知をした場合、借主は5営業日以内または通常の市場慣行に基づくその他の期間内に、当該株式を返却する義務を負うことを規定しておかねばならない。

21．レポ取引および貸株取引は、通達NU3号またはNU8号の目的上、借入れまたは貸付を構成しない。

為替リスクに対する防御

22．ポートフォリオは、以下の条件に従って、資産および負債の管理において、クロス通貨ヘッジを含む為替リスクに対し防御を行う技法および手段を利用することができる。

- () ポートフォリオの為替リスクに対するエクスポージャーは一切レバレッジされてはならないこと。
- () ダイワ外貨MMFの通貨エクスポージャーが変換される通貨に関する開示を含め、当該取引を行う意図がダイワ外貨MMFの目論見書に全て開示されなければならないこと。
- () 定期報告書にかかる取引がどのように利用されてきたかを示さなければならないこと。

別紙 G

公認の証券取引所の一覧

アイルランド中央銀行の要件に従い定められる、各ポートフォリオの資産が随時投資される可能性のある証券取引所および規制市場は、欧州連合加盟国内に所在するものに加え、以下の一覧の通りである。アイルランド中央銀行は、承認された市場の一覧を公表していない。

(i) 以下に所在する証券取引所：

- 欧州連合加盟国
- 欧州経済地域加盟国(欧州連合、ノルウェー、アイスランドおよびリヒテンシュタイン)
- 以下の各国
 - オーストラリア
 - カナダ
 - 日本
 - 香港
 - ニュージーランド
 - スイス
 - アメリカ合衆国

() 以下の証券取引所または市場：

- | | | |
|---------|---|---------------|
| アルゼンチン | - | ブエノスアイレス証券取引所 |
| | | コルドバ証券取引所 |
| | | ロサリオ証券取引所 |
| バーレーン | - | バーレーン証券取引所 |
| バングラデシュ | - | ダッカ証券取引所 |
| | | チッタゴン証券取引所 |
| バーミューダ | - | バーミューダ証券取引所 |
| ボツワナ | - | ボツワナ証券取引所 |
| ブラジル | - | リオデジャネイロ証券取引所 |
| | | サンパウロ証券取引所 |
| ブルガリア | - | ブルガリア第一証券取引所 |
| チリ | - | サンティアゴ証券取引所 |
| | | チリ証券取引所 |
| 中華人民共和国 | - | 上海証券取引所 |
| | | 深圳証券取引所 |

コロンビア	-	ボゴタ証券取引所 メデリン証券取引所 オクシデンテ証券取引所
クロアチア	-	ザグレブ証券取引所
エジプト	-	アレキサンドリア証券取引所 カイロ証券取引所
ガーナ	-	ガーナ証券取引所
インド	-	バンガロール証券取引所 デリー証券取引所 ムンバイ証券取引所 インド国立証券取引所
インドネシア	-	ジャカルタ証券取引所 スラバヤ証券取引所
イスラエル	-	テルアビブ証券取引所
ジャマイカ	-	ジャマイカ証券取引所
ヨルダン	-	アンマン金融市場
カザフスタン共和国	-	中央アジア証券取引所 カザフスタン証券取引所
ケニア	-	ナイロビ証券取引所
レバノン	-	ベイルート証券取引所
マレーシア	-	クアラルンプール証券取引所
モーリシャス	-	モーリシャス証券取引所
メキシコ	-	メキシコ証券取引所
モロッコ	-	カサブランカ証券取引所
ナミビア	-	ナミビア証券取引所
ニュージーランド	-	ニュージーランド証券取引所
ナイジェリア	-	ナイジェリア証券取引所
パキスタン	-	イスラマバード証券取引所 カラチ証券取引所 ラホール証券取引所
ペルー	-	リマ証券取引所
フィリピン	-	フィリピン証券取引所
ルーマニア	-	ブカレスト証券取引所
シンガポール	-	シンガポール証券取引所
南アフリカ	-	ヨハネスバーグ証券取引所
大韓民国	-	韓国証券取引所 KOSDAQ証券取引所
スリランカ	-	コロンボ証券取引所

台湾(中華人民共和国)	- 台湾証券取引所
タイ	- タイ証券取引所
トルコ	- イスタンブール証券取引所
ウクライナ	- ウクライナ証券取引所
ウルグアイ	- モンテビデオ証券取引所
ベネズエラ	- カラカス証券取引所
	マラカイボ証券取引所
	ベネズエラ証券取引所
ジンバブエ	- ジンバブエ証券取引所
ザンビア	- ルサカ証券取引所

()以下の市場：

国際証券市場協会により組織された市場

FSAの刊行物「投資事業中間諮問資料集(「グレイ・ペーパー」の代替版)」（随時変更済）に記載されている

「マネー・マーケット機関のリスト」により組織された市場

AIM—ロンドン証券取引所により規制され運営される英国におけるオールタナティブ・インベストメント・マーケット

日本証券業協会が規制する日本における店頭市場

アメリカ合衆国のNASDAQ

ニューヨークの連邦準備銀行が規制するプライマリー・ディーラーが運営するアメリカ合衆国政府証券市場

全米証券業協会が規制するアメリカ合衆国における店頭市場(すなわち、アメリカ合衆国証券取引委員会および同証券業協会が規制するプライマリーおよびセカンダリーのディーラー(ならびに連邦通貨監督官、連邦準備銀行および連邦預金保険公社が規制する金融機関)が運営するアメリカ合衆国における店頭市場)

フランスにおける譲渡債務証券の店頭市場(Titres de Créances Négotiable)

NASDAQヨーロッパ(NASDAQヨーロッパは、最近形成された市場であり、一般的な流動性の水準は、他の確立された取引所におけるものに比して優れているということができない。)

カナダ証券業協会が規制するカナダ国債の店頭市場

オーストラリア金融市場協会

SESDAQ(シンガポール証券取引所の第二部)

()以下に所在する、認可金融デリバティブ商品が上場または取引される全てのデリバティブ取引所：

- 欧州連合加盟国
- 欧州経済地域加盟国(欧州連合、ノルウェー、アイスランドおよびリヒテンシュタイン)

アメリカ合衆国の以下の取引所

- シカゴ商品取引所
- シカゴ・オプション取引所
- シカゴ商業取引所
- 米国ユーレックス取引所
- ニューヨーク先物取引所
- ニューヨーク商品取引所
- ニューヨーク商業取引所

中国の上海先物取引所

香港の香港先物取引所

日本の以下の取引所

- 大阪証券取引所
- 東京金融先物取引所
- 東京証券取引所

ニュージーランドのニュージーランド先物オプション取引所

シンガポールの以下の取引所

- シンガポール国際金融取引所
- シンガポール商品取引所

ポートフォリオの資産価値を決定する目的に限り、「公認の証券取引所」という用語には、ポートフォリオがその効率的運用のために、または為替リスクをヘッジするために利用するデリバティブ契約に関して、当該契約が定期的に取り引される組織化された取引所または市場を含むものとみなされる。

ダイワ外貨MMF

受益者に対する独立監査人報告書

2013年12月31日に終了した年度

我々は、各ファンドに関する資産・負債計算書、運用計算書、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書、投資有価証券明細表および関連注記から構成されている2013年12月31日に終了した年度のダイワ外貨MMFのファンドの財務書類について監査を行った。財務書類を作成する際に適用されている財務報告の枠組みは、アイルランドの法律ならびに財務報告協議会（FRC）が発行しかつアイルランド勅許会計士協会が公表した会計基準（アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行）である。

管理会社および監査人それぞれの責任範囲

管理会社の業務報告書により詳細に説明されているように、管理会社は、真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成に関して責任を負う。我々の責任は、アイルランドの法律および国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って財務書類を監査し意見を表明することである。当該基準は、我々が監査実務審議会の監査人倫理基準を遵守することを要求している。

当該意見を含む本書は、各ファンドの受益証券保有者のためにのみ作成されており、それ以外の目的はない。当該意見を述べるにあたり、我々は、書面により予め我々が明示的に承諾している場合を除いて、いかなる他の目的に関しても、または本書を呈示されるもしくは入手できるいかなる他の人物に対しても責任を引受けずまた負わない。

財務書類の監査範囲

監査には、欺罔または誤謬の如何にかかわらず、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得るに十分な財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手することが含まれる。これには、会計方針がファンドの状況に見合ったものであるか、一貫して適用されまた適切に開示されているか否か、ならびに管理会社によって行われた重要な会計上の見積りの合理性および財務書類の全体的な表示の査定も含まれる。さらに、我々は、監査済財務書類との重大な不一致を見極めるために、ならびに監査を行う過程で我々が取得した知識に基づいて明らかに重大な間違いである情報、または監査を行う過程で我々が取得した知識とは重大な不一致を見出す情報を見極めるために、年次報告書のすべての財務・非財務情報を精読する。我々は、明らかな重大な虚偽記載または不一致に気づいた場合には本書に述べることを検討する。

財務書類に対する意見

我々の意見では、当財務書類は、

- ・ 2013年12月31日現在のファンドの財務状況および同日に終了した年度の運用実績についてアイルランドにおいて一般に認められている会計慣行に従って真実かつ公正な概観を与えており、また
- ・ 1990年ユニット・トラスト法および信託証書の要件に準拠して適正に作成されている。

その他の事項に対する意見

- ・ 我々は、我々が監査の目的で必要と考えるすべての情報および説明を入手した。
- ・ 我々の意見では、適切な会計帳簿が管理会社によって維持されてきた。
- ・ ファンドの財務書類は、会計帳簿と一致している。

ブライスウォーターハウスクーパース

勅許会計士および登録監査人

ダブリン

日付：2014年4月23日

[次へ](#)

DAIWA GAIKA MMF**Independent Auditor's Report to the Unitholders**

For the year ended 31st December 2013

We have audited the financial statements of the Funds of Daiwa Gaika MMF for the year ended 31st December 2013 which comprise the Statement of Assets and Liabilities, the Statement of Operations, the Statement of Changes in Net Assets Attributable to Participating Shareholders, the Schedule of Investments and the related notes for each of the Funds. The financial reporting framework that has been applied in their preparation is Irish law and accounting standards issued by the Financial Reporting Council and promulgated by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland).

Respective responsibilities of the manager and auditors

As explained more fully in the Statement of Manager's Responsibilities set out on page 6, the manager is responsible for the preparation of the financial statements giving a true and fair view. Our responsibility is to audit and express an opinion on the financial statements in accordance with Irish law and International Standards on Auditing (UK and Ireland). Those standards require us to comply with the Auditing Practices Board's Ethical Standards for Auditors.

This report, including the opinions, has been prepared for and only for the unitholders of each of the Funds and for no other purpose. We do not, in giving these opinions, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

Scope of the audit of the financial statements

An audit involves obtaining evidence about the amounts and disclosures in the financial statements sufficient to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or error. This includes an assessment of: whether the accounting policies are appropriate to the Funds' circumstances and have been consistently applied and adequately disclosed; the reasonableness of significant accounting estimates made by the manager; and the overall presentation of the financial statements. In addition, we read all the financial and non-financial information in the Annual Report to identify material inconsistencies with the audited financial statements and to identify any information that is apparently materially incorrect based on, or materially inconsistent with, the knowledge acquired by us in the course of performing the audit. If we become aware of any apparent material misstatements or inconsistencies we consider the implications for our report.

Opinion on financial statements

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland of the state of the Funds' affairs as at 31st December 2013 and of their results for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the Unit Trusts Act 1990 and the Trust Deed.

Opinions on other matters

- We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit.
- In our opinion proper books of account have been kept by the manager.
- The financial statements of the Funds are in agreement with the books of account.

PricewaterhouseCoopers

Chartered Accountants and Registered Auditors

Dublin

Date: 23 April 2014

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドの株主各位

我々は、損益計算書、貸借対照表および関連注記から構成されている、2013年9月30日に終了した年度のエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド（「当社」）の財務書類（「財務書類」）について監査を行った。財務書類を作成する際に適用されている財務報告の枠組みは、アイルランドの法律ならびに財務報告協議会（FRC）が発行しかつアイルランド勅許会計士協会が公表した会計基準（アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行）である。

本書は、1990年会社法の第193条に準拠して、当社のメンバー全体のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が監査報告書で当社のメンバーに述べることが要求されている事項を、メンバーに対して表明するために行われ、それ以外の目的はない。法律により許容される限りにおいて、我々は、我々の監査業務に関して、本書に関して、または我々が形成した意見に関して、当社および当社のメンバー全体以外の誰に対しても責任を引き受けずまた負わないものとする。

取締役および監査人のそれぞれの責任範囲

取締役の責任報告書により詳細に説明されているように、取締役は、真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成に関して責任を負う。我々の責任は、アイルランドの法律および国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って財務書類を監査し意見を表明することである。当該基準は、我々が監査実務審議会によって発行された監査人倫理基準を遵守することを要求している。

財務書類の監査範囲

監査には、欺罔または誤謬の如何にかかわらず、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得るに十分な財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手することが含まれる。これには、会計方針が当社の状況に見合ったものであるか、一貫して適用されまた適切に開示されているか否か、ならびに取締役によって行われた重要な会計上の見積りの合理性および財務書類の全体的な表示の査定も含まれる。さらに、我々は、監査済財務書類との重大な不一致を見極めるために年次報告書のすべての財務・非財務情報を精読する。我々は、明らかな重大な虚偽記載または不一致に気づいた場合には本書に述べることを検討する。

財務書類に対する意見

我々の意見では、

- ・ 財務書類は、2013年9月30日現在の当社の財政状態および同日に終了した年度の当社の損失について、アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行に従って、真実かつ公正な概観を与えている。
- ・ 財務書類は、1963年 - 2013年会社法に準拠して適正に作成されている。

1963年 - 2013年会社法により報告することが要求される事項

我々は、我々が監査のため必要と考える情報および説明をすべて入手した。

財務書類は会計帳簿と一致しており、我々の意見では、当社が帳簿を適切に維持している。

我々の意見では、取締役報告書における情報は財務書類と一致する。

貸借対照表に表示されているとおり、当社の純資産は払込請求済株式資本の2分の1を超えており、我々はこの基準であれば2013年9月30日現在において、1983年改正会社法の第40項(1)により、当社の臨時株主総会の招集を要する財務状況は存在しないと考える。

例外により報告することが要求される事項

我々が各位に報告することを要求する1963年 - 2013年会社法における条項に関して報告することは何もなく、我々の意見では、法律で規定される取締役報酬および取引の開示は行われない。

ギャレット・オニール

ケービーエムジーを代表して署名

勅許会計士、法定監査法人

2014年 1 月22日

ダブリン 1、IFSC、ハーバーマスター・プレイス 1

[前へ](#)

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT
TO THE MEMBERS OF SMT FUND SERVICES (IRELAND) LIMITED

We have audited the financial statements (" financial statements ") of SMT Fund Services (Ireland) Limited (the " Company ") for the year ended 30 September 2013 which comprise the profit and loss account, balance sheet, and the related notes. The financial reporting framework that has been applied in their preparation is Irish law and accounting standards issued by the Financial Reporting Council and promulgated by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland).

This report is made solely to the Company's members, as a body, in accordance with section 193 of the Companies Act 1990. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Company's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the Company's members as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Respective responsibilities of directors and auditor

As explained more fully in the Directors' Responsibilities Statement set out on page 6, the directors are responsible for the preparation of the financial statements giving a true and fair view. Our responsibility is to audit and express an opinion on the financial statements in accordance with Irish law and International Standards on Auditing (UK and Ireland). Those standards require us to comply with the Ethical Standards for Auditors issued by the Auditing Practices Board.

Scope of the audit of the financial statements

An audit involves obtaining evidence about the amounts and disclosures in the financial statements sufficient to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or error. This includes an assessment of: whether the accounting policies are appropriate to the company circumstances and have been consistently applied and adequately disclosed; the reasonableness of significant accounting estimates made by the directors; and the overall presentation of the financial statements. In addition, we read all the financial and non-financial information in the annual report to identify material inconsistencies with the audited financial statements. If we become aware of any apparent material misstatements or inconsistencies we consider the implications for our report.

Opinion on financial statements

In our opinion:

- the financial statements give a true and fair view, in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the state of the Company's affairs as at 30 September 2013 and of its loss for the year then ended;
- and the financial statements have been properly prepared in accordance with the Companies Acts 1963 to 2013.

Matters on which we are required to report by the Companies Acts 1963 to 2013

We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit.

The financial statements are in agreement with the books of account and, in our opinion, proper books of account have been kept by the company.

In our opinion the information given in the directors' report is consistent with the financial statements.

The net assets of the company, as stated in the balance sheet are more than half of the amount of its called-up share capital and, in our opinion, on that basis there did not exist at 30 September 2013 a financial situation which under Section 40(1) of the Companies (Amendment) Act, 1983 would require the convening of an extraordinary general meeting of the company.

Matters on which we are required to report by exception

We have nothing to report in respect of the provisions in the Companies Acts 1963 to 2013 which require us to report to you if, in our opinion the disclosures of directors' remuneration and transactions specified by law are not made.

Garrett O'Neill

For and on behalf of KPMG

Chartered Accountants, Statutory Audit Firm

22 January 2014

1 Harbourmaster Place

IFSC

Dublin 1

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[前へ](#)